日本思想の系譜 文 献資料集(下巻・その一)―

小田村寅二郎編









展 文 研 叢 書 No. 7

想 0 集 系 (下・その一) 譜

日

本

思

文

献

資

料

田 村 寅 = 郎 編

小

社団法人 玉 民 文 化 研

究

会



は

閣僚 それを記念して日本の各方面で多彩な行事が催された。政府でも十月二十三日に、東京 はじめ、 の日本武道館で盛大な祝賀の式典を挙行した。その日は、天皇・皇后両陛下の御臨幸を 昨 私も縁あつてその末席をけがすことになった。 年 ・国会議員夫妻をはじめ、 の昭和四十三年(一九六八)は、明治維新から数えて百年目に当たるというので、 皇太子殿下ほか皇族の各殿下のお出ましを仰ぎ、 全国 から招かれた各界代表、計約 世界各国の在日外交官夫妻、 一万人の参列があつた

これを隠蔽して子供たちに語ろうとしない。 る風潮が目立つ。 民に伝える勇気を失い、明治天皇の御親政、 敗戦後二十余年を経過した今日、いまだに祖国 殊に明治時代における国勢躍進の諸 ために、次代を背負う青少年たちは、 御聖徳の諸事実についても、 事蹟については、 の栄ある歴史伝統を白眼視す これを正しく少 大人たちは、

以来終戦に至る約八十年間の日本の足跡について、少しの誇りも持ち合わさない。

こうした折に、政府の肝入りで行なわれたのが、 る。この傾向は、学校教育・社会教育の両面を通じて顕著に見られるところであつた。 明治以降の日本は、侵略的で、いかにも悪業を積み重ねてきたかのように思い込んでい 「明治百年記念式典」であつたので、

いなかろうと、私は、ひそかに期待し、 この式典は、 見る目にはたしかに明治以来百年にわたる先人の偉業を寿ぐ厳粛 その式場に赴いたのである。

これこそは、敗戦以来のこの国民の心の迷いにきつと、一新紀元を劃してくれるにちが

たのである。 つて明らかなごとく、 もののように回顧していた。だが、歴史の事実は、そうではなかつた。 天皇を中心として歩み来たつた戦前八十年の歴史を、ただ単に国民だけの努力によつた たものであつた。 なものであつたが、 すなわち、 国民を代表して述べられた祝詞の内容は、 明治という時代は、明治天皇の偉大な御精神によつて導 この百年間の日本の歩みの真相を語るには程遠く、ことに、 私の期待から全くはずれ 本書 の編集によ かれてい

衆参両院議長(衆議院議長のみ代理)、 その日、国民を代表して「祝詞」を述べられたのは、 最高裁判所長官の四人であつたが、いずれも明治時 総理大臣 (佐藤栄作氏) 0

ほ

代を回 の御名すら口にしなかつたように印象する。また終戦を回顧するくだりでも、 あの声涙ともにくだる御聖断や、その折の御作 顧するに、明治天皇の御親政・御聖徳の一つにだに言及することなく、 明治天皇

爆撃にたふれゆく民の上をおもひいくさとめけり身はいかならむとも 身はいかになるともいくさとどめけりたどたふれゆく民をおもひて

に拝察せられる

天皇陛下の言語に絶した真憂の御心を思いかえすこともなく、天皇に

喜ぶ、というきまり文句の挨拶用語で、儀礼的に天皇という言葉に触れただけであつた。 わずかにその祝詞の冒頭で、両陛下の御臨席をいただいて今日の式典が開かれたことを 感謝申し上げるような言辞は、一つとして述べられることがなかつた。ただ四人とも、

それは、在日外交団を代表しての、パラグァイ国の駐日大使トーレス氏であつた。トー れた。その「祝詞」の内容は、前の四人のとはちがつて、私の心を深い感動にさそつた。 だが、この四人に続いて第五人目の、そして最後の祝辞が、一人の外国人によつて読

者たちが、あえて言及することを避けた天皇のことについても、この外国の大使は、日 ス大使は、かなり流暢な日本語で、しかもゆつくり聴き易く述べられた。日本の代表

1 る国民としての素直な所懐を述べ得なかつたことを、私は、終生忘れることがないであ 勝手放題な価値判断を加えようとも、外から日本を見守つている人たちは、 決して私ばかりではなかつたと思う。 る。 本の ていつた。そして日本国民に対して、日本国民の「先人」の偉業を讃えたのであつた。 の根底において確認したものであつたのである。この祝詞に深い感動を覚えたのは、 の祝詞だけが、われわれ日本人の「先人」が天皇と固く結ばれていたことを、その祝 と強く印象づけられた。この日の式典が、せめて式典らしく終幕されたかげに、ト ス大使のこの祝詞があつたことを、そして日本の国民代表たる人々が、天皇に対す 歴史、 彼はその祝詞 事実はあくまでも事実として受けとめ、真相は真相として把握し 百年の歩みの中の要点を、短い言葉の中に集約して、的確に話されたのであ の中で、 明治天皇の偉大さをたたえ、さらに今上陛下の御聖徳に触れ いまの日本の政治家や学者たちが、 日本 てい ح の外国人 0 歴史に るのだ

た。しかしどの新聞も、トーレス大使が在日外交団を代表しての祝詞を述べられた、という記事だけで、その全 、私は、この祝詞を再度正確に読みたいと思つた。それでその日の夕刊と翌日の朝刊すべてに目を通してみ

惜しい気がするので、この紙面に挿入して永久に大使の徳をたたえ、その全文を、本書の読者各位にご紹介さ を得て送つてくださつた。私は、大使とは個人的なお近附きがないが、それをしまつてしまうには、余りにも 文についてはもとより、本文の一部分すら載せていなかつた。私は残念で仕方がないので、数日後、思い切つ て電話帳を調べてパラグァイ大使館に電話し、祝詞のコピー一通一和訳文―をぜひにと所望したところ、快諾

「トーレス大使の祝詞」 (於「明治百年記念式典」) せていただくことにした。

今日、明治百年祝賀祭典に列席し、祝詞を述べますことは、私の最も光栄とする処

であります。

本国民が、封建制度を打破し世界に門戸を開放したことは、特記すべきことでありま 強固な封建制度に支配され、又過去二百五十年の間、世界から全く孤立していた日

種の社会面、な 会制度を採用して国民の意志に従う政治を確立し、更に外交、経済、通信、その他種 H ・国民が、その門戸開放と同時に何等踌躇する事なく、民主主義の理念、即ち議 就中、教育の面に於きまして、極めて重要な改革を断行した事は、更に

特筆に値する事柄であります。

此

級に普及され、

の教育部門に於ては、世界の隅々から知識が導入され、此れが社会のあらゆる階

明治天皇の御時世における此等の大胆な改革は、日本が二十世紀初頭に於ける世界 すべての日本国民によつて消化されたのであります。

現在天皇陛下の叡智に満ちた御指導の下に、驚異的な発展進歩を示した昭和時代が 一線国家の一員となる奇蹟の礎えとなつたのであります。

創りあげられ、 日本は、今や全世界の賞讃と尊敬の的となつております。

す。 日本国民の国家に対し、 処に外交団 の代表と致しまして、 心からの祝意を申しのべ、一層の御幸福を御祈り致しま 又各国大使及び私の名に於きまして、 此 の偉大

有力な推進者になることを、切に期待申し上げます。 スピィレイション」の源泉となり、日本が国際社会で更に優位な地位を確保して、将 H 本 国 民の先人が示された叡智と理想主義とたゆまざる努力とが、新らしい「イン の世紀において、世界の調和と平和の確保に貢献され、又人類の共栄共存の

(昭和四十三年十月二十三日)

駐日パラグァイ国特命全権 大使

駐日外交団 代表

-コラス デ バリ フレチャ

トーレス

象は、直ちに本書 資料集」は、既刊の「古代・中世・近世」の三冊に続いて、「近代」(明治時代)二冊分 のである。その経緯は次のようなことであつた。 の編集作業が進められていた。だが、この十月二十三日の式典から受けた私の複雑な印 この「明治百年記念式典」の行なわれたころ、この「日本思想の系譜 「近代」二冊の編集方針にも、大きな指針の追加となつて返つてきた

敗戦によつて生じた「時代の断層」をなんとかして除去したい、そして若い世代の人々 頭の中での知的な追求にとどまらずに、心を労して味わつてもらいたいためであつた。 私たちが、この「日本思想の系譜 日本の文化と思想について正確に勉強できる機会を与え、日本の思想の本質を、単に 一文献資料集」を二年前から手がけたのは、実は、

そして私たちは、若い世代の人々にたいして、古典を学ぶ場合の学究態度として、自己

なつた勉強の仕方を、ぜひ身につけてもらいたい、と念願してきた。もし若い世代の人 の心を古典の時代にまで移し及ぼすように努力してもらつて、いわゆる「追体験」を伴 のし易い文献として「しきしまのみちの詠草」 々が、この勉強のコツを身につけてくれさえすれば、時代の混迷も徐々に氷解するに相 と信じたからである。それでこの「日本思想の系譜」の文献の中に、「追体験」 (和歌) を沢山取り上げてきたのである。

践 刊の三冊を刊行してきたのである。そしてその続き、 「しきしまのみち」こそは、歴代の天皇がたも、 《みなづんできた日本思想のポイントであつたからである。こうした念願によつて、既 名もなき国民も、 ならびに最終事業として、 二千余年にわたつて、

H

「本」の思想の核心に触れていこうとしていた。

最 浅薄で自信がないようなことでは、どうしようもないではないか。首相はじめ両院議長、 の人々をも含めた現世代の指導層の人々の、日本の天皇に対する理解が、こんなにまで 高裁長官のこの日の祝詞は、いつてみれば内容的に「天皇不在」の明治百年観に外な ところが、前記の記念式典のあと、私の心を強く打つたことは、いままで考えてきた い世代のための努力だけではだめだ、大人たち、しかも私などよりも年輩の上

らなかつた。その人々の主観的意識はそうでなかつたかも 知れないが、 少なくとも私の

i に値するかどうかも疑問になつてきた。 こう見てくると中性政党みたいなもので、日本を真実に守るべき保守政党の名 そう映らざるを得 なかつた。 これではいけない。 よし!政府や保守党が、尊い日本の国柄につい 自民党は保守政党とい われ

て自信を失なつているというのならば、

い

が、私は編 この 「近代」 集委員各位の の編 集の重点の一つに、明治天皇の御歌が載 お集まりをいただいた席で、式典当日の模様などを報告し、そ せられることになつていた

明治百年を明らかにしよう、と、自分にいいきかせ、その決心が促がされてきた。

民間人たる私どもの微力を結集してでも、正し

意義 を考えずに素通りしてしまう人々も多かろうから、 その御詔 勅の内容 汇 ても、

のほ

か

に、

①明治天皇の

御詔勅を可成

り沢山に掲載すること、

②それだけでは、

詔勅

おける明治 天皇 一の御 心境を

IE 僅 か ・日露戦役の御詔勅の背景をなしていた当時の日本対外国の国際情勢の分析や、 明治天皇の御構想にもとづく、近代日本のイメージを明らかにする試み、また⑤日 に辿つてみること。④軍人勅論・教育勅語 ながらでも解説を加えること。 ③明治維新直後十年間に ·憲法発布 K 際し ての御詔勅などによつ

そのも くことを提議したのである。 あわ のに おける戦況の一部の紹介などを加えて、とにかく⑥明治時代における天皇の せてそれに感応していつた国民の至誠、 編集委員諸氏は、 快くこれに同意された。 それらを急ぎ、本書に充実させてい そして本書

大御心をわが 各位に奇異の念を 代」二冊が、 の日本は、 の人物の取捨選択に [本思 ーを記 つづけた時代であつた。この歴史的 る意味では、 想は、 念して、 時に多少の例外があつたにしても、 決 ここに見られるような内容にまとめてい 心の糧のごとくに仰ぎ、 多数の して解き明かすことができない。 本書 いだかせるような部分があるかも知れない。 おいても、 出版社 は、 ずいぶ から続々出されてい また資料たる書籍の取捨選択においても、 ん思い 大御心に感動しつく、 事実を中心的な視点にしなければ、 切つた編集方針 全体的には、 る明治物全集に対比して、 この視点を強いて無視して、 かれたのである。 に見えるか 大御心に帰一し奉ろうと努 国民すべてが、 しかし、 \$ 知れ 明治という時代 しばしば読者 ts 明治 明治 本書 い あえて明 時代の 天皇の 明治百 そ

姿勢であると思う。

治

り明

治

を回

顧しようとするのは、

正に歴史を歴史として把えようとしない誤つた

昭和時代の文献資料が、同じく追加編集される時があるとすれば、 姿も、正しく把えられてくるにちがいない。その意味で、 されてくることと思う。大正、 の解明に及ばずながらも全精神を傾けて取り組んだ真意が、一層はつきりと浮きぼりに った時代でもあったからである。 うらはらになつていった明治末年の日本の趨勢・動向に及んでこそ、 歴史的事実に対して、 昭和という時期は、 忠実に、その時代を見、しかもなお、明治天皇の御志と、 日本思想が下降の線を滑り出してい 他日、この続刊として大正 私たちが、 大正 以降 明治 の日本の

評価した天皇について、私はかつてある書き物で、 学者に、 し輔弼し奉ることに、全心身を傾け続けてきた日本民族の崇高な英知をも含めての意味 止まるのではなく、その価値高き天皇の御存在を、 あるが、今もそのように考え続けている。それは、 正しく理解されずじまいになりそうだ、ということである。われわれの祖先が 以上述べたことを、いまいちど端的に申せば、日本の天皇は、日本の政治家に、日本の 日本の教育者に、 日本の実業家に、そしてその結果、 永遠に栄えしめようと、天皇を輔佐 天皇だけが、文化価値という意味に 「天皇は文化なり」といつたことが 日本の若き世代の人々に、 価値 高

た方々に心から謝意を表したいと思う。 以上私は、 この「はしがき」をかりて思うままに記させていただいた。お読み下さつ

る。 だいたことをつけ加えたい。 また、編集作業、解説執筆についても、前三巻の時より五人の方を加え桑原暁一(校教) 出典の執筆者の方々に一々ご挨拶できなかつたことをお許しねがいたいと思う。 ·一(研究所員)、葛西順夫(人概論)、夜久正雄(大教授)、戸田義雄(原大講師)浜田収二郎(信社整 本書への引用資料には、いつものように多くの既刊書から活用させていた 書中そのつど出典を示したのは、 謝意を含めてのことであ

次理長)、 (亜細亜)、 ぬご協力を賜わつたことを感謝し、心から御礼を申し上げたいと思う。 瀬上安正(鄭研究所部長)、 小柳陽太郎(高教論)、 名越二荒之助(高教論)の諸氏をはじめ、 関正臣(亜大学)、 島田好衛(無問通信)、 香川亮二(法政大学)、 先輩・畏友の一方なら 梶村昇

昭和四十四年三月二十日

、この「文献資料集」は、全五冊で完結させるが、本書はその第四冊目で、日本の「近代」のう

なお、第一冊(本叢書 2)には日本の「古代と中世」の資料を、第二冊(本叢書 2)には、

世の前半期」の資料を、第三冊(本叢書o)には、「近世の後半、幕末期」の資料を、それぞれ集

ち、「明治時代の前半」に該当するものを集録した。

録して既刊した。

ているところから、既刊の三書と同じく、著作名でなく、なるべく作者の名前を掲げることにし 各章の標題は、本書が「日本思想の系譜」と題して、日本思想の縦の流れをたどる目的をもっ

、配列の順序は、年代順を原則としたが、思想の系譜をたどる見地から、かなり例外もでた。

一、引用文献は、なるべく、読者の入手し易いものを選んだが、それのできないものもあつた。 ら受ける感覚も考えて、一部原著のままに旧字体を使つたものもある。 漢字の字体は、主として当用漢字を用いたが、人名および本文のある部分については、字体か

一、仮名づかいは、文献資料そのものは、おおむね歴史的仮名づかいにより、解説文その他は、現

代仮名づかいによつた。

- 、振り仮名の仮名づかいは、御詔勅および一部の文献資料については、歴史的仮名づかいにより、
- その他は、現代仮名づかいによつた。 なお読者の便のために、本書の目次のまえに、第一冊(古代・中世)、第二冊(近世の前半期)、

第三冊 (近世の後半期)の目次を小活字で掲載し、また、本書の目次のあとに、本書に続く第五 明治時代の後半期)の目次を、同じく小活字で附加した。それらは、本書を活用さ

、各章の冒頭の解説および採用文献に附随した解説には、その末尾に、その執筆をお願いした 方々のお名前を () に註記した。全体的統一をはかるために、編者において若干訂正させてい れる方々が、日本思想の縦の流れに立つて各資料を見られるのにお役に立つと思つてのことであ

ただいた部分もある。なお、()のないものは、編者が解説を記したものである。

、全五冊のうち、本書のみ、その末尾に「附録」(参考資料)の記載がなく、かつ「歴代天皇の る。従つて、本書と第五冊(下巻・その二)を一組にして、ご利用賜わりたいと思う。 御歌」の収録がないが、これは次の第五冊と合わせて、「明治時代」を構成させているためであ

<参考>日本思想の系譜――文献資料集(上)――目次

		後鳥羽院177	十五
あとがき・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	あとがき	源 實朝170	十四
年表・辞典などの紹介	出		±
研究書の紹介30		法 然	±
コロンビア大学における日本思想	(五)	慈 圓	+
書籍解題・目録・解説などの紹介別	(124)	平家物語	. +
日本精神史に関する主要叢書の紹介298	(=)	E	一中世
近世・近代に作成された、史料の紹介…55	(=)	古代における歴代天皇の御歌107	
史料の紹介		紫 式部103	八
古代・中世に作成された、その他の	(\rightarrow)	菅原道真95	七
	附録	祝詞(延喜式)87	六
中世における歴代天皇の御歌88	二十四	最澄·空海	五
遊 如	三十三	萬葉集	· M
世阿彌	壬	日本書紀	1 =
宗良親王	二十一	古事記	=
太平記	-	聖徳太子	_
北島親房226	十九	代	古
(参考資料)—御成敗式目215	ナ八	例:	
日 蓮	十七	日本思想と和歌との関係について5	日本
道 元197	十六	はしがき1	はし
二 三 三 沙	工米身(十	/考地/日本思志の系語 文南資米男(上) 目沙	

藤田幽谷207	二十八	八 山鹿素行43	
林 子平199	二十七	七 佐倉惣五郎	
杉田玄白193	二十六	六 宮本武蔵31	
山縣大貳189	二十五	五 信長公記·川角太閤記····································	
建部綾足185	二十四	四 ルイス・フロイス19	
賀茂真淵177	二十三	三 フランシスコ・デ・ザビエル15	
田安宗武170	二十二	二 千 利休11	
與謝蕪村100	<u>二</u> 十	· 豊臣秀吉・徳川家康)	
宫永仲基·····157	二十	一戦国武将の和歌(武田信玄・上杉謙信	
若林強齋152	十九	三、近世(その一)	-
田中丘隅147	十八	<参考>本書の上巻(古代・中世)の目次21	
葉 隠111	十七	凡 例	
获生徂徠······134	十六	子」の評価について18	
松尾芭蕉123	十五	三 アジア大陸文化を摂取された「聖徳太	
近松門左衛門110	十四	いて	
坂田藤十郎	士	二 古事記の「神話」に取り組む姿勢につ	
熊澤蕃山101	+=	から始めるべきではない8	
契 沖97	+	一 日本における歴史教育は「土器」の説明	
武道初心集	+	編者の三つの基本的立場について8	
徳川光圀81	九	はしがき1	
文献資料集(中・その二)――目次	料集(中	<参考>日本思想の系譜――文献容	

2) 支邦こはする委室の資料(その二)	
(1) 支那における倭寇の資料(その一)	
倭寇関係の資料について	\mapsto
近世全期を通じての諸参考資料31	録Ⅰ
「孝明天皇御歌」278	
近世における歴代天皇の御歌(その二)	五十五
孝明天皇「御述懐一帖」 26	五十四
久坂玄瑞	五十三
高杉晋作	五十二
橋本左内223	五十一
吉田松陰	五十
伴林光平183	四十九
佐久良東雄	四十八
佐久間象山	四十七
横井小楠137	四十六
村垣淡路守133	四十五
伊達宗弘	四十四
	四十三
大塩中斎	四十二
二宮尊徳	四十一
平田篤胤77	四十

- (=) 鎖国関係の資料について…………308 ボルトガル人の目に映じた倭寇資料
- 「第一回鎖国令」の全文 「邪宗門吟味之事」の全文
- 「天地始之事」から
- (3) 「ジャガタラ文」から
- 志から オランダ人カロンの「日本大王国

(=)

徳川幕府の諸法度および東照宮関係の

- 「武家諸法度」に関する資料
- 「宮中の人々に対する法度」に関
- する資料 「寺社に対する法度」に関する資料
- (4) 幕末における外国関係(往復)文書に ウォーカーの「修蔵記録」から 東照宮に関する資料

(29)

国書」から 「アメリカ大統領フィルモーアの

(3)

「ベリー来航に関する井伊直弼の

附

106.4
61.1
25.72
便收
2020

世・近世まで) 日本思想の系譜「参考年表」(古代・中

和宮に代ふる壽萬宮降下の朝廷側 老中連署の攘夷奉答書

田 (8) (7)

(1)

朝廷側からの公武合体論「戊午の

密動」

和宮の御降嫁問題

ケンプェルの「箱根の建碑」の碑文 人恐怖伝』論」から

公武合体関係の資料について…………

19

「日米修好通商条約」から 「日米和親条約」から

(6) (5) (4)

の「一外交官の見た明治維新」から イギリス人、アーネスト・サトウ

黒沢翁満の「ケンプェル著『刻異

丘	^	^	^	凡	は	
t	少考 ソ	今考い	多考 >		L	
2	~本患	本 幸	本 本 書	例:	から	E

						~参	/ 参	へ参	儿	は	
五.	四	三	=	_	代	考>	考>	考>		L	
西	岩	副	\equiv	明治	7	本建	本宝	本書	例:	から	
郷	倉	島	條	明治初期の	代(その一)	<参考>本書の中巻	<参考>本書の中巻	<参考>本書の上巻	例	き	
隆	具	蒼	實	の	0						
盛	視	海····································	美	詔勅3		(近世・その二)の目次17	(近世・その一)の目次16	(古代・中世)の目次	13	жо	

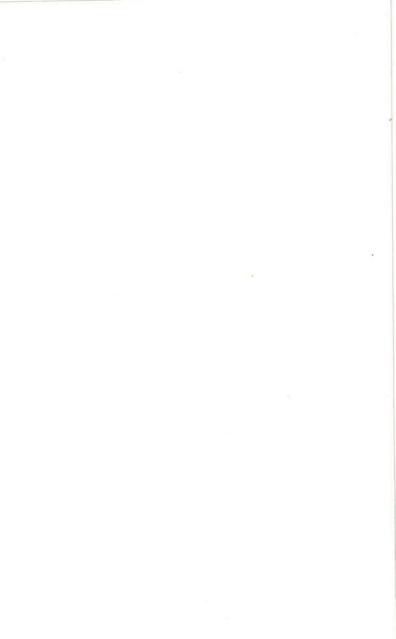
次

語	勅	育	教	二十
日本帝国憲法における「三つの前文」	国審	日本帝	大	十九
毅		上	井	十八
孚	永	田	元	十七
襄		島	新	十六
迷	py	葉亭	\exists	十五
風(附・福本日南)145	貞	沼	菅	十四四
論 	勅	人	軍	+ =
猪	辰	場	馬	<u>+</u>
吉	卯	口	田	+
福108	尊	家	千	+
吉	諭	澤	福	九
郎	太	崎彌	岩	八
信	重	隈	大	七

とがき401	あ
森 鴎 外	三十三
正 岡 子 規	三十二
Щ	三十一
志賀 重 昂	三
陸奥宗光	二十九
國木田獨歩323	二十八
三 国 干 渉	二十七
日清戦役に関する詔勅306	二十六
樋口一葉	二十五
福島中佐·郡司大尉	二十四
	二十三
見島惟謙	<u>-</u> +
伊藤博文222	二十二

<参考>日本思想の系譜――文献資料集(下・その二)――目次

			-
あとがき	あとが	杨中佐·廣瀬中佐157	四十五
ジョン・バチェラー	(+)	日露戦役に関する詔勅141	+
小学唱歌	树		+
「明治忠烈伝」339	伍	青木 繁115	1 1
「明治孝節録」224	(124)	太	1 四十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二
御巡幸について	(=)	澤	- 十
書・讃美歌の和訳について	(=)	田中正造	+
国歌「君が代」と国旗「日の丸」!!		中江兆民	三十八
	附録	岡倉天心	三十七
「明治天皇御歌」275		モラエス	三十六
近代における歴代天皇の御歌	五十五	小泉八製17	三十五
「国民同胞和歌集・明治篇」	五十四	夏日沸石	= = = = = = = = = = = = = = = = = = = =
戊申詔書	五十二	f sold	i j
100		4	1
	五十二	<参考>本書の下巻(近代・その一)の目次…17	へ参
	五十一	<参考>本書の中巻(近世・その二)の目次…15	^容
河原操子如	五十	0	^ 参
野口英世	四十九	の上巻	_ ^ 容
東郷平八郎(附·佐久間勉)210	四十八		Л
乃木希典178	四十七	しかき	



五、近

代(その一)



一、明治初期の詔勅

を持っていたことを、 するが)における政治は、 かは、改めて言うまでもないが、憲法発布以前の年代(実は明治時代全期の約半分の期間がそれに該当 なった。明治時代四十五年間を通じ、 八六八年、 明治維新とともに、 想起する必要があると思う。 政治の大本を国民に示すよすがとしての天皇の詔勅が、 わが国の政治は、古に復し、天皇の御親政の世を迎えることと 明治天皇のなされた政治が、 いかばかり偉大なものであった 特に大きな意義

引用は、 天皇の、 み易くするために、 っているが、 それでここに、 政治についてのお心組みがよく伺われると思われるものを「九つ」列挙することにした。 河出 解りやすい個所は削除し、 書房の 明治 編者において濁点を附したことをご了承ねがいたい。 「歴代詔勅全集」(昭和十六年刊)の第五巻に拠った。また、原書は総ルビにな 元年から、 十余年間 また原書には仮名に濁点がつけてなかったが、これまた読 (軍人勅諭が発布される前あたりまで)の御詔勅の中から、

(1)五節 條の 御 誓 文」(明治元年三月十四日)(一八六八)

- 一広ク会議ヲ與シ、万機公論ニ決スベシ。
- 官武一途庶民ニ至ル迄、 各 其 志 ヲ遂ゲ、人心ヲシテ倦マザラシメンコトヲ要ス。 上下心ラーニシテ、盛ニ経綸ヲ行フベシの
- 旧来ノ阪習ヲ破リ、天地ノ公道ニ基クベシ。
- 智識ヲ世界ニ求メ、大ニ皇基ヲ振起スベシ。

是ヲ定メ、万民保全ノ道ヲ立ントス。衆亦此旨趣ニ基キ、 我国未曾有ノ変革ヲ為ントシ、 朕た 躬ヲ以テ衆ニ先ンジ、天地神明ニ誓ヒ、 協心努力セ 3

(前掲全集、第五巻、一七一八ページ)

ついても、青少年たちに「御誓文」の意味を問うと、大ていの者が「明治天皇が国民に対して て大変粗 編者注、 雑な扱い方をするようになってしまった。例えば、この有名な「五箇条の御誓文」に 第二次世界大戦における敗戦の結果、わが国における教育は、天皇の御事蹟につい

お誓いになったもの」と答える場合が多い。とんでもない理解の仕方をさせられている。それ 「五箇条の条文だけ」しか教えてもらえないためかも知れない。

れているではないか。すなわち、「朕、躬ヲ以テ衆ニ先ンジ、天地神明ニ誓と……」とあるの 合して一となるものである。そしてその後段には、その「御誓い」の対象がはっきりと明示さ 謙虚なお心に、どれほど深い感激を覚えたことであろうか。心から納得して、天皇と とも に と教示せられたものと解釈しなければ、解釈のしようもないほど、はっきりした文意である。 を見落しては、全文の意味にもその影響が及ぶ。天皇御自身が、天神地祇、そして祖先の神々 に、かくかくしかじかにお誓いになり、国民に対しては、「衆亦此旨趣ニ基キ、協心努力セヨ」 当時の日本国民は、明治天皇御自身が、御自ら率先して「天地神明にお誓い」になったその かしこの「御暫文」は、前記引用文のように、事実は前段と後段の二文から成っており、

以て異常な努力を開始したに違いない。それが、明治維新の第一歩における、天皇と国民との いつわらざる真実の関係ではなかったであろうか。 「天地神明に誓いながら」、五箇条の趣旨を達成しようと、国民一人びとりがその心を定め、 なお、明治天皇は、この「五箇条の御誓文」を奏上されるに先立ち、「天神地祇を祭り給へ

る御祭文(どさいもん)」を、神前に奏上せられた。 この「御祭文」は、 ここには掲載しなか

宮熾仁親王が、次の奉答文を奏せられ、三条実美総裁以下の公卿諸侯が、これに署名して天皇 また、この「五箇条の御誓文」に対して、臣下(国民) 「五箇条の御誓文」とあわせて拝読すべきものである。 を代表しての意味と思うが、

奉 答 文 のもとにたてまつった。その全文次の通りである。

刺意宏遠、誠ニ以テ感銘ニ不」堪、 叡旨ヲ奉戴シ、死ヲ誓ヒ、 明勉従」事、 今日ノ急務、 変 クハ以テ 永世之基礎、 此他ニ出ベカラズ。 宸襟ヲ安ジ奉ラン。 臣等

(同書、二〇ページ)

(2)明 治維新の宸 翰」(明治元年三月十四日)(一八六八)

朝夕恐懼に堪ざる也。 幼弱を以て、発に大統を紹ぎ、爾来何を以て万国に対立し、 列祖に事へ奉 らんや

て是を遠け、億兆の父母として、絶て赤子の情を知ること能ざるやう計りなし、遂に億 中葉朝政衰でより、武家権を専らにし、 表は朝廷を推尊して、実は敬し

有栖が

にて、 兆 の君たるも、 朝威 は 倍す 唯智 衰へ、上下相離るゝこと霄壌の如 名のみに成り果、 其が為に、 今日朝廷の尊重は、 かゝる形勢にて、 古へに倍せしが如く 何を以て天下

に君臨せんや。

今般 治蹟を勤めてこそ、始て天職を奉じて億兆の君たる所に背かざるべ の事、 朝 政 新 0 身骨を労し、 時 に膺り、 心志を苦め、 天下億兆、 一人も其処を得ざる時は、 製難の先に立、古列祖 の尽させ給ひ 皆朕が罪なれば、 し蹤を履み、

往かりせき 総て簡易にして、如此尊重ならざるゆへ、 列祖万機を親らし、 不臣のものあれば、 自 ら将としてこれを征 君臣相親しみて、上下 しまな 相愛し、 U, 朝 廷

0

天下に拾く、国威海外に耀きしなり。

を倫介 然るに近来宇内大に開け、 うとく、 百年 旧 꽙 を の憂を忘る 固守 į ムときは、 各国 新 の效をは 四方に相雄飛するの時に当り、 遂に各国 か らず、 の凌侮を受け、 朕、 徒らに九重中に安居し、 上は列聖を辱しめ奉り、 独我邦のみ世界の形勢に の安き

は億兆を苦 L こゝに百官諸侯と広く相誓ひ、 23 ん事を恐 列祖の御偉業を継述し、 一身の艱難辛苦を問

ず、親ら四方を経営し、汝億兆を安撫し、遂には万里の波涛を拓開し、 布し、天下を富岳の安きに置んことを欲す。 国威を四方に宣

むる也。 たび足を挙れば、非常に驚き、種々の疑惑を生じ、万口紛紜として、朕が志をなさざ 汝億兆、 神州を保全し、列聖の神霊を慰し奉らしめば、生前の幸甚ならん。(同書、ニベベージ) むる時は、是朕をして君たる道を失はしむるのみならず、従て列祖の天下を失はし 汝億兆、 旧来の陋習に慣れ、尊重のみを朝廷の事となし、神州の危急をしらず、朕、 能々朕が志を体認し、 相率で私見を去り、公義を採り、朕が業を助け

具体的な肉付けの役をしているわけだが、それにもまして、 維新のはじめに、「五箇条の御誓文」と同じ日にそれが出されているので、 るとするのは、 (編者注、明治の日本の骨骼をなすもののうち、もし御詔勅を挙げるならば、 の天皇の御志も同じであるが (天皇のお手紙)」は、その中で最も重要かつ欠くことのできないものと思う。 さらに別の理由があるからである。 0 基本的なお考えが、実はこの「御宸翰」にきわめて率 というのは、 この「御宸翰」 明治天皇の御治政 を重視すべきであ 五箇条の御督文の この 「明治維新 それ いな歴

に表わされているからである。

のないきびしさで、御内省なさっておられる。「天下億兆、一人も其処を得ざる時は、皆朕が 歎くお言葉にはじまり、次いで、天皇としてこれから難局に立っていくことについて、比類 まう。なんという政治における比類なき崇高な心情であろうか。 し蹤を履み、治蹟を勤めてこそ、始て天職を奉じて億兆の君たる所に背かざるべし」と、のた さそわれる。さらに「朕自身骨を労し、心志を苦め、艱難の先に立、古列祖の尽させ給ひ え、これを再び三たび口に誦せば、大御心が粛然として肺腑に迫ってくるかのごとき心持ちに なれば」との御言葉は、読む者をして襟を正さしめずにはおかぬほど、凛然たるひびきを伝

このお手紙の形式をとった勅語は、まず冒頭から、天皇御自身、天皇としての自己の未熟を

を、虚飾なく、素直に、そして真実のままに、心にとどめたいものと思う。すなわち、 私は、ここに改めて、国民もろびとと共に、かみしめ味わい、もって日本における天皇の真姿 一たび足を挙れば、非常に驚き、種々の疑惑を生じ、万口紛紜として、朕が志をなさざらし ようとする雄大な御心懐もさることながら、この「御宸翰」の末尾に記されてある次の一句を、 しかも、国民の苦しむを避け、外国の凌侮を排して、毅然たる独立国家の建設に直進せられ

むる時は、是れ朕をして君たる道を失はしむるのみならず、……」と。この御言葉は、「自分 をして君たるを失わしめる」のは、国民が、天皇たる自分の一挙手一投足によってその言動を

力、以・翼;鴻葉・。凡ッ事之得失可否、、よっ、正議直諌・・、、啓示沃朕心っ。(同書、四八ページ) 皇国一体、東西同視、朕、今幸ご。東府で、親、聴ご内外之政で 天皇を輔弼申し上げる政治家の心情において――、大きな過誤を犯してきたことに、再思三省 に、真実のままに、全国民によって味わい返えされる日の、一日も早からんことを祈る次第で せねばならぬときが来ているのではなかろうか。いずれにしても、この「御宸翰」が、素直 に至ったそのことも、国民自体の方の大きな誤りの積み重ね――とくに天皇観について、また かったか。尔後、明治、大正、昭和と進み、やがて敗戦に至った日本国民が、天皇を軽んずる 明治維新の第一歩における天皇のこの御言葉を、われわれ国民は忘れ去り続けて来たことはな になるなら、自分には天皇がつとまらなくなるぞ、と強くいましめられたことに外ならない。 (3) 「東京行幸の詔」(明治元年十月十七日)(一八六八) 汝百官有司、同心戮

右にし左にすることから始まる。だから、そんな風に自分を崇め、奉ることばかりをするよう

れは、 直接に諌めてくれ、そして自分の心を そうした人心 0 の一節にそれを拝するのであるが、臣下に対して正しい所見を求められるのみならず、天皇を 御宸翰」に見られた、 実に清々しい響きが伝わってくるようである。大統領や総理などの言葉の中には、 このような感覚の言葉を見出すことが困難である。それを国民に向かって、臆する所な 一新の重大時期に、 天皇御自身への強い御自省が、ここにも繰り返して拝察される。最後 天皇は、 (啓)ひらき、 (沃) ゆたかにしてくれ、との大御言葉

編者注、

これは、天皇が、都を京都から東京に移された折の御声明文のごときものである。

国民に協力を呼びかけられるととも

に、

前項(2)

(4)「百官群臣に国是を諮詢し給へる詔」(明治二年四月二十日)(一八六九)

を受けとめることはできないものであろうか。)

く公言せられるという天皇の、そのお人柄・御心情の中に、

われわれ国民は、天皇政治の本姿

われわ

誓フ。 總二汝百官群臣ト五事ヲ掲ゲ、天地神明ニ質シ、*** など 然ルニ兵馬倉卒未ダ其績ヲ底サズ。朕、夙夜、上ハ以テ神明ニ畏レ、下ハ以テ億 綱紀ヲ皇張シ、億兆ヲ綏安スル

ヲ

兆ニ慙ヅ。 安危 励精竭、力、 ノ決、 今日 今ヤ乃チ親臨、 大ニ経始スル所アラントス。 = 一在り。 誠 二宜ク腹心ヲ披 汝百官群臣 ヲ朝会シ、大ニ施設スルノ方法ヲ諮詢ス。 キ肺肝ヲ表シ、 汝百官群臣、 ソレ品が設っ 可否ヲ献替 スペシ。 (同書、 六八ページ 朕、 是神州 将書

治 編者注、 っての勅語が、 の具体的施設ならびにその方法につ 前項(1)(2)(3)をうけて、 この文である。 維新の日から約一年目の明治二年四月、 1. て、 群臣百官に諮詢 (問われること) された。 天皇は、 い それに当 よい よ政

実を直視せられ、 以テ神明ニ畏レ、下ハ以テ億兆ニ 「神州安危 の中で、 (良いか悪いかを正直に奏上すること) 「天地神明に誓われたこと」を回想指摘され、 と述べられて、 ノ決、 とくに心を打たれるのは、 前項(2)(3)の詔勅そのままに、 今日ニ在リ」 国民からの真の 一慙ヅ」 と仰せられて、 助言を待望せられ、 再び 七 と痛切悲痛の告白をなさっておられる点である。 = 「五箇条の御誓文」に言及され、 Ł 再び三たび、 維新が軌道に乗るか否かの瀬戸ぎわにある現 国 「朕、 民に訴えられておられる、 図はなる さら 一誠 (朝早くから夜おそくまで)、上ハ にそれ ニ宜シク腹心 につづけて、 シヲ披キ、 しかも、 その 御言葉の - II 肺 天皇御 否ヲ ヲ

峻烈なるに、心がぐっとひかれていく。そして、「朕、将ニ励精超」カッ……」という風に、ご自

編

3

的に切実に国民一人びとりの心の中に浸み透り迫っていくさまを、肌身に覚えるごとき御文で 身の心に、強く強く責めていかれるのである。明治維新初期、天皇のきびしい御心情が、具体

(5)「供御を節して救恤に充て給へる 詔」(明治二年八月二十五日)

遂ル所ナカラントス。朕、深、怵惕ス。依而、躬ラ節倹スル所有テ、以テ 救恤ニ充ント 登祚以降、 主者施行セ 海内多難、 億兆未ダ級寧セズ。加之、今歳淫雨農ヲ害シ、民将ニ生ヲ

同書、八六ページン

州者注、 明治元年、 二年には、各地に水害多く、農村の疲弊がはなはだしかった。 天皇は、

それをお聞きになり、 られた。その折の御詔勅がこれである。) 御自ら御身辺の節約を決意せられて、窮民の救済に率先実行の範を垂れ

(6)兵 令 制 定 の 明治五年十一 月二十八日)(一八七二)

ヲ制は リ兵農 ノ一新 七 ルノ分ナシ。 ルニ、 ザ 玉 「家保護 1 ル ~ 古昔 実二千有余年来 カラズ。 ノ基ヲ立ント欲ス。 中世 都県 かノ制 今本邦古昔 以降、 兵権 全国 1 大変革 ラ制ニ 武門ニ ノ丁壮ヲ募 汝百官有司、 基キ、 ナリ 帰 リリ、 0 海外 此のきに 兵農始テ分レ、 厚ク朕ガ意ヲ 軍団 各 当 ロヲ設ケ、 R ノ式 IJ ヲ斟酌シ、 海陸兵制 体シ、 以テ 遂 = 封 国家 普ク之ヲ全国 モ亦た 建 全国 アン治っ ヲ保護 リカルス。 募 時 兵 = 従 1 ヒ宜は 二告 法 戊江 ヲ

(7)院 憲 頒 (明治 七年五月二日) (ともに「頒示」となっている/ ・本文の「頒布」の文字が、 では、表題)

Ħ

(同書、一七八ペー

0

公議 践ださ 與論 ノ初じの 7 神明 以テ律法 二誓 ヲ定メ、上下協和、 E ショ旨意 心ニ基キ、 漸次 民情暢達ノ路ヲ開キ、 ニ之ヲ拡充 全国 全国 人民 人民ヲシテ、各のおの ノ代議 人ヲ召集

親に

シクク

条約

通

覧 調

えシ、其旨!

一会シ、

其

人条約 右

ヲ

締結 ヲ

セ

1

天地 朕、

総テ条約

所載

ノ条款

セ

1

朕

ガ 1

名ヲ親記 悠久ヲ期シ、

国

ヲ鈴

七 中 2

40

其 其 先ヅ地 業 之ヲ遵守 ニ安ンジ、 方長官 七 ラ召集シ、人民ニ代 テ協同公議セシム。 以テ国家 Ħ ノ重ヲ担任 スベ 丰 ノ義 務 7 ルヲ 乃チ議院憲法ヲ頒布 知 ラシ メン 7 F 7 期 ス。 望 ス。 各員、

(8)「千島樺太交換条約批准 (明治八 年十一月十日)(一八七五)

天だい 朕 下 帝 陛 = ニ譲与ス 譲与シ、 下 7 保 1 望ヲ 有シ、 12 司がなじら コト 全露西 万世一系ノ帝祚 シ、 ヲ 4 亜 皇帝 朕 ニ決シタル 八樺太島 陛下 ŋ ヲ践タル 1 ヲ以テ、 即其条款左ノ如 (薩哈連島) 其ノ所領 日本 雙方ノ全権重 及 1 皇帝、 ル千島 内、 此。書 朕 往、 群 ガ 臣、 島 所領 ヲ 条款省略) 以テ宣示 (クリー 明治 及 ル部分ヲ全露 八年五月七日、 ルアイランズ) いる。朕、 全露西 西 1 1 彼得堡 全部 皇 正理 帝

ヲ至当トス。 之ヲ遵行 故二今此書 ヲ以テ、 之ヲ全 ク証認批准

事 ラ約 ス。 (同書、 右定証 二四六、一 トシ テデ

(9)地 方長官に賜はりたる勅語」 (明治十三年二月二十七日) (一八八〇)

ジ民 今日、 いとなみ モ、 ル 一乏シ。 ジー道 所 爾なんちら 曠古非常 事宜の歩ヲ逐 ヲ 一未 ダ 偏温 事、 爾等地方官各官、 利 はじめる) ラント 是皆 臣僚 ス 略性 ル 爾等 · 本其緒ニ就モ、 カラズ。士ノ学文アル者、 ス。 = ŀ 往、 シテ、 ガ心ヲ諒ト 在 朝 ジ知 朕、 テ 夕孜孜 ラズ 昔から一度も 進 1111 ンバ 即位ノ初、 ル所 朕が幼志ヲ暢達スルノ楷梯 陪談 漸光 (注、つとめて修まざるさま) ナリ。 7 ヲ以テ施シ、行フ 前途猶遠々、未ダ其功ヲ終へズ。人民新ニ変乱ヲ離レ、 ラズ。 がくなん 注、 例がないほどの大きな) 地方施治・ 朕、常 祖宗ノ威霊ニ倚リ、 爾等数年举行 酒宴を会を催すられしさンヲ得ルニ当リ、朕、 多クハ産業 -ノ事、朕一二挙テ以テ爾等ニ委ス。士ノ恆産 在廷臣僚 = 順 序 進 ス ス ノ改革 ト遠ク ナク、 ル所 ヲ以テ 路 ル所、 ナリ。 大政ヲ興復シ、 ーラ行フ。 ノ者、 ク慮テ深 農商 皆漸 スペシ。 顧ミルニ、 未ダ嘗テ ノ資産ア 次 当時、 ニ立憲 爾等、 クはか 継デ郡県 ル ル 維新以来、 朕猶幼冲ニ在 一日モ、 ノ基ヲ経始 所 地方民 ノ者 概不知識 親シク告 制 K 百 二通 ヲ発

般

必ズ能

の形

セン。

識 或 爾等之ヲ薫陶シ、以テ其知識ヲ長ゼシメヨ。 八躁進過激ニ渉ル者、爾等之ヲ訓告戒筋シ、方向ヲ誤ラシ ノ在ル所ヲ体シ、人民ヲ 匡 直輔翼シ、以テ朕ガ漸次ニ歩ヲ進ムルノ 志 ヲ贊 人民ノ政論ニ熱心シ、 ムルコト勿レ。要之、爾等廟 大局 ヲ解セズシテ、 ケヨ

前揭全集、

第六巻、一一二ページ)

ヲ得ザル者、爾等之ヲ勧導シ、以テ其業ニ就カシメヨ。農商ノ未ダ教学ニ治ハザル者、

記述であることに気がつく。 自身の施政方針を率直に述べられたものであるが、その内容を熟読すると、いかにも体験的な の時が第三回 明治八年にはじめて開会した地方官会議は、明治十一年四月に第二回を、そしてこ 目であった。この勅語は、天皇が、全国の地方官の労をねぎらわれ、 かつ天皇御

堅さは別として、並み居る人々に、力強い共感と、向後の協力についての決意とを、 題に、突っ込んだ話題を導入していく。そういった記述の仕方、 文章 の書き方は(勅語という し方の苦労を顧み、着実な足跡に立ち戻りながら、政治にたずさわる者としての自己反省の問 示式のものでなくて、どちらかというと、理想を述べては現実を直視し、現実を述べては、来 ここにいう体験的とは、いたずらに向後の理想目標を羅列的にならべたいわゆる観念的な訓 自主的に

自発的にさそい出したにちがいなかろうと思われる。

当時の日本は、国際的にも、国内的にも重大な政治段階を迎えていたにちがいなかったが、

と然らざる場合とのちがいが、切実な感じを伴なって理解されてくるような気がしてならない。 とが推察されてくる。政治の中心にいる人の発言の中味に、魂がはいった言葉が出てくる場合 から人間味あふれた勅語をいただけた、という意味で、おそらくかなり生々と躍動していたこ この「地方長官に賜はりたる勅語」から受ける当時の政治は、天皇を中央に仰いで、その天皇

官たちの前で、堂々と発言出来た総理や大臣があったであろうか。「国ヲ安ジ民ヲ利スル」こ ジ民ヲ利スルニ在ラズンバアラズ」と。かつての日本には、これだけの心境を、大勢の地方長 五十五章参照)に心を寄せ、天皇のお心を学ぶ心がけがあって然るべきではなかろうか。 をはじめ、本巻および次巻掲載の他の「御詔勅」、さらには数々の明治天皇の御歌(次巻、 家の姿でもあった。日本の政治家たるべき人々、今後は改めてここに掲載した「九つの詔勅」 とを口にはしても、内実は、自己の政治生命を最先に考えざるを得なかったのが、多くの政治 文中、「当時、朕幼冲ニ在ルモ、爾等臣僚ト朝夕孜孜スル所ノ者、未ダ嘗テ一日モ、国ヲ安

いこうとする決意をも、その行間ににじみ出させていることを、あわせて注目すべきだと思う。)

なおこの勅語については、やがて憲法制定へと進む日本が、国政の基礎を立憲体制へ固めて

幽居五ヵ年の後、 明治元年正月、

三 によう 質ね 美(ハミホー・ハカンとみ



奖 美 条

姉小路公知卿と勅を奉じて江戸に赴き、攘夷の勅書を将軍家茂に授け、 死するや、その遺志を継ぎ、勤皇派公卿の中心として活躍。文久二年 京都梨ノ木町の本邸に生る。父実萬が安政の大獄に連坐して幽居中に 孝明天皇の側近に奉仕して忠誠を尽した三条実萬の嗣子。天保八年

翌三年、将軍上洛して攘夷の朝議決す。然るに八月十八日に至り、

等との間に立って調停せんと苦愛して、遂に病を発し、辞表を捧呈す。別邸対鴎荘にて病を養う。 太政大臣、 同年関東大監察使 神祇伯宣教長官兼任。 (関八州鎮将) 兼任、 六年、 徳川氏処分の事に当る。 朝鮮遺使問題紛糾し、 西郷・副島 明治二年、 ・江藤等と岩倉 修史局総裁兼任。 ・大久保

岩倉具視とともに副総裁となり、新政の中枢にあり、 王政復古成る。慶応三年十二月赦されて京都に帰り、

参議となり新政に参画す。 五ヶ条御誓文発布に奉仕す。

辞表遂に不聴許。時に年三十七歳。征韓論をめぐる新政府の分裂の結果、 明治七年、 佐賀 の乱、 九

神風連の乱

・秋月の乱・萩の乱、

十年、

西南の役。十一年、

大久保利通暗殺され、

十六年、

岩

倉具視死去。十九年、 内閣官制設立に際し、 太政大臣を解かれ、 内大臣に任ぜらる。 二十二年、 憲

法発布。二十四年、死去。五十五歳。 「三条実美公年譜」要目に次のとおりに記されてい

麻布市兵衛邸に臨幸。公の病床を御親問あらせられ特に正一位に陞叙するの

優詔を賜ふ。同日薨去す。

「二月十八日天皇、

ラズ洵ニ是レ中興ノ元勲実ニ臣庶ノ亀鑑タリ故ニ正一位ニ叙シ純忠ヲ表彰ス 朕践祚ノ初幼冲ニシテーニ輔弼ニ頼ル卿躬重任ニ暦リ奨順匡救誼師父ニ同シ草竭 解 だけっぱい 一十四日 勅使差遣、 特に誄詞を賜ふ。 ナク終始論

大正四年、

4

動旨により別格官幣社梨木神社(明治十八年鎮座、三条実萬すなわち忠成公をまつる)へ合

シ膊を 皇道ヲ拡張シ中興ノ宏猷ヲ赞ク積弊ヲ革除シ維新ノ偉業ヲ挙グ大鈞ヲ朱テ誠ヲ致シ重望ヲ負フテ 二居ル勲徳俱二崇シ前古匹ヒ希ナリ今ヤ溘焉トシテ長近ス紀ンゾ痛悼二勝へン乃チ侍臣ヲ遣ハ ラ斎ラシ用慰セ

祀せらる

その二」を、あわせて参照せられたい。 愛することにし、本書には、この項の末尾に、明治以降の歌をおさめるにとどめた。前記の「中巻 ある。その下巻の「西瀬遊草」は、明治維新に至る志士の精神を代表するものであるが、 「日本思想の系譜 経歴は「三条実美公年譜」に詳しく、歌集に高崎正風編「梨のかたえ」(明治二十六年二月編)が ──中巻・その二」の(六一─四ページ)に、二十首をおさめたのでここでは割 本叢書、

「三条実美伝」および拙著「梨のかたえとその研究」等がある。(夜久)

研究評伝としては、徳富蘇峰「三条実萬公、三条実美公」、依田百川「三条実美公伝」、三井甲之

(1) 「三条実美公年譜」から

①「偶言一則」

明治三年、三月一日公偶言一則ヲ撰ス。其文ニ曰ク

ラズ乱 吾疾 1 ガ テ 此 治 永 二二帰 ニ臥シテ偶一奇説ヲ得タリ但其得失ニ於テハ吾亦不知ナリ夫天下ハ治ル 7 ヲ為ス ル、者ト思フベシ 富嶽 ルス是真治 £ ノ安ニ置ク ノハ政テ ナリ今 乱ヲ 所以ノモノ如此ナラズンバ成ベカラズト思へバ也願ハ識者ヲ俟 ノ治 乱 ル 好 ヲ . 語 = 4 随た ル = 非ズ数百年 モ Ł ノ大概荷 シ A ガ ッテ治 太平 安糊塗ナリ豊焼乱反正 ノ余習姑息 4 此 間 = 起一仆彼我艱苦磨 ノ弊政ヲ除テ天下万民 ヲはい ル 二足 者 1 ・思フ可 1 励遂 ヤ吾

庚午暮春 朔 誌

六得失ヲ訂

+

事

識 (明治十八年十二月)

(2)

(「三条実美公年譜」巻二十五、五二ペー 関迂生 2

霞

臣躬台鼎 途額 遠か。 ロヲ承。 加ノ重キ 立憲ノ基ヲ建テ、 幸ないはな ラ荷な 微衷 ٢, ラ波を H 十 「夕憂懼 以テ中興ノ業ヲ終ヘントセバ、区々前轍ニ因習 テ 以テ、 テ 聖聴 報 効 ヲ仰グ ヲ図は ル 0 ノ機 嚮さ ヲ 丰 得 = タリ 親た ク、 0 窃ニ思フ、 陛下 内 閣 今日 ス ヲ改制 ル ノ能 ジョ前 ス ル 7

手

足耳

Ħ

及

IJ

0

m

シテ

其

中

-一人ヲ

撰だ、

専ラ中

外

1

機

務

=

当り、

旨

7

承

4

テ

宜

奉

実 美 専 併き 官芸 宜 1 1) 仍沒 成 = ラ 足 奏 大宝 省 E 七 1 = スベ 1 簡 テ ラ 臣 後 7 ス 4 1 更張 太政 テ 左右 捷 弊 牛 ズ ヲ ル 事 0 3 敏 ラ 者 諸 制 所 7 官 此 見 為 得 省 弁 ス 1 -= ~ 諸 依 非 V ス = ++" 1 ク、 主 者 専 IJ 分属 職 宜 親 皆 步 12 文武 太 1 7 2 ナ 政 7 ル = シ、 廃 指 太政 シ、 財 IJ 統 政 出 ナ 7 時 政 シ、 官 令 り。 1 17 0 諸宰 務 官符 宜 宜 方 1 ヺ 官 -蓋大宝 内 ラ 2 体 維新 経 太 ヲ = 掛と 親シ 4 以テ 臣 7 政 ヲ 由 7 節度 酌る 得 得 入テ シ、 ノ初、 ラ 以 7 陛 諸 # テ ノ合、 = 奏議 テ 下 往 仰 省 施行 1 = ル 大政 宰 古 就 陛下 聖 復 ギ、 1 ノ冠首 臣 4 カ 11 唐 7 徳、 1 ス。 太政 会議 j 3 聴 ナ 間 1 幼 -参 変通 ラ 明治 尚 4 牛 冲が 日 r ~ 玉 ズ、 省 書 = 御 シ、 ク、 **跨**2 省 臣電操 フ。 1 1 リ、 批º 亦各 寮 出 前 諸 年 = 太政 省 テ 要務 而 職 做智 = -ヲ 大政 下 事 2 省 於 員 ヲ叨と 1 7 Ł, 各部 テ 以テ 官 令ヲ 7 1 長 2 4 経 奏 諸 中 ヲ 官 テ 太政 12 IJ 綜攬 定 省 画 外 隷 1 ス -施 == 1 責 職 施 均是 行 ル = 1 属 义、 官 シ、 冠首 任 指 事 1 ヲ = 1 七 1 0 分官 六省 大政 就 所 シ 以 ス 7 盤 此 丰 及 ~ 事 軽 X テ ŀ ル 錯 牛 八 ヲ 7 V 1 7 7 多端、 省 董 均 1 内 シ 置 ス 万機: 制 ルソ文書 閣 2 7 ヲ 督 時 = 7 ヲ = 是 ス 官制 二シ 視、 ノ権 当 0 V

実

1 H

ア公ニスペ 閣 実ニ臣 時務 均シ 裁ノ ノ労亦与リテ余栄ア 以テ全局 ガ ノ組 幸 n 体制 = 其意 精錬 織 1 = ガ堪フル所ニ非ザルナリ。 ヲ改 = ノ平衡ヲ保持シ、以テ各部 7 = シ ナ ニ任ジ、 x 非 ル者ヲ得テ、 テ、 宇内各邦ト之ヲ競フベク、 ザ 併 ル 立憲ノ義亦是 ナリ。 ラン。 七 用ヲ節シ実ヲ ラテ臣 言非常 一が職 若シ其人ニ至テハ、 以テ之ニ任ズベシ。 ヲ解キ、 ニ外ナラズ。 ナル 伏シテ願クハ 務メ、 ノ統一ヲ得 ガ 如 臣 以テ クニ ラシ 陛下中 此で如 立 テ シテ、 必 而シテ中外多端ノ機務 国 セシムベシ。此レ乃祖宗簡実ノ政、 奨順賛襄 陛下臣 興 ノ目的 陛下ノ聖鑑 ノ大業始 クニシテ、 実ニ時宜ノ已ムコ ガ誠 ヲ 1 達 微忠ニ負 ヲ察シ、 ス メテ成緒 綱紀 ニ由リ、 ル 7 F 振 今ノ時 ヲ終 カザラシ = ヲ得バ、 張シ、 当ル 1 大局 ヲ得ザ K ニ及テ、内 ガ如キハ、 ニ明達シ、 各部 メバ、 微臣犬馬 天下ト之 i 宰 二出 臣 親

明治十八年十二月

%

唯ダ

陛下之ヲ断ジ給

謹奏。

同前書、 巻二十九、三一――三ベージ、明治十八年十二月二十二日の記事から)

恕

(2) 「梨のかたえ」上巻から

みちのくへ行幸ありけるとしのなつ

いでましの道のあつさをおもひやれば凉むこくろもやすからぬかな 聯隊旗をさづけたま

ふ式に侍りて

御手づから賜ふみはたをものゝふはいのちと共にさゝぐべらなり

海軍観兵式に侍りて

しづかなるなみのうへにもさわぐ世を忘れぬけふの船よそひかな 憲法発布式に侍りて

千代かけてけふのめぐみをあふぎつ」みのりをまもれよものくにたみ 帝国議会の開院式に侍りて

つゝしみてつとめざらめやくにたみのこゝろを君にまをすひとたち

身をおもふこゝろを人のみの上におすはひじりの道とこそきけ

常磐神社(徳川光圀・斉昭を祭る)祭典

たふとしなきみにつかふる道をしも世に明らめし神のいさをは

ものゝふの身はまつばらのしら露ときえても千代に名をとどめけり

敦賀なる松原神社(武田耕雲斎・藤田小四郎始め四百十一柱の霊を祭る)奉納のうた、人のこへるに

れとものがたりしけるとき 明治三年正月一日三条西季知・東久世通禧のぬしたち又広沢真臣などと浜殿につどひて何く

たのしきをともにたのしむつどひしてうきにわかれし人をしぞ思ふ おもひきや身をもすてたるうきときにかくて楽むけふあらむとは

をりにふれて

身にあまるくにのおもにをかつぎてはこほりをわたるころちこそすれ たふれにし人こそあはれかくばかりなれるいさをはたがいさをぞも はなにのみひとのこゝろのなりはてゝみのなき世こそかなしかりけれ 身をつくしころをつくすかひのあるみよにあへるはうれしからずや

いましめてわするまじきはつくしがたしづみし時のこゝろなりけれ 北海道へ行幸ましけるを送り奉りて

いでましをおくりまつりてえぞ人がむかへまつらむ心をぞおもふ

家に伝はれるたきものを調して率るとて

みことばの花さへそひてたきもののよくのかをりもまさりけるかな たきものの世々のにほひをつたへ来てふるきためしをおふぞかしこき この時御製をたまはせければそのよろこびに人々と寄薫物祝といふことを

(「梨のかたえとその研究」所載「梨のかたえ」上から)

島は 海(二八二八一一九〇五)



五年、

マリア・ルーズ号の中国人苦力を解放し、

世界に喧伝された。

長崎に留学、 与となり、二年、 生る。兄枝吉神陽につぎ、 本名種臣、蒼海は雅号。文政十一年、枝吉南濠の二男として佐賀に フルベッキにつき英学を学ぶ。明治元年明治新政府の参 参議となる。 儒学を以て立つ。副島氏を嗣ぐ。元治元年 四年遺露大使、つづいて外務卿となる。

側に勤仕す。 六年、 年七十八才。 特命全権大使として清国に赴く。 十一年帰朝す。 七年、 十九年、 後藤象二郎・板垣退助等と民選議院設立の建白書呈出。 宮中顧問官。 この間に盟友西郷をうしなう。十二年、侍講に任ぜられ、元田永孚と共に君 二十一年、枢密顧問官に任ぜられる。三十八年一月三十一日没。 西郷隆盛・江藤新平等といわゆる征韓論を唱え、 九年より十年にかけて清国 破れて参

学は東西にわたり、明治初期の外交に偉大な業績をあげた。漢詩ならびに書は、当代の中国人に

刊

の恩恵を蒙った。漢詩文の抄録は、前巻の例にならって、漢字かなまじりの書き下しにすべき

抄出、

引用の漢詩文の訓読については、一に新田興 先生著

閑話 その純忠強烈な精神は、蒼古雄大な文章、詩歌、書等すべてに見ることができる。 歌五十七首、 まさるとさえ言われる。漢詩文集「蒼海全集」六巻、「蒼海遺稿」一冊等があり、言行録に て学者、政治家という幕末志士の性格を大成した明治の代表的な人物の一人であったことがわかる。 「精神教育」等がある。書道誌 の書」も刊行された。また最近自筆の「蒼海歌稿」(明治九年―十三年)が発表されて、 長 短歌九十六首が残されたことがわかった。この経歴と遺稿とによって、彼が詩人にし 「墨美」は戦後二回にわたり蒼海の特集を刊行し、最近

畏こくも御宸翰 名をつけた。 ることにした。 とができる。御宸翰を蒼海の項にかかげることはいかがかと思うが、事の順序にしたがってかかげ って当時の君臣関係が、水魚の交わりに比すべき、まことにこまやかなものであったのを、知るこ 天皇は、 蒼海が、 なお、御宸翰も、 (天皇の御手紙)を賜わって留任せしめられた。明治十三年のことである。これによ 「皇帝陛下巡狩中所得詩序」の末尾に侍講の辞意を表明したのに対して、 引用のものは、読み易くするために、句読点をつけ加え、ふり仮

「教育勅語と聖帝の左右」

(昭和

語釈を挿入したのは編者である。また若干の語釈については文末に註記した場合もある。御叱正を であるが、頁数の関係もあって、訓点をつけるにとどめ、句読点は原文の「。」のままにした。 「全集」および「遺稿」所載の原文は、勿論訓点のないものである。なお引用文中に括弧小活字で

(1) マリア・ルーズ号事件その他

(夜久)

① 「白露国馬里亚老士船裁判略記」

副

島種臣序文(原漢文)

未だ嘗て人奴売買の弊風を閼制(制止)するに在らず。 (不和)を啓言難を来し、険を招き危を冒すとなす。 リア・ルーズ船裁判事件、その本意は実にいはゆる船客の権利を保護するに在りて、 当時の人、 或はこ の挙を以て默

る。何の危疑か之れ有らん。議、遂に定まる。因りてこの事あり、録して刊行を成す。 余は仁義の在るところ則ちわが国家の当に務むべき所を言ふ。もとより安全の道を取

氏「正義の外交ーマリア・ルーズ号と副島外務卿ー」から)

後

の有

司者、

まさに以て考ふる有るべし。「一世界と日本」一九六五年四月号、三三ベージ、山口勝朗

「副島大使適清概略」から (適清とは清国訪問の意、 明治六年十一月外務少丞

鄭永寧編纂)

途中、 (明治五年) 我横 浜 秘魯国 = 過リテ渟泊 ノ船、 清ノ瑪港(マカオ)ニ在テ、 ス。一ノ清民、 夜ニ乗ジ、 清に 水ニ鳧シテ(浮鴨のよう (清国) 民二百三十二人 逃 ル ヲ載出シ、 • ヲ、

ノがになる 囚 禁也 軍艦ョ (人を誘い出し)ニ罹リ、 艦室ヲ脱出シテ水ニ投ゼリ。今幸ニ生ヲ得テ、此ノ冤情ヲ訴フ、仰ギ冀クハ、 ラレ、或ハ、飲食継がザルニ至ル、往テ、苦役ニ死センヨリ IJ 救 其 ノ公使ニ送リシヲ、 将二絶疆ニ入ラントス。祝ンヤ、 我地 方官 ニ交付 スル 瑪港ヲ離レテ以来、 = 因 「テ、 、速ニ、吾命ヲ畢 船中 1 + 民、其

V バ、 秘魯ノ販奴ヲ憎テ、 (閣下) 地方 ノ管理 広 ク教援 -服 ラ賜 七 清民ノ申訴スル者ヲ喜ブ 2 へト。 ムト雖ドモ、 秘魯国ハ、 此 裁判 条約 ニ於テ、 未済ヲ以テ、其ノ船、 者アリ。 傍観 或ハ船長ヲ ノ各国公使領 助テ、 我ガ 事 境内 清民 等 ノ訴 内、 三泊

ス

ヲ

告シ 成 12 ヲ ス 主 7 即 ٢ 1 チ ・ヲ梗阻 セ 権が no (副知)大江卓二節(京院 スル者アリ。一時紛紜 (東京の)之ヲ聞 (命令 クモ、 シ トシテ措ク処ヲ知ラズ。 テ、 敢や 我 国 理 権 ス = ル 拠 者 リ、 ナ V 原被 0 県令陸奥宗光、 副 (一族告) ヲ 島 独 1) 推 扣 明シ 当シ 関係 断 朝 セ テ、 +15

布 悉 七 ク之ヲ救 り。 Ł, 県庁 = 収留 シ テ、 衣食ヲ量給シ、 其裁断案ヲ洋文ニ翻訳シテ、 一へ頒

感発 米 国 八月鄭 郵 貴国 船 即 (年者の)ニ 飾シ、 = 附 チ、 ノ遺民 シ テ、 松江 ヲ救護セリ。 横 ノ同 浜 知 = 上海兵備 府陳福 至 IJ, 貴国、 電 勲 道沈秉は 信 = 命ジ、 能ク自 ヲ以テ 成世 ニニーニー 本省 東ニ ララを 渡テ、 メテロいはく = マザラ 報 ズ 之ヲ謝領 1 カ。 我国人民 両江 セ シ ノ総督何憬之ヲ ヲ保護 40 鄭、 ス ルノ 之ト 聞 偕 権 ヲ

文衣 副 款だ 食 島 = 至 即 シ、 ル チ、 日 概 柳 -ネ 原等 馬 車 外国 ヲ = 駆 令シテ、 ヲ せ、 模 都下 3 陳ヲ 及 ル 1 横浜 ヲ 勝 見テ、 麗 ヲ = 遊 接 陳、 観 シ、 七 作かま 海路 2 4 驚井、 0 同 凡 載 ソ、 1 作がきま テ 官衙市 京ニ入レ、 磨ん 舗店 延遼館 我国政 E IJ, 二合語 府

九月、

琉球ノ使臣、入京シテ、方物ヲ貢ギ、

朝観ヲ請フ。

夢想

=

モ

未ダ

到

IJ

及バ

+150

ル

ナ

1)

F

帰

=,

大憲

=

必ズ、

ス

ル

処アラ

2

x

1

F

ス

得

及 何

之ヲ違ふ 爾だ 尚 スは 因 尚 其 泰、 V 尚泰い Ŀ 藩 表 屏 ヲ 策 1 任 恩シ 封 シ ヲ テ、 重 以テ 1 3 琉球 ## テ、 命 藩 ヲ奉 永 王 1 ク、 為シ、 世 皇室 IJ 0 事 叙 = 皆 輔 2 陳 及 福 V 勲 1 華 0 ヲ 族 尤っと 1 = テ聞 列 齊賜 2 見 ヲ 七 命 厚 1 3 クシ テ 4 日

1 シ之ヲ 府近衛 七 ヲ 誇 ラ 副 侮 12 リ、 島 ヲ 取 ヲ 娅 閱 1 憂 彼 遼館 ル スつ 7 ナ 調 ガ 具で ン哉* ラ 中 福 = ン 宴 勲 慨嘆シ 以為る 1 2 我国、 福 大 テ、 ク、 ナ テ ル 陳 廟堂 幸二 兵強 7 7 而也 日ヤマ 以 餓 述シッ 関けっか 1 ケ 輔" べ。 V 臣に 今婚" 1 御天前子 贈 民安 陳日 ル つの)ラ 誠 水、 = 2 = シ 寡なれ 窺が 外人 金 . 憤だい 貴国 民 漆 安 1 君吾 和 侮え ケ 阜 錦 貴 ヲシ 上 V ヲ以テ 国 1 ヲ喫シ、 開 テ 国 時 化 亦能 館た シ、 1 1 竜 カ ク之 大体 ナ 其 車 大 IJ 民 = = フラ行 0 駕が ヲ ヲ 豕販 観 我国 貴 2 1 ル 2 7 開 一売豚るの メバ、 雄模、 親るか 1 化 ヲ よう

羽枕

進步

ギ 冬十 跪き 副 島 義ヲ見テ、 拝! 月、 テ 大江 各国 去 ル = 敢なる 0 令 政 府 シテ スル 此 事 ノ斯を ヲ 難 聞 民 テ ニ至ラン ヲ 陳 大 = 交付 = 喜 10 E, シ、 書 裁 ヲ 断 其 案 公使 ヲ与へ = 致シ 当当 テ 帰国 日 七 図は 2 ラ 40 ++ IJ 難 民淚 牛、 日 ラ洒れ

1

此

裁

断

1

如

丰

サ

=

全球

=

公法

及

大江 命ヲ得テ、之ヲ朝廷ニ聞シ、 国商民、 2 一ノ宏施ヲ頌セリ。(「副島蒼海先生講話・精神教育」附録二「副島大使適清概略」一七〇一八ページ) 各公使、 各自、 先ヲ争ヒ、之ヲ副島ニ報ジテ、 詩ヲ賦シ、日本ノ仁慈ヲ讴歌シテ、 旨ヲ奉ジ、 礼物ヲ致送シテ、 其徳義ヲ称揚ス、両江ノ総督 紅繻ノ大幅ニ全書シ、恭シ 其隆誼ヲ謝ス。 横浜 ク、 居留 陳 ノ清 ノ復

六年 外務卿 (明治六年) 二月、 副 島種臣為,,特命全権大使,清国 太政官海軍省ニ令シテ日、

即 伊藤雋吉等之ガ甲長タリ。 竜驤・筑波両艦ヲ点発シテ、 海軍少将伊東祐麿ヲ提督ト為シ、 へ被,,差遣,候ニ付軍艦二艘可,,差出,候事。 海軍中佐福島敬

月九日、大使参朝シテ、 訓ヲ請ヒ、行ヲ告グ。

上論ニロ、いはく 聞 爾な ク、 台湾島ノ生蕃、 臣ニ委ス ル = 数次、 全権ヲ以テス。 我人民ヲ屠殺スト。棄テ問ハズンバ、 爾種臣、其レ往テ之ヲ伸理シ、以テ、 後患何ゾ極 朕ガ民ヲ

ラン。

ンズルノ意ニ副へヨ、

欽メ哉。

隊

1

運

動

或

1

火 連

555 H

防 浪、

処、 銃

海

黒

潮

流

衝 消

ス

ル 7 操演

ヲ

風

声 台湾

鼓·

涛

涛

古

奔。

火輪

岬き

南

=

航

ス。

猛

大艦

ヲ拝 是 日 大 式部 使、 寮 顧 問 = 於 李 テ、 fills 得、 酒 饌も 随 員 ヲ 賜な 少 永 平 又 非 希 行 昌、 ノ勅 鄭 奏任 永寧 官 ヲ 率テ 御 照 親是 ク、 天機 ヲ 何か 幣心 網は E ** 巻錦ん 神 廟

日、 ス ル、 大使、 差。 平井、 1) 0

亦、 大 日。 = 楽 雲北 40 姓き 『如〉銀。 = 両 ス。 艦 祝砲、 士 官 鄭 ヤ、 E 此 アラ随へ、 IJ 中 大使、 水 = 夫 万 -答シ、 伐蕃 横 至 浜 ル、 -満艦 至いたり 合計 1 奉 六百 1: 竜 驤 余 将* 人 艦 済 也。 サ = 乗り、 4 = 凛 抑 台湾 4 モ、 0 南 大使、 我 = 海 事 国 望 野門 大 テ ヲ撫・ 使 進 ヲ 発 派 ス ス 2 ル、

,

ヲ

9

ヺ

以テ

始

1

况

1

1

旨

ヲ

7

ラ

1

此 各 役 菌 = 溢 衆 = 於於 X ル 0 ル 1 聞 ヤ、 大使之ヲ 7 万ぱい 処 = 見テ、 3 1 注 意 喜 今、 夙夜や E テロ 兵艦 間が 勉 7 六百 発 紀 ス 0 一之心、 律 津々、 内外 是六 自 ラ拭 合 軍 艦 フ。 也。 赳 A + 是 1 八 2 7 以テ 日 テ、 奮 竜 驤 提督 励 踊る 躍 艦 大档 長等 1 隅 色、 佐 田た

(羅)一村(二 共 シ、 **些**対 稍 海病 時 =, 次 晏+ -楽隊 臥 1 翻がへん ス 者 -多シッ 大使、 命 3 テ、 提督 将台 鼓 E 吹 艦 長、 以 = 立 テ 尚 チ、 其 神 六 詩 ヲ 海 悦バ ラ賦 兵 ヲ シ 閱 テいせて 4 0 此 砲

(2)漢

1

山 臣焉安処。 陵 草木古。

天 玉

子 帛

朝

貢

泣, 奏太平, 策, 通,追。 寇湖 追迎

夢内

謁二帝

由 来洞名器。 追討使。

夢武

謁 為" 帝 大

(新田興著「教育勅語と聖帝の左右」二八〇一一ページ)

4

南

州

国家多難憶…南洲」。

只有一聖恩与、天大」。

学涉言合言才未上真。

為容独立不羈民。 粗豪為」性徳無」隣。

葛巾(頭巾の)今日何瀟灑の 奉:使燕京:(北)彼 3

辞、職有、作

両朝文物 尽威儀。 任意秋風自在吹。

一時。

2

昔日欽差(天皇)頭等/

(大全権)

臣。

生快楽誰能較。

名水佳山到処新。 今日単旅歴遊身。 中示人 二首

北塞風雪終古愁。

天子之職也。古者天子莫严弗,,巡狩,者,矣。先王之制斯美。瓊瓊杵尊往,,于膂邦(註④),以 陛下巡狩中所、後詩若干首。命三正四位副島種臣「作二之序。種臣恭 惟。巡狩者

拙子如今真碌碌。 遺"憂 天上"。君志"。

陳蕃定為二本朝,謀。

置:重人間,慕:若傳。

乙巳元日(明治三十八年元日)

(5)

万戸旗竿昇旭新。する 由来元旦是嘉辰。

此日敵人納、降至。

天皇覧」賀御三楓宸(天子の)。

(3)漢 文 抄

1 皇帝陛下巡狩中所、獲詩序

之慈悲。默默叉手(鮭®)。何有,於巡符,也矣。可,悲哉。天下風俗。彝倫払,地矣。礼之慈悲。默默叉手(鮭®)。何有,於巡符,也矣。可,悲哉。天下風俗。彝倫払,地矣。礼 宮。而不」知,復天下為,何物,矣。廃立之権。久,帰,於相門,也。大同(註②)之叡明。寛平(註④) 淡海藤公四子。各《執二女謁(註②)自上時爾来。若以弗川復欲二天子之聡明,者事矣。生二長深淡海藤公四子。各《執二女謁(註②)自上時爾来。若以弗川復欲二天子之聡明,者事矣。生二長深 訪,問、于下情,者。歷歷皆是。徵,, 之于故事,有, 条弗,紊。美 哉休 矣。 来。勿、論:軍旅之労。即平生之挙行。躬親為」之。弗,敢委二于人臣一也。而巡狩之事。

教之不、講。文運何由 而起 也。詩風亦然。罔以一 足」可:興起,者*。論:于男女,。

聖意之感覚者。果幾許矣。 有、観,于風 正邪,也。有、正,于礼雅俗,也。有、下, 于政治治蹟休否,也。采、詩而観、之。 明治之與。大将」有」 稽: 于古道。而巡狩之举亦多矣。蓋将」有」 問::于民疾苦,也。

于物,也。風,者風教風動風化也。雅,者立,, 于朝,而正言,也。頌,者頌,,祝,于天地祖先,也。 詩有二六義。賦比興風雅頌也。賦者直攄二于懷,也。比者比二懷于他,也。興者興心起

六者兼備而後可」言,于詩,也已。

裁,也。允 矣。詩与,,政治,相昇降也。夫今之時 而可,後,,于政治得失,者。則茲集矣。 夫詩有『韻脚』分為『五韻』阿韻伊韻宇韻越韻於韻也。中古以来。韻脚皆亡。何有』於体状と、『『ないまないます。 不」可」不」悟也。(以下略)

(同前書、二一五一二三〇ページ)

註①膂邦(日本書紀に膂宍の空国とあり、不毛の地の意)②女謁(婦人にこび頼んで君主に近づく)③大 同(平城・嵯峨天皇時代の年号)③寛平(宇多・醍醐天皇時代の年号)⑤叉手(両手の指と指とを組合

2 皇帝陛下巡符中所得詩序

也。山上億良得焉。雖三態則異。雖三調則殊一。遥位二乎李白杜甫之右」也。休矣。篇 内 大臣代"皇太子"歌。正矣。大矣。広矣。博矣。経国之義。庶民之典也。百世之法也。 (前略)神武皇帝来目歌。活日神酒歌。 崇神皇帝答歌。 神功皇后奉二皇太子,歌。武 而詩亦幽遠

篇足、為、教者也。若、此而不、得、志。時勢也夫。自、時以後。士不、能自振,也。詩

之体格亦下也。至:於失: 韻順,也。学:於漢詩,者。流:于排儷,也。作:於国詩,者。花鳥

而 天下拭目而 観乎。且以下一今之時也。復」古之与下不 風 月。万篇一轍。抑々亦亡,韻脚,者言辞也。非,歌詩,也。今。 且縦書言之』矣。(中略) 也。臣遂将上溯一乎声調之源一。

陛下所、采詩。

果休明也。

之休明。而望。于社稷之艾安(平安)。矣。莫、弗、陟、平生民之鞏固,。而備。于外暴之逼侵之休明。而望。于社稷之艾安(平安),矣。莫、弗、陟、乎生民之鞏固,。而帰。于外暴之逼侵之 成二痼疾の經經綿綿の或恐齊、志而 堯舜 聖日以遠焉。 瓊瓊杵尊邀矣。文武周公之道。載在三於典冊一。引用旁午(繁雜) |死也。鳥原。前年臣奉、職日。莫,日 弗素祈ご于 陛下

謂らヘラク 陛下于桀紂之地位,也。而甚言於焉。夫今之時。而欲、置:陛下于堯舜之格位,也。 弗內争也。与、民争。而能安者未、有、之也。近来之事。孰為二 国以、民為、本。民弗、安。弗、足、以成、国矣。禍臻罔、日矣。常策:寛大 与、民 陛下計一者。欲、延二 復基

陛下幼年、当、国。而中興事業。実 肇二 先帝在世之時,也。尊王攘夷。経国之微言。左

勲;者也。則論;;于中興;者。弗」可」不下以;,先帝;為#表的。 先帝之志孝也。死謚;;帝;者。弗」忠之証也。蓋 先帝 者文王 矣。 而大抵後;;于文王;;而興者。今之称;]開国元 外征之思,也。是以天下靡然也。志在,於 先帝,者。是皆 陛下之忠臣也。思忘,;于 先 丘之遺。蓋 先帝志在:春秋。而行在,孝経,也。聞,揚子 神武東征之義。成二績于

無"復 恩" 于他人,也。 陛下莫、愁 焉。采薇采薇。薇亦行止。弗"復顧"于行遯! 者。 幾千金, 矣。臣弗,復憂,也。有,牛数十頭。蕪田想四千歩。臣去後。父善料司理之,也。 于剣及小書之外。問,,他長物,也。臣去之後。弗,,復顧,於家,也。(中略)臣無,余資,借金且, 鳥虖。天知地知我知。而聊効,於陛下,也。見做,乎臣遺言,而可也。臣家所,藏者。除, 臣 言涉,,多端,者。無,他也。臣去之後。患,, 于道之泯, 也。固 弗,顧,人之 嗤,也。 于百議事院。非一人 而為之之。虫之世界也哉。(中略) 孝明皇帝,発之也。休矣。今廃,忠与。孝而為、政。匪、正也。苟罔,,于忠与。孝雖、置, 孝明,当矣。而臣種臣奉、記撰、之也。漢家之天子。明観,於万里之外,者。為,,子,

弗,独 夷斉(叔斉)道之自重。 被之甘 也。謹以、状具奏。臣種臣序。

卿ハ復古 田 ノ功臣ナルヲ以テ朕今ニ至テ猶其功ヲ忘レ に言ふ、 此の文の執奏せらる」や、 皇帝陛下には畏くも左の宸翰を賜 べつ 故ニ卿ヲ侍講 はれり。) | ノ職 二登庸 明治十三年 1

y o ク朕ヲ誨 職ヲ辞 其 以テ朕ノ徳義ヲ磨クコトアラントス。然ルニ卿ガ道ヲ講ズル、 朕道ヲ聞 教ヲ学プコト能ハズ。比日来卿病褥ニ在テ久ク進講ヲ欠ク。仄ニ聞ク、 更二 シ去テ山林ニ入ントス。朕之ヲ聞テ愕然ニ堪へズ。 望 ヘテ倦ムコト勿ルべ キ学ヲ勉ム、豊一二年ニ止マランヤ。将ニ畢生ノ力ヲ竭サントス。 40 時 々講説、 朕ヲ贊ケテ晩成ヲ遂ゲ シ。 職ヲ辞シ山 二入 2 ル ガ如キ x 日 卿何 ハ朕肯テ許サ 日猶浅クシテ朕未ざ ヲ以テ此 -ザ 至 卿侍 ル 卿亦宜 ル 所 す。 講 ナ ダ

土方久元伯其他重臣大官一致の議を以て世に発表せられしなり。畏しとも畏し矣。) 夕余香を拝し絶えて世に示されざりしが、明治四十五年大帝崩御に際し、 し、曽て皇后陛下昭憲皇より賜はれる御真筆の御歌を配して一対となし、浄斎に奉じ、一門家眷と共に朝 (嗚呼聖徳何ぞ博摩渕懿なるや。副島侍講は大宮恒給子より贈られし 光格天皇御装 束の 御帯を以て表装 宮内大臣渡辺千秋、大隈重信、

(前掲書、二三四ページ)

(4) 和 歌

抄

盆松

そゝげ。時々に。こやしこそせれ。いつまでも。かくしらばゑて。縄の手を。はなれ得 そらに向しめ。片足は。ひざにつらしめ。しりははね。腰はかがませ。折々に。水こそ やにはにも。これはといひて。取つかみ。根こじにせらゑ。はちといふ。物にいれらゑ。 をさゝふ。えだこそさゝめ。我先と。そだちてこそあれ。しかあるを。しらせもなくて。 等も。さはにしありて。友どちも。おほくしありて。雲をしのぐ。木にこそならめ。日 あたまから。おしつけらゑて。片手は。上にあげしめ。片手は。下にさげしめ。片足は。 は」が。 此松も。松にはありて。まさかりし。いらぬ山にて。なたかまも。いらぬ谷にて。しが 身から生れて。しが父が。足のもとにて。はらからと。並びふとりて。いとこ

ずして。此松あはれ。

蝶にやつれ。 物皆の。 あの翁。いづくの翁。先頃は。梅を見てしか。いま又。梅を見るか。天地の心をしるか。 あわれみを見るか。花につけ。代をもぬぐるか。代をはなれ。 ならび眠るか。蝶につれ。共に遊ぶか。(くれとはも。語らぬ翁。 花にやすむか。 なにと

花

, m

B

のいはぬ翁。

おほやけの。御触しあれば。

いかさまに。

口をつぐむか。)あや

(注) 括弧内は蒼海自身で抹消した個所。

敬仁親王薨去時(明治十一年)

高光る日嗣の皇子とありながら何を思ひて幽りますらむ親とある心は誰も同じけれ我大君は皇子亡にして

子供 大君の右の腕ともたのまれし事もにくげのたねとしなるを 汝がためにはしる涙は民のため君の御ためを思ふすゑから 一すら夜鳴かずありけり大君の醜の御楯と汝がなりし時

つみあるかはたつみなきか罪あるもなが功はつぶさるべしや

(この間二首欠)

一杯の水もてまつる此こころ汝は酌取て淡しとや見る

(無題

教をば今にしきてぞ万代の後の道ともふまるゝものを道を今に行ひ得てぞ万代の後の教となさるゝものを

我もまた教聞ずは中々に人たる道に踏迷ふべし教るが学ぶのなかば学びては又教るが道のふゆはや

道は神神は道ともしりぬべし教は道のしるべなりけり

(蒼海自筆草稿・仮称「蒼海歌稿」写しから)

四、 岩が 倉ら 具も 視(八二五一一八八三)



岩

ぜられた。慶応三年復帰して王政復古・維新運動の中心人物の一人と 公武合体をはかり和宮降嫁を唱導したが、後、洛北村岩倉に蟄居を命 明治維新の功臣。勤皇の公家の家柄に生れ、幕末朝廷にあって活躍

なり、三条実美と並称された。玉松操の建言を容れて、明治維新を以 て神武創業の古にかえる王政復古としたこと、いわゆる征韓論をお

さえて明治新政府の政治的方向を、富国強兵・内治充実に定めたことなど、岩倉の政治力によると

まとまった著述はないが、幕末幽居中に物故志士の詩歌集を編して「都気能雄久志」と題する一巻 公実記」(皇后宮職御蔵版・明治三十九年九月発行)上中下三巻が、彼の全生涯を語ること詳細である。 ころが大きかった。国論分裂直後、明治七年一月、刺客に襲われ傷を受けたが、大事にいたらなか を作ったことがある。遺歌集を「岩倉贈太政大臣家集」という。しかし彼の本領は、政治そのもの った。明治十六年七月、病篤く、天皇、皇后の御親問を恭くす。二十日薨ず。 五十七才。

白書、 ぐる国論の分裂に対処した彼の上奏文を掲げるにとどめた。引用に当っては、原文に濁点・句読点 にあったと見られ、幕末の 上奏文等があって、彼の面目を語っていると思われる。ここには、その中から、 「叢裡鳴虫」(くさむらのなかに鳴く虫)をはじめ時事に対する数々の建 征韓論をめ

――「征韓論」について――

をつけ、

片仮名を平仮名に改め、適当に送り仮名をつけて読み易いようにした。

隈、江藤、大木の諸参議であった。木戸、大久保は、既に欧米諸国調査から帰国していたが、岩倉 というのが西郷たちの考えであったらしい。この閣議の出席者は、三条太政大臣、西郷、板垣、大 日運動が盛んだったから、この遺使に万一のことがあるかも知れない、そうしたら征韓に 盛を全権使節として派遣する議を閣議で決めたのが、明治六年八月十七日であった。当時韓国は排 な言い方ではない。その顛末を簡略に記すと、明治初年以来の日韓関係を打開するために、 一征韓論」というのは、西郷隆盛が全権大使として朝鮮に使すると主張する論をさすので、正確 ふみ切る 西郷隆

激論が戦かわされた。木戸は病気で欠席したが、岩倉方であった。太政大臣三条実美は調整に苦慮 再審議が行なわれ、西郷、板垣、後藤、江藤、副島と、岩倉、大久保、大木、大隈の二派に分れて

帰朝を待ったのであろうか、会議には出席しなかった。九月十三日岩倉帰朝、十月十四日前件の

0

島 る。 悲劇的結末であったと言えよう。 そして岩倉、 熊本の神風連の蜂起、 なった。即日、西郷、 日上奏文を奉呈して御宸断を仰いだ。二十四日、 されていて、彼らの真剣な議論にふれることができる。本章所載の岩倉の上奏文は、その一例であ 勝が加わった。これで明治新政府は分裂したのである。後の、岩倉遭難、江藤新平の佐賀の乱、 (夜久) 幸いに、彼等の意見書が残っているばかりでなく、 大久保体制の一本の柱であった大久保が、 前原 板垣、 一誠の萩の乱、 後藤、江藤、 当時の真相については、 副島の諸参議は辞表を出し、新たに参議として伊藤、 最後に西南の役に至る内乱は、この分裂の結果であった。 聖断は岩倉の上奏を容れ、 明治十一年に暗殺されたのも、 何よりも当事者の考えをたどることが第 当時知られなかった往復文書 西郷遺使は取りやめと 同じ分裂 も発表

十八日激疾を発して辞表を捧呈するに至り、岩倉が太政大臣の事を摂行するとなして、二十三

「意見書」の全文

○二十三日―明治六年十月―具視参朝し具に実美隆盛の論旨を奏陳して意見書を上つる、其の文に曰く、)

臣具視謹みて天皇陛下に白す。抑、各国締交の始め、

幕政衰弛の時に際し、条約対等

を奉戴する誠意に出でざるなし。而して干戈既に戢り名分既に正しく条理弥明らかに各 大政 に就 聖旨の達すると達せざる て特命を奉じ る 大 藩封土人民を奉還し、 るを知らず。竟に今日の鴻棠を致すを得たり。 尽さんとす。 あらんことを恐る。 0 《網是れ挙り、郡県の治全く成る。是に於て乎、国権を復し万国並立の基礎を建てんとす 例を得ず、 の聖旨 の初 に従事せざるべからず。乃ち辛未(明治四年)の冬 臣陛下の目的期望する旨趣を以 の形勢を察する 条約改正等 より、 此れ先帝の遺旨 国権を奪はれ国威を失するを以て、人心乖戻し国政整はず。 欧米各国 忠藩 時を以て海内一致、 実効実力を著すに至らずんば、竟に国権を復する亦難し。 全国始て一致の治体に帰し、尋で廃藩置県に至り、 に使し、各国帝王及び政府の考案を諮詢し、臣が目撃親察する所と の議に及ばんとす。抑此の挙たるや、国権の復すると復せざると、 義国 に、 とに関係し、至重至難なるは固 其の改正を議するの難き、 0 にして陛下も亦神明に 土及草葬の輩に至る迄、 同心協力、 夫れ身命を抛ち国事に 誓ひ期 国権を復し国基を固くし保安の道を り言を俟たず。然るに臣其 更に意料の外に出 K し給 事 に死 ふ所の聖旨 するもの 殉ずる 或は金甌一欠 其 で功 大権是 な bo \$ 0 2 0 数幾千な 皆聖旨 故に、 二朝夕 れ立ち、 の実施

に奏すべきに非ず。

国権を復

岩 倉 具 る。 に方りて 使 治 め、 せずんば 0 を復 是れ理し、 介力を 而して彼已に端緒を顕す。故に使を発するの日乃ち戦を決するの日なり。 応ずるの処置 彼れ るべからず。 識 成功を 臣亦之を然りとす。 世 あ 非礼 未だ 3 んことを。 聖旨に報ずる能 政理 永遠 K 会す。 軽 民力是 な 勉多 整ふ 我 く外 K 易 何んとなれば、彼れ冥頑固結、若し礼を我れ 15 期 0 か 事 加 とするに非 然るに今奉 し、驟進達 事 て政理 れ厚からしめ、 臣窃に之を考ふ るべからず。 ふれ を図 K 然れども之を発遣 非 は るべ を整 す。 ば我安んぞ受けて止 ず。 からざるなり。 ざる ・使の 成を 此 故 ~ 民 れ K 我之に応ずるの処置なくんば是我 るに、 求 臣帰 実に なり。治 復命未だ其の委曲 以て其の実効を立て、 力をして むるなく、 朝復 臣が する 維新 具備ふる 厚きに 命 焦 雖と然 むべ の始、 に至りては 以 心苦慮眠食を安んぜざる所なり。 大い 来纔に四五年のみ。 け 至らし に似たりと雖、 朝鮮 伏さて んや。 に之が目的を定め、 を尽すに暇あらずして内閣 之が 以て其の実力を用る、 望 展 む な 且つ 我と隣 る の朝使に 緩急順 K 造使 陛下 在 る 交を修す 警虞難」測、 加へ 序を言 から 0 国基堅とす 能 0 国 議 3 みの ざれ 不動 権を損ずる Ē 聖 に略 る数 慮を Tho K 是即 不 L 我力 今の 以て 夫れ せずん ほ K る 遣 此 T ち軍 定 朝 其

時

実

K の大事宜く熟く慮り深く謀らずんばあるべからず。且つ今、 或は其の端を示さずして而して遠 万国従衡(連衡)の 勢を察

是れ乃ち目前の急亦甚だ注意せずんばある可らず。 光是等の事、 図をなすもの有り。故に表面を以て其の真情を測るに足らず。今や樺太の事類に て而し するに、 て朝鮮連与の意を絶たしめ、万全を保つをなして而して之が目的を定め之が方略 東に形して而して其の情西にあるもの有り、 先づ其の情を審 起

若し之が備をなさず今頓に一使節を発し、万一の事ありて後事継がず、 等に至る迄、 算を明らかにし、其の他の船艦の設け、兵食の具、 預め其 の順序目的を定め、而る後に朝使を発遣するも未だ晩とせざるなり。 銭貨の備へ及び内政百般の調 而して更に他 理

患害に 基を堅くし備をなすに非ざれば、 かゝるあらば悔と雖も追ふべからざるなり。 臣其 不可を信ず。 而して万巳むを得ざるの議あるも戦に従事するが如きに至 臣実に其の不可を知る。 故に之が備をなさず今頓に使節 其 の議 の顛末は 之を口陳 りて

切屏営(不安)の至に勝へず、昧死(死を覚悟して)上言。誠惶頓首。

勢の緩急を深察し聖断あらんことを。

上奏す。伏して冀くは、陛下事の本末、

る。

(一八二七—一八七七)



西 郷

西郷隆盛は、

薩摩藩の下士の家に生まれ、藩主島津斉彬に見出され

子弟のために行動を共にし、鹿児島の城山で自刃した。 韓論に敗れ故郷に帰った。明治十年、西南の役が起こると、蹶起した 人物として活躍した。明治政府にあっては、その志す所に合わず、征 維新の時には、薩藩を率いて勤王討幕の事に当り、常にその中心

近情を問わしめたまい、嗣子寅太郎を上京せしめたところ、直ちにドイツ留学の恩命を拝するに至 隆盛の忠誠と偉勲を追想せさせ給い、その心情を憐れませられて、侍講元田永孚をしてその遺族の 隆盛の死後その家族は、 また明治二十二年、正三位を追贈され、三十五年には寅太郎に侯爵を授与せられた。 隆盛の志を守って深く謹慎していたが、明治十六年の冬、明治天皇は、

嗚呼一高士。

亡友南洲氏。風雲定,大是,私,衣故山去。胸襟淡,如,水。悠然事,,躬耕。

西郷隆盛と江戸城明け渡しの大業を議した勝海舟は、

攤二此 残骸。以付,数弟子。毀誉皆皮相。誰能察,微旨,——」 只道自居」正。 豊意 紊, 国紀。不」図遭,世変。甘 受, 賊名 訾。

と南洲の真意を詠じた。

抑圧されてしまったあとは、政府に、積極的な政策がなくなり、文明開化は急速度で進展したが、 「彼は全運動の合図を与へ得る始動力であり」、「方向指示者であった」と言い、さらに、征韓論が また内村鑑三は、その著「代表的日本人」の中で、「維新は西郷なくして はあり得なかった」、

ずれにしても、明治のはじめに西郷を失ったことは、幕末に吉田松陰ほか多数の有能な国士を失っ 好など、真個の武士として慨嘆に堪えない多くのものを随伴せしめた、という様に述べている。い 内容的には、甚しい懦弱、また毅然たる行動に対しては恐怖感、明白なる正義を避けての平和の愛

以て終止せよ」と自ら言っている如く、つねに事に当るに、誠心誠意を以てし、策略や権謀を排し、 湖先生あるのみ」と言ったという。「敬」天愛」人」を常々心の拠り所とし、「身を修するに克己を た事とともに、明治の日本にとって、大きな損失であったといわれる所以である。 西郷隆盛は、若くして(王)陽明学を学び、後、藤田東湖に師事し、「天下に真に恐るべきは東

人を煩わすことを嫌い、きわめて無欲恬淡であった。

第五巻所載のものによった。(葛西)

幾 歷二辛酸 志 始堅。 丈夫玉砕愧:,甄全?

我家 遺法人知 否。 不下為二児孫一買事美田」

げようとした如き、また西南の役のように、自己の生命をも子弟たちに与えて惜しまない、という というのがあるが、これこそ彼の信条であったであろう。また、月照と一緒に海に入水して死を遂と

如き、今にその人物を慕う者が非常に多いのも、故なしとしない。

て、同志に頒ったのが、世に伝えられた始めだという。その後、詩や手紙、逸話、佐藤一斎「言志 薩藩に寓居していた折、南洲翁に腱々教を受けたが、帰って後、その聞くところを纂めて一書とし ここに引用する「西郷南洲遺訓」は、明治三年、荘内藩の酒井忠篤、忠実を初め、藩士数十人が

録」抄等を併せて、六篇として世に出したものがこの書で、副島蒼海がこの書に題して

雖,"区々、小冊子乎。当,,今之時。觀,,乎故大将威容之儼 与,,声音之洪,者。独 賴,, 此篇之

「東運公司」発行の「大西郷遺訓」により、漢詩と和歌は、昭和十六年平凡社の「大西郷書翰大成」 と言っている通り、南洲翁の人物、思想を知るには、最も好適なものと思う。引用は、昭和十三年

(1) 「西郷南洲遺訓」から

ならで 政柄を執らしむる いかにも心を公平に操り正道を踏み、 朝堂が は叶はぬも に立ちて大政を為すは天道を行ふものなれば、 のぞ。 は、 即 ち天意也。 (後略) 夫れ故真に賢人と認る以上は、 広く賢人を選挙し、 些とも私を挟 能く其職 直に我が職を譲る程 に任た みて は済す ふる人を挙げ ま 2 もの也。 t

姿に成りゆき、 勤労して人民の標準となり、下民其の勤労を気の毒に思ふ様ならで 万民の上に位する者、 然る 維 新 に草創の始に立ちながら、 0 功業 天下 不は遂げ に対し戦死者に対して面目無きぞとて、 いられ間敷は 己れを慎み、 也。 家屋を飾 今と成りては、 品行を正くし、驕奢を戒め、 り、 衣服を文り、 戊烷 の義戦 頻りに涙を催されける。 美安 も偏へに私を営みたる なを抱へ、 は、 節倹を勉め、 政令 蓄財 は 行 を謀が 職 は 事 n

人

口

開 職 用ひざればならぬもの也。 闘い に用ひ、 人材を採用するに、 以来世上一般十に七八は小人なれば、 其材芸を尽さしむる也。 君子小人の弁、酷に過ぐる時は却て害を引起すもの也。 去りとて長官に据ゑ重職を授くれば必ず邦家を覆すもの故、 東湖先生申されしは「小人程才芸有りて用便なれば、 能く小人の情を察し、其の長所を取り之を小

其故

決して上には立てられぬものぞ」と也。

開 嘗て或人と議論せしこと有り、 野蛮ぢやと畳みかけしに、何とて夫れ程に申すにやと推せしゆゑ、 華を言ふには非ず。 文明とは道の普く行はるゝを賛称せる言にして、 の国に対しなば、 を答めて言無かりきとて笑はれける。 の国 に対する程むごく残忍の事を致し己れを利するは野蛮ぢやと申せしかば、 慈愛を本とし、 世人の唱ふる所、 西洋は 懇々説諭して開明に導く可きに、左は無くして未開 野蛮ぢやと云ひしかば、 何が文明やら、 宮室の壮厳、 何が野蛮やら些とも分らぬぞ。予 否な文明ぞと争ふ。否な 衣服の美麗、 実に文明ならば、 外観の浮 其の

族朋友の面会をも許すと聞けり。尤も聖人の刑を設けられしも、 中 孤独を愍み、人の罪に陥るを恤ひ給ひしは深けれ共、 の罪人をも、 西洋の刑法は専ら懲戒を主として苛酷を戒め、人を善良に導くに注意深し。 如何にも緩るやかにして、 鑒誠となる可き書籍を与へ、事に依りては親 実地手の届きたる今の西洋 忠孝仁愛の心より鰥寡 故に囚獄 の如

有しにや、 書籍の上には見え渡らず、 実に文明ぢやと感ずる也。

終に彼の制を受るに至らん。 畏縮し、 正道を踏み、 円滑を主として、 国を以て斃る 曲げて彼の意に順従する時は、輕侮を招き、 ムの精神無くば、 外国交際は全かる可からず。 好親却て破れ、 彼の強大に

唯目前の荷安を謀るのみ、戦の一字を恐れ、 するを聞けば、 を以て斃る 国事に及びし時、 大大人 如何なる英雄豪傑かと見ゆれ共、 正道 を践み、 慨然として申されけるは、国の凌辱せらるゝに当りては、 義を尽すは政府の本務也。然るに平日金穀理 政府の本務を墜しなば、 血の出る事に臨めば、 商法支配所と申す 頭を 財の事 処に 縦令国 集め、 を議

3

道は天地自然のものなるゆゑ、講学の道に敬天愛人を目的とし、身を修するに克己を言いている。

「好」意好、必好」固好、我」と云へり。総じて人は

ものにて更に政府には非ざる也。

己れに克つを以て成り、自ら愛するを以て敗るゝぞ。(後略) 以て終止せよ。己れに克つの極功は、

人を相手にせず、 天を相手にせよ。天を相手にして、己れを尽して人を咎めず、

誠の足らざるを尋ぬべし。

直に一歩踏出す可し。過を悔しく思ひ、取繕はんと心配するは、譬へば茶碗を割り、其ださ 破片を集め合せ見るも同にて、詮もなきこと也。 過を改むるに、自ら過つたとさへ思ひ付かば、夫れにて善し、其事をば棄て顧みず、

命もいらず、名もいらず、官位も金もいらぬ人は、仕末に困るもの也。此の仕末に困

は、今仰せられし如きの人物にやと問ひしかば、いかにも其の通り、 富貴モ淫スルコト能ハズ、貧賎モ移スコト能ハズ、威武モ屈スルコト能ハズ」と云ひし 凡俗の眼には見得られぬぞと申さる」に付、 ニ立チ、天下ノ大道ヲ行フ、志ヲ得レバ民ト之ニ由リ、志ヲ得ザレバ独リ其道ヲ行フ、 る人ならでは、 艱難を共にして国家の大業は成し得られぬなり。去れ共、 孟子に、 「天下ノ広居ニ居リ、 道に立ちたる人な 斯様の人は、 天下ノ正位

らでは彼の気象は出ぬ也。

有事 譬へば臥床夢寐の中、 事 の時 に当り思慮の乏しきを憂ふること勿れ。凡思慮は平生黙坐静思の際に於てすべし。 に至り、 十に八九は履行せらる」ものなり。事に当り率爾に思慮することは、 奇策妙案を得るが如きも、 明朝起床の時に至れば、 無用の妄想に

類すること多し。

同功 完,是人。 終始可」行」身。

一貫唯唯諾

従来鉄石肝。

豊敢自謀、安・

② 示::市来子:

(2)

1 漢 偶

成(詠…傑士、秩父太郎」)太郎、文化年間の人。

(注) 斉過=一緒に犯したあやまち。同功=一緒に立てたてがら。沽=買ふと同じ。自分のせいにす る。売=人がやったことにする。南洲の気持は、この「沽ふ」、「売る」の語によく現われているよ

うである。

3 逸

題

朝蒙心思遇一夕焚坑。 縦不」回」光葵向」日。 若無、開、運意推、誠。 人生浮沈似, 晦明。

願留: 魂魄:護: 皇城。 南嶼俘囚独窃、生。

洛陽知己皆為、鬼。

生死何疑"天附与"

月照和尚忌日賦、焉

隔: 幽明:哭:墓前。 波上再生縁。

回、頭十有余年夢。

相約投入淵無,後先。

4

(3)

和

歌

御直書を拝読して(注、万延元年、大島謫居中)

百千窮鬼吾何畏。 雪」差論二戦略。 白髮衰顏非、所、意。 正邪今那定。 秦檜多山遗類。 独不、適言時情。 6 逸

題

武公難二再生。 後世必知清。

忘、義唱,和平。 豈聴: 歓笑声? (5)

辞《

(注) 秦檜は宋の大臣で、主戦派の人を殺した。

脱出人間虎豹群。 壮心横、剣塊、無、勲の

63

思ひ立君が引手のかぶら矢はひと筋にのみいるぞかしこき

一筋にいるてふ弦のひょきにてきへぬる身をもよびさましつゝ

まれて船出し侍るを送るとて(注、沖永良部島謫居中) 操うし(注、操担栽)のおもきおほやけ事のつかひ(注、英艦来襲の慰問使として鹿児島に赴く)に選

君がためふかき海原ゆく船をあらくなふきそしなとべの神

諸人の誠のみつる船なればゆくもかへるも神やまもらん

埋むれて世には心のなき梅も春とや知らむ花の香ぞする 明日よりは音も変らむ浪の上はのどかになりぬ春の初風 の宴が開かれし折の詠 往、 元治元年二月、沖永良部島から召還の命を受け、帰途大島竜郷に立寄り、妻子故旧と会し、留別

舟(二八二三一一八九九)



勝 ち万延元年(一八六〇)三十八歳の折、咸臨丸(オランダ製)の艦長とし 芳と称した。海舟は号である。勝海舟は、安政の大獄の翌年、すなわ 禅・蘭学を学び、幕府に仕えて安房守に敍せられ安房と改め、後に安

良の長男として今の東京墨田区亀沢町に生れ、通称は麟太郎。剣道・ 維新前後の政治家で思想家。名は義邦。文政六年六月、旗本・勝元

遣米使節正使・新見豊前守正興、副使・村垣淡路守らの乗艦したポーハタン号の護衛を兼ね、

で広く諸藩の人材を育成したことは有名である。 が任じその従者として福沢論吉が乗組んでいた。 ランシスコに入港したこの航海は日本人による初の太平洋横断で、軍艦奉行として摂津守木村喜毅 遠洋航海訓練も目的として渡米した。なお、この年二月十日に浦賀を出航して三月十八日にサンフ 帰国後、 軍艦奉行となる。彼が幕府の海軍練習所

慶応四年三月十三、四日には、今の東京港区芝三丁目にあった薩摩屋敷で、

65

官軍参謀・西郷隆盛

したことは、史上に長くたたえられるところである。なお、西郷との会談の状景は、明治神宮外苑 と江戸閉城談判を行なったが、征討軍に対して旧幕府側を恭順に導き、無血江戸城明け渡しを果た

「聖徳記念絵画館」壁画第十三号に示されている。

家の一室に起臥し、旧主家の家政をととのえ、国政を蔭で支えながら、明治三十二年一月二十一日 明治六年、 参議兼海軍卿となり、後、枢密顧問官となったが、晩年約二十年間は氷川の

に歿した。伯爵。

常情に訴へて愧るなきを得ず」として勝海舟に其の回答を求めた時、彼は「行蔵は我に存す、毀誉 は他人の主張云々」と淡々と述べている。彼に対する評価は、史家により種々であるが、西郷と肝 の罪は遁る可らず」と攻撃し、さらに「恰も国家の功臣を以て傲然自から居るが如き、世界立国の なお、 を勝に示して「我日本国民に固有する瘦我慢の大主義を破り以て立国の根本たる士気を弛めたる 江戸開城談判とその後の勝海舟の行動とについて、福沢諭吉は「瘦我慢の説」を書き、こ

彼は晩年、 本書への引用は、昭和四年三月改造社から発行された「海舟全集」第九巻により、江戸開城前後 海舟全集 著作に専念し、吹塵録・海軍歴史・陸軍歴史・開国起原など貴重な資料を編集してお (全十巻) に収める。また談話集、 氷川清話などもある。

胆相照らして維新の大業に善処した功績は、没することができないものであろう。

とをご了承願いたい。

図

の事情を見ることとした。なお、

ふりがな、

おくりがな、

返点など、読み易くするために加えたこ

明治維新前後の「手

1 慶応四年二月十九日の日記から

或は箱根之険に因る等、紛々と

たずして、其同志を募り、指令を不」用して、私党を結び、彼此に拠つて、志を達せむ して日夜其実否を異にす、ゆへに憤激之士民、空奔雷同、実に鼎沸の如し、 之御素志を達せむと、昼夜説論弁解すれども、 とす、却て敵之間牒膝下に窺ふの恐れを不」顧、 候之者等も、敢て其確証を得ず、人々其見る処異なり、 都下の空評、 薩長二藩の為に遊説するの疑。固くして、出れば途中に、窺討たむとし、入れば激論し 或は官軍桑名に止まり、或は駿府に進む、 衆人其心裡を察せず、疑念生。暗鬼、且は 誠に危急存亡之時なるかな、我れ君上 箱根に支へむと云者は、令を待 (中略) 斥

我が君家之大辱、 其方向を失し、一も大義に苦慮尽力し、死して休む無きは、独り其臣下之 唇 にあらず、 頗る愚に近かしといへども、思ふに、我徳川氏歴代渥恩之名族、近日之大変に遭ふて、 た顧るに暇無きものあり、 何ぞ我徳川氏之社稷をして、全するを得べけむ哉、若力足らざるを知つて退かざるは、 あらず、 滅亡に当て、片桐氏其中間に居して、百出千化、 あり、たとへ死すとも、また泉下(注、冥途のこと)に愧る処無き而已。憶昔 て、是を退かしむ、今日之愁苦、孰にか告げ、 て殺害せむとす、誠に衆人之所為、如何を知らず、或は憤激して、是を叱し、 然るに時之諸臣等其忠諌に従はず、 我輩今日之事に処して、其苦を察知す、顧るに古人に及ばざること万々、 後世是を如何といわむ、たとへ身を八裂し、首を溝壑に擲る 憤激して君意を上達せんとすまた悲しからず哉、 千慮万苦終に水泡と変じ、随て豊臣氏の社 誰にか訴へむ、唯一片之誠心不」欺之心 幼主を輔弼す、其苦慮凡庸の及ぶ所に 大阪豊臣之

② 西郷隆盛に託送した手紙から

(慶応四年二月) 十九日晚手記

(同書

「海舟日記」

無偏 王道堂々矣。今 官軍逼,一部府」といへ共、君臣謹で恭順之礼を守るものは、

我徳川氏之士民といへども、 時に異なり、兄弟牆にせめげども、 皇国之一民たるを以てのゆ 、外其侮を防ぐの時なるを知 へなり。且皇国当今之形勢、 れ ば な り。 (中略)

不軌を計るの徒、鎮撫尽力、余力を残さずといへども、終に其甲斐無く、今日無事とい 鄙府四方八達、士民数万来往して、不教之民我主之意を解せず、或は此大変に乗じて 明日之変、誠に難い計、小臣殊に鎮撫力殆ど尽き、手を下だすの道無く、

飛弾之下 に憤死を決する而已、雖、然、 何等之大変、牆内に可、発哉、

後宮之尊位、 日夜焦慮す。 恭順之道、 一朝此不測之変に到らば、 従」是破るといへども、 頑民無頼の徒、 如何せん、 其統御之道無き事 を。唯軍

諸君、 能く其情実を詳にし、其条理を正されんことをと、 且百年之公評

国之存亡を以て心とする者少なく、小臣悲歎して、訴へざるを不入得処なり。 御処置之如きは、敢て陳述する所にあらず、 正ならば 皇国之大幸、 百年後の公正な批評) を以て、 泉下に期するに在る而已。嗚呼痛かな、 一点不正の御挙あ 上下道隔る。 (中略) 其

瀚

らば、

皇国瓦解、乱臣賊子之名目、千載之下消ゆる所なからん歟、小臣推参して、其

事とす。果たして其労するも亦其功なきを知る、然れども、 情実を哀訴せんとすれ共、士民沸騰鼎の如く、半日も去る能はず、 其志達せざるは天也、 唯愁苦して鎮撫を

于此際、何ぞ疑を存せむ哉、誠恐謹言

(慶応四年)三月六日(「辰二月」としたのもある)

参謀軍門(注・将軍の意)

下

(同書、一二六、一二八、四四四、四四五ページ。 「辰二月」付としたものも同文)

勝

3 慶応四年三月西郷隆盛と会見の際、 懐中した手紙から

皇国 て、 も耻る所、堂々たる天下終に同抱相喰む何ぞ其陋なる哉。我輩忠諫一死を以て報ずべき 昨年以来、 丈夫の為すべき所にあらず。吾人是を知れども、 既に其失前日に在り矣、今日何之面目ありて口を開かむ。然りと雖ども、 一人物乏敷に因る。 一戦数万の生霊を損ぜんとす。其戦、名節条理の正敷にあらず。 上下公平一致之旨なれども、 (中略) 就中伏見の一挙、一二の藩士を目して失錯あるは、我最 各其中に小私あり、終に当日之変に及ぶ者は、 官軍猛勢、 白刃飛弾を以て、 各々私憤を抱蔵 不日 にし

地ち 我

らる」者は、 家滅亡に当て、 後 塗炭益 軍門に臨で一言を談ぜむ。幸に熟考せられば、公私の大幸、死後猶生くるが如くな 戦を試みよ、 笑を引く而已。我輩之を知れども、力支ゆる能わず。 長からん歟。 深怨銘肝日夜焦思し、 一之名節大条理を持し、 我輩もまた能く其正不正を顧 軍門実に 皇国に忠する志あらば、 殆んど憤死せんとす。 憐れ其心裏(裡) 従容 死に就く者無きは、 み、 敢て漫に軽挙すべからず。 宜敷其の条理 共に魚肉(注・軽蔑すること)せ 千載の遺憾に と情実を を詳察あら

我もまた一兵を以て是に応ぜずんば、

無空

の死益多く、

生霊の

嗚呼我主

海

謹言

辰三月

参謀軍門

(同書、二七三、二八二、四四五ページ)

(4) 慶応 四 年三

月十四日 の日記 から

を保つ所以のものは、 西郷に申て云、 大政返上之上は、 幕府之入費に充てむが為めなり。此二は、 我が江 山城は、 皇 国之首府なり。

且徳川氏数百万之禄 宜敷大政と共に其御

日天下の首府に在て、 処置如何を伺ふべきなるべし。况んや外国交際の事興りしより、其談ずる所、 の為にあらず、 皇国 の通信にして、 我が家の興廃を憂て一戦 我が利にあらず。 我が国民を殺さむことは、 印度支那の覆轍、 顧ざら 独徳川氏 む哉。 往・

諸侯の臣下が、他国の人に自己の主君をいう謙称)

上天に恥る所なく、

朝威是より興起し、

皇国化育の正敷を見て、

響応瞬間 公平至当を

決て為さどる所、

唯希ふ所、

御所置

全国 **輩不解の所なりと云々。** 仰がば、 に及び、 海外是を聞て、国信一洗、 (以下略) 和信益固からむ。 是の意我が寡君独り憂て、 同書、

(5) 明治三十一年、 東京奠都祭委員就任を辞する文の下書

戊辰之変匆々已に過ぐ三十一年、 て明治廿五年懐旧に不」堪、竊に蕪詩を作り感慨の情を述ぶ。広く人に示さずと雖も、 泉下の人と化す。 我豊是に当らむ。 に及びしものは大久保氏 我独存在前人の功に居て委員たるは、 蓋府下 の功なり。 無事の今日ある、 今や奠都祭を挙んと、 今尚氏あらば其殊功に 其初め西郷氏の力なり、 其志に 我を以て委員中に加へん 非ず。 可報なり。 又知者 後区劃尽力遷都 0 然して両氏 恥 る所嘗

察し、我を以て委員と成すなかれ。 是我が素志、今に及で益々老朽不便の身体を以て、衆人の後に附き空奔せん哉、此情を を安じ、業を楽しむものは、

聖恩の厚きに出づ。衆民爰に感銘せば、

其挙止浮華に流れ

又思ふ其奠たる旧に泥まず。東都三十年、上下其居

明治三十一年三月

ず、謹で以て祝賀すべし。是我等願也

同書、 三四六ページ)

隈ま 重げ 信(一八三八一一九二二)のぶ



すでに長崎に致遠館を設けて英学生を育成。自分も英人フルベッキに 父信保は砲術を以て鍋島藩に仕える。重信十三の時に死没。二十代で 天保九年(一八三八)佐賀城下に生まる。幼名八太郎

と共に彼は下野した(いわゆる十四年の政変)。翌年、河野敏鐐等と謀り立憲改進党をつくり、 海道開拓使官有物払下げ問題が絡んで、薩長参議等の排撃に遭い、十月十二日国会開設の大詔下る 十四年六月その仕事を終えた。この年、彼は国会の速開・政党政治の実現を唱えたが、これに、北 韓の議起とるや、博文と共に岩倉具視を援けて征韓の議を破った。十年五月地租改正局総裁となり になった(三年)。伊藤博文と協力して西洋の文物制度を採用して施策する所多かった。明治六年征 幸に死罪を免れた。明治維新の日には官途を累進して民部大輔兼大蔵大輔となり(二年)また参議 奉還を奨めるために脱藩して入洛、とらわれて佐賀に送還されたが、 英学・数学を学ぶ。慶応二年二月、副島種臣と謀り、将軍慶喜に大政 また東

なる。条約改正の事に当り、世論の非難を浴び、来島某のため爆弾を投げられ、 京専門学校(早稲田大学の前身)をつくった。二十年、伯爵。二十一年二月、 板垣退助と共にこれを牛耳る。ついで内閣を組織し、 九年九月松方(正義) となった。いわゆる隈板内閣がこれで、政党内閣の最初である。大正三年四月再び内閣を組織、世 その他がある。 顧談には、 筆録させたものだが、文章体に改めたため自由な談話のおもしろみが失なわれてしまった。彼の回 譚 授けたことはよく知られている。 界大戦の勃発に遭い、 (富山房刊)は、 ほかに「早稲田清話」「大隈侯座談日記」がある。著書には「菅公伝」「開国五十年史」 <写真は若き日の大限。>(桑原) 彼の少壮時代から征韓論の日までの回顧録で、明治二十八年に自分の談話を 内閣の外務大臣。三十一年、 対独開戦に踏み切った。そして駐支公使日置益に対支交渉訓令二十一ケ条を 大正五年七月侯爵。十一年一月十日殁。八十五歳。「大隈伯昔日 進歩・自由両党解党して新たに憲政党をつくり、 総理大臣兼外務大臣となり、 伊藤内閣の外務大臣と 右脚を切断。二十 板垣は内務大臣

① 少年期と教育

是れ余が自ら以て一大失策と為す所なり。 業の効果を得ることもなく、一方に於ては学術の深奥を極むるに至らずして止みたるは、 只だ国家多端の際に遭ひ、心を多方に馳せて空しく数多の歳月を送り、一方に於ては 道に供したらんには、之れに因りて国家を利したること、必ず少々にあらざりしならん。 果なき運動を断然と止めて、専ら心を学事に委ねざりし事是れなり。 意を決 余は今に及んで一生の憾事と為すものあり。其れは何事といへば、 し、政治経済及び其の他社会上に適切なる学問を専攻し、以て之れを必要なる 若し余に 彼の当時に於て効 して其 0

少年子弟の上に周慮を加へたり。曾て大木(注・大木喬氏) 然る故を以て余は頗る教育の事に熱心するに至れり。即ち全身の遺憾を挙げて之れを が文部に相たる時に、 余は之

F: は だ切なるに由りしなり。 於て深く教育の欠乏を感じ、 余の持説を譲らず、 従来相 (注・井上馨) 復た相容るゝ能はざるに至りたるは誠に是非もなき事なり。但し斯くの如きも猶ほ :提携して国務に鞅掌せしものなるに、此の事よりして其の後は今日に及ぶまで の如きは力を極めて反対し、遂に其の職を辞するに至れり。 遂に大木を助けて其の発布を断行せしめたるは、 少年子弟をして再び余の覆轍を踏まざらしめんとの情、

蓋し自己の経歴に

用ひ

余と井上と

前

信 を学術 斯くの如く、余は自ら教育の不完全を悔恨し、 夫れ 数多の同志と相提携して、やゝもすれば痛談にて暁に徹すること多き余に於ては、 の上 其 当時 に注ぐを得たるならん。 0 時に身を挺して断然外国に遊学したらば、 の実勢を反顧するに、余等は実に安んじて教育に従事する能はざりき。 然るに空しく国内に在りて時勢の変遷を絶えず目撃 及ぶ限りは少年子弟の為めに意を 世事の係累を免かれて、 専ら意

の事なるべし。強ひて之れを為したるならば、学問上の利益は多少是れあらん。 際会し、身を度外に置き意を専らにして学問に従事せんことは、 す能はざるなり。 撞する間 遂に身を国事より遠ざくるを得ず、 理と感情 は黙せんと欲しても黙する能はず、好く忍んで黙すると雖も頓て感動されて黙 とに制せらるゝ動物なり。苟も道理ある事物の、其の頭脳を刺撃し、感情を衝 殊に余の如き少壮客気の士にして、彼の極端の衝突を為したる時 従つて専ら意を教育に注ぐ能はざりし。夫れ人は道 殆んど望むべからざる 期に

時勢の上に攀登馳駆するに際して、必ず数歩を蹉躓したるは疑ふべくもあら

用して英学研究に従事するに至りしも、 は、失敗に失敗を重ね、失意に失意を加へたるを以て、已むを得ず、站く閑散 を得ぬ 譬へば親の手を仮らずして新世帯を持ちたる若者と同じ。総て諸事を一時に整頓せざる 兎 K 一身に向つて新智識を得んことに汲々たりしものなり。不幸にして国事 必要に迫られしなり。即ち余等は国家に非常の改革を為さんことを企図すると同 角余等は社会の変遷甚だ急激にして千古に比類なき多事の間に呼吸せしものなり。 志望は固より彼にありて更に重大なりしを見る に関 0 時 して

摩の に致遠 たからね。 外にもまだボッ 稲田清話 遠館で我輩 前 田 館 の生徒 正名なども在学した。 あの神風 から英語 (其の時分の生徒が居るよ。 で、 我輩 連の豪傑加屋藤太などもやはり其の頃の我輩の生徒であっ の初歩を教つたと言つて居た相だが、 の教授を受けたものだと云ったので、あゝ左様だったと想い出したが、 此の間内ヶ崎 (作三郎) 加賀 . 長州それから肥後辺の者が大分沢山来て居 君が まだ外にも散らばつて居らうよ。 或 る薩摩人に逢つたら、 前掲書、八〇一三ページ) たし、 それ 其の男も致 から薩 4早

自ら教鞭をも執ったんだ。

(今の早大の前身)

を開いたが、其の役人になって中央に出る前迄はやはり長崎に致遠館を開

明治十四年役人を罷めると同時に、

早

稲田に専門学校

先頃米国から帰った高峯譲吉博士が我輩を訪ねて昔談をし、

十二の頃

いて

附

我輩は初から教育が大好きで、

2 征 韓

論

快の論なるのみ。 の已むべからざるを唱導せしといへども、 征韓論者の真意 たるを見る。 即ち彼等は「征韓論」否な、実に征韓てふ一大事変を仮りて、各、其 深く其の心裡を穿てば、 (前略) 蓋し彼等 (征韓論を唱へし人々)は、 別に各人各箇なる陰密的意志の、 酷に之れを評すれば、 情を説き理を論じ、 只だ表面 K 現れ 其の真底に 以て征韓 た る出

する の陰 より 上下官 深く韓 らざるを論争せ 是れ 親 0 「密的意志を行らんと欲せしのみ。さりとて余は彼等の心裡に純一の陰密的意志の存 の倨傲 L 民を通じてありしなり。時の廟堂 みにて、 なか く日韓の りし 無礼 毫も誠意誠心より出でたる「征韓」の志望なかりしと謂 関係 を憤り、 し所 にはあらざるも、 いを見聞 0 主因 機会もあらば之れ せし彼等に は 寧 ろ此 彼等 して、 が辞色激厲 (注・誠意誠心より出でたる「征韓」の志望) に立ちて世 を征服 素より此 の略だ に、 して、我が 終に挂見 に至誠の念なしと謂 仰を受け、 が威厳を伸" 冠を賭 国家 して ふに 0 べんとの 征 大政に VC 韓 は はあらず。 在らずし 2 の已む 参与し 中 固 H]

島、 然らば の意衷 征韓論の主唱者たり張本人たりし江藤の心事は如何、 は如何、 西郷の底意は如何、 請ふ、遠慮なく之れを説 後藤、 かい ん。 の真意は如何、

て彼

(注・各人各箇たる陰密的意志)

に在

りつ

彼が 権 力 年 藤新平の心 来 打 の素志な 破 L 藩閥 事、 りし 的 江 K 政 藤 韓 府を以て国 0 廷 C 事を一 から 展出 3 (民的 言に わが 要求を峻拒 政府と為さんと欲する して之れ を蔽 して、 へば、 終に 事 ずを外に構 無 K 礼 在 りし を 加 なり。 S へて以 る を見、 是れ て 薩 実に 長

のもたらし帰りたる清国政府の応答を聞くや、

彼は此に其の意を果すべき好機失ふべ

カン

以

て其の主要の目的と為せる「藩閥政府の打破、

七、大 限 重 薩 K 7 必 É に K \$ 其 らずとなし、 方策 加上 国 ず 反 人は朴直 0 失し、 0 知るべからざるを説 カン 家 長 1: 真 でずと。 ども を打破 0 は 意 人なら 0 深 事を共に や」もすれ 不 0 長人は怜悧にして陰険 可なる 存す 余 憂 にして淡白なり。 熱心 する は 後藤 を酸 ん 断 る を得 是れ すべ を弁 す事 \$ 所 に征韓 々乎として之れ 亦 ば曖昧模糊に を るも、 をし 余に た意見を同 由 L き、 なる 論を唱導 怜悧 て廟堂の 反つて其の議 且つ 告げて、 薩 0 故に其の為す所も大概磊々落々として公正を失はず。 は み。 陰険 征韓 是れ の風 を拒絶し、 じらし、 して捕捉 したり。 寧ろ事 の徒 Ŀ 。 一 其 が為め に飛 あり。故に其の言行は時に狡獪に陥 0 は往々に人を傷く。 論を中止せんことを勧告したり。 挙よりして却て 論 を外 彼は啻に自ら之れを唱導 相 揚 すべからざるも K 跋扈 に益 賛同 且つ薩を援きて長 共 心 に余を勧 構 ふその 世 して権勢を逞しら んことを勧 薩長 説 薩 権力を増長し、 を接きて す 0 る所 天下 少か の権 の権 めた らず。 力を増 あ の政治 力を挫 長 世 した h りの の権 L 思ふ 長する 江 む 然 る を賊するも 一藤等 り、 か 力を打 る 彼 n 0 ども 2 は、 は に、 みならず、 或は 猶 が執りて K 偶☆以 破 朴 ほ 至

する

のは 直

淡

言 る は

\$

其

国民的政府の樹立」は、遂に之れを完

成する能はず、僅かに薩長政府を移して藩閥政府と為すに過ぎず、而して藩閥政府より に其の意を翻へしめんとしたり。 して生ずる憂患は更に甚しきを加ふるに至るやも測り知るべからざるを説き、反覆丁寧

路を見るに至りし 江藤は是れより冠を挂けて郷国 の刑名家。その厳罰主義は自ら車裂きの刑に処せられることによって返報された)と呼ばしむ り将帥となり、 不平の徒に擁せられて、寧ろ其の本性と謂ふべき実務家立法家より一変して、 多の年月間、 回なるやを知らざるも、 斯くて江藤と余とは互に其の是非利害を勧告し、 終に自ら定めたる新律綱領によりて刑せられ、人をして我国の商鞅(注・中国古代 相提携し来りし袂を分ちて、 剣を執りて軍を率め、以て其の素志を全うせんとし、而して一敗地に塗 は惜しみてもなほ惜しむべきの至りなり。 亦た互に其の所信を固執して相応ぜず。竟に政治上に於て、 (注・佐賀) に帰り、 反対の地位 前議を翻へしめんとしたること、 其の満腔の不平に駆られ、 に立つの已むべからざる る悲運の末 武人とな 且. に至り、

冠を挂けて国に帰らんとする前夜のことなりき。江藤は猶ほ余を勧めて其の論に賛同せ

の容れられずして内閣大破裂の不幸を来たし、

其

の主唱者

が憤然と

想ひ起す、

征韓論

は

商買貿易

を舎きて他に

是れ

なきなり」と。且つ日

く「是を以て余は野に下りて身を商

其の富貴ならし

む

る

て之を

養

成

する

0

術

は、

般国

民をして富貴ならしむるに在り。

する L んとして来り訪ひ、 を説くに当りて豊に愴然と今昔の 0 とあ あり。 始 20 りつ なりし。 互に反覆弁難、 是れ 爾 で余が政治上に於て江藤と相提携したる最終にし 一来再び相見るの縁なくして、 余は 遂に深夜に至り、 却つて其の意を飜 感なからん 枕褥並べて共に余が僑居に一 へしめんとして強ひて之れ や 終に 幽明相隔つるに至れり。 て、 を留 而 して 夜 めてい を 当 相 明 時 敵 かっ

視

事

彼 其 かい 0 勢力の の維 らず。 0 時 藤象二郎の意衷 新改革 余 至 に 然らば今日の急務は、 語 つて薄弱にして其の跋扈を抑制する能 を大成する て日 < 後藤 に於て 薩 0 意衷 長 先づ民間 から 両 藩 上に P から 最も 江藤 飛 揚 の勢力を養成して強大ならし の心 其の力を致し L 事と甚だ相異る所なかりしが 般 はざるも亦其 0 玉 たるの 民その 0 余恵なるべ 権力を分か 大原 むるに 因 2 2 如し。 謂 能 在 り。 はざる はざるべ 民 而

間

勢力を養成し、 K 盛 2 下よりして薩長の権力を殺ぎ、 K 商賈貿易 を営みて実力を養ひ、延きて一 以て藩閥政府を打破して、 般国 民 の富 貴を計 国民的政府を り、 民間 0

だに余を利するのみならず、誠に国家の幸福なり。想ふに余等の主唱する征韓論 理財 樹立せんと欲す。 議の斥くる所とならんとし、而して藩閥打破の目的亦た将に空しからんとす。 0 術 に通ず。 併し余は素と理財に暗し。足下、久しく廟堂に坐して会計の局に当り、 幸に余と共に其の事に従ひ、余をして其の志を成すを得せしめば、

閥打破 らんの 豹変して身を商業界に投じ、他の方途よりして其の目的を達せんも亦可ならずや。翼く は賛助する所あれ」と。 は み。 の方策と為さんとす。誠に其の難きを見る。且つ余は一介の窮措大(注・貧乏書生) 然れども足下は自ら身を商業界に投じて其の事に従はんとし、且つ之れを以て藩 直ちに之れを拒絶して曰く「嗚呼、果して然る乎。是れ適に以て足下を誤る 夫れ 商賈貿易を盛んにして国力の発達を計ること、固より必要ならざるにあ に足

国民的政府を樹立し、且つ商賈貿易を盛んにして国力の発達を計る所以の道を求めば、 E 野に下りて盛んに之れを営まんとするも、如今伝へて以て規戒と為せる 忽ち大失敗を招き、遂に詮術なきに至るべし。思ふに、 薩長の権力を殺ぎて 「士族 の商

0

み。

世の所謂士族なるのみ。固より理財の術に長じ商業の策に通ぜん様はなし。而も

慮 以 て其 其 T の方策なからんや。 万 の意を翻さば、 一の僥倖を期することもあらば、 是れぞ即 志を得ざる不満の余り、 ち足下一人の利 後日必ず及ばざるの悔あらん。 益 に止まらざらん」と。 なまじひに身を経験なき商業界に

郷と共に冠 る所なれば、 なりし蓬萊 且. 垣退助の真意 5 拒 み 社を創立して、 を挂けて辞去するに至りた 1 今弦に之れを述ぶるの要はなかるべ つ勧告 板垣 する所 の真意は親しく之れを聞くに及ばず。従 盛んに商買貿易を営みたり。 ありし P り。 彼 は遂に之れ 彼は其 の後身を商 を容れ 其の結果の如きは世 ずして、 業界に投じて、 つて其の詳 江藤 板 垣 彼 人 0 の日に 島 及 時

有 CK

知 名 西

して少壮 て、 由 K 征 なきも、 韓 の挙を 客気 白 彼も亦た権力の偏在を憤慨して之れを矯正せんとし、 0 数 断 生十 徒が 行 年 世 図 間 んと欲したるは疑 らず 連 続 \$ 世 顕 L 位高 徳川 幕 俸 を獲 府 ふべ 0 太平 て年来渇 くもあらず。 K 狃* 望 n 土せし放肆 たると、 H. つ彼は素と武 淫 且. 之れを矯正せ 5 逸 を逞し は維 新 人なり。 うし の風 細を知るに 雲 ん たるとよ 是を以 VC が為め 際会

を外国に構ふるに如くはなく、 痛 く頽 敗 L たる士 一気を矯 事を外国に構ふるは韓国こそ誠に適当の処なれと信じ、 IE 振 起 世 んとの念を懐き、 之れ を矯 IE 振 起 世 2 K は

ふべからず。然れども其の本意とする所を問はど、 而して恰も其の機会到来せしより、即ち熱心に征韓の急務を論ずるに至りしこと亦た疑 此に在らずして寧ろ彼に在りと答ふ

るも蓋し甚しき失当にあらざらんか。 注・ここで副島の意志については前で述べたので繰り返えさないとある。その、前で述べているところをこ (前掲書、 四八三一七ページ)

こに移して記載する。

爾来韓 談判を試みんとの議を起すに至りしなり。此の議を起せしものは固より一二人に止まら 已むべからざるを唱へ、内国の事情の為め之れを果たす能はずして一旦中 間 裁 は往古に於ける日韓の関係を想起して感慨自ら禁ずる能はず、遂に干戈を以て之れ 韓論の由来と経過とは、 せんと欲するに至り、 大変革の善後を策する の少からざれども、 島種臣の征韓論 国 の倨傲無礼は滋さその甚しきを加へ、為めに権力重大なる使節を派して最後 征韓論と云へば世人は西郷を以て其の主唱者と為し、原動者と為 韓国が倨傲無礼にして我に敵意を表したるよりして、我が 果して然るや否やは今猶ほ茫漠として疑雲の裡に在り。但し征 加ふるに、 の要ありしを以て、彼の木戸孝允まづ明治初年に於て 王政維新の為めに激揚したる人心を外に向け、 Ė に帰 征韓の せしも、 其の 国民

韓 彼の地位卑しく職権亦た微弱なる東萊府伯等と交渉談判することを為さずして、 外交の難局 ずといへども、主として唱へたるものは副島種臣なり。 て是れに和したるものゝごとし。 も大な 発廷に 衝 向ひ、 りしを以て、 に関する責任 に当り、 最後の談判を為さんと欲し、 且つ親しく清国に使して、清韓の関係を質せしにより、 是れ は其の身上に帰し、 に対する外交上の最後の手段として権力重大なる使節 (中略) 韓の官吏が暴慢無礼 主として此の議を唱へしより余人は争ひ起ち 蓋し副島は、 に接して痛痒を感ずる、 当時外務卿として 韓国 を派 直 との修 ちに

信 其 治に 本 易ならし か の明 李仙得(注・米人、外務顧問)の画策、 任 政府の意を承けたるにや、将た独自の意見に出でたるにやは今に猶ほ知るに由 しと 答 副 ずるを以て、清国 めし は 島が親しく清国 の自信 口 頭 に相 0 みに 違 は、 なからん。 韓廷 止まりて公文書ならざるも、 政 に使して清韓の関係を質し、 に対対 府は其の無礼亡状に対して責任を負はず」との明答を得て、 且つ聞く、 して最後の談判を為すべき問罪使を発せ デロン(注・在日米国公使) 当時 わが国 清国 「韓国 に駐割せし露国 は決 して此の前言を食むことな は其の内治外交全く自主自 の陰援は更に言ふを煩は 公使ビ んとの " * 決心を容 フ は

りて一 日 にはあらざれど、 ふることなきを明言したりと。 P 本 国 仮令我国より事を韓国に構ふるとも露国は之れに対して寸毫も干渉を為し妨害を加 大後援となりしならん。故に副島は是等の事由に刺撃せられ、 に不利なる言動を為さざるべきを確 ビッ オフ は日韓 是れ固より外交上正当の手続に依りて其の意を通じたる 事 あるの時に かに 明言 際し、 したりしなり。 露国 一は厳 正に局外中立を守りて、 是れ 猛断して韓国 も亦た副 島 に臨 に取

まん

との議

を発するに至りし

なり。

前掲書、

四七八一八〇ページ)

たる 誤想すると同 原動者となすもの多し。然れども其は必ずしも然らず。 を最初に唱 西郷隆盛の心事 に過ぎざること、已に前に述べたるが如し。 時に、 へ出したるは時の外務卿副島種臣にして、 征韓論を唱ふるに至りたる西郷 然らば西郷の心事は如何。 世には西郷を以て征韓論 世人の多くは西郷と征韓論との の心事をも誤解したるを見る。 対韓 西郷その他の諸人は之れ 問題の忽緒 に附すべ の主 唱者となし 関 K からざ 和し 係

倨傲 彼は勧められて朝に立ちしも、 西 郷 無礼を憤り一意に之れを征服して我が国威を伸べんと欲したるにはあらざるな 0 心事 を手短 かに言へば、 諸事心と違うて其の予期の志望を達する能はず。前には 世人の多く想像するごとく、 其の当初よりして韓国 りつ

至

りたれ

ば

寧ろ

対

韓問題

を以て悲境

0

血路となし、

最後

0

談判

節と為りて、

韓廷の殺害する所となるも、

胆 出 の中より躍らし、 でしを以て、 退く 図らずも対韓問 も殆ど失望落 可 の施為を攻撃して之を擁するあり。進まんと欲して進むべからず、退か カン らず。 彼は 胆 出でて其の苦悶を遣るに是れを措きて他に 千統万囲 の極 然かも亦た依然として其の地位に立つは更に心苦しきあり。流石の 題 の勃興 に沈み、全く人事を抛ちて世を遁れんとの意を決するに至りし の重囲 するあ りつ 中に _ 使節を韓廷に派して最 条の血路を開きたる思ひを為し、 後の談判を為さんとの議 其の途なしと為し、 身を失望落

旧君

(注・島津久光)

の其の言動を激怒して痛く之れを難責するあり、後には群小

不満の徒 んと欲

(3 黒 うて人事 K 彼が 田 至りた 往 旧 を抛 君 3 の怒に触れ且つ諸事意の如くならざるよりして痛く失望落胆し、 清隆 事情 ち、 Щ は、 の情誼深き勧め 林 復た玆に喋説を要せず。但だかくまで悲境に沈み、 の間 に遁れて風月の楽しみに其の苦悶を遣らんとまでの意を決す に依りて、 暫く北海 道 に隠 遁 世 を為すべき最 んとの意す その 終に世を厭 恩顧 ら動 後 の使 くに

こそ熱心に問罪使を発せんことを主張し且つ自ら其の任に当らんことを切望したるなり。

是れぞ自己の苦悶を遺るべき最後の光明にし

私情に駆られて、竟に世の謂はゆる征韓論を唱ふるに至りたるを覚らん。 説いて此に至れば、西郷の心事を誤解したる世人の多くも、彼が憐れむべき一種の強き 望し、而して其の容れられざるや、一蹶、竟に其の末路を江藤と同じくするに至れり。

て且つ旧君に対し国家に対して忠死する途なりと想ひ、強ひて其の使節たらんことを要

(前掲書、四八七一九ページ)

崎 太た 郎(二八三四一一八八五)



太郎

岩崎弥 起こしたが、かえって誣告罪に問われて入牢させられた。江戸より急 安政三年六月(廿三歳)、父(弥二郎)が酩酊中殴打されたとの訴訟を ぎ帰国した弥太郎は仮出所中の父に附添って裁判の様子を傍聴しよう

天保五年(一八三七)十二月土佐井ノロ村に生まれる。

としたが許されず、憤慨して詰所の柱に「官以三賄賂」成、獄因二愛憎

競争に勝ち、 台湾征討、 で土佐開成社を設立。それは九十九商会、三ツ川商会、三菱汽船会社と次第に改称した。七年四月、 佐藩の直営商館 向き、そこで伊呂波丸沈没事件、英国水夫殺害事件などの解決に尽力。「土佐商会」というのは土 決」と落書したのが咎められて投獄された。慶応三年(三十四歳)「土佐商会」主任として長崎へ出 政府購入の汽船を委託されて運輸に当る。八年に至って、米国「太平洋郵船会社」との 船舶・施設を買収した。九年、英国「彼阿汽船会社」と競争、これを撤退させた。十 「開成館」(総裁後藤象二郎)の出先機関である。明治三年十月、土佐屋善兵衛の名

年六月、西南戦争の軍事輸送のため政府より補助金を得て汽船購入、海上権を握った。十四年十月、 久保利通暗殺と相まって、彼をして政界とのつながりをほとんど失わしめることになって、にわか じて十八年(一八八五)二月死去。五十二歳。ここには入交好脩著「岩崎弥太郎」(吉川弘文館刊・人 に順風は逆風にかわった。三菱攻撃の声は朝野より起こった。十一年ごろより病んでいた脳病が昂 いわゆる十四年の政変で、参議大隈重信が下野したことは(大隈の項参照)さきの(十一年五月)大

「岩崎弥太郎」から

物叢書)から、彼の書簡・日記などを摘記した。(桑原)

1 獄中から吉村喜久次宛 書 簡

計斯様之身柄と相成り誠に一言も申訳無!.御座!奉!.恐入,候。今以何共相かた付き不」申 り入申候。 一筆啓上仕候。寒気難」堪候処、 (中略) 御揃益々御機嫌能御 渡可」被」成率、十大賀、候。私も不」

仕、思へば口惜次第に而御座候。勿論愚父の一件分明に相成り候へば、たとへいく日此 私も実に心外至極に而御座候へ共、一旦斯様のしそこないに而擒りこに 相成物事

困

御推察被」遣度、

申 中 何は 5 通 此 御 相 は 愚父 恥 成 \$ K b rfrj 0 h 相 何 唇 世話 三被、苦候而っ 蛇度肝 を雪 候 0 訳 カン 事 あ に L 様 く此語 ぎ 5 候 災難 而 \$ を曝 K 長 御 時 に銘じ候。 奉 彼 び 2 中 目 に而年をよせ一 節 兼ながれの 下存候。 何事も御目に掛り御はなし可」仕と相楽み居申候。 もいとひ 胸 i あ く都合 K 0 12 是非 者等 掛 誠 分 L な K 推 明 H く候而 御意見を 可」中、 幾重も御ゆるし 奉,畏入,候。 私も此 VE Ļ K 不」中候 むっなっ 而 は 江 空し 早く御作 相 戸 分明 生大事の志を 成 中 表に上 何を御 へども、 く月 に返り П b 忘れ 申 \$ VC. 今更我身の 相 留仕 実 日 配 間 無い拠たんき り死 ゆる 敷、 被」遣度、 成 を送り を受け、 此中に 5 b り候 力を尽し L 無 L 候 日节 被」遣度、 しぎな たとなった 由 3 事 事 後日 は み恨み心外の 出 而色々 寸 い 私の から L 来 事 い (短気) ムがた 而 と計 候 申 残 旗 とひ 此 命のあらん限りは を上 間語 是のみ奉い祈上は候。 事 愚慮仕 念至 恥 申り 敷と相考候。 し K 不」申候 辱を 雪ぎ可 一るが宜敷 実に 居 取 極 淚 りの経 候。 り候に、 K 所詮私此様 これ K 而 具於 私も 1 世 御 (中略) 共、 紀申 3 斯 0 座 中 何分此 様 旦 折 候。 は 又 خ 奮発仕 有 何 候。 0 A 口 下 ジ之間 此 身 惜 歯 此 被給 愚父不二相 遣 中 K 御 を 様 り候 生の 申上 の事 相 体 カン ts 1, 敷 身と の者 み居 あ は か

上」と、日々相まち申候。人目多くかきのこし申候。あとさき御推察の上御読被、遺度、 夜明迄思い明し不」覚涙に袖をぬらし申候。 かわり何卒宜敷御気を御付被、遣度奉、頼上、候。実に御なつかしく夜の目も合い不」申、 随分御機嫌能御保養被、遊度、私は何にも御気遣被、遣間敷、只親共の身の上私になり いつか御目にかかり積るうさを御談し可い申

室の中出て咲きにけり梅の花

何事も御めもじ!

度は御了簡被」遣、 幾重にもく一御ゆるし被」遺度、私も我身ながらあいそつき、 嘸御外聞にも掛り御あいそ御つかし被√成候はん。誠に私一生のあやまりに 而御座候。 御助け被」遺度奉,,願上,候。 めで度かしく。 ただ涙に暮申候。 何卒此

十一月十三日午時認む(注・安政三年)

弥太郎

喜久治様(注・弥太郎の親戚)

応三年の日記

② 慶

(前略)

当時

政府の官人等所為可」知。我は別段に一商会を経営し往々絶大の事業に致

助右挨拶人二付、 五月廿九日後藤参政(注・象二郎)ヨリ紀州ノ談判事訖り候ニ付、沈没ノ荷料、 引合セ致様被い命で 参政上京日限来月三日 ト御演 説

五代才

六月二日紀州償金ノ品物代価ヲ認メ、後藤公ノ宅ニ行キ、坂本竜馬ヲ呼ビニ遣ハシ、 ナリ

氏(注・不明)薩ノ家老町田尾部・五代才助ト同行、 三人密二談話、 沈没 ノ船代償ノ事ヲ申 此レヨリ五代才助方へ行キ、 入置キ還ル。二時後再ビ後藤公二赴キ密談公事。日暮多中 右帳 面 ヲ相渡 紀州ノ重役大橋采女方へ

嘉満楼ニ登り置酒、久」之回ル 、前掲書、 三九一四五ページ)

注・この年四月十九日、 和解した。紀州藩の賠償金は八万三千両であった。なお右日記中の出来事は長崎でのことである。 されて沈没、乗組員は明光丸にのり移って無事であった。この事件は紀州藩が薩摩の五代を仲に立てて 坂本竜馬の乗った海接隊伊呂波丸が長崎を出港、二十三日夜紀州の明光丸に衝突

前掲書、七五ページ)

3 在米·弟、弥之助宛書 簡

し、天下横行の猛威を示し度、日夜配慮致す所なり。

随分共見込通りはやりつけ可」中、

天下 と我 郵便会社は元大蔵省の船を十六艘十五ヶ年賦 立接戦 大分見込宜敷候。 に堅め、 此 も増 只 商 、我れ 会依 の処、 度三菱商会と相改候。 加 に立ち 内外の人望を取 前島密) 回 頼 の事 是節 漕全権 なり。 候 唯今大蔵省贔負の日本郵便会社と我三ッ川商会と双方必死 と政府の威勢を借り、 に注意し、 大阪東京の人望は不」及」申、 は寧ろ死 此節 ts bo 段 過日九 り候事を目的と致し、川田(小一郎) 々と船を増 すとも屑しとせざる所。 日 (下略) 々強大に 十九の名号を廃し、 (明治六年四月十九日) 加し、 勢力甚だ暴猛の処、 赴くの勢あり。 の割払を以て引受け、 三ツ川商 天下の人皆我三ッ川 是性 会に当時 三ッ 不日郵便 の仮なり。 川と致し候 我三ツ川は極 等を指揮し昨年 八艘 (前掲書、 0 廻漕! 0 の強勢を知り、 日本郵便蒸汽船会社 蒸汽船 (中略) ~ 社 一五一六ページ) 共 衝 々内之規則厳 の角 あり、 此 一破致候 是は 末頻 節 廻 力なり。 我不と K 角

(附) 三菱会社の助成金を論ず

世 りつ 而 八年以降海 して此の一般の増加は百噸未満の小蒸汽船が増加したる所以にして、 内の一般の汽船は増加するにも拘らず、 三菱会社の汽船は六艘を減少 遠洋航海

岩 崎弥太郎 して故に 万の助成金を与へたり。而して彼既に其実質を「三菱炭鉱株式会社」 報あり、 た ん より岩 正 知せる一、二を云は の方針を査察するに、やらやく其の資金を他に運用せんとするの形 K ど百 金 耐 一銀行 三菱の へる丈の大汽船が増加せる形跡なし。 一万円に近しといへり。これらの事業に投じたる貨幣 近 崎 修繕をなさざるものなりと認め 為替取引所あり。 へり。 日 0 氏 拘らず、 I 創立 財力乏しくて船舶 0 如きも 貨 而してその自ら営む事業また多し。曽つて商業銀行あり、 の噂ある日本鉄道会社 幣 汽船 漸 K 依 次氏の買い んに、 頼 の減少するは不都合なり。……余輩つらつら明治十一年以後該 世 殊に最近(明治十四年)買入れたる高島 東京株式取引所の如きは夙に岩崎弥太郎 no. の修 他に国 込むところとなれり。 理をなし得ざるものとい 立銀行における株式 (十四年十一月創設許可)の如きも岩崎 らる。 然るに三菱には政府より巨 政府 は \equiv 海上 菱会社 ふべか は決し の如きも岩崎 保険会社 の名あ らず。 て少々 炭坑 0 跡 を以て大名となせ に変じたる 3 あり。 如き の如きはその価殆 額の助 これ から K 氏第 氏 故 いまは あらず。 は の出 を他 一位 最 今余輩 成金を附与 \$ なり。 彼に巨 経済 K 金最も の株 は 流用 然ら

日

主 8 聞 社

(田口卯吉「東京経済雑誌」論説抄)

澤さ 諭ゆ 古き (一八三五—一九〇一)



沢 論 著述で西洋事情の紹介につとめ、

啓蒙活動を行なった。

の立場を一貫したにかかわらず、 福沢諭吉は、 幕末から明治にわたって活躍した学者であるが、 政治的行動には 出ず、 多数 の飜訳や 在野

軽格で家計は苦しく、 彼の三歳のとき死んだので、 755 同藩の大阪蔵屋敷で生まれた。父は学才があったが十三石二人扶持の 彼は、 天保六年(一八三五)豊前中津藩士福沢百助の末子として、 幼時は貧しい生活を送った。 幼時から漢学を学

年大阪の緒方洪庵の門に入り、その塾長をもつとめ、二十四歳のときには、 藩の招きで江戸に出

び英才を示したが、兄のすすめで蘭学を志し、安政元年(一八五四)二十歳で長崎に遊学した。

奥平家の屋敷内で塾を開いて蘭学を教え、 幕府の使節が威臨丸に乗って渡米するとき、 一方英学の独習をはじめた。

として参加し、

翌年は幕府のヨ

1

P

ッバ使節に加わり、

フランス、イギリス、

オランダ、ドイツ、

木村摂津守に請うてその従僕

万延元年 (一八六〇)、

98

艦受取委員の一行に加わって渡米。 12 シア、ボルトガルの諸国を巡歴した。ひきつづき幕府に出仕し、 この間続いて塾を開 い 7 い た 慶 応三年(二八六七)には、軍

事新報」 益の尊重を主張した。 金玉均を後援するなどのこともあ 蒙思想団体) 名これが今日まで発展して今の慶応大学となった。 維新後は、 を創刊 を起こし、 して官民調和を唱え、 家禄を辞して新政府の招きにも応ぜず、 しかし後の自由民権 英国功利主義の影響のもとで、 っった。 次第 に国権伸張を強調し、 運動には批判的立場をとり、 また明治六年には、 個人 および 明治元年 日本の大陸進出を支持し、 国家 二八六八八 の独立自尊、 明治 森有礼らと 十五年 塾を慶応義塾と命 「明 社会の 六社 朝鮮 実利実 一時 0

集 著書 続福 には、 沢全集も刊行されている。 「西洋 事 情」 「学問のすゝめ」「文明論之概略」「福翁自伝」その他があり、 福沢全

5 治論ではない。 の引用は、 葉があるが、 世俗を捨てず実地に生き、その一生をかけて窮理 「学問 のするめ」の冒頭に、 岩波書店発行の岩波文庫「学問のすゝめ」、 これ 彼は、幕末・維新の変革期を、 は 学問をするのに貴賤はないからし 「天は人の上に人を造らず、人の下に人を造らず」と言 独立自尊の気迫で生き抜き、 の道を拓こうと努力した人であった。 同「文明論之概略」に拠った。 っかり勉強せよ、 という意味である。 西洋文明を摂取 った有名な 本書 ししなが

(1) 「学問のすゝめ」初編から

役はやすし。故に医者、学者、政府の役人、又は大なる商売をする町人、夥多の奉公人 る者を身分軽き人と云ふ。都て心を用ひ心配する仕事はむづかしくして、手足を用る力 やすき仕事もあり。其むづかしき仕事をする者を身分重き人と名づけ、やすき仕事をす 界を見渡すに、かしこき人あり、おろかなる人あり、貧しきもあり、富めるもあり、 との別 人もあり、下人もありて、其有様雲と泥との相違あるに似たるは何ぞや。其次第甚だ明 働を以て天地の間にあるよろづの物を資り、以て衣食住の用を達し、 の妨をなさずして各安楽にこの世を渡らしめ給ふの趣意なり。されども今広く此人間世 万人は万人皆同じ位にして、生れながら貴賎上下の差別なく、 (は人の上に人を造らず人の下に人を造らずと云へり。されば天より人を生ずるには、 実語教に、人学ばざれば智なし、智なき者は愚人なりとあり。されば賢人と愚人 は学ぶと学ばざるとに由て出来るものなり。又世の中にむづかしき仕事もあり、 万物の霊たる身と心との 自由自 在、 互に人 貴

学問の力あるとなきとに由て其相違も出来たるのみにて、天より定たる約束にあらず。 貫人となり富人となり、 へる通り、 使 ふ大百姓などは、 で、 人は生れながらにして貴賎貧富の別なし。唯学問を勤て物事 天は富貴を人に与へずしてこれを其人の働に与る者なりと。 下々の者より見れば及ぶべからざるやうなれども、 無学なる者は貧人となり下人となるなり。 身分重くして貴き者と云ふべし。身分重くして貴ければ自 其本を尋れば唯其人に され をよく知る者は ば前前 にも云 から

世上に 持崩 は して日 も稀なり。 あらず。 なるもの 人間普通日用に近き実学なり。 学問 すならんとて親心に心配する者あり。 用 実のなき文学 とは、 古来漢学者に世帯持の上手なる者も少く、 なれども、 間 これが 唯むづ に合は ため心ある町人百姓は、 古来世 X を云ふにあらず。 かしき字を知り、 証拠なり。 間の儒者和学者などの申すやうさまであがめ貴むべきものに 譬へば、 されば今斯る実なき学問は先づ次にし、 これ等の文学も自から人の心を悦ば 解 し難き古文を読み、 其子の学問に出精するを見て、やがて身代を いろは四十七文字を習ひ、 無理ならぬことなり。 和歌をよくして商売に巧者なる町人 和歌を楽 畢竟其学問 手紙の文言、 み、 専 L 詩を作るなど、 5 め随 0 実に 勤 む 分調 遠く

は 道理を求て今日の用を達すべきなり。 者 3 知 の仕方、 西洋の飜訳書 人に交り此世を渡るべき天然の道理を述たるものなり。是等の学問をするに、何れ 済学とは一身一 る学問 日本国中は勿論世界万国の風土道案内なり。 へは横文字をも読ませ、一科一 なり。 算盤の稽古、 を取調べ、 歴史とは年代記のくはしき者にて万国古今の有様を詮索する書物なり。 家の世帯より天下の世帯を説きたるものなり。脩身学とは身の行を脩 天秤の取扱等を心得、尚又進で学ぶべき箇条は甚多し。 大抵 の事は日本の仮名にて用を便じ、 学も実事を押へ、其事 右は人間普通の実学にて、人たる者は貴賎上下の 究理学とは天地万物の性質を見て其働を に就き其物に従ひ、近く物事 或は年少にして文才ある 地理学と

\$

家業を営み、身も独立し家も独立し天下国家も独立すべきなり。

区別なく皆悉くたしなむべき心得

なれば、

此心得ありて後に士農工商各其分を尽し銘

1

(前掲書、

0

議論 西

ふ可

i

洋

0

文明

は羅門

馬の滅後より今日

に至るまで大凡そ一千有

余年の間

に成長し

たる

\$

のにて、

其由来頗る久しと云ふ可し。

我日本も建国以来既に二千五百年を経て、

(2)明 論 之 概 略

緒

言

文明 見を誤 を衆心 となきに 然と思ひしもの、 人 の精神発達を一体に集めて、其一体の発達を論ずるものなり。 明 るもの甚だ多し。 発達論と云ふも 論とは人の精神発達の議論なり。 非 す。 亦難しと云 此紛擾 雑駁の際に就 果して習慣なることあり。 可なり。蓋し人の世に 習慣の久しきに 7 条理の紊れざるものを求めんとすることなれば、 至ては殆ど天然と人為とを区別す可らず。 其趣意は一人の精神発達を論ずるに非ず、天下 或は其習慣 処するには局 と認め 処の利害得失に掩 しも 0 故に 却て天然なるこ 文明 論、 は n 或は之 T 其所

103

みならず、其内部の底に徹して転覆回旋の大騒乱を起さぶるを得ざるなり。 地理の区域を異にし、 K 其後は特に輓近の外交を以て最とす。加一之、儒仏の教は亜細亜の元素を伝へて亜 知り、一時 に及で、 ば趣の異なる所なきを得ず。嘉永年中米人渡来、次で西洋諸国と通信貿易の条約 一己の文明は自から進歩して其達する所に達したりと雖ども、 L に施したることなれば、 して之を感動せしめたるものは、 して珍らしきは勿論、 たる特殊異別のものに逢ふて頓に近く相接することなれば、我人民に於て其事の新に は新にして奇ならずと云ふも可なりと雖ども、 世の治乱興廃に由て人を驚かしたることなきに非ずと雖ども、深く人心の内部を犯 我国の人民始て西洋あるを知り、彼我の文明の有様を比較して大に異別あるを に耳目を驚かして恰も人心の騒乱を生じたるが如し。 へば極熱の火を以て極寒の水に接するが如く、 、事々物々見るとして奇ならざるはなし、聞くとして怪ならざるは 文明の元素を異にし、 唯粗密の差あるのみにて之に接すること難からず。 、上古、 儒仏の教は支那より伝へたるの一事を初と為し、 其元素の発育を異にし、 彼の輓近の外交に至ては則 人の精神に波瀾を生ずるの 之を西洋の文明に 固より我二千五百年の 其発育の度 或は ち然らず。 比すれ を異 我ため を結ぶ

と共

運

動

民心

K に

火を点じたるが如

1

-

度び燃へて又これを止む可らざるものなり。

ある可らず。実に嘉永年中

米人渡来の一挙

は恰も我

彼の 明を取らんとするの熱心なり。 L K ならし て今日 此 在て既に 此 人心騒 騒 西洋の文明も今正に運動 めて之と並立する敷、 K 乱は全国の人民文明に進まんとするの奮発なり。 及びしことなれ 乱 跡なしと雖ども、 を与にして遂に消息の期 の事跡に見はれたるものは、 ども、 或は其右に出るに至らざれば止むことなかる 人心 の中に在て日に月に改進するものなれば、 故に 是等の諸件 0 騒乱 其期する所は、 は今尚 を以 前年の王制一新なり、 て止 依然とし 到底我文明をして西洋 む可きに て日 我文明に満 K 非ず。 益素 次で廃藩置県なり。 兵馬 甚 足せずし しと云 我国 0 可 騒 の文明 し。 乱 の人心も之 7 S 西 は 可 0 而 洋 数

如 の文 年

前 以

難 K 当て文明 |磋琢磨することなれば、仮令ひ其説は新奇なるも、等しく同一の元素より発生するも 人の耳目を驚 の課業と云ふ可 i 0 騒 0 乱 議 斯 論 0 かすも 如 を立 し 20 の多 西 7 条理 洋諸 世 0 しと雖ども、 の紊れ 事 K の学者が 物 の紛擾雑駁なること殆ど想像す ざる 千有 日 \$ 新 のを求めんとするは、 余年の沿革に由り先人の遺 0 説 を唱 へて、 其説 随て出 学者の事 可らざるに 物を伝 n なば随 K 近 於て至大至 で新にし へて之を 此

文 0 明 にて新に之を造るに非ず。 は 所 謂 火より水に変じ、 之を我国今日の有様に比して豊同 無より 有 K 移らんとするも のにて、 日 卒突の方 0 論 ならんや。 変化、 啻に之を

進と云う可らず、 或は始造と称するも亦不可なきが如し。 其議論の極めて困難なるも

れなきに非ざるなり。

好機会と云ふ可し。 直 二十年 云 0 と雖ども、 K 自 の学者 三の 其 ·以前 から 更に 既 事 我 K 経 は 国 は を行ふ 西洋文明の一 世を過 確 純然たる日本の文明に浴し、 開 此 体を成したる文明の内に居て他 験を以て之を西洋の文明に 実なりとせざる可らず。 港 困 以来、 たる者なれば、 難なる課業 試に見よ、 れば決して再び得べ 班は彷彿として窺ひ得 世の学者 に当ると雖ども、 方今我国の洋学者流、 既往を論ずる は頻に からざるも 今の学者の僥倖とは即 照らすの 洋学に向ひ、 啻に K 其事. の有様を推察す K 爰に亦偶然の僥倖なきに非ず。 たるが 臆測 便利あり。 を聞見し のなれ 其前年は悉皆漢書生ならざるはな 推 如 其研究する 温量の曖昧 L ば、 此一事 たる 又一方には此学者 ち此実験 る者よりも、 今の時 K 0 所固より粗鹵 に就ては、 陥ること少なくし み K の一事 は 非 殊 ず、 我学者 K 大切 彼の 現に 狭隘 にして然 其次第を なるも なる 西洋 の経 其 な h

L

むのみ。

著述し、

以て日本全国の面を一新せんことを企望する

なり。

余も亦年未だ老し

たる

に非

のを

見ば果して何の観を為す可きや。 たるものを以て之を今生今身に得たる西洋の文明に照らして、 を詳にして、益所見を博くし益議論を密にして、 願 意のみ。但其議 人の復た得べからざる好機会を利して、 たる洋学の所見を以て、敢て自から賎劣を顧みず此册子を著すに当て、 二生を経るが如く一人にして両身あるが如し。二生相比し両身相較 書を訳 くば後の学者、 せず、 唯其大意を斟酌して之を日本の事実に参合したるも、 論 大に学ぶことありて、 0 粗 鹵に して誤謬の多きは固より自から懺悔白状する所なれば、特に 其議論必ず確実ならざるを得ざるなり。 今の所見を遺して後の備考に供せんとするの微 飽くまで西洋の諸書を読み飽くまで日 真に文明の全大論 其形影の L 余輩 と称す可きも 直に 耳 其 蓋し余が 前 の正に得て後 反射す 西洋諸 生 前 本の事情 身

悉皆神仏者ならざるはなし。

封建の士族に非ざれば封建の民なり。

恰かか

身にして

に得

る

?彷彿

他日必ず此大挙あらんことを待ち、今より更に勉強して其一臂の助たらんことを楽 (前掲書、 九一一二ページ)

十、千家尊福(「八四五一」九一八)



手 年正月三日、 家 旗頭となり、

尊澄の長子として生まれ、 千家尊福は、 弘化二年(一八四五)、第七十九代出雲大社大宮司 明治のはじめ、 祭神論争における一 方での ・千家

数え年七十四歳で歿した。

彼は千家俊信について本居学

出雲大社教を創立、

他方、

官

·政

・財界に活躍、

大正七

のために、宗教を超えた国民精神と道徳の昻揚を意図したこの大教院の企ては、 院」という超宗教レベルの国民教化機関を設けた。 して国造制を名乗ることを許された唯一の例外として出雲に残され、 十代出雲大社大宮司に推され、 明治維新のころの神道についていえば、 出雲国造家の直系に推されて国造を継いだ。 を学び、長じて平田学にもふれた。 権少教正、 まず維新 大教正、 しかし内外に呼応して抬頭した信教自由 の新政府は、 国造というのは、 神道西部管長などを拝命した。そして同 性神の道の徹底をめざして 明治五年、 今日に及んでいるものである。 大化改新後も、 二十七歳のとき、 三年にして解体の 祭司 の専掌と の運動 十一年 「大教

の祭神論争に於いて、

自説を廃せられた尊福は、

ひそかに期する処あり、本官から身をひき、

道事 n か やむなきり至り、 別に、 はあ 派 K られた神であり、 が定めた四祭神 かしその際に、 その結果、 H 祭神論争」と云うが、 中頼庸 .神道神学上の問題としてのみならず、出雲信仰の帰趨にもかかわる重大事であった。千家尊福と た。 のニ 務局 千家尊福は、 2 たが、 一派に分れて激論を繰り広げた。 ここで問題点となる大国主神は、 祭神論争自体には、 の二人を夫々頂点とする当時の神道勢力は、 事 務局神 出雲派 神道東部管長田中頼庸 この神道事務局に祀る祭神をめぐって、 (天御中主神 大教院の次に設けられた神道事務局に同じ目的が引き継がれることになった。 大国主神をも加えて五祭神とすべきことを主張、 この神を公の機関である神道事務局に祭神として祀ることについての論議は、 一殿は、 の劣勢は遂に伊勢派を押しきることができず、最後には勅裁を仰ぐこととなり、 その一方の論者がここにいう千家尊福であったのである。 宮中三殿の遙拝所とするという形で結着をみた。しかし、このこととは ついに結末はつかなかった。 ・高皇産霊神・神皇産霊神・天照大神)を、 (伊勢神宮大宮司を兼任) を中心にして、 広汎な学識と、 平田篤胤によって、 鋭い論法によって、田中頼庸に迫った尊福で 神学上、 深刻な論議が起こり、 幽冥界の主宰神として大きく位置づけ 政治上の諸要素を含む伊勢派、 互に相譲らず神道論争が続けら そのまま受けついだ神 この四祭神を主張した 世にこれを明治期の はじめの大教院 出雲

古代からの出雲信仰に立脚した出雲大社教を創立、その初代管長となった。明治十五年のことであ

る。

明治天皇の崩御にめぐりあわせ、天皇の御大葬にたずさわったのは、 想及び行法の上から積極的に取りくんだことである。すなわち千家尊福は、死の問題の処理につい の伝統の中で、死にとりくむ神道宗教をくみ込んだのは、実に彼であった。この彼が、その晩年に 彼の宗教史上特筆さるべき業績は、 神道としてその組織的解決に当った最初の人と呼んでよいであろう。死と屍体を穢とする神道 篤胤によってうち出された「死後の安心」について、 理由のあることであった。 宗教思

はなかろうと思う。 人生始終の系列にかかわる積極宗教としての神道の相貌は、 今日のわが 国の諸社にみられる神前結婚式の創始も、 すべて彼から発したといっても過言で 彼に出でたものである。生と死と、

した。 部省普通学務局長、 の確立や整備に腐心し、 古社の出雲大社と不即不離の関係にある教派神道としての出雲大社教の創立以来、 かたわら官・政・財界においても、 埼玉県 「大道要義」、「風教百首講説」、「国の真柱」、 ·静岡県 東京府の知事を歴任、 大い に活躍の舞台を持ち、 司法大臣をも拝命した。 元老院議官、 「出雲大神」等の著述を著わ 貴族 また、 彼はその教義 院議 南満洲 文

鉄道会社設立委員、

東京鉄道会社社長などの要職にもつき、

男爵を授けられた。

(戸田)

物も るなり。 機を統まして、 道、 は立つとも背には負はじと思ふ人の誠心は顕はなるるものなり」 い をも物をも き務を怠らば、 \$ 其 0 神の教のま」に、 神勅 所 し とありて、 天皇大化三年の詔に『惟神我子応、治故寄。是以与,天地之初 され K さる を守 其所 安からし ば天神の御伝 天照大御神の治めたまへと宣り給ひし、 りて、 を天皇は天職 を得さしめ給ふをば、 是神の道に 『惟神者謂・随』神道一亦自有事神道道山也』 め給はず、 私をまじへずして、直く正しく行ふをいふなり。 皇室を輔佐 のまにく、 版を続ぎ玉 背き、御教に違ふにて、 臣民は私の便よきをのみ思ひて、 L 惟神の道を失はせ給はずといふべく、 ひ 家業を勤めて、 違はじ、 なが 5 背かじと操を守るにつけて、 K を治め玉 惟神 世の利益を計るを神 神勅のまゝに天下を治めて、人 の道を行 ふ万機を怠り玉 と見えたる如く、 君の為、 S とは云 され 世 0 |君臨之国 臣民 教 ば天皇は万 5 0 S 額に て、 K べからざ 為 に尽す 従ふと は天壌 神 は矢

(1)

教

百

首

講

説

から

(2)大 道 から

1

斯顕世 抑も霊 此三柱大神の 美大神は黄泉国に入りて鎮り給ひ、 にあらざること明かなり。 悪邪 に因て其所の定まる者にして、伊邪那岐大神は上天して、 又皆此地に留まるにあらず。況んや黄泉国を也。然れば霊魂の帰着は、 IE. を去るや後、 の別に従ひて、 魂の帰着 如此 する に留り給ふ所異なるは 幽冥に於て従事すべき事ありて、 の地 其所在一ならずといへども、 は、天にあるか地にあるか、或は又黄泉国なりやといふに、 大国 各主宰し給ふ所 主大神は幽冥の主宰 霊魂は一切悉天上に帰するにあらず。 其留る所の ある 日 に因れば、 となりて、 の若宮に 如きは 留 人の霊 偏にな 此上に坐せ り給 方に偏する者 幽政 ひ、 魂も 伊邪那 0 処分

田中義能著「大社教の研究」 から引用)

(2)

み

に止らず。

広く国家有益の事を計るべくして、

世間

に利ある時は、

又必吾に

も利ある

福 なり。 功を る 0 経営に於ても、 己を達せざるべ 地 から は 相共 ts 兄弟 ば 期 故 玉 る 夫な 奇魂の ひし 近 ï K n ts bo 至る けて、 相 \pm ば、 3 難 0 扶 家 集 \$ は、 -家を斉 神 りて 助 を維持し 国家と一 は、 少彦名命と共に協心戳力なさしめ を降が する 家を 則 か 共 し 業 相 吾 5 K を 人 整 扶けて共に 抑 ず。 幸 の忽にすべ 5 L 家と て、 営 る 0 理 玉 1 福安寧を保 天神 の上 熟知する す 艺 人 ~ る類は、 幸福 は大 K 所 る K にか から L 0 如き小 伊 か 顧为 功を成すべ 7 小 を求むる L 所な 存する らざる 0 て、 みて、 邪 相扶 功業 別ある 那 bo 事 \pm 岐、 くる 如常 家 遠く とい 者 の法に於て は 如いのかん 況はむ き神 のみ。 伊 は 協心戮力に 0 なれば、 吾 国家 邪 務 なれ ども、 人 p 理 那 を 一家 を利 国 王 を明示し玉へる者に 美命二柱 0 欠 吾 ば、 は、 家 を ひ、 3 成 を愛する者は、 族 益 夫婦 の交際は、 す 時 人 る者 亳 を 少彦名命 る方法 L は、 集合 は唯 も国家と一 相 大神 人を利 待 にして、 小 ☆妻子 L を ち、 は 知る の外邦 て、 即天下の交際と云 に、 子弟 する 家 必先人 家とを異 眷然 ~ 扶 て、 修 を 幸 族を生 福 の大 助 K 破 相 理 し 渡北 安寧 大国 扶 り、 0 務 事 けざれ 成 ひて 「主大神 養 K 家 業 の肝 0 大 愛 する をや 求 は は せざる S 父母 は、 玉

成

0

0 を 事 知 心 る ~ 注意し、 是に於て吉凶を相慶弔し、 同 種族の幸福安寧を計画するは、 禍福 を相 猶家族の快楽無事を経営するが如 扶 救 するは勿論 K て、 平常 必世間 くす

(3) 「神道祭神論」の全文

シノ要ト ス ル 斯人ヲシ テ天神 ノ神意 ヲ奉 七 2 X, 具 死生信 頼 ス ル 所 7 ラ 2 4 ルニ

リ、 顕 ヲ「分界」分任 伏シテ惟ミルニ、天神 シ玉フモ ノ「ハ」何ソ、 ノ諾冊二 尊 二命 他ナシ、唯、 此漂気 愛人ノ神意 ヲ修理 固成 = セシ 出 ルモ メ玉 ノナ

テ大 禁厭 意 抑 我大 ラ事 地官 事 1 法ヲ 2 K 三主大神 玉 1 亦ない 創定シ ナ フノ外 シ 知 ノ刻苦 三出 幽冥「ノ大」主宰ト定メ「玉フ」亦宜哉、恭惟「ミルニ」天照大 王 ル ~ フ者、 一种身、 牛 + ナ ル IJ ナリ、 天神ノ動 邪神ヲ勦蕩シテ国 是はなるので 夫ノ顕世 天神 F 父祖 其意ヲ嘉シ、 ヲ皇孫 命 う命と 土ヲ経 命 = 譲 = 営シ、人民蕃 其功ヲ賞 IJ 因 玉 12 フ 1 = 雖 モ、 IJ, 息 遂二以 抑 ノ道ヲ開 亦天神愛人 点ノ惜心 テ 大神 ナ ノ神 ヲ 牛

(前掲書

から

因抗 落 7 則 恩 7 ヲ ル 往 依頼 者 成 奉 是観之、 所 天 = 世姓 ラシニナミ(イ性) 幸 1 照 依 近 2 「イナシ」とは異本 謂 死生 テ大功業 スへ 大 ラ -牛 其意ヲ諒シ、 ++ = キ神 在 依 4 神 V テ其 頼 1 V = 八、 其功 ヲ立た Ш ŀ ナ ス 万物 此 信 ル ル ス ル 所ヲ定 徳ヤ、 論 頼 = 玉へい、 1 於テヲヤ、 早ク公論ニ決 即 雖 其 ヤ、 ス 尊福の報告書。 ル 1 所 更ニ 明治 所 則、 4 モ、 ヲ 之ヲ四 得 ル ヲ 起業 修理 ニアで 愚見ヲ + 知 ル 能 二、『開知新聞』四〇五号附録所収)には記載されない事を意味する。 古人之ヲ天地ノ二貴 ラ _ ,神道学会刊、 ノ祖 1 神 シ、 年 固 1 陳 発護 成 1 ス、 A IJ, 以テ /\ 共 ノ天勅 シ、 ル 具 ス 7 = 則、 均是 襄 ル所、 ソ、 而 表名合祀 藤井貞文 シテ 2 = 玉 = 大国 述 天神 ク其 従と、 体 我 7 而 主大神 = 「神道祭神論」 ト雙称と 大神 有ラ 2 名 因 ル ノ神意ヲ IJ テ在英 ラ表シ、 其 所 人思恵 ヲ併き 1 1 = 幽冥 事 七 而 非 奉 7 4 2 2 t せ、 ス テンララ 懇望 神殿 H 1 モ、 1 「神道学」 + 以 テ 則、 大 = 惟神 主 強言 = テ 至 = 况 堪 諸 字 祭祀シ、 天神愛人 V 1 第三十九号所収) 彦は IJ + 1 ナ = = 非 2 + in 教 カ、 = 礼だ 4 本 + テ ル 1 ノ神 以 要 其 ナ + 教 ス、 ル 神殿 IJ, ラ布 ナ 宜る F 皇 y, 意 ス 統

御

神

ラ照煦

ノ神徳

=

依

ラサ

V

1

万物其彩

色ヲ顕

ハス

~

カラス、

大国

主大神ノ造国

フ鴻っ

田た 卯5 (一八五五—一九〇五)



卯 吉

田 安政二年(一八五五)四月、

締役·東海銀行顧問 十二年「東洋経済雑誌」を発行。東京株式取引所肝煎・小田原電鉄取 議院議員に当選。その間、 と号す。明治五年より十一年まで大蔵省吏僚であったが、 ・両毛鉄道社長など実業界で働いた。 南洋・支那・朝鮮・満洲に遊ぶ。 廿七年、 官を辞 して、

東京目白台徒士屋敷に生まれる。

期で 軒だ

なお、大日本地名辞書・群書類従・続群書類従・国史大系・続国史大系等を出版して学界に益する こと多大であった。三十八年(一九〇五)一月病歿。

かたわら著述につとめ、「自由貿易経済論」「日本開化小史」

「支那開化小史」などすこぶる多い。

とするところに特色がある。自序に、「史家の苦心は歴代許多の状態を蒐集するに在らずして、其 の日本文化史といってよい。単に事実の羅列にとどまらず、その発展の中に一定の理法を求めよう 日本開化小史」は明治十年から十五年にかけて六冊にわかって刊行せられたもの。 わが国最初

の状態の本づく所を究尽するに在り」と云えるもの、すなわちそれである。 ここでは岩波文庫本(嘉治隆一校注)によった。それぞれの引用文の見出しは、 目次の該当項目名

を移して使った。(桑原)

「日本開化小史」から

①倫理の情の論

を其子に遺伝し、 利心なり。蓋し経験を以て其の心を懲戒せしむることは其神経の構造を変性せしめて之 (前略) ヘルバルト・スペンセル氏曰く、倫理の情は度々の経験を積んで変性 世 る

の経験に基かざるが如き念と成れりと。(中略) 此くにして、終に経験より来らざる一箇独立の禀性の如く見ゆるに至り、一人の私利心 子亦た之に経験を加へ、其性を変ぜしめて其孫に遺伝し、子々孫々如 ジョン・ルツボック氏之を駁して曰く、

父祖の経験は其性となりて子々孫々に遺伝し、益々重積すとのことは左もあらん。然れ

益を害せられざらんことを欲するものならずや。此世論の為めに倫理の情増進すること 起源 と為せ 善の考は遺 との二種あることを悟るに至るべし。是れ私利と正善義務の考の発する所以なり。且正 なりと云ひて教へを立つるを見れば、 ども之を以て正善と私利との如き大異を弁明すること難かるべし。 ればとて、 右 に私利に合せば、何ぞ義務なり盛徳なりと賛美するに至らんや。蓋し人智の進むに ツボ 則 直に私利と成る所業と、私利にはあらねど他に喜ぶべきことあるが為めに為す所業 にして私利は之を計るの尺度なりと思ふ 心 ~ ち父祖以 " の如きは全く人の天性に存して、 1 抑。教則とは品行の正邪を評判する世論なり。此世論 ク氏 七 伝の性よりも寧ろ幼時の教育に基けるもの多し。 私利を以て正善と思はしむるには至るまじ。 ル氏 の駁論あるに至りしなり。又ルツボック氏は教則を以て正善の考の 来の私利心にして、一人の経験に基かずと云ひて説を立てたるなり。故 の説は、 私利心を以て倫理の情を説き明さんとしたれども、 正善は私利と合せざるあるを知るべし。 私利と一致すべからざるが如くに思はれしか なりのルツボック氏開化始源論二百七十丁を見よ。 正善を為すは人の義務な 故に余は乃ち教 は則ち社会の人、 経験如何に積重した 則 人に 若し は正 り徳義 起源 正善

る以上

行ふ人の利害得失は常で其算用中に入らざるなり。(中略)故に利害得失の他人に関せざ

其悪とは行ふ人に害なるにあらず、受くる人に害なるなり。

て悪業とは評すまじ。而して社会の人の最も務むべきは、此善とも悪とも評せざる所業

は善にもあらず悪にも非ず。見よ見よ、商人を以て善人とは云ふまじ、

農業を以

心見る 其 寧ろ受くる人に利なるなり。 と同一なり。嗚呼人類の脳裏、豈に二種の相容るべからざるが如き心あらん。 の私利心あり。即ち親族兄弟朋友を愛するの心あるなり。夫の孝や悌や、素と此私利心 あるべし。 本源 成長してその枝葉を広めしが為に、枝葉の内に相牴牾するもの発するなり。 り、 善悪の教は社会の評判に発するも に至りては素より一根より出でずんばあらず。 に忍びざるあるが為めなり。抑を此忍びざる心は何ぞ。人みな其所有物を愛する 善悪邪 然れども善悪邪正の評判を俟つて而して人皆他人を救ふにあらざるなり。其 正の考は世人の評判を得て而して後に発するもの のにして、 其所謂善とは行ふ人に 之を要するに倫理 なり。 0 情 利なるに非 は 私利心の 皆私利心 然れども

然れども若 而して受け 119

ざるものと雖も、稍之を受くるの傾きあるを以て、世之を善と評するなり。

存することなり。抑べ他に恵与するが如きは、之を受くるものに利あり。

間 し与ふるものゝ利害をも併せ論ずるに至りては、未だ必ずしも全社会に利ありとは云 からざるなり。幸にして世人未だ善事に汲々として其私利を捨つるに至らず。是れ人 ずるを以て記して以て読者の参考に供すと云ふ。 社会の今日に至りて益々繁昌する所以なり。 此事本文記す所の世態人情変遷のさまに (前掲書、

② 二千年代(注・皇紀)の末有益なる著書多く顕はれし事

争戦乱 る類 0 玉 の目を注ぎし所にあらざるを以て、如何なる政道なりしか、如何なる文勲なりしかを、 智略 武人の羡慕する処たりし事は当時の史に見ゆ。然れども此平和なる行は、 の歴 の事 し人智の未だ進まざるに当りてや、自然の道理を講究し、人類の幸福を増進せしむ あり勲功ありし事は古史にも数を述ぶる所にして、且つ足利将軍の時 史其揆を同じうせり。 の際に当りて人を殺し城を攻むる勇将猛卒の武者振のみぞ史上に されば太平の時に当りて世に現はれし事件は常に曖昧の内に埋もれ、 は未だ十分に行はれずして、却つて人心を恐怖せしむる事件に人心を集むるこ 鎌倉幕府の治平を致すこと百五十年、 其間執権并に評定衆 詳なるは、 当時 K 至 却 り、 つて闘 大

ほ 間 詳? に拾からず、 かにする能はざるは塞に惜しむべきなり。此一 人心の度未だ進まざりしを知る に足るべ 事を以て鎌倉時代に於て文学尚

\$ 元弘 カン 建 摇 7 は 武 る 出 あらずと雖 0 で来て、 有 争乱 様を以て、 なり。 鎌倉 P 蓋し前文に 治世 日本 多く人心を蒐むる事件なるを以て、 の文学殆んど百五 の文学 も略 の最後の ぼ 説 光輝 示 せし 十年の太平 を発 如く、 世 L 戦 23 0 乱 た F 其時代に適したる進度 り。 露 は 到底文学を進捗 K 是れ 浴 世 ī 即 \$ 1 後、 再び 千 车 世

代

政

L

る

したる文学の種子は、

更に熟練の香を添へて世に咲き出でたり。

今其

最も著名にして且

されば元弘建武

の乱起るに及んで、

鎌倉時代

ic

養 の著 む の末 事上

成

多く此際に現はるゝことなり。

るの多きを見るなり。就中太平記の如きは之を用ふる事極めて多く、 0 確 関 有益 あらずと雖 盛 執 城 等 衰 審 なるも を記 の基く所を論ずるも 裏 書、 す 0 皆見 P K を列記 止 其文体 るべ まると雖も、 北 きの んに、 には則 書 0 多し。 增鏡、 5 なり。 盛衰記 其間、 其記者 神皇 其述ぶる処 平家物語等 或 は政 IE 0 統 事の 智力 記、 は多く戦 と同一 得失、 保曆 相 同じ 乱の のも 或 記 からず、 は 有様 太平 0 帝 K 統 L 其 記 0 て、 若 議 īE 稍☆博きに誇る しく 船 閨 論 稍☆漢 上記、 素色 并に t は h 帝 功 公家 伯書 語 統 抽湯 将 を交ふ 武家 門の なき

云ふべ と雖も、 記 姿なきにあらず。之を要するに、文章の点に於ては未だ盛衰記平家物語等と軽重し難し 議すべき処多く、其体未だ備はらざる所ありと雖も二千年代にして此書あるは、 而して神皇正統記 りては遥かに之を二千年代の末、二千百年代の初に現はれたる諸書に譲らざるを得ず。 ことなし。 王家 0 如 できは の衰 其 、眼目の注ぐ所に至りては当時の書却つて往時より勝る所あり。 盛衰記平家物語の如きは、 蓋し我国に於て、 頹、 日本古来の沿革を統括し、 武族 は実に鋭の鋭なるものなり。 の興立等に注目し、 社会の有様を記し、 其文体極めて巧みなりと雖も、 国家有要の事実を網羅して殆んど遺す処なし。そ 其源由を推究するが如き、 之を後世の歴史に此すれば、 其変遷の基く所を論ずる書 真に得がたきの書と 着眼 就中神皇正統 の鋭 其議 籍 なる 実に 以て当 論 ある 尚 に至 ほ

仏法の文学に効ある事

時

の文運を後世に誇称するに足るなり。

事 然草の如きは、 に及ぶ所あり。実に日本の文学を飾るの一具と称すべし。又程朱の学も此時初めて我 時 に当りて随筆の書亦見るべきもの多し。明恵上人のぼろく一草子、 議論も高尚にして、如何にも手際なる書体なり。 而して其論稍 兼好 法 さい 師 理の の徒

卯 至りて最 少し。 りき。 り。 早くより人の心 0 玉 仏法より由来するも 至りて なりしが為めに、 結果にして、 にありと云ふも誣言にあらず。 K する 其 伝 0 源氏、 此想像、 所 は はり、 14 謂 殆 を見るに、 も密なり。 \pm 法 進歩なるも ど之を欠くと雖も、 狭衣、 玄恵法印之を学びしと云ひ伝 政 0 経験少き世には絶えて現はれざる所なりと雖も、 想像 源平盛衰記より起り、 に結ぶものなり。 0 文学 時より仏道久しく人心に浸染し、 栄華 其他神皇正統記の博識にして卓見なる、 多くは皆無常を観じ、 K 0 にて、 のも、 の上に大いに現はる」に至りしなり。 至りては自ら全篇に貫通するものある 0 如 実に 王政 き、 情を動 艶は 其想像力 されば鎌倉時代の諸書中にも、 蓋し学問上の研究を人心の中に発する事 (注・鎌倉以前) 平家物語に至りて最も盛んに、 即 かすの趣 ち艶なりと雖も、 物 の増 \$ 0 され 憐 進に外ならざるなり。 向 の時 れを説くこと多し。 に至りては既 鎌倉 ば我中世文学 には未だ十分に 政 未だ悚然として 府 保暦間 が如 の時 而して我国 に大に文章中 彼の 0 智慧を進む し に至りて禅学愈 最 記 文 抑☆此 当時 の簡 太平記、 抑 想像力に至りて も盛 章 ☆此 の文学、 恐る 上 単 は、 2 0 想像 なりし の如 K に現は、 にして静 史を起 るの資料 後世 現 徒然草 7 此想像 小盛 0 は は き所以

れざ

想

K 像 れた

開 は

化

は

の為めに裨益を得たること少々にあらざるなり。

③ 二千百五十年文学次第に退歩せし事

する の末路 文学次第に退歩の姿を示せり。真に歎ずべきことなり。蓋し斯く文学の衰徴に至るも、 顕 と雖も、 徳記より劣り、 のあり。 当りて はれ K 文学亦随つて退歩の姿となれり。然れども二千百年代の中頃即ち足利氏治世 倉政府既に亡び、封建武族の海内に割拠せしより、 たる書も、 必要の書なり。 前の諸書に及ばざる所多しと雖も、其文法整ふ所あり、 に当りて世に出でたる桜雲記、 其後封建潰裂の勢ひ日に月に増進し、世の有様益を危殆に迫りしかば、当時に 皆文意の明 鎌倉以後の文物尚ほ存するものありて文学の見るべきもの少なか 嘉吉記は応永記より劣れり。其後椿葉記、鎌倉大草子、 從ひて情味を失ひ、其文章愈べ枯燥するに至れり。されば応永記は明 かならざるもの多し。要するに二千百五十年の頃より殆 されば此時に於ては末だ遽かに文学衰零せりと称する能はざるも 統神皇正統記、 南朝記伝、 世の中次第に衰へ乱れたりしか 以て当時の事情を詳 梅松論、 応仁記 吉野 らず。 んど百年間 の類 拾遺 0 あり かに 南朝 初に の如

や

去りて

٠ 嘉吉

の世

L

如何

なる 応 永

武夫が猛勇

なりし の乱れ、

か。

思

3

K

武勇の気当

K 滅 世

ず、

闘争射

撃

0

術、

古

至りて、 時

より拙なからじ。殊に此時とても秀才佳人の全くなきにもあらじ。

海内麻 則 けれども、 办 ち 如き の王 天然に 弊 0 政の時の如く、 如 風 打ち でく乱 の行 唯人々晏然として思想を此点に注ぎ難き世の有様となりしがゆゑなり。 勝 はれしにあらず、 れ つの志は 群 外国 雄割拠するの世に至りて、 去りて、 の古語に汲々として人間天性の智力を働かしむる能はざりし 其文体の自由を極めたることは恰も鎌倉時代と異るな 敵を亡ぼすの時となり、筆硯な 人民豈に文学を事とするの暇あらんや。 に親しむ 0 楽 は散じて、

\$ けんや。

奮

敞

歷,

一殺の怒りとなる。

弦に至りて終に文学の光を東洋孤島の内に滅せり。

歎ずる

時代の様を想見して文学の消 長を知る事

思 5 に文学の消長を知るは、其記す所の時代の様子を想見するこそ便宜なるべけれ。

しき、 彼の 源だい 其 の戦、 他 攻城 野戦 南北朝 の篠木 の争の有様を想ひ見るに、 鍋 を削り 海内涌くが如きに る駈引まで、 関東武士の勇ましき、王都 顔前 に見るが如く思はる」に 如 何 なる将 ± が の小婦 智略 あらず の美

125

唯だ其れ文学の衰

学の盛衰を証するに足れり。

たるが為に、其人柄の慕ふべきなく、事跡の好みすべきを見ざるなるべし。是を以て文

(前掲書、一四四一九ページ)

人権論」

は明治十五年十二月に成ったもので、数多くの類書中の白眉である。ここに採

た本文に明らかなように、時の東京帝国大学総長加藤弘之の、

十二、馬は 場ば 辰たっ 猪い (一八五〇一一八八八)



として江戸に出て福沢論吉の門に入る。明治三年七月英国 嘉永三年(二八五〇) 五月土佐国に生まれる。慶応二年三月藩費生 に留学し、

その間彼地に在って古事記の英訳を成したことが注目せられる。 同七年帰国したが、翌八年三月再度英国に遊学、十一年五月に帰った。

十四

年十月自由党結成のときには副議長として議長後藤象二郎を援けた。

デルフィア大学病院にて病死 翌十九年六月無罪放免されるや、ただちに米国に向から。廿一年(一八八八)十一月一日、 であり同志である大石正已とともに横浜にて爆発物買入れ注文せしとの嫌疑によって投獄せらる。 翌十五年十一月、自由党総理板垣退助の洋行問題に反対して脱党。 十八年十一月、 同国 (土佐)人 フィラ

優勝劣敗・適者生存の進化論

に基い

を採った。 て天賦人権説を批判せる「人権新説」の駁論として書かれたものである。 明治文化全集第五巻自由民権篇 (昭和 一年日本評論社刊) による。 ここにはその最初の部分

賦 権 論」から

ス ナラ 定則ヲ蔑如シ天賦 ル 政 奈何ん 処 ズ、 皆然ラ 々府 ニシテ足ラズ。或ハ弁論ヲ以テシ ノ権利 ナ 其 りの 七 ノ官吏ニシテ、 企図 × ザルナク、 1 故 天賦ナリ自然ニ起因ストノ説一タビ世ニ 自然定則 = 1 天 却テ適々政府 人権ヲ 賦 復タ更二喋々ノ弁ヲ要セザ 孰 人権主 撲滅 ノアル 遠クハ羅馬帝ベスパシアンヨ V モ此 義 ス ルニ災シ人間な 処專政 ノア 12 為 権力 メ、 等自由 々府ノ権力モ終ニ之ヲ撲滅 或 ラ用 或 ハ実力ヲ以テ 社会ヲ害スル 1 ヲ 法律 Ł 以テ テ 容 ラ制 目的 易 ス。 シ、 ニ撲滅シ得べ リ近キハ 起リシ = 往・目 至リ 或 而 1 テ ョリ之ニ抗シ之ヲ駁ス ラ仇 兵馬 及 仏王路易十六世 其実力ヲ以 ル ス ト為スの 牛 1 ル ノ力ヲ用 モ 例 7 1 1 1 皆世 ニア 能 テ 天 1 4 ス ラザ ザ 地自 人 及 -ル ノ熟 IJ ル 至 者 ル ノミ 1 然 即 ル ル 知 雖 E 7 1 7 チ

^

自ラ

明白ニシテ、

ルペ

シ。

福

1

ニ合体

スベ

牛

筈

ノ者

ナル

ハベン

サ

ム氏

£

亦許

ス

処

ナ

IJ

而

2

合体

七

步

0

場 辰 害 福 彼 1 説 論 往 12 玉 両 +1+ 唯 " 時 F 1 ス 七 復 1 七 論 相 如 騒 輪 ズ テ = * ル 1 V ダ A 八応ぎ ナ 1 1 理 溯。 弁 合 丰 乱 = 1 7 間 論 先 ~ 体 基 1) 71 1 ル ナ 1 V 僧 源 0 IJ 結 · テ ヲ ス ガ 1 1 最 試る 之 振 +150 加 局 ~ ++ 3 = ル 七 0 = 3 大 4 ヲ ル ル 1 7 1 1 E 状 看 然 H 目 及 尋 理 ++ 1 1 須炒 況 IJ 的 的 E 論 例 ナ 日 4 ヌ 若的 , IJ 1 ナ ナ 1 及 才 V ヲ ヲ 0 丰 呈 古今人民 雖 ル 為 E 1 1 以 1 往 幸 テ 英 仏 才 = ス 七 ス ス 7 仏 Ŧ 4 福 往 2 1 チ 丰 ル 寸 -時 日 足 7 E 7 1 ヲ ス 1 K 1 人間 求 此 7 1 王 1 ラ チ 氏 ~ E 幸 IJ ラ ヲ 民 4 ズ 1 1 1 1 離 福 天賦 0 及 社 氏 步 万 1 1 ル 如 テ 自 ル 会 1 何 E V 7 ヲ = 丰 ~ 方 1 番" 失 就 由 1 F 即 ホ 人 ル 力 べ 7 7 組 便 ナ テ チ 1 権 モ 7 ラ 織 論 妨 是 ブ 説 カ 1 = V Ξ , # 4 1: 然 ラ 1 ス 7 IJ ヲ ゼ ナ ル 観察 X 英王 E テ 実利 等 駁 ズ 1 IJ モ 1 Ħ 0 民 0 撃 = -1 111 専 决 然 然 ス 而 加 セ = 1 = ナ 平 拠よ ~ 2 7 政 V IJ 2 テ 丰 1 ラ 学者 通 バ テ ツテ 某 等 等 1 1 1 ヲ ズ 其 理 雖 自 権 府 サ 以 1 自 目 判 古 由 4 1 テ = 七 ヲ 7 今其 拠 亦 害 1) 実 由 的 断 氏 如 其 1 最 権 テ テ 時 日 丰 1 = 1 ス 1 テ適な 人民 ル 人乏シ 推 7 ヲ 及 相 幸 ス ク、 1 1 5. 俟ま 福 シ、 究 " ル n = 天賦 今姑 なな テ ガ 処 七 1 " 1 平 又近 自 自 テ カ 1 2 如 1 1 自 恰か 等 人 ラ 由 生 7 由 x 牛 措 モか ズ

由

1

1 ナ 1

> バ 皆 妨

ヲ 長 自 権

由

テ

=

車

ス

ル コ 1 7 ル £ コ 1 唯 格 外 ナ ル 非 常 1 コ ŀ 1 為 2 テ П ナ IJ

仮たとえ 治 2 1) 1 1 ス ナ 者 氏 ル ル ナ 才 1 から 道 カ 1 云 ラ モ 1 7 命令 法 自 理 " 1 ス 1 亦法 律 チ 然 1 7 = 於 問 1 x ス 1 ナ = ナ 1 ル 反 律 テ 氏 ナ 法 7 1 ル 1 1 1 1 1 法 才 力 律 及 ナ ル 為 1 律 氏 7 ル ~ 1 ヲ 3 V 基 法 学 ヲ 1 力 A ス = ラ ヲ 1 律 有 1) チ 1 1 0 分 有 テ 効 -15° 1 1 1 自 テ 無 而 氏 効 1 ル チ 者 テ、 然 論 効 モ ナ コ 1 テ 亦 ル ノ道 3 ナ 1 1 異 1 B E 5 1 始 法 律 論 理 勿 ル 1 ズ 雖 x 論 E ナ 1 モ 1 ナ = 1 云 何 IJ カ 反 1 1 _ 問 7 ナ 且 デ ル 1 1 7 1 V 云 其 題 7 ~ 及 7 1 命 1 ル ~ ル = h = シ 1 ル ナ 令 就 カ 法 仮 又 テ ヲ シ、 テ ス 法 律 令 駁 怪 ル 1 律 現 1 処 法 1 1 1 無効 論 律 4 行 及 1 1 如 = 1 り ナ 1 足 法 唯 何 V 1 主治 5 律、 然 彼 ,: ナ = 法律 ル ズ V 7 1 0 ~ 自 1 プ 者 ル 然 5 丰 然 E h 1 ~ 筈 命 丰 1) " 為 1 コ 道 1. 令 ラ 筈 H 7 モ 雖 理 唯 ス # ナ 1 V モ

七 1 論 ナ 故 1 ス ガ カ = ル 為 理 ル E 論 ~ x ノ鮮な 人権 丰 上: 筈 日 ナ 1) 新 ナ IJ, カ 説 論 ラ 3 F べつ 題 然 来 ス ル ル 然リ E 12 = 近 人 _ ,而テ若 書 時 1 権 ヲ 本 著 邦 利 シ今此 = 1 1 於 天 1 テ 賦 3 書 1) _ ナ 0 IJ 1 ヲ 反対 此 自 2 テ 書 然 唯 論 = 1 一箇 Ш 者 起 因 7 ル ノ書 IJ, + ス 世 1 之(注・天賦 ノ説 生 上 ガ 1 奇 弁 = 就 7 ±: 好 論 テ 直 人権説 = 客 接 新 往 ヲ 之ヲ 競 ヲ駁

1 E = 及 1 ル 1

ナ

若 反 主 1

7

2

テ

天賦

人権

説

1

如

丰

E 其妄想·

中

1

=

居

ル

£

ノト

1

テ

_

概

ニ之ヲ排撃

シ、

次

-

権

利

進

足 叡 べ。 ノ策 シ A 0 ラ 隠 慮 E 世 然 略 ズ 者 1) = 人 著 3 ル 7 1 以 将世 著 述 1) 1 -特 目 4 テ 及 述 七 其 世 1 選 2 人 七 テ 著 iL 者 1 1 セ ラ 者 俗 者 通 ナ 7 籠う ラバ V 観 = 吏 ナ テ ラ 達 於 絡る ガ 大学 1 余 テ 1 _ 得 時 迁, 1 1 1 学士 敢* 然 潤か 1 ~ 1 総 政 ラ 牛 テ之ヲ問 = 略 シ 理 1 ズ 七 0 テ 為 1 = 1: 任 世 1 1 = , 箇 7 為 事 世 1 ラ 殊 ラ +15 x 1 = 書 通 V + -ル = 之ヲ 当 及 生 V + ナ ル 時 1 步 1) = 著 0 加 7 ル 1 藤弘 ラ 余 又 1 1 唇にけ 固 # ズ 1 1 7) ta 之常 隠 又 塵 及 H 君 者 唯 モ ル 1) 7 我叡聖 当 避 ナ = 之ヲ ナ IJ, 7 5 然 ケ ラ 山谷 1 = 文式 カ、 今 笑 シ ズ 君 テ V = -俗 付 此 敢 遁が 1 1 如 天 吏 テ 1 1 責 独立 丰 息 去 如 -

猪 元 来 進 化 主 義 1 云 Ł 天 賦 人 権 説 1 云 Ł, 実 -重 大 ナ ル 問 題 = 1 テナに ル 精 密 1 考 案 ヲ 要

=

付

ス

ル 7

7

1

能 或

1

ズ

敢 影

テ

言 世:

ヲ

呈

セ

1

ŀ ス

欲

ス

ル ナ

所 牛

以 ヲ

ナ

1) ス

0 ~

此

IJ

^

時

響

7

間

=

及

术

7

1

保

カ

ラ

べつ

是

V 余

ノ之ヲ

嫼

j 陛

=

3

モ ラ 丰 4 1)

ラ 1 劣

卑 ル 楽

=

1

1 7

0

人 ス = 堪 権 ル 者 新 + 説 ナ ラ V 1 2 加 バ 丰 4 0 若 1 然 唯 1 之 1) 及 片 ヲ テ 論 4 4 弁 及 先 ル セ _ 17 1 其 11 1 1 欲 1 順 子 セ 序 1 = 殆 ヲ 1 テ 挙 F. n ____ 其 大 V 書 1 識 論 1111 第 = 1 粗 Æ _ 略 至 = 妄 ナ ル 想 ル ~ 説 実 丰 筈 1 = 有 読 ナ 害 者 ル 7 ヲ = 說 1 4 テ 丰 驚 7 愕《 m

ヲ " モ ル x 妄想 物 軽 権 理 1 テ 民 1 学者 之ガ 躁 状 由 権 ナ 7 1 ナ ル 7 論 家 況 者 説 ル 是 弁 ス ヲ 1 1 主張 非 説 ル す。 必 1 カ ス モ、 決 ズ ラ 曲 ル 牛 夫 ズ 2 確 直 -ス 凡 V テ 皆 方き 証 ヲ ル 最 テ 天賦 実 リテ 所 此 断 後 ヲ 示 在 規制 定 ノ結論 ノ妄想 1 人権 矩《 ヤ、 皆妄 + ス 七 ル ズ 世 = 先ヅ ハ決シ 者 従 ル 想 = 1 果シ 慢急 臆 於テ ~ = 7 7 ヲ 初 測 1) カ テ妄想 テ悉ク人間 容 ラ = 以 ラ = + IJ, 其 易 臆 テ ズ ズ 0 常 理 1 測 = 急躁 断 妄 故 権 由 = 1 非ズ。 言 断 ヲ 利 ス。 = ラ伸 社会 自 説 1 タ 過 A 以 然 然 + 激 テ = 然 IJ ル 1 次 ナ 暢 有 0 IJ 確 1) ス = -1 今著者 概 例 害 何 証 ル 1 ヲ以テ ナ 雖 ヲ ヲ 断 1 = ルヤ 妄 挙 挙 議 七 今仮 想說 論 4 ゲ 七 1 テ テ 不 否 ヲ 如 ラ 実理 + 実 V IJ ナ 丰 可 1 有 1 ヲ論ジ、 = ス 7 及 1 y o 害 然 ヲ 証 ナ 1 歩 容 研 シ、 無 ラ シ、 凡当 ヲ 易 益 ズ 究 然 譲 ツ学者 而 且 -ナ 七 ル IJ IJ 唐 シ 1 ル テ テ 天 突 後 H 1 之 且 始 賦 我 ス =

者 運 ノ間 ケプラル氏 行 試 = = 注 = 看 意 星 辰 七 1 3 1 天文学 如 変異 \exists 牛 IJ 遂 モ = 1 幾分 因 如 = 丰 天文学 IJ カ X 其 此說 生 ノ極を ヲ 1 発明 吉 ノカニ A X 1 ヲトば 最 ス 藉リテ天文学 初 n -ス = * 溯。 至 1 云 V ツは テ 1) 7 之ヲ 0 _. ノ研 現 種 ノ占星 見レバ、 = 究ヲ 千 ナ t 説 太古蒙昧 セ 百 行 リト 年 1 V 頃 云 日" 耳 為 フ。 ナ 曼、 ル = 人 亜" 故 1 天 刺 4 今日 比 星

者

ノ論

説

1

能

ク古

来

1

事

実

=

適合

ス

ル

+

否

t

ヲ

判

决

七

1

1

欲

ス

亜*

密学 始 ラ ~ 號 ル 1 ヲ 1 コ -狂 中 至リ メハ 更 1 1 ズ カ H 開 為 IJ 社 = 甚 ヲ ラ シ、 + ノ如 7 硫酸を食塩に作用させて塩酸をつくったドイツのグラウバ ス王 会 べつ 及 1 1 知 = 個 歩 フ安寧 ル 此 至 七 牛 1 丰 " F 然ル 天文 其始 テ ノ端緒 1 ヲ t V 欲 E ワート 妄想説 進 其 亦 IJ シ、 F 0 -舎 然 メニ 1 ヲ x ij テ 著者 利 妨 密 = 種 一世のために金をつくっ 其 之ヲ 続 溯 益 両 4 4 H 後紀 其始 1) 7 人 八此 学 1 1 レバ 出 論 ル 生 テ種 物品 1 ヲ 元千二 全ク占 如キ デ ズ 1 V x 知 幸 ヲ是 4 V A 7 1 ル 1 福 モ、 ノ薬品 錬 亜 ラ 百三百 星学 ズ ラ害 化 刺 モ V 察七 0 其始 著 比 1 七 たと云われるレ ナリ。 噫る 者 ヲ発明 74 ノカニ ス 亜 1 ガ 何 ル ズ メハ + 及 3 識 1 1 年 (ビ埃及) ガ y, テー 皆此 抑 眼 如 ス 曲 ノ頃 論 孔編 ク視做 モも ル 遂 リテ 1 1 達賓氏 精 概 ノ妄 地 = = = ÷ 一のことか、 至 方 神 於 _ 起 小 = 1 種 妄想説 想 テ 1 IJ = V ナ セ ٠ シテ其。 人民等 ガ進化 IJ 説 IJ ルルのことか) ノ結 1 ル V ノモノト謂 達賓 0 1 = 1 著者 ヲ排 基キ 云フ。 果ヲ モ ただしこの人は一七世紀) ガ諸 主 氏 1 発 義 ヲ 1 撃 及 1 ۴ 進 知 如 ル 然 生 1 7 2 金 及 • 発見 去 サ 者 ラバ 属 化 " 丰 シ、 E 1) IJ テ 論 ナ 7 ル 1 ウ 其二ヲ グ IJ 則 舎密 鍛 妄想ノ害 ~ 七 1 V P シ濫觴ヲ尋 如 妄想說 1 チ 錬 カ 1 謂 今日 学 ラ + 3 1 氏 べつ 1 テ 知 E 1 1 端緒 黄金 完全 1 其 ラ 有 世 1 往 1 必 徒 410 氏

ル

ル

(達資氏ノ進化説ヲ駁スト題セル無名氏ノ著書ニ拠ル)一千七百年代ニ於テ達資氏ノ親

ヌ ルニ、

中ニエラスマ ス・ダーウヰント云フ人アリ。此人元来医ヲ業トシ兼ネテ詩ヲ能クス。最

ルニ至レ り。 樹皮ノ横ニ臥スハ野獣

植物ノ互ニ相因縁シテ進化スルノ関係ヲ悟リテ之レガ穿鑿ヲ始メ、遂ニ進化説ヲ著述ス モ本草学ニ長ゼリ。故ニ閑ニ乗ジテ詩ヲ賦シ、 ノ躍ルニ類ス抔ト形容セシヲ達賓氏ハ幼少ノ頃ヨリ聞キ習ヒ、動 華夷ノ斜メニ開クハ胡蝶 ノ飛ブニ似タリ、

(前掲書、

四四一一二ページ)

十三、軍人動論 (明治十五年一月四日)(一八八二)

事」を峻別せられて国家統治に当たられた御姿勢を反映するものであって、大元帥陛下として、直 卿(川村純義海軍卿は出張不在であった)に下し賜わった。このことは、明治天皇が、「政事」と「軍 だけは、天皇御親署の上、太政大臣を通さず、参議・山県有朋の侍立のもとに、直ちに大山厳陸軍 べての詔勅は、太政大臣の奉勅によって、一般国民が拝戴するのが常であったが、この「軍人勅諭」 ニ下賜セラレタリ。後年新設ノ各隊マタ之ヲ拝受スルヲ以テ例トス」と記されている。それまです 陸軍省沿革史によると「此勅文ハ従来太政大臣奉勅ノ例ニ依ラズ、親シク 御名ヲ署シ直ニ軍隊 「陸海軍軍人に下し賜はりたる勅論」と題す――

かつ平仮名を用いられ、ごくやさしく、かんでふくめるよう、いわば、対話の姿勢とでもいうごと き記述の仕方で書かれていることである。文辞平明、学の素養の乏しい兵卒にも、できるだけ理解 また、この「軍人勅論」が他の詔勅と異なっている点は、本文そのものが和文をもって記され、

接に陸海軍を御統率あらせられる御決意のあらわれでもあった、と拝祭せしめられる。

旨優渥軍人之ヲ拝シテ感泣セザルナシ」と記述されているが、当時の軍人たちがどんなに大きな精 り来るを覚えさせられる。この勅論が軍人に下された当時のことについて、陸軍沿革史にも、 情理豊かな上官の心情をも指摘せられ、生き生きとした御言葉として、天皇の大御心が躍動して迫 人の道を諄々と訓論せられておる。そして奉読する者をして厳粛な緊張感にさそわせると同時に、 し易いようにとの御心によるものであろうか。また文中、皇軍の歴史、本質から説き起こされ、軍

神的支柱を得た思いであったろうか、あながちこの記述は過言ではなかったと思われてくる。

葉まで、二頁におよぶ冒頭の一文は、まさに、一気呵成に読了せしめずにはおかない、まことにす は文武の大権を掌握するの義を存して、再中世以降の如き失体なからんことを望むなり」 生命ある脈絡のように辿らせ回想させる迫力を持ち、また、七百年におよぶ武家政治をこの日本に 言葉を追わしめる文の構成のすばらしさは、二千五百有余年のわが国の長い歴史の歩みを、 二度と招来せしめじ、とする逞ましい国造りの息吹を、あわせて感ぜしめずにはおかない。 なおこの「軍人勅諭」の、冒頭から、語を継いで、読む者をして息をもつかせず一気に、 一つの 次々の

ばらしい文勢である。歴史伝統を継承する心、と口に言うはやさしいことであるが、その歴史伝統

を、一人の人間の心の中に統一総摂し尽くすということは、決して生やさしいことではない。この

らべきか。そしてこの勅諭の起草者もまた、その人を得ていたことをあわせ考えさせられ、明治初 文は、まさに明治天皇の大御心の中に、それが整えられていたことを偲ばしめるに足るものとい における天皇とその側近者の、ともども群を抜いてすぐれた綜合的人格者であられたことが、お

のずと想い出されてくるところである。

武力を背景にして国内政治を左右することが起これば、国民生活は精神的安定を失うことを憂慮さ 再来を是非とも避けねばならない、という御信念と内的な関連をもつ御発言であり、さらに、武備 警告を発しておられたのである。そのことは、この勅論の前段で繰り返し憂慮せられた武家政治の り」とある個所で、天皇は、将来の日本において、軍人が政治に関与していくことについて強く御 忠節を尽くすことを諭された中に、「世論に惑はず政治に拘らず、只々一途に己が本分の忠節を守 次に、いま一つこの「軍人勅諭」について、ぜひとも触れておきたいことがある。それは軍人に

して、深く憂えられての御言葉と拝察せられる。 に立てられた天皇政治における大きな指標に照らしても、深く矛盾してしまうおそれのあることと 「天下億兆、一人も其処を得ざる時は、皆朕が罪なれば」(明治維新の御宸翰)、など維新当初

明治百年間の日本の政治では、軍人出身者の総理大臣は、決して昭和中期に限ったことではなか

れての御発言とも思われる。それは、やがて「人心ヲシテ倦マザラシメンコトヲ要ス」(五箇条の御

返えしてみたいものと思う。 られているが、ここには読み易くするために、 だ多くの軍人たちの心情には、 らの心情に対しては、烈火のごときお叱りがあったかも知れない。最後までこの勅諭に忠実であ ごらんになられたことであろうか。この「軍人勅諭」の精神に、遠く隔ってしまっていたその軍人 って、過大な政治掌握がなされてしまった。 しかし、昭和二十年、ついに敗戦に至る約十年間の日本の政治は、 数少い一部の将校と、 い まわれわれ日本国 なお原文には、 多くの名もない下士官、 すでに 民は、 「軍人勅諭」の精神は枯渇しかけて 明治天皇が御在世であられたなら、 濁点と句読点がなく、 改めてこの勅諭を、 編者において適宜取捨をはかった。 兵卒であり、 心静かに拝読 漢字にはすべてふりがながつけ これに反 軍部なるも いたのか して出 L この事態をなん 心 \$ 知れ 中 世 街道 0 ts か を進ん った。

勅論 の全文

我

ろしめし給ひしより、二千五百有余年を経ぬ。 の軍隊は、 中国のまつ 世々天皇の統率し給ふ所にぞある。昔神 ろは ぬものども を討ち平げ給ひ、 此間世の様の移り換るに随ひて、 高御座に即か 武天皇躬づから大伴物部の兵ど せられて、天下し

n 0 VE 弱 0 る 大権 武 沿流 を輔 L 御制に背き 革かる 流 け ± h られ 翼 \$ \$ 2 n せる功績・ 6 を経 け 亦 15 あま 皇皇考孝明天皇、 其手 文武 7 り、 L 世 n 給 ば、 かい もて 外国 をなまっ なりき。古は 津。 兵馬 K 0 ふことも L 兵農 落 制 15 て海内に 日o 一嗣を受け 挽き 兵制 度皆 0 50 5 0 事 権 回か お 浅點 唐国国 ども す 凡指 は は あ 0 歴 整ひ づ りつ 世 七 統 一向に其で きに 祖宗 しは初、 百 から二に分れ 風が 天 0 起 L い りて、 き次第 K れど、 皇 年 た 11 たく 数は 玉躬づ n とな あ 0 O. 専着生 間あ 征 6 ども、 「宸襟を悩っ 夷大将 其のあなどり 七給 大凡兵権を臣 から軍 ず 武性 武 ts 士ど ٤ 家 h 打続け ひ、 一を構造 き 古に は 0 をも受け 4 隊 軍其 い 政 古の徴兵は し給 六衞府を置 を容 み給 制度 降台 治 5 0 りて弘化 棟梁た なが る昇平に独 政 2 ひし 下 あ給ふ 権 5 K は 5 復し 82 な に委ね給ふこ L を返上し、 こそ、悉くも又惶けれ 御遺沢 る者 ~ h い き勢に 御光 嘉永 き、 且か X となく壮い 制物 は我な 0 n 0 K 是文武 左右馬寮を建 世 帰 て、 に なりとい 0 の様 大名小名其 名其 迫: 頃 Ļ E 2 b t 体 朝 b, W の移 世 兵心 廷 時 0 K ts 忠臣 あ 戻し 0 0 0 n へども、 姿に変い 政 ば、 り換な 乱と共 かい h 徳 り、 良弱の h 7 III 版籍 朕だが 且為 きつ は 0 b \$ 防人な 幕 て斯な 皇 あ 然る は 我 中加 な

力を国家の 一軍人は忠節を尽すを本分とすべし。凡生を我国に禀くるもの、誰かは国に報ゆるの心 伝へ、天子は文武 て其栄を耀さば、 るぞかし。 宗の恩に報 とを望むなり。朕は汝等軍人の大元帥なるぞ。 兵制 臣民 を頭首と仰ぎてぞ、其親 3 は朕親之を攬り、肯て臣下に委ぬべきものにあらず。子々孫々に至るまで篤く斯旨をいるがなり、それのというだ。 处 を更め我国 の其心に順逆の理を弁へ、大義の重きを知れるが故にこそあれ。 なりぬべし。 の保護に尽さば、 我国 い まゐらする事を得るも得ざるも、 の大権は、朕が統ぶる所なれば、 の稜威振はざることあらば、 の光を輝さんと思ひ、此十五年が程に、 朕汝等と其誉を偕にすべし。 の大権を掌握するの義を存して、再中世以降の如き失体なから 朕斯も深く汝等軍人に望むなれば猶訓論すべき事こそあれ。いで 我国の蒼生は永く太平の福を受け、 は特に深かるべき。 汝等能く朕と其憂を共にせよ。 汝等 朕が 其司々をこそ臣下には任すなれ、 汝等軍人が其職を尽すと尽さいる されば朕は汝等を股肱と頼み、 皆其職を守り、 国家を保護して、上天の恵に応じ祖 陸海軍の制をば、今の様に建定 我国の威烈は大に世界の 朕と一心になりて され ば此 我武維揚り 汝等 とに由 に於て、 は朕 んと 其大

一軍人は礼儀を正くすべし。凡軍人には上元帥より下一卒に 人にひとし 本 み n ts て不 分の忠節を守 ず。 か るべ h 長 覚を取り、 は是記 合の 軍 人 き。况して軍人たらん者は、 衆に同か かい K 運の る L b, 7 ~ L 盛衰なることを辨へ、世論に惑は 汚名を受くるなか カン 報 る 義は山嶽よりも重く、 玉 其たの ~ 0 隊伍 し 心 堅 も整 ならざる 玉 2 家 節 れ 此心の固っ を保護 制 \$ は、 死は鴻毛よりも軽しと覚悟せよ。 正然 ī 3 如何程技芸に熟し学術 とも、 15 からでは物の用に立ち得べ 権 ず政治 を維持 忠節 至るまで、 を存む K す 拘らず、 る は せざる 兵力に K 其間の 長ず 只な一途に己が 軍 在 隊 に官職 は る n 事 旧

に陥れ

兵力

聊いさきか より旧る 其外は務めて懇に取扱ひ、 あ ・軽い る義 K きも 服従すべきも 7 統属 なりと心得 時間の K す 対 3 L 得 0 7 のだ。 み よ。己が隷属す あるべからす。公務の為に威厳を主とする時 は、 ならず、 慈愛を専一と心掛け、上下一致して王事に勤労せよ。 下級 へて敬礼 II 0 列 \$ る 百 所に 級 を尽すべ 0 は とても停年に新旧あれ 上官 あらずとも、 し。又上級 0 命 を はあけたまはるこ Ŀ 級 0 者 こと、 0 ば、 は \$ 下 0 は 実はただち 新任 は 級 格別 勿 0 \$ 0 75 に朕が 者 0 停年 K は れども、 向

命を の ま 己れ

任

0

の階

には、 人たるも のにして礼儀を紊り、上を敬はず下を恵まずして、 国家の為にもゆるし難き罪人なるべ 一致の和諧を失ひたらん し

一軍人は武勇を尚ぶべし。夫武勇は我国にては、 く義 を好みて猛威を振ひたらば、果は世人も忌嫌ひて、 は、 たりとも懼れず、 理 にはやり粗暴の振舞 \$ たらんもの、 を辨さ 五 常々人に接るには温和を第一 勇を忘れ 能く胆力を練り、 武勇なくては叶ふまじ。况して軍人は戦に臨み敵に てよかるべきか。 己が武職を尽さむこそ、 などせ んは、 思慮を彈 さはあ とし、 武勇とは謂ひ難 i れ武勇には大勇あり小勇あ 諸人の愛敬を得むと心掛けよ。由なき勇 て事 誠の大勇にはあれ。 古よりいとも貴べる所なれば、 を謀が 豺狼などの如く思ひなむ。 るべ し Lo 軍人た 小敵たりとも侮らず らむ されば武勇を尚ぶ りて同か 当る \$ の職 カン らず。 なれ 我 常に能 玉

一軍人は信義を重んずべし。 なくては一日も隊伍 己が分を尽すをいふなり。 の中に交りてあらんこと難 凡信義を守ること常の道にはあれど、 されば信義を尽さむと思はど、始より其事の成し得べ かるべし。 信とは 己が言を践行ひ、 わきて軍人は、

きことにこそ。

心すべ

0

一軍人は質素を旨とすべし。凡質素を旨とせざれば、 節 きか 悔ゆとも其詮なし。 0 得べ 信 其例抄 義を立てんとて、 後な 其義はとても守るべからずと悟 からざる あたら英雄豪傑どもが、禍に遭ひ身を滅し、屍の上の汚名を後世まで遺せる 至 からぬ りて信 かを審に思考すべし。 始に能ふ事 ものを、 義を立 大綱の順逆を誤り、 7 深く警めでやはあるべき。 の順 2 とすれば、 逆を辨へ、 りなば、速に止るこ 朧気なる事を仮初に諾ひて、 或は公道の理非に踏迷ひて、 進退谷りて身の措き所に 理非を考 文弱に ^ 流れ軽薄に趨 そよけれ。 其言は所詮践 苦 り、 古に 也 私情 より或は小 也 騎奢華靡 べ 2 なき関係 の信 かい あ 6

よし

す

義

軍人、 れど、 此風一たび 世人に爪はじ 風 を好み、 ゆめ此訓誡を等間にな思ひそ。 猶も其悪習 軍人 きせ 遂に 0 間に起い 朕え らる は貪汚に陥りて、 の出んことを憂ひて心安からねば、故に又之を訓ふるぞかし。 深く之を懼れて、 うときに至ら りて は、 h 彼の伝 ぬべ 志も無下に賎くなり、 し。其身 曩に免 黝条例 「染病 の如 生 涯の く蔓延し、 を施行し、略此事 不 幸な 節操 士風も兵気も頓 りとい \$ ふも中々思な 武 勇も其甲斐なく、 を誠め置 K 衰 き K

なり。 の務めを尽さば、日本国の蒼生挙りて之を悦びなん。朕一人の懌のみならんや。 心だに誠あれば、 誠ならざれば、 そ大切なれ。 押 此五ヶ条は我軍人の精神にして、一の誠心は又五ヶ条の精神なり。心 右の五ヶ条は、軍人たらんもの暫も忽にすべからず。さて之を行はんには、一の誠心こ 行ひ易く守り易し。汝等軍人能く朕が訓に遵ひて、此道を守り行ひ、国に報ゆる 如何なる嘉言も善行も、 何事も成るものぞかし。况してや此五ヶ条は、天地の公道人倫の常経 皆うはべの装飾にて、何の用にかは立つべき。

(歴代詔勅全集、第六巻、三一一八パージ)

論 て綜合的な課題を無限に内包しているものは、他に類を見ないのではなかろうか。 における「武」の道を示し、あわせて、「文と武」の基本関係に言及されているものである。従 って日本における学問ことに、社会科学系列に属する「政治学」その他の学問は、本来、この勅 た日本の学問、ことに大学における学風は、これに見向きもしなかった。今日の世相ではなほ の内容 连 について深く学問的究明に努めるべきであったと思う。しかし、明治以来欧化主義に傾 この勅諭は、その名の通り軍人に対して賜わったものであるが、その内容は、日本 だが、果してそれが正しいことであろうか。この勅諭ほど、政治学の学的対象とし

十四、 沼は 貞い 風(一八六五―一八八九)ふう





米国も亦之に加はり、其関係は随って甚だ重大に赴くべし。既に此期に至れば、 長じて貞風と改めた。 前の如く英仏独の三国に止まらずして、 の結語において 一年の夏卒業した。その卒業論文が大著「大日本商業史」 慶応元年 (一八六五) 「自今この政略 明治十七年、 肥前平戸藩士の家に生まる。 (東亜占領) 東京帝国大学古典科に入り同二十 北方よりは露国、 に干与する国 曽て亜弗利加及び 幼名は貞一郎、 である。 東方よりは 1 べは啻に従

日本の旗を繋ぐに足らむ」の句で結ばれている。 リッ い と云っている。彼はこのように予想せられる情勢に対して先手を打つべく、 印度に生じたる事変を今世紀に再演し、 たので、 F. ンに向かった。その時詠じた七言古詩は「苟くも能く攻守の勢を一変せば、真韮の麻は以て 帰国してその企図の具体化を計ろうとした矢先、 太平洋は欧洲各大国の雌雄を決するの 彼地 に在って実地調査に従い、 にわかに病んで、同志・福本日南等に 明治二十二年四月フィ 戦場となるべし。」 ようやく メドが

看とられながらマニラの客舎に逝いた。明治二十二年七月六日、二十五歳であった。

下二巻より成る。ここにはそれぞれの巻の一部分を取り出した。岩波文庫本(昭和十七年刊)によっ 年代にはじめて公表せられた。「竜の巻・新日本を構成せよ」「虎の巻・旧日本に愧る勿れ」の上・ 日本の図南の夢」は「大日本商業史」のできた直後の執筆で、長く未発表であったが、昭和

「新日本の 図と 南の夢」から

2 7 せし亜米利加条約の第六条に、日本人に対し法を犯せる亜米利加人は亜米利加 我国の外交にして焦眉の急とも云ふべきは条約改正の一事是なり。安政五年六月に締 ル 裁判所にて吟味の上、亜米利加の法度を以て罰すべしとの一項を置きしより、 (1)

此

在て日本の罪を犯せるものと雖も苟も其身の外国の民籍に属するものは、

一項は従来我国と条約を締結したる国々の 尽 く模倣する所となり、

遂に

「コン

日本の法律に 日本の地に

般に n 利 地 照 租 小なるのみ。 然れども吾人が其重きを感ぜざる所以のものは、 る 添したる運上目 こと」なり、 実益· に於て如何に 税をして公平ならしめんと欲せば、 租 して日 偏 からず。 税 がれ 及び其 0 を害する少しとするも、 今若 して 物 本 たれば、 た 使臣 0 若 前約 基 る 刑に処する能はざること」なり、 譬へば空気の し身体の一部分を以て、空気を排尽したる罅隙を塞がば、 平均を求め、皮膚潰裂して血液迸出するや疑なし。 中、 重税を課する物品にても、 録によりて、従来二割の約定なりしを改めて五分の税としたるより、 の外は皆其国法によって処分し得べきものなるに、今や我国 し大なれば 之を完全なる国家とは云ひ難し。 に比して一割五分方の損失となれり。元来国家は其国内に於ては外国 国民 0 如し。 負担 必ず死せん。 税則 すべ 空気の吾人が頭上を圧するや重からざる き に至っては直接に国家 其税権を国家に掌握し、 種 今や海関 苟も外国品たれば五分の軽税を以て通過する の圧 慶応二年五月に締結したる改税約書 力なれば、 は 其内外に充満して公平偏なきが故に 縦令この権利を殺がれ 租 税 0 圧 其之を負担 の休戚に関する 力に於ける罅隙 一張一弛之をして内国 然れども是其罅隙 する 空気 にあらざる也。 は公平ならざ ものあ たることの実 の圧 ts はこの権 力は這 故 K

利

内

0

0

ずして、坐ながら国家を困弊せしめば遂に救済の道なきに至らん。(前掲書九―十一ページ) を以てするの外、更に内国に於て重税を課する特種の物品に向ては、自由に其平均 2 中 収入は其輸入高の三千万円に過ぐるにも拘はらず、僅に百五十万円に満たざるにあらず 皮膚を潰裂し吾人が血液を迸出して死に至らしむるの虞なしとせんや。況や現在海関 のにあらざる也。然れども海関税を以て国家歳入の要目となし、之に課するに相当 しく増大となることあらば、吾人が負担する租税の圧力は豈に這般に向て偏重し吾 未だ甚だ多からざるのみ、 一分の一に当る、 むるに足るの租税を賦課することを得んことを欲する也。今や今年改めず、 税 (輸入税のみを以て論ず)。若し之をして最初約定せしが如く二割税ならしむるとせ に平均せしめ、以て其公平を保たざるべからず。今や既にこの権利なし。 我国 の政府 豊に軽々に看過すべけんや。 は更に四百五十万円の収入を得べし。四百五十万円は我国歳 商業の未だ甚だ盛ならざるのみ。この二者にして将来俱 吾人は敢て保護貿易を行はんと欲するも 唯国費の 明年正さ 入の二十 を得せ の税額 にい

2)

図南の策を決せんと欲せば、まづ農業出稼を企つべし、 我国人の長ずる所は商にあら

他 即 は 益ある業なるべ 漸く多きときは彼等が 産あるをや。 して一千五百五十六万四千三百人を移住せしむるに足る。 によるが故に廉価なることを得べし) る労力者を以て 欧洲 の有益 、に過ぎずして之を我国の十四万八千四百九十六英方里にして三千八百五十万七千余人、 て麻綱となつて天下の需要に応ずるものなれば、苟も我国人に固有なる機敏を以て盛 一英方里に付二百五十九人を有するに比すれば猶一英方里にして百九十三人、全域に 其人口は四百三十一万九千余人なり。 て農 拓かか ・中最も進歩せざる人種にして、彼の有名なる麻の如きも香港なる英人の手を借て に在り。 なる業務に従事するを得べく、 んと欲する所 若し此の地 し せば豊に充分の利益なからんや。 其長ずる所を進めて其長ぜざる所を誘ふは是万全の策にあらずや。吾 而して彼等が生産 慣用する本国 の新版図 に移住せしむるに我国 に売捌 (注・呂宋島)は 面積六万五 の必要品を齎らして之を彼処に販売する カン L ば、 たる 且や彼処を占領する 故に其一英方里に於ける人口 内国 砂 糖煙草を輸入して之を の鋭敏にして勤勉に、 我国 の糖業煙業に従事するも の労力に 千一百 況や砂糖、麻、 欧西 英方里恰も して彼処に移住するも 0 廉価 国 廉 の割合は六十六 価 0 我国の半にし 煙草の特有物 にして多効な (注・スペイン) は漸く移て (天然の生産力 は、頻る利

資本は 港に艤して、往て彼処に通商するものは漸く其数を増加すべく、 来倶に充分の積荷を得て愈々利益を得べきなり。既に然らば人誰か赴かざらん。 あるならん(労力質の廃なるが故に)。果して然らば彼処と我国との間を往来する商船は其往 に麻綱を製造し之を我国に輸入して軍艦、商船其他百般の用に供さば亦た以て大に利益 麗然として商船となり、天下の労力は沛然として水夫となり、 船を神戸、 天下の 長崎諸

注・貞風が死んで十二年目の明治三十四年(一九〇一)にはフィリッピンは米国領となった。

の業を拡張する豈に這般に勝ぐるものあらんや。

航海の術を練習し貿易

(前掲書、

六一二ページ)

附 本日南について(一八五七一一九二一)

「二六新聞」の記者、「九州日報」主筆、代議士になつた。明治三十一年のころヨーロッパに遊んだ。 に誠と改めた。貞風とルソン島に渡る途中、赤道を越えた時から日南と号した。後、「日本新聞」・ 菅沼貞風の同志福本日南は、安政四年(一八五七)福岡市地行下町に生まれた。 名は 巴といい後

万葉調の歌をよくし、「日南歌集」がある。著書多く、「元禄快挙録」が最もよく知られている。大

正十年(一九二)九月二日歿。ここに「日南歌集」から貞風にかかわりのある歌を引いておく。

与一管沼貞風前後入一品宋一時之前、長崎、既然有」作。

火の国の瓊の浦曲の夕なぎに八十島かけて船出しにけり

哭言管沼貞風

貞風嬌々有一烈士。 与、我同人, 呂宋。 日夕共, 謀議。

八十島を大和島根に数へんと思立ちつるこの船出かな

一夜催山劇疾。翌朝終不」起。我哭而発」挽歌っ

野さこし心のたまの緒を絶えて荒野の露と消えし君はも野さこし心のたまの緒を絶えて荒野の露と消えし君はも

思ひきや真楫が岡に君を置きて真韮の浦を舟出せんとは

十五、二条 葉ば 亭に 四し 迷さ (一八六四—一九〇九)



亭四迷 表。 なったが、三十五年それを辞して北京にゆき、 治十九年、 小説家・翻訳家。 其の後、 東京外国語学校露語科中退。 元治元年、 東京に生まる。本名長谷川辰之助。明 二十年、「浮雲」の第

い物を書いて原稿料を取っては相済まん」と言ったそうであるが、非常に謙譲で真面目な態度がう 説で、其の当時の小説と比較すると群を抜いており、本格的のものとして、不滅の名声を保ってい 京に勤務する。 まで伝えており、 の海上で客死した。 翻訳は創作よりも、その文体や言葉づかいがキビキビしておりすぐれていて、原文の微妙な点 四十年、ペテルブルグにゆき、一年にならぬ中に病を得て帰航の途中、ベンガ 当時の青年に大きな影響を及ぼしたであろうと云われている。彼は 四十六才であった。「浮雲」は言文一致体で書かれ、日本最初のリアリ る。 翌年提調を辞して帰朝。三十七年、大阪朝日新聞に聘せられ 内閣の翻訳官や海軍の編修書記などを歴て、外語教授に 京師警務学堂提調とな 「こんなまづ ズ ム小小 ルル湾 で東

真実を見出そうとしている彼の態度や考え方が、良く示されているとおもう。 葉を参考にしたという所で、「いかにも下品であるが、併しポエチカルだ。 る。」と言っている言葉などに、庶民的な生活態度と共に独歩と同じように一般普通の些事 て色々苦労したものと思われる。「余の言文一致の由来」の中で、成語や熟語は使わな かがえる。 また 「小説は男子一生の業ではない」と言ったりしているところをみると、 俗語の精神 は数 0 に存す 深 川言

「余が言文一致の由来」の全文

話をしよう、それは、自分が初めて言文一致を書いた由来 文章が書けないから始まったといる一伍一什の顛末さ。 言文一致に就いての意見、と、そんな大した研究はまだしてないから、寧ろ一つ懴悔 も凄まじいが、つまり、

が、元来の文章下手で皆目方角が分らぬ。そこで、坪内先生の許へ行つて、何うしたら までもなく東京弁だ。 いて見たら何らかといふ。で仰せの侭にやって見た。所が自分は東京者であるから よからうかと話して見ると、君は円朝の落語を知つてゐよう、あの円朝の落 もう何年ばかりになるか知らん、余程前のことだ。何か一つ書いて見たいとは思つた 即ち東京弁の作物が一つ出来た訳だ。早速、 先生の許へ持つて行 語 通 りに書

くと、篤と目を通して居られたが、忽ちはたと膝を打つて、これでいゝ、その侭でい

心少しは嬉しくもあつたさ。それは兎に角、円朝ばりであるから無論、言文一致体には い、生じつか直したりなんぞせぬ方がいい、とかう仰有る。 自分は少し気味が悪かつたが、いゝと云ふのを怒る訳にも行かず、と云ふものゝ、内

分の言文一致を書き初めた抑べである。 それとも、 なつてゐるが、玆にまだ問題がある。それは「私が――でムいます」調にしたものか、 つてゐる先生の仰有る事ではあり、先づ兎も角もと、敬語なしでやつて見た。これが自 いいと云ふお説である。自分は不服の点もないではなかつたが、直して貰はうとまで思 「俺はいやだ」調で行つたものかと云ふことだ。坪内先生は敬語のない方が

調で、自分とは別派である。即ち自分は「だ」主義、山田君は「です」主義だ。後で聞 いて見ると、山田君は始め敬語なしの「だ」調を試みて見たが、どうも旨く行かぬと云 ふので「です」調に定めたといふ。自分は始め、「です」調でやらうかと思つて、 暫くすると、山田美妙君の言文一致が発表された。見ると、「私は――です」の敬語

「だ」調にした。即ち行き方が全然反対であつたのだ。

成語、

熟語、凡て取らない。

僅に参考にしたものは、

式亭三馬の作中にある所謂深川

苦し する 役目 あ な が、今は日本語だ、 さん て使は 語だが、 を得てゐない漢語 ことを云やあが のは やが は(其 を終つたものである みをやつ ts か い 自分 て花 石が 無駄である。 の頃 といふ これは 自分には元来文章の素養がないから、 転つてゐるといふ意味なら日本語ではない。 は の咲き、 『国民 る的 両 のが は使はない、 先輩の説に不服であつた、と云ふのは、自分の規 これはいい。併し挙 12 いけない。磊落 の友社』 なる。 人間の私意でどうなるもんかといふ考であつたから、 実の 自 分の かい 結 ら使はない。 規則であつた。 坪内先生は、 ぶのを待つとする。支那文や和文を強ひてこね に書 例へば、 いたことがあつたから)文章にした方が とい どこまでも今の言葉を使つて、 止閑雅といふ語は、まだ日本語の洗礼を受けて る語も、 行儀作法といふ語は、 も少し上品にしなくちや 日本語でも、 さつばりしたといふ意味ならば、 動もすれば俗になる、 侍る的のもの 日本語 もとは漢語であったらう にならぬ 則 1, けぬ かい 自然 は已 突拍子も 漢語 国民 よい とい さあ 合せ 0 K 発達に任 と云 So 馬 生 の資格 ようと 日本 徳富 ねえ ふけ 鹿 涯

めえぜえ」とか、「紙轍の鐘馗といふもめッけへした中揚底で折がわりい」とか、 ことを云ひなさんな」とか、「井戸の釣瓶ぢやあるめえし、上げたり下げたりして貰ふ 言葉といふ奴だ。「べらぼりめ、南瓜畑に落こちた凧ぢやあるめえし、乙うひっからんだ言葉といふ奴だ。「べらぼりめ、南瓜畑に落こちた凧ぢやあるめえし、こうひっからんだ 乃管

は りにしたが、外には何にもない。尤も西洋の文法を取りこまうという気はあつたが、そ 「腹は北山しぐれ」の、 併しポエチカルだ。 俗語の精神は弦に存するのだと信じたので、 「何で有馬の人形筆」のといつた類で、 いい これだけは多少便 かにも下品である

れは言葉の使ひざまと違ふ。

のことだ。今かい、今はね、坪内先生の主義に降参して、 〈不成功に終つた。 て自分は、 否寧ろ美文素の入つて来るのを排斥しようと力めたといつた方が適切かも知れぬ。そし 当時、坪内先生は少し美文素を取り込めといはれたが、自分はそれが嫌ひであつた。 自分はかうして詰らぬ無駄骨を折ったものだが……。思へばそれも或る時 有り触れた言葉、 恐らく誰がやつても不成功に終るであらうと思ふ。中々困 エラボレートしようとかかつたのだが、 和文 にも漢文にも留学中だ 併 L これ 期以 は遂う 難だか 前

よ。

(岩波文庫本「平凡」、一五三一五ページ)

本覚馬等と謀り、

同志社英学校を設立。生徒八名。

九年

(三十四歳) 覚馬の妹八重

と結婚。

十七年

횰

学。明治

新 Sh 襄

勝静の持船・快風丸にて品川出帆、

函館に航し、ついで 六月十四

H

七五三太。十八、九歳のころ幕府の軍艦教授所にて、数学

·航海

幼名 田

橋門外の上州安中藩主・板倉伊予守勝明の屋敷内に生まれる。

天保十四年(一八四三)正月十四日(陽曆二月十二日)、

江戸神

ッ

を学ぶ。元治元年三月十二日(二十二歳)、備中松山藩主・板倉周防守

島は

襄 (一八四三—一八九〇)

随行して米欧の学事を視察する。六年九月米国に帰還。 五年ワシントンにて日本特命全権副使木戸孝允並びに文部理事官田中不二麿に会う。そして田中に (陽七月十七日)、幕府の禁令を犯してベルリン号にて国外へ脱出、北米ボトスンに着く。 四年ボストンにて知り合った森有礼の世話で日本政府より公然と米国留学を認められる。 七年十一月、 日本に還る。八年十一月、 同地にて就 Щ

157

四月欧米巡遊の途に上る。翌十八年十二月帰国。廿一年四月十二日、京都知恩院に官民有志を招き

襄之墓」の碑文は勝海舟の筆。 同志社大学設立の旨意を開陳、 以後その実現に奔走す。 廿三年一月廿三日永眠(四十八歳)。

ことには同志社編 「新島襄書簡集」 (岩波文庫) から五通えらんで載せた。

「新島 襄 書簡集」から

① 新島民治宛(襄・廿四歳)

賀奉り候。 敬で鄙辞を呈し奉り候。御老大人様(祖父)初め御一統、 御起居恙なく御座候はんと祝

し成らざれば死すとも帰らじと決心仕り、生命に拘り候はん国禁をも恐れず、及び義す 風説とは雲泥の相違にて格別使(仕)へるべき人物もこれ無く、且つ少年の狂気、業若 扨て小生儀不肖と雖も国家に一分の力を竭さんと存じ、成業の為め箱楯へ罷越し候処、

て難き主君を棄て、情わかれ難き親族をも顧みず、去々年(元治元年)六月十四日(陽暦七

「新島

月十七日) 然し小生 万里の外に跋渉仕り、長く挙族をして悲哀に沈ましめん事多罪の至り万万謝し難く候。 夜半、竊に港内に泊せし米利堅商船「三本橋にてベルリョンと名く」に乗移り、 竊に謂ふ、此挙敢て君父を捐るに非ず。 且つ飲食栄華のためにあらず。全く国

デー 家の為に く合衆国 扨 て箱楯を辞 「此前の二本ばしらの船主に非ず、 方心を竭さんと存じ、 の名港 ボ L ス て より所 1 1 に到着仕候。 々遍 中心燃るが如く遂に此挙に及び 歴仕り、 全く別船にてワイルド 扨て小生玆に 漸く去年 (慶応元年) 六月十七日

(陽七月廿日) 恙な

小子の為によき衣類を求め呉れ、 n 港指をりの金穴家なり。 しゆへ、小子実を告げしか 小子支那にて此船にのり移れり」船見分 ば、 船主深く小子の志に感じ、 アンドワ県の大学校(フィリップス・アカデミー)に送り、 あり船番を為せし ・ロバルと名づくる (検分) に参り小子 早速小子をし (船の) 心 0 て上 志 或日 船主にして、 如 陸 何 船 を問 主 せしめ、 ル

奉り候へば、 然 て古 し時 人の申せしに、 々大人及び御老大人御母様、 胸中裂るが如く感涙袖を湿ほし候。何卒大人此の如き大胆の児を御持ちな 乗出 せし船再度廻し難し云々にて、 定めて小子の挙を御歎き遊ばされ候はんと推察 小子 唯々成業をのみ 期し 居

。く雑費を払ひ呉れ候故、小子今は辛苦の雲霽れ学問専一に仕

り候。

比較遊ばされ、 つ御身の御保養専一に遊ばさるべき様、合掌仕り候。扨て縷々申上度きも、書するに臨 され候は御身の不幸と思召し、且つ小子の挙、 涙筆共に下り万一も尽し難く候。多罪万恕 はこと 数年の間小子無きものと御諦め、 世間の放蕩無頼の児と向趣同じきかを御 切に御老大人及び御母様を御慰め、且

み心緒錯雑、

不忠不孝の児 新島七五三太

前揭書、

七通目)

2 母 新 島とみ宛(襄・廿五歳) 尊大人様

筆申上候、

書状慥に奚許に参り拝見仕候。扨て御祖父様初め御一統御機嫌克く在らせられ候事、 左様に御座候はゞ父上様より九月十七日付「アメリカの十月五日」の御 Щ

心下さるべく候。さりながら、 の働きと思し召し成され候はんとぞんじ候はば、私において実に当惑いたし候。 々嬉れしくぞんじ上申候。次に私事も大丈夫にして学問修業いたし居候まゝ、 おまえ様には定めて私の箱楯より出奔い たし候事 何卒 私事右 を不幸 御安

160

帰らね たし、 を大丈夫に持 FF の上幾重にも御鴻恩をむくいんとぞんじ、人情分ち難きを分ち、衣食の工風も致さず、 ンハイと申す所へ 風のなんぎをも苦に懸けず、身のつゞくまではたらき、且又飢えたらば死すのみと気 ばならぬ趣にて、 遂に身をは ち、 参り、 甲子の年(元治一)六月十四日夜九ッ時(十二時)に、 るん、一海路にやつしけり。 船の甲比丹(セーボリー船長) ケ月逗留。 但し此度私の乗り参 それより十五日を経 私 を外の船 h 候船 (ワイルド・ロバー号) てから 箱楯 (ベルリン号) の港より出 唐 は 玉 日 0

に移 本に の働きをいたし候事、全く御国の為め、かつおまえ様の御為を深く思ひこみ、学問成就

を得 らへず、鶏の肉を飯のうちにたきこみて、それを月に供へ申候。扨て此港の景色殊のほ 古郷はとか かよろしく、 L (福州府)へ参り候。ここにて月見をいたし候。 扨 て カラ (唐) にては団子等は一切こし 呉れ候。 く忘れがたく候て、思はずも「たらちねは 扨て、その船に乗り移り候事は私大幸の基と相成り候。 その港より所々へ参り、 かつ月は限もなく照り実にその夜は寝ることも忘る」程に候。 凡そ五ヶ月程 カラに逗留 如何有りけんけふの月」 いたし、 それよりフ それより交趾 去りながら と申 1

す句

す国へ参り一ヶ月逗留。こゝは至つてあつき国にて夏冬の差別はなく、草木生々と茂げ

なる を築き、 0 如 ケ月そこに逗留。 鰐住み居候由、 米の収納は一年に二度づゝ御座候。此国にサイゴンと申す大河御座候。 凡そ三千人程の士卒を備 (図略) 此所は七八年前よりフラン それより呂宋と申す島 私も五尺程 の鰐の子岸に上り甲 へ置候。 スの領分と相成 それ の港 マニラへ参り一ヶ月辺留。 より再び (羅) カラ をほすを見申候。 りし由にて、 0 木 1 7 ンと申 スラ こ」も矢張 その中 す港 1 その形 ス へ帰り、 人台場 は図 一に大

を作るに妙なる由。 (注・菅沼貞風の項・参照)

甚だ暑き所にて夜分は寝間に眠り難く、

船の甲板上に厚き帆布をはりその下に眠

り居候。

此は実に世界に比類なき名麻にして船の帆縄

扨てこゝにて沢山の麻布をかひこみ申候。

是は 御座候。 き竜巻に その港を出て十日程を経て直に日の下に参り候。 馬 鹿らしき 出逢ひ 去りながら度 話 申 候。 に御座候て、 扨て日本 々驟雨参り私共の暑き難儀を除き呉れ候。 決して竜の如き怪しきも の船乗共 A ツマ キを見て竜が昇天するなどゝ申 此所は赤道線と申して甚だ暑き所に のは海中 に住み申さず候。 かつ此辺にて度々小さ へ共、

3

+

ガタラ芋を船へ売付け申候。此島の人は色黒くして甚だきたなく、

かつ日本の婦人

鶏・とうなす・

ャガタラの島に近づき候へばその島の住人小舟に乗込み、

扨

てジ

+

3

162

退屈いたし申さず。船にてそれ相応の働きをいたし、自分の衣類は勿論、 を見申さず、只だ山の如き大波の中にドブン々々と漂よひ居候。去りながら私事 を洗らひ、つぎ当等もいたし、かつ暇ある時は英の書物を読み、 にひとしく白くみがくべき歯を黒く染め申候。此島をはなれしより二ヶ月半ほど一切島 航海術を修業い 甲比丹の衣物 たし候。 は一切

私の実直 与へ呉れ、 扨てその甲比丹(ティラー船長)は、 至つて 親切なる 人にて決してこゞとなどは申さず、 に万事を取扱ひ、かつ学問出精いたし候を深く感心いたし、私に相応の衣類を 実に己れの子の如く取扱い呉れ候。

扨て喜望峰と申す所を経て一ヶ月半程の日数にてアメリカの国なるボストンと申す所

恙無く到着仕

の名高き金持ちにして、私の為めに衣服をよきに求めくれ、 此所 より北東十里程 扨てこゝにて二ヶ月半程船番をいたし居候ひしに、その船の持主(ハーディー)は此 の所 港

に委しく申上候。 「此所をアンドワと申す」にある名高き学校へ遣し呉候。 扨て そこの風俗は父上様への前状

私事去る秋よりその学校を辞し、一段高き学校なるアーモスト・コルレデに移り候。

3 あつ 及 7 所 故、 編半等を着替 + 0 ムに 大口 に罷かり め置 アー 風 ボ と申候名高 景 ス 参り、 一く所 をはき候 は F モ り候書生共、 以 1 ストと申 を午 • 前 球をころがし色々 き大河横たはり、 0 事 アンドワより一斎よろしく、 後 ムネージャム等之れ有り。 八ツ は す所は 切致さず、 至つておとなしく聖人の道を以て相 時 ボ 二時) ストン の遊びを致 その風景のうつくしき、 K 只々学問を出 出て、 より西 夕の六ッ時半 に当り、 L 所々小高き山あり。 候。 種々の綺麗なる書生寮・書物庫・ 精 か い 五十里程離れ居候 つ七 たし、 (七時) 日日に 画にもかきがたくぞんじ 交り、 日 K K は その間 _ 其 度づ 日 必ず下衣 所に到着仕候。 本 へ共蒸汽 の書 K 7 コン か 0 生 ・下股引 0 ネ 車 酒 7 珍奇を 4 に乗る 木 を飲 チ 其

様 ず唯 ひ、 願 \$ 1 お マ御 まえ様 私に於ては御母様の御病気を甚だ心配し居候処、 げ奉 み j 身の御養生御 り候。 殿 K は (襄第三姉) 武士の妻に 且双 八六殿 保養専一に成され、 は身不自由 あら 第 せられ候間、 学問修養 の故、 の事に付、 何卒やさしく御取 かつ又父上様は勿論御祖父様 武士 の心を持ち、 1 t 御便りにて全く御快く成られ候 コヤ 扱 と仰 ひ、 私 の事はクヨく 世 あまり心 5 n を丁寧に X 様 配 を 御取 た カン 思召さ し度 け D 扱

E

へ候故、

_

切半

風子などは

ワ

丰

申

さず

候。

(中略)

(岡山)

此

間中より度々御文通下され候て、

私よりもそのつどに御返事も申上度く候へども、

•

V

1

様と共に

島

幾重 度差上 趣、 只 私に於ての喜び譬へて申さふ様も御座無く候。 K 候私の写真像を私同様に思召し、 B A 御保養 お まえ様 の事を御 の厚き御恩を報ぜんとぞんじ候間、 Ï 風成さるべく候。 決して決して私の事は御案じ下されまじき様願 何れ私事も遠からず学問を仕遂げ帰 何卒此後は一切万事に御心配成され 当分私はなき者と思召し、 参致 力 つ此

御母上様 千八百六拾七年十二月二十四日

奉

り候。

七五三太 十通目)

3 妻 新 島 八 重 宛

此 地 日留ま へ参り本月十日より河辺と申す所に参りそこにて中川様 毎夜相続き説教いたし、 十三日の朝河辺を出で倉 敷と申 す所 に参り、 両

三の人物に 御夫婦・木全様御家内と共に備中松山「今は高粱と申候」へ趣き、 面会いたし、 十五日は乃ち安息日 には 岡 山にて説教 しい その夜高粱小学と申す たし、 十七七 日 1

人も参り四百人余のよし。十九日にも矢張り多くの人々参 り 中々少しの 暇もなく候。 快風丸と申す西洋型 日は 学校にて私と中川様にて説教いたし候。そこに参りし者は凡そ三百人余、その翌日十八 になり、 加納格太郎と申す人の家を尋ね、 早朝より多くの人々に面会し、 夜八時より例の学校にてケレー様并に私も説教いたし候。その節 の船に乗りて、 久しぶりにて夕景迄で緩々と話をなし、 私、 午後より、二十年前松山侯 備中松山 (玉島港ならん) に参り (板倉周防守勝静) 候 節、 夕飯 は 学校 0 同 の御手船 御馳 一杯に 船 世 走

候て、 郎 て生擒となりし私の旧友原田亀太郎と申す者の家を尋ね候に、老父煙草屋市 の獄 にあられ、私に昔話をなし袖の涙をしぼりつゝ、大和 松山より帰りがけに、昔大和にて中山(忠光)殿に随ひ一揆(天忠組)を起し敗軍 大い 中より父に 獄中より父に に喜び呉れ候。 遣せし文を写し 遣せし文などを示し呉れ、 十九日の昼にその煙草屋に昼飯に 取 候。 私に逢ひしは忰に逢ひ候 の軍より遂に亀太郎 招かれ候。 その日には亀太 同 の京 三郎 樣 と申 今に存 一に及び 獄 され に入

それより又加納様に参り風呂の御馳走になり、少し休み、夕刻にぜんざいの御馳走に

b

重様

二月廿五日

(明治十三年)

B 4 大 隈 重 信 (外務大臣) 宛

帰 あ 京 るも も段々に遅く相成り気の毒に候へ共、 御しんぼうこれ有り度く候。 是も亦主の為、十字架の一なれば、

様

は御 るこ

忘れなく、 を呉れと申

別る」時もしるこなれば、

又逢

ふ時もしるこなるべしとて、

その

タは 加納

ぜんざいの御馳走下され候次第

K

候o

(中略)

時

加納様

別杯を為さんとて、

に料理

屋

K

行くことを勧め

時、 事

私は、

酒

は に参る

い 中 なり候て大笑ひを致し候。

私東京にて松山侯の快風

丸

に

乗り(元治元年三月)

函館

1

し候

へば、

別杯 無理

の代りにしるこを御

馳

走

K

相 申

成 L

り候 候

ありし

は後日 「を期 し候。 以上 扨て色々申上度も十分長手紙に相成り候間、 御さむ

前揭書、 三十八通目)

襄

十六、 新

謹

啓

前

寸

書

奉呈、

拝謁

相

願

ひ候

は

别

儀

に非

らず。

過

日

高聞

に呈

し奉

り候 願

門学校

(同志社大学) 数日

設立の件に付きてはかねて井上(繋)

伯にも

御賛成の儀相

D

候処、 明

治專

七 n は 拝 5 何 助 付き愚考候に、 る 有 存じ n 謁 れ 該 0 至り、 る間 に を下 候 0 K 旨 有 か御一 申 儀 は 志家 御 御 敷也 ーさず 伯 示 ・シュ重 相 御 賛 実に K 願 せらる」べ くと了察仕 成相 等 25 ,候得共、 は只 所に御 2 4 相 の寄附金如 候訳 至極 成 閣下には已に小生等 成候間、 の舞ひ足の踏 A り候 御賛 K と存じ、 会合遊ばされ、それぞれの有志家を招 しと確 り、 民間 候。元来両 由 成下され候 己に僅 なれば、 何に付き再 且 の教育 5 先づ閣 信仕り候処より少し 朝に 々の有 事 伯 仰ぎ願くは、 業御 下の 在 に止まらず、 K 0 び は政治 つて両伯丈けは必らず吾人の挙 企てを御賛同下され、 志家を招 四 賛 成 御内意を伺 会を催 I: の一点に至りて 此上 或 かれ さるべき旨、 非常 も顧慮する所なく断 は多少御 ひ奉 は 種 K 両伯 々 り度く 御賛翊下され候は小生に於て喜 御 意見 かれ 配慮下 (井上・大隈) 岩崎 は毫も隔 過日 の隔異 、存じ、 結局 -され候 御 氏又その他の人に の御 談これ 然相 なる 御帰 K 意 御話し合ひの上 何 世 談判 事 願 5 所これ 等 これ 京後速や 有 ひ る 力 を遂げさせ b 候事 のシ 候。 1 有 所 有 ts は 1 も賛 る かい 右 p

諾 伏

あらん事を。

万一閣下に於て何の御差支へもなく御承諾下され候はど、

7

願

はくば、

閣

下の大度、

幸ひ

に小

生の

願

ひを容れさせ

られ、

両

伯

御

会

0

小生 合

は 直 本

5

手

む所を知らざる程に候。(中略

条約改

り壱千円差出し呉れ候より、

甚だ恐入り候

へ共、此上は鴻之池

(善)

郎

の寄附御

I.

夫下

K 井上伯に趨り、 右御 会合の事を請願仕るべく候。 右閣下の御意見如何を伺ひ奉り度く 敬白

此 の如く候なり。

、前掲書、 新 七十五通目)

島

襄

大隈伯殿閣下

七月十日

(明治廿

児 島 惟 謙 宛

(5)

相替らず御配慮下され候趣き承知仕り、 又御土産頂戴仕り有り難く万謝奉 ぎ候条御海容 秋冷相催ふし候際益々御多祥欣賀奉り候。陳ばその後小生よりは甚だ御無音に打ち過 賜はるべく候。 過般令息正 り候。 御陰を以て久原 一君御入校の時、令夫人に 又かねて御高配を労し奉り候大学 (庄三郎) 藤 は態 田 鹿 々御 次 の件 郎 氏 来訪下され、 K 0 付き、 両

時は着手を控へ居り候 され度く呉々も切望奉り候。 Ī 0 騒動、 大隈伯の遭難 へ共、一両日中には新内閣 小生事も当秋は関東にて一運動仕るべき計 (十月十八日)、 (臨時、 内閣 三条実美 の変動 (黒田内閣辞職) 後、 山県有朋)も相定まり 画に これ 等より、 有り候

申すべく、随て人気も落付き申すべく候間、来月一杯は関東に着手の心掛に罷り在

下され度く希ひ奉り候。御存知の私共、 郷里なる上州並に福島地方へも出張の心組に御座候。近頃大阪の金融は面白からざるや に承はり及び候へ共、金森(通倫)氏度々出張の手筈に仕り置き候間、諸事宜しく御差図の対対

尚ほ此上も御遠慮無く御教示下され度く仰ぎ奉り候。右願用旁々近来の御無音を謝

兎角世事に迂遠にこ れ有り候間、

運動

の方法

等、

し奉り度く此 の如く候なり。 敬白

十月二十六日

(明治廿二年)

新島 襄

閣下 (在大阪)

児島控訴院長

され度く仰ぎ奉り候。 惮りながら高島中将西村知事遠藤造幣局長等の諸高官に御面会の節は宜しく御鳳声下ばる。 又殊に夫人へ宜しく仰せ上げ下され度く希ひ奉り候。

近頃国家の実況を見、

時危ふして偉人を思ふの句をいたく感じ、 時々吟誦 (前掲書、 八十六通目) 仕り居り候。

田だ 水が 学 ニハーハー・ハカニンざね



H 永

は子中、通称伝之丞、はじめ茶陽と号し、後に東野と号した。幼くし

元田永平は、文政元年(一八一八)、熊本城下山崎町に生まれた。字

井小楠(一八〇九一一八六九)と相識り、後、長岡監物につき大いに道 を講じ修身治国の道を求め、二十歳にして時習館居寮の命を受け、横 て家訓を受け、十一歳の時、時習館に入り、十五歳にして経史の大義

教授に転じ、明治五年はじめて朝命を拝し宮内省出仕となった。時に五十五歳であった。 三年、城東大江村に隠棲、五楽園を開いて教育に従事す。しかしいくばくもなく藩侯の侍読となり、 八六二)京都留守居を命ぜられ、翌年、中小姓頭を経て、後年、高瀬町奉行に任ぜられたが、明治 義を学んだ。安政五年(一八五八)四十一歳にして家督を命ぜられ五百五十石を受け、文久二年(一

明治天皇・皇后の御信任篤く、十一年、特旨を奉じて論語を進講し、以後十九年間、毎年一月に 171

進講を続け、この間十二年の夏には、親論を奉じて「幼学綱要」を編し、二年を経て成り、これを

任、「教育勅語」渙発のあと八十余日を経て、二十四年一月二十一日特に男爵を授けられ、 たてまつった。十一年皇后大夫、十四年一等侍講、十九年宮中顧問官、二十一年枢密顧問官等を歴 高恩に

感泣しつつその翌日歿した。年七十四。青山墓地に葬らる。

元田永孚は、明治天皇・皇后両陛下に二十年の永い間奉仕し、一意君徳を輔弼し奉った人で、三 副島種臣とともに明治初期におけるその功績は、筆舌につくし難きものがあった。ここに

「幼学綱要」「進講録」「聖喩記」を引用して、元田永孚を紹介することにした。

(1) 「幼 学 綱 要」から

明治十二年夏秋の間、臣永孚経筵に侍す。 ① 「幼 学 綱 要」序(原漢文)の全文

文学の臣と、宜しく一書を編して以て幼学に便にすべしと。臣誠に恐れて 民の志定まる。民の志定まりて天下安らかなり。之が為には幼学より先なるは莫し。汝、 皇上親論して曰はく、教学の要は、本末を明らかにするに在り。本末明らかなれば則ち 勅を奉じ、

永 祖宗、 其 る を教ふるに忠孝を以てし、天下の民志をして茲に一定せしむれば、 明と称する者も、 しみて は莫きなり。 死することを知るは、 の才の成る所、言辞に発し、 かず。 葬倫に始まりて、 是を以て し教化を傷ひ、 荷くも仁 教への要に至りては、 りて自 天に 継ぎ極を建て、人を教へ民を化したまふこと、一として至誠に出でざるは莫 聖意の在る所を審らかにす。蓋し我が 其れ是くの如くなれば 民皆 り、 義 苟くも志向未だ定まらずして、 を後に な純 仁義道 猶は叛乱を免れず。是れ 其の害勝げて言ふ可からず。 事業 -して智力是 正直 徳 我が邦固有の俗なり。豈に に及ぶは、 の説、 則ち復た加ふること莫し。 にして父子 行実に顕はれ、 益 天下 れ競 K 明ら 教学の要なり。 の乱、 はは、 の親篤く、 他無し、 か に愈々広 則ち甲 何 知識 施きて事業を為す者、 を以て止まんや。夫れ三尺の童も、 字内を達観するに、其の華夏と称し文 而して君臣の義明らかなり。六経我 才芸の務めに専らなれば、 乙相軋り、上下交々争ひ、奪はずん 智力を先にして仁義を後にすればな 故に之を道く し 夫れ道徳に基づきて、 世運隆替、 、に仁義 則 学科选 仁義忠孝 ち其 の智 を以てし、 ひに 則ち 心 0 知識 出 進 興ると 忠孝 徳性 でざ む所、 に達

差はざるに庶幾からんか。 皇上世を憂ひ民を愛したまふの意深し。 関 風俗 浸漬 列聖 等学浅く識陋にして、以て て以て世に布かしめたまふ。 至らんとせば、 唯知識才芸に務め、 て解らず、 誰 の美、 一の祟び 涵 然れ 幼童 か 敢 ども観る者是の書に由りて、 声教 K 7 慣 習と性と成り、 たまふこと此に在りては、習慣の久しきを以てに非ずや。風移り俗易は 感激せざら (染猶 近切なる者 焼き の一意、 には浅 則ち其の弊害果して何れ とし 将に上世 し 本を棄て末に趨り、遂には将に仁義忠孝の何物為る T を択び、 んや。 職 道徳是に由りて以て淳く、彝倫是に由 是の時に於て、 を竭さば、 聖意の万一に副 嗚呼、 諏ち文学諸員と相議り、 を度 編纂 越し、 訂正して以て上る。 唇 くも 則ち 故に教を垂れ人を道きたまふの方至れ 以て本末先後 宇内に冠絶する者有らん。 先づ之に教ふるに仁義忠孝 の所にか底止せんや。 ひたてまつるに足らず。深く恐悚 聖旨 を奉じ の紊 謹しみて古今言行の葬倫道徳に 国恩に報ゆる所以 る 可からざることを知 今幼 りて以 叡覧を賜ひ、 の道 聖意懇到此 程 て正 の児、 を以 かを知 の道に於て、 しく す 知慧 < せば、 る所以 らざる

の如

但

若し夫れ発揚薫陶して、以て徳性を成さば、

則ち又教導を望

天地 孝行

ノ間、 第

父母

養ノ深キ、

父母 無 丰

むこと有 る の人と云 は

治十四年辛巳六月

等侍講正五位臣

元田永孚謹撰

并書

(2) 幼幼 学 綱 要 総目

忠節 第二

和

順

第

孝行第

勤学第六

礼譲第十

麻潔第十 四

度量第十八

公平第十七 貞操第十三 仁慈第九 信義第五

(3)

幼

学

綱

要

か

6

立志第七

儉素第 +

敏智第 十五

識断第十九

誠実第 友愛第 四

忍耐第十二

剛勇第 十六

勉職第二十

ニ若ク者莫シ。 ノ人無シ。 其初メ胎ヲ受ケテ生誕 能 ク其恩ヲ思ヒ、 其身ヲ慎ミ、 ス ル 3 IJ, 成長 其力ヲ竭シテ、 ノ後ニ至リ、 以テ 其恩

175

之ニ事へ、其愛敬ヲ尽スハ、子タルノ道ナリ。 故ニ孝行ヲ以テ、人倫ノ最大義トス。

は、同文庫本で三百ページの大部のものであるが、ここには省略することにした) 例えば、昭和十三年刊の「岩波文庫」本においては約二十ページに及ぶ分量になっている。全二十項目の全文 (宮内省蔵版の「幼学綱要」の原本には、この本文のあとに長文の解説、 古典からの引例がつけられてあり、

忠節第二

其国ヲ愛シ、其職 宇内万国、 一系ノ君ヲ戴キ、 国体各異ナリト雖モ、主宰有ラザルノ民無シ。凡人臣タル者、 千古不易ノ臣民タル者ニ於テヲヤ。故ニ臣ノ忠節ヲ子ノ孝行ニ竝ベテ、 ヲ勤メ、其分ヲ尽シ、以テ其恩義ニ報ズルヲ以テ常道トス。況ヤ万世 其君ヲ敬

和順第三

人倫ノ最大義トス。

人二男女アリ。故ニ必夫婦アリ。夫婦アリ、然後父子アリ、兄弟アリ、以テ一家ヲ成ス。 夫ハ其外ヲ治メ、婦ハ其内ヲ修ル者ナリ。夫婦和順ナレバ、一家斉整ス。所謂ル人倫 1

夫婦二始 ルナリ。 之ヲ忠孝ニ並ベテ、 昭和十二年、弘道館刊、 人倫

ノ大義ト

ス。

高森良人著「元田永学先生の遺訓」九七一一〇三ページ)

(後略)

176

(2) 「進 講 録」について

1

進

講

録

K

5

い

T

の元

田

永

坚

0

手

章 寓 年に 図説 H 5 民 進 K 0 i 主 紅 は の伝、 識 毎 調 7 は 葉 舜 張 李泌優待の条、 年 世 徳礼 べ 宗 館 節 典 L 0 -好処を得られたりと称せり。 關 月七 教 衆 始 + を 8 0 政 人宴 四 23 進 5 門 傾 刑 ts 年 る。 百 り。 会 向 0 0 K 御講 せしより、 八年に を予 章、 0 は道道 此選に当る + 席 節、 書 千乗 防 + K 始 は 七 語 + 年 世 はか り。 書 六年 年 吃 b Ŧi. 玉 旧 7 年 経 者 K は 例 0 + 詩経 大だ は 日 K 章、 真 _ K 月七 馬 八 中 3 は 八に学者 由 年 大 此 漠 庸 関 りて 十九年 時三 に 精 雕計 0 禹 0 日 は 首 謨 第 必ず K -0 の栄とせ 章 一条太政 益 句 0 精 は K 節、 稷 を 准 大学 -+ は周官の一節、 進 講 0 経 0 り。 九年 大臣 末 講 は Ξ 0 筵 _ 節 節、 年 明 L K 世 大久保 K 永孚 臨 K 4 斯道 伊 は論 を 此 は 徳 御 時 藤 警 明 論 在 _ 宮 文学 醒 語 参議 語 節 治 0 5 内卿 二十年に 本 す 樊龙 為 を Ŧi. 난 掛 年一 源 も列 進講 る 遅 政 5 始 を 0 池 問 0 九 月七 揭 8 講 原 仁 席 Ļ 章、 は易の乾卦 明す T 説 香 知 K 和 此 な 穉 漢洋 7 七 日 0 講 傍聴 始 る b 君 + 年 を 徳 年 の三 K 23 聞 微 + 輔 7 は を हे 应 堯 書 意 翠 は 帝 進 他 年 専 新 典

講 上の心算なりと雖も未だ成らざるなり。二十一年には中庸天下達道の一節、二十二年に 因りて君徳の関する所を察し、 は平天下絜矩の一節、二十三年には易泰の卦包荒用馮河の一節なり。凡そ時世の変遷に し講義を録して之を上る。是より先き為政の首章と新民の伝は講義録を上り、 聖訓を択んで納誨の徴意を寓せしなり。 講義録草案皆在 毎講献

b o する所あらんとすと云ふ。 依りて欠講せり。 月七日の進講に至り、 説と講義録を欠けり。 他日輯 めて梓に上して之を御覧に供せんと欲するなり。 故に講義録を献して其欠を補ふ。 凡そ十九年十九回の進講、 余明治五年一月七日始めて御講書始 (明治四十三年、民友社刊、 唯十九年の一月周官 吉本襄編「元田先生進講録」緒言、 爾後将に益々進講して K 進講せしより、 但大学明々徳の節と帝鑑図 の進講当日風気に 聖徳 二十三 五四ページ) K 神補 年一

②「進講録」から

第一 論語学而章

臣 からず。此の書は、 謹て 講ず。 陛下今日論語の講筵を開き給ふ。 是れ 応神帝伝授の書にして、皇道の訓解なり。何を以て之れを云 先づ此の書の何の書たるを講 ぜざる可

の書ある、之を管下の百済に獲、

其の説く所、我道と一揆なるを以て、

帝則

ち取て

之れを講誦するに

由なし。

幸

化

太子稚郎子を以て、之が弟子と為し、

然るに我朝未だ文字に富まざるを以て、

更に王仁を挙げて、之を師とし、

を講誦し、

以て、

天祖伝来の、

至徳大道を発揮拡充し給ひしなり。

其 ることなり。 \$ の僅に 蓋 し我朝にて道学を講ぜしは、 古事記書紀等の渕源を指す故に道徳を講誦する書に於ては、 有りたるは、 来文教開け、 上代文字にて、 内外 の書籍 伝播 帝より始まりて、 訓結 世 りと雖 史伝等を記したる 此 の書 我朝の書、 0 前 0 帝の前には、 み K にて、 書籍と名付くる者なし。 此の書を以て訓謨の権 是れ 曾 亦考 元聞 \$ 可

徳を修 を失はんことを恐る。是に於て、 の徳、 旧記 以心 3 に見えたる如く、 民を化 には数世 伝 心の妙、 を累ね、 Ļ 其 列祖代々継承して教を布き、政を施し給ふも、 蓋し の理は、 人は 瓊々杵尊 知巧に赴くを以て、 神器 斯道を講明して拡充するには、 に寓して神遠奥穆、 **肇て国土を開造し給ひ、** 天祖伝統の至徳大道、 曽て学問講習 必ず 書伝 皆な是れ生知安行 天祖 の迹あるを見ず。 或は 講 の訓を奉じて、 説 K 其 由 0 らざ IE

此

の書

故に神遠奥穆の皇道、

聖徳とは云 々仁義 忠孝を重 5 なが 5 んじ、 帝の功徳多きに居ると称し奉る可きなり。 智識 材力輩出 宇内に 儼然たる独立帝国と称するも、代々の (中略)

此

の帝の神慮、

此の「論

語」の書に由て、

益々光明発達して天下に播布し、

今日

に至り、

此 臣 の始めを為し、終りを為す者なり。故に此の学あれば、其の天職を全うす、 【学の一字なり。凡そ人、天地の間に生れ、自"天子,至" 庶民、畢生の事業、只此 謹 7 講ず。 論語開巻「学而時習」之不…亦説、 乎。」と云ふ者は、二十篇の大旨、 此 の学なけ

此 の学 只此 其 明 力 の天職を失ふ。此の学達すれば聖人となり、此の学達せざれば、 の学の明暗にある なれば、天下平か のみ。 に、此の学明かならざれば、 故に 孔子の人に教ふる、 只此 天下乱る。 の学の一 人間 字にて、 天下 庸愚となる。 ·万事 論語 の成 開

の道 一徳学なり。当世の所」謂学は、一科々々の学、 学而時習」之と云ふ。一言一行、 末あり、 孔子の所」謂学は、 学の事に非ざるはなし。然るに学に正 至中至正の、大本達道にして、修身平天下 異端末技の謂ひにして、 大本達道の あり、 偏あ

学に非ず、

、君の学は、天下を治むるを学ぶに在て、天下を治むるは仁に止まるのみ。然るに仁に

是れ此章、学の字を講ずるに於て、始めに弁ぜざるを得ざるなり。

(中略)

180

ば、 に帰する者、是れ人君仁に止まる、学問の次第順序にて、此章の学んで時に之れを習ふ 格物布て天下の理を明かにするに始まりて、一旦己れに克ち、礼に復りて、 誠ならざれば心を正しらする能はず。意を誠にせんと欲して、天下の理に明かならざれ とは此事なり。 止まらんと欲して、心正しからざれば仁に止まる能はず。心を正しらせんと欲して、意 意を誠にする能はず。所、謂明徳を天下に明かにせんと欲せば、 (前掲書、一一二二ページ) 正心、 誠意、 而後天下仁 致知、

(3) 「聖喩記」の全文

分に信頼せられながら、その欧化風の好みを心配されて、その御任命にすこぶる躊躇され、質実な ませられたようである。明治十七年に伊藤博文を宮内卿に任命される時にも、 ておられた。特に、 明治天皇は、教育に一方ならぬお心を寄せられたが、大学教育についてもきびしい御所懐を持っ 吉井友実を宮内大輔に任ぜられたと伝えられている。 明治十五年ごろからの日本国民の西欧思想心酔については、ずいぶん御心を悩 伊藤の人物材幹は十

道徳の学を教える設備が全くないのを看破なされ、大学教育に多大の疑問を抱かれ、還幸の後に、 業の状況などくわしく御覧になられたが、法・理・工・医などの各科の進歩整備に比して、 その明治天皇は、明治十九年十月二十九日、東京帝国大学に行幸になられ、大学各科の設備、授 、和漢

一元田永学に、こまごまとそのご感想を述べられた。元田永学は、これを手記して「聖論記」と ひそかにこれを保存していた。それが以下に引用する全文である。 引用は、昭和十六年、千

十一月五 日午前十時例ニ依リ参内既ニシテ

倉書房から刊行された渡辺幾治郎著「明治天皇の聖徳―教育」に拠った。

題

ヲ見ル可シ ス十月日。設ル所ノ学科ヲ巡視スルニ、理科、化科、植物科、医科、法科等ハ益々其 上出御、 ト雖モ、 直 ニ臣ヲ召ス。臣進デ御前ニ侍ス。 主本トスル所ノ修身ノ学科ニ於テハ曽テ見ル所無シ。 皇上親喻シテロク、 朕過日大学 進步 一路

ノ学科

ハ修身ヲ専ラトシ、

古典講習科アリト聞

クト雖

ドモ、如何

ナル

所二

設ケアル

ヤ過 1 ナ り。 テ得べカラズ。仮令理化医科等ノ卒業ニテ其人物ヲ成シタルトモ、入テ相トナル可キ 日 観 ル 12 ニ今ノ学科ニシテ、 コト 無シ。抑大学ハ日本教育高等ノ学校ニシテ、高等 政治治安ノ道ヲ講習シ得ベキ人材ヲ求メント欲 ノ人材ヲ 成就 スベ ス ル キ所 モ決

臣

敢

言

1

1

雖

E

_

タ テ

臨

御 ズ

七

1

必

叡

il

=

覚

ル

ラ

1

1

今

宸

7

ズ

ル

=

1

テ

臣

0

ル

所 下

ノ如

シ。 E"

臣

一嘗テ

大学

K ズ

科

ノ設

ケ

ヲ聞

クニ、 所ア

修

身

ノ学科

ナ

シ。 勅

和 泰

漢

ノ学

ハ文学 果

科

= ガ

和 見

ガ 1 相上 村多 ヲい 育 成 セ ザ ル 山 力 5 ズ

者

-

非

ズ

当

世

復

古

1

功

内閣

=

入

テ

政

ヲ

執

ル

1

雖

F.

モ、

永

久

ラ

保

ス

~

カ

ラ

べ。

之

継

7 = カ 1 慮 雖 面 ラ ル 此 F. 目 べ。 ナ = 中 ル モ ヲ 改 故二 今大 H す。 其 IJ x 森文部 真 1 朕 固 4 成 卜云 陋 1 徳 教 ナ 1 人 テ 大臣 大 ル 科 物 自 寺 1 其 ラ信 ヲ 1 侍 和 育 師 從 人 漢 節 成 1 修 ズ 長 学 過 ル = 身 ス 校 命 ル F チ 1 ジテ 雖 ノ改 ナ 科 1 1º 決 IJ 有 渡辺 0 モ、 正 1 ル 其道 テ + ヨ 得 中 IJ 総 無 学 難 シ 長 ノ本 牛 テ 牛 = ヤ 1 稍 Ξ 問 体 モ ナ 年 IJ 改 1 = 知 0 於 7 2 7 ラ 汝見 待 テ ズ ル x 0 E テ 1 1 大学 国学 地 固 ル 1 所 方 欲 E 今見 漢 如 IJ ス 1 之ヲ 0 教 儒 何 渡辺 ル 育 固 臣 所 皇 陋 ヲ 謹 張 改 亦 1 ナ 如 良 加 ル テ セ 対え 者 何 +100 7 テ ナ ナ ル 7 H 大 ル H IJ

八十月十、 窃智 = 1 此 感覚 = 至 ス ル 0 ル 所 皇 7 玉 IJ, 生 民 徳 1 大 幸 寺 ナ 先 1) 0 = 既 臣 = 型: 反 = 命 命 ス ヲ ル 奉 ヲ以 3 テ 徳大 臣 寺 未 1 ガ 共 敢 テ -陳 大学 七 ズ ヲ 巡

亦 僅 学 7 力 IJ -1 僅 経 1 カ 書 雖 ۴ 聖 = 名 賢 モ、 1 1 話 僅 111 = ヲ カ 述 = 1 テ 和 ル 其をの 1 漢 今 将 111 ノ文章 加索 ラ作 = 廃 僅 ル 棄 力 1 七 1110 ラ 1 時 V 哲学 1 限 1 ヲ 以 ス 科 0 テ = 東洋 其 匆 × 1 哲学 教 = 科 経 アリ 過 = 7 ス ル V 1 教 1 雖 1 官 和 モ、 漢

集が 実 臣 ヤ、 ル 高 所 恐 = 大 大 見 、義仁 依 抵 ル 可 テ 明 島 其思 牛 義 治 田 重 ナ 道 Ŧi. IJ, 礼等 想 徳 年 以 1 1 赴 4 要 来 僅 ラ 7 1 K 所 教 及 1 聞 7 知 育 ル 此 概 七 = 成立 見 +1 停 = ス ル 者 員 止 べ 1 七 シ。 共 及 = # 1 ナ ル テ、 此 者 V IJ バ、 0 等 = 其 彼 1 1 復 脳 テ、 余 1 某 挽 髄 1 皆洋 等 回 ヲ 西 以テ 洋 1 著 ~ 学 1 生徒 書 外 専 ラ 修 7 ヲ夢 ズ ヲ 0 教導 徒、 見 仿 4 1 七 テ シ、 而 1 1 七 曾 テ 後来 其 テ 此 放 玉 人 1 言 体 及 害 ス 君 ル

.

1

陛下 皇道 1 1 興 真 張果 衷 3 1 1) テ 発 此 1 徳大 = 1) 寺ヲ遣 生 ル ~ 丰 1 + 也。 V 渡辺 臣 誠 恐深 一総長 = 7 詰 問 ヲ賜 1 ラバ

-

-

テ

ヲ

ス

力

此 言 = 感仰 欽 敬 ス 0 臣 敢 テ 身 7 顧 111 ズ 唯

下 1 命 ズ ル 所、 森 大 渡辺 総 長 = 向 テ 問 難 ス ル 所 7 ラ 1 1 ス 0 然ド E 臣 物を 自 ル

陛 下 ノ左右 = 7 ル 1 衆 Ħ ノ視 ル 所 ナ IJ, 故 = 臣 ガ言 7

出

++

15

臣

ガ

漢学

者

流

=

2

テ

ナ

IJ

自

4

以往

下 敢 深 衷 テ 7 慮ル所、 自ラ任 勅 語 +3 モ +11: 故意 幼学 ル 1 臣 所 ナリ。 綱 ガ 要 上言 1 欽定 抑 シテ作 E 教育 7 IJ 為 スル 1 1 重 E 所 1) 大 漸 ナ ル 疑 7 = 風記 2 = テ 米 K 七 教 知 ルベ 育 1 流 弊 7 救 IE

1

7

容

V

1

カラ

べ。

1

復洋 世 デ ル 経 E = 因 有 風 再 \mp ケ、 安民 志 = ルの 3 東洋 傾 E" 1 士: 忠君 其 ノ遠 牛、 音大 哲学 忠孝 昨 愛 大 中 道 = 今 \pm ナ 憂 ル = 德 = 1 道 至 主義 ヲ 慮 1 知 主 IJ 德 ス テ 得 本 ル = 1 赴 精 所 ス -1 専 ル 微 於 丰 ナ y o テ ラ コ ヲ 洋 仁 F 窮 1 学ト ヲ 和 但 義 ル 務 漠 玉 道 = 変ジ、 学 徳 x 至 1 及 固 漢学 7 ル 唱 ラ 有 1 学 ナ 和 7 1 1 IJ 固 漢 ル 科 コ 1 0 陋 者 ノ学 ヲ 置 4 ナ 7 真 十、 西 ル ル 1 洋 将二 1 1 = 日 忠孝 教 至 従来 廃絶 本帝 育 IJ 1 廉 1 方法 国 教 = モ、 恥 至 育 1 大学 近 ラ 去 = 1 宜き 1 丰 由 K 1 テ 1 年 E 称 其 ヲ 1) ス リ又 ス 進 課 得 ル ~ 程 # 1

ナ IJ, 今ノ設 ケ ノ如 7 1 テ

髄 補佐 = 之無 E 1 如 充 + 人物 ナ ラズ、 名 医 日 本 玉 理 多人数 中 化 = 植 充満 物 成就 T 一科等 ナ 2 テ ル モ、 モ、 = テ 其芸 此 政 ヲ 事 以テ = 1 達 執 日 1 ル 本 A コ 帝 IJ 1 K ŀ 1 大学 ナ モ、 ル 君 ノ教 7 3 育 ク、 ノ道 1 法学 1 七 云べ K 体 = テ カ 1 ラ 君 重 # 丰 徳 脳 ル 1

聖喻 = 辩 セ = ズ 因 漢学 テ 和 漢 = 泥 修 身 7 ズ、 ノ学 西 科 洋 ヲ 更張セ ノ方法 1 = 因テ = 1 教科 其道 ヲ設 = 志ア ケ、 ル 時 勢ニ 物集 適 島 応シ H 等 テ忠孝道 ノ如 牛、 徳 聊 ノ進 E 国学 歩

発 7 生 1 テ 徒 K = 用 教 = 導 供 セ ス 1 ル 7 者出 1 何 ゴデ来ル ノ難 丰 ~ 7 1 牛 也。 カ 7 当世ノ ラ ン 風潮 其風 灵 1 ノ及ブ所、 面 々各々其辯 必ズ ヲ震 国学漢学者 E, 其腕 中 ヲ伸 = 奮

等 セ 1 = 抵抗 4 ル ヲ以テ ス ル = 当世 モ 及バ ノ著眼 ズ、 唯 1 ナ 地 歩ヲ ス ~ 占 牛 ナ x IJ, テ 進ム 是臣 時ハー ガ 平 歩モ 生 1 見 抜 ル カ 所 + ズ、 深 7 吾道徳仁 一義ヲ

1

シ、

唯

進

7

デ

取

ル

7

1

7

要

ス

ル

1

時

=

際

シテ

1

自分

一歩モ

退クベ

カラ

べつ

素

Ħ

リ彼

陛 下 1 勅 喻 ヲ 敬 承贊美 シ、 速 = 徳大 寺 = 命 +2 ラレ テ 渡 辺 総 長 二下 問アラ 1 7 トヲ希フ所

更ニ宜シク伊藤大臣、吉井次官等ニモ

IJ

ノ在 12 所 ヲ 御 示 喻アラ 1 7 1 7 欲 ス。 右 謹 ンデ 上言 スル 処

喜 明治十九年丙 色 麗 シ ク、 戊十一 更二 又反復懇喻 月五日 7 IJ 時 間 余 = 2 テ

退

元田永孚 謹記

(前掲書、

b

明治五年六年フランス、ドイツに派遣された。

帰国後、

大久保利通に認められ、

北京談判に随



旧名多久馬のち毅と改め、また梧陰と号した。

男として生まれ、二十三歳の時同じ熊本藩士井上茂三郎の養子となる。

井上毅は、 明治維新より二十五年前、 熊本藩士、 飯田権五兵衛の三

江戸に遊学し、奥羽戦争に従軍した。 十四、 幼少の時から知能衆にすぐれ、四、五歳で百人一首を完全に暗記し、 五歳で左伝史記などの輪読に非常な力量を示したという。 明治三年再び上京し、 大学南校の中舎長を経て司法省にはい

法制局長官となり、 格として努力した。 文才と積極的な構想見識によって、岩倉具視、 行して頭角をあらわし、のち太政官大書記官を経て明治十四年、 枢密院書記官長、 また清国、 朝鮮との外交交渉にも加わったが、漢学の素養深く、明治二十一年 同顧問官、 伊藤博文等から重く用いられ、 二十六年には、 参事院議官となる。 第二次伊藤内閣の文部大臣となっ 特に憲法起草の主任 彼のすぐれた

た。この間、教育勅語その他詔勅、諸法令とくに初中高教育制度の立案の起草など、政府のあらゆ

八年三月、五十二歳で逝去した。 る枢機に参画し、 なおその著訳書には、 いわば明治前期のすぐれた官吏かつ学者であった。二十七年肺結核で退官、二十 「王国建国法」二冊、 「内外臣民公私権考」一冊、「奢是吾敵論」二冊そ

中村義象が編集公刊した「梧陰存稿」(明治二十八年、六合館書店刊)二冊の中から、 その 巻一の一 部を取り上げることにした。なお、ふりがな、句読点は編者において附した。 の他があるが、ここには、彼が折にふれて書き残したものを、彼の遺志により小中村矩の養子、小

批判力を持っていた事は、彼が、憲法や教育勅語の起草に参画したことと照らし合わせ、特に注目 神を明らかに説明するもので、彼が、我国文教の府の中心にあって、西洋思想に対するこれだけの 想は西洋の権力思想による支配とは本質的に異なることを力説するなど、日本の皇室の統治の御精 すべきことと思う。 井上毅の思想は、次に引用する「言霊」などにみられる様に、日本の古事記にみられる統治の思

稿 から

1

古言 中に、 時 るの価値あるなり。抑々言霊の幸はふ国と称ふる御国 て当時 0 一を吟味することは一の歴史学なり。何れの国にても太古の歴史は事曚昧に属し、 風気意想は、 余は一の上なきめでたき詞を得たり。 の人の風気意想をさながらに後の世に伝へて、数千載の後より数千歳の古に遡り の様を想像せしむべし。されば、 筆の跡に遺りたる伝記のみにて、 古言を取調ぶることは、 知りがたきことぞ多かるに、古き詞 の古言には、 歴史学の一として数ふ 様々尊きことのある

毅 じ意 天下は広大なるものなりしかば、 入る」心にて、 て種々なるが、 |地と人民との、二の原質を備へたる国を、支配する所作を称へたる詞に付 一の私産と見たるものにして、中庸には富二有天下」ともいへり。一人にして天下を私 なり。 詩経に奄…有天下」とあり。奄有すとは、掩ひかぶせて手に入るゝ心にして、 俗に一の屋敷を手に入れた、或は一の山を我がものにしたといふと同 支那にては国を有つといへり。有つとは我が物にし我が領分に かく称へしものとぞおぼゆる。これ国土国民を物質様 いて、 して手 国々

いたれり。この治むといひ経すといふは、乱れたる絲の筋々を揃ふる心にして、稍精徴 盾ありともいふべし。其の後政治の思想稍進みては、治国又経国などいふ詞を用ゐるに 不」与といへれど、不」与といふことと有つといふことは、一句の言語の中に意義の矛 有すとは、穏ならぬ詞なれば、彼支那の聖人はこの詞を脩飾するために、有... 天下, 而

牧すといへり。御すとは馬を使ひ、牧すとは羊を畜ふことにして、これ人民を馬羊に喩 又人民に対しては、如何なる作用言を用ゐたるかといふに、民を御すといひ、又は民を へたる太古未開 の時のおほらかなりし思想を、其のまま画きたるものなり。

なる文字なれども、猶専ら物質上の意想に成立ちたるものなり。

領分にすといふことを目的とし、人民を一の品物と見て、手綱を付け舵を取りて乗り治む く、人民を一つ物質に見なしたるより転用したるものなり。支那も西洋も、昔の人の国土 人民に対せし作用言は、いと疎かなる語を用ゐたるものにして、国土を縄張して己れの - ウルメ)船の舵を執る意味の詞を用ゐたり。即、支那にて御すといひ牧すといひしと同じ 欧羅巴にて、国土を手に入れたることを何といひしかと問ふに、国を占領すといへり。 占領とい ふ詞は (オキコバイド)、やがて奪ふといふ意味をも含めり。又人民に対しては (ゴ

差めなくてやはあるべき。大国主神には、汝がうしはげると宣ひ、御子のためには、しらす ひ、しらすといふこの二つの詞ぞ、太古に、人主の国土人民に対する働きを名けたるもの られし条に、汝之宇志波祁流葦原中 国者我子之所 知国 言 依賜とあり。うしはぐといられし条に、汝之宗からは ける まっぱらのながくとはめば をじゅ しかおしくじゃしょましたばえり 学の精密なる思想無かりし故にぞあるべき。偖、御国にては、古来此 なりき。さて一は、うしはぐといひ、他の一は、しらすと称へたまひたるには、二つの間に ることの思想を何と称へたるか。 古事記に健御雷神を下したまひて大国主神に問 の国土人民を支配す

は

といふあしらひをもて称へたるものと覚えたり。是は、古の人は今の世の人の如く政治

穀 イト」と称 と宣ひたるは、此の二つの詞の間に雲泥水火の意味の違ふこと」で覚ゆる。 い ふ詞 は、本居氏の解釈に従へば、即ち領すといふことにして、 へ、支那人の富有奄有と称へたる意義と全く同じ。こは一の土豪の所作にして、 欧羅邑人の うしはぐと 「オ キュ

£ 大八洲国知ろしめす 天 皇と称へ奉るをば公文式とは為されたり。されば、かしこくも***じょ けいない けいい けいい けいい しょくしん 土地人民を我が私産として取入れたる、大国主神のしわざを画いたるなるべし。正統 其の後神日本磐余彦尊の御称名を始馭 国 天 皇と称へ奉り、又世々の大御 詔に、 御国に照し臨み玉ふ大御業は、うしはぐにはあらずして、しらすと称へ給ひ

奄有といひ占領といひうしはぐといへるは、専ら客観様に有形の物質上の関係をあらは 皇祖伝来の御家法は、国をしらすといふ言葉に存す、といふも誣ひたりとせず。 の人の考へを以て付会したるならむと。否々然らず。諺に、論より証拠といへるごとく、 適当なる漢字なきに苦しみ、是を借用ゐたるにて、固より言語の意味には適はぬ文字なり。 i 葉の如く、 意味を了解するに困むべし。そは支那の人西洋の人には、国を知らすといふことの意想 国を知り国を知らすといへるは、各国に比較を取るべき詞なし。今、国を知る、国をしらす かくいへば人は難じていはむ、太古の人にさばかり高尚なる思想あるべきに したるものなり。古書に、しらすといふ言葉に御の字を当てたるは、当時の歴史を編む人、 は、固よりその脳髄の中に存せざればなり。知るといふことは、今の人の普通に用ゐる言 は、外の物に臨みて鏡の物を照すごとく知り明むる意なり。西洋人の論理法に従ひて 心にて物を知るの意にして、中の心と外の物との関係をあらはし、さて、中の 本語のまゝに意訳を用ゐずして支那の人西洋の人に聞かせたらば、其の 主観様に、無形の高尚なる性霊心識の働きをあらはしたるものにして、 あらず、今

古典に、うしはぐといふことと知らすといふこと」、二の言葉を両々向き合せて用る、

支配したる、征服の結果といふを以て国家の釈義となるべきも、御国の天日嗣の大御業の 故に支那欧羅巴にては、一人の豪傑ありて起り、多くの土地を占領し、一の政府を立てい 争ふことのあるべきやは。若し其の差別なかりせば、 は、皇祖の御心の鏡もて天が下の民草をしろしめす、といふ意義より成立たるもの 此の一条の文章をば何と解釈

又其のうしはぐといひ知らすといふ作用言の主格に、玉と石との差めあるを見れば、

なり。 あるなれ。(下略) 国家の始は、 か」れば、 君徳に基づくといふ一句は、日本国家学の開巻第一に説くべき定論にこそ 御国の国家成立の原理は、君民の約束にあらずして、一の君徳なり。 (前掲書、六一一〇ページ)

②国語教育

そも~~言語と文章とは、其の系統脈絡を同くせざるべからず。漢文は我が言語と其の 我が 運に遭遇したり。中古以来の経験に依るに、 国 語国文は、今は 何等の障りもなく且許多の輔助材料をさへ得て十分発達し得べ 漢文は終に我国民に適用すべからず。

渕源を一にせず。 語法語脈互に相一致せざれば、 我が国民一 般の使用に応せざるも亦性

むべきにあらず。

果して然らば我国民は各自の思想を表明し及交通せむ為には、 に因縁せる普通の国文を措て将た何にか依頼せむ。国語 我が固有の国語及其 の国

随て教育上に国語国文のために予うべき位置は如何と、謂へる問題を、

国文の使用既に確定したると

講究せざ

るべ からず。

万物の霊として人類の最大知能は、言語及文字を以て各自の意思を表明し、之を他人に通

分に発達し、人々その意思を表明するの材料に富みたる国は、一国の文明従て隆盛 知し、之を遠近に伝播し、之を後世に貽すにあり。之を史誌に徴するに、国語 国民の知識年を逐ひ世を追ひて進歩するは、自然の結果ならざるを得ず。而 国文に K して十 して国 おも

支へなく、 文章を尊重し、 語国文の発達せざる国は之に反す。故に文明世界に国を立る者は、各々その自国 教育を卒業したるものは、 更に高等教育を卒へたるものは、概ねその論著する所に富み、 之を普通教育の最先に置き、之に最長き時間を与へて学習せしむ。 総て日用往復通信 の言語文字を合格使用する 観る者をして にお の言語 て差 故に

今日 了 感動 我 力 国 せしむるに足る。 の教育に於ける国語国文の有様は、 仍遺憾を表すべきものあり。 普通 教育は

自 の意思を 表明 する 0 能力に不足を感ずることを免れざるがごとし

暫く措

いて

論

ぜず。

其

の高等教育を卒業したるものといへども、

亦多くは国

文を以て各

0 事。 一語性む べ きに あらず。 吾人 は昨 日 まで漢文を以て国文とするか、 或 は

K 用 る られ たる は 僅 K 近日 0 事に して、 国文の 教育 はなほ 甚 だ幼幼 稚 ts bo

漢文を主とし国文を客とするの迷想を

有

した

りき。

K [文国

語

0

漢文を雅

K

遭遇した

国

文を俗とし、

る 余 有様を叙述して、 我 から 国 の教育史に 以て今日国文教育の幼稚なる由を証明すべ 溯り、 我が 玉 語 国文の、 中古 に於け る 幾と絶り し 滅 0 否運

毅 非常 中古漢文の、仏法と共に我が国に輸入せし当初の状況は、恰も渇者の水を得たるがごとく、 の熱度を以て歓迎せられ、 漢文を以て公私一般の用文と為し、律令格式 より歴史風 7

たり)。 皆不十 0 編 分ながらも漢文を用 纂 此の時の人の思想には、 裁判 0 宣告、 あし 官吏の請暇、 3 其の語源語法を異にしたる漢文と国語とは、 たり (当時 下 は租 の古文書は今仍奈良 税の 帳簿、 貸借 0 の宝庫 証 文に 至る 等 K 保 遂に相合 存 せられ 総

んとの企なりしか、今より測り知るに難しといへども、兎に角一国の国民としては、 すべからざることを思はざりしか、或は又漢文漢語を用ゐて我が固有の国語を撲滅

K 「の命運と共に固有の国語を愛重すべきことを忘れたりしが如 10

熟すべくもあらず、かで文武離隔朝野蔽塞、大政振はざる原因とはなりしなり。 士学士の間に行はれ、 固 よび政府編纂の歴史は、形式の美観に止まりて、一般の国民にとりては到底其の耳目に 有の国 [語を撲滅するは、 僧侶に行はれ、国民の一部に行はれしに止まり、政事上の公文お 事情の許さざる所にして、当時 実際の有様は、 漢文は独り博

此のごとく挙世迷霧の中に在りしも、 幸に豪傑の士ありて音韻及仮名の用法を発 明

之を通俗に用る、 歩を進めて漢字交りに活用 又和歌に用る、 L 国語を経とし漢字を緯とし、 国語と相密着して自在に使用するを得しめ、その後又 国語を主とし漢字を客と

して、更に一層の便利を感ぜしめたり。

字交りの物語体となり、 れて、朝廷の公文に用ゐられざりしのみならず、鎌倉の武力第一の時に於てすら、政府の 名の使用 は 般に便利を感ぜしめたるに拘らず、又その使用法の更に一歩を進めて漢 愈々便利を加へたるに拘らず、当時にありては猶女文と称せら

る

俊才の士は青年の精神気力を佶崛艱難

なる漢文の修業

に用ゐずして、

他

0

用なる事

業

に注射し、

三百年の文運は最々乎として一層

高度の

進歩に達したりしな

有用な

を妨げられて経過したりしは、

歴史の証明する事実なり。

る

K

我国民が、

国文国語に於ける固有

の特性は、

永年月の間、

種の事情のた

めに

思ふ 文を用 JII 漢文を用ゐるに至りしことにして、気運の未だ至らざりしとはいへ、遺憾のことな りて国文の体を一定し、 \$ 0 三宅観瀾のごときは国文を用ゐむとの議を建てしも、 |録及裁判申渡は拙劣なる文章生又は僧侶の手を仮りて鵺の如き漢文を用ゐたりき。徳 氏に至りては如何、 狂言なる一語を以て之を冷遇したりしにあらずや。 L に幕政三百年の間文人学士彬々輩出して漢文の著述少からざりしも、 徳川氏の あたり。 初にあたりて、一の豪傑ありて、漢文の遂に国語と一致すべからざるを知 余が尤も惜む所のも 林道春は東照公の命を奉じて信長譜、 公文に歴史に教育に之を用ゐしめたらむには、 0 は、 水戸 義公の大日本史を編纂せらる 当時多数の勢に制せ 秀吉譜を編述せしに、仍漢 其 帆足万里は猿 0 られて、 間に生れた レスと当

(下略)(前掲書、二五一九ページ)

大日本帝国憲法における「三つの前文」

---(附)「大日本帝国憲法」の条文抜粋---——「御 告 文」・「勅 語」・「上 論」——(明治ニ十二年)

な文章があって、それを読み落しては、「大日本帝国憲法」を語るわけには 法」にも、「前文」という名称こそ用いられていないが、実質的には、それに該当する三つの重要 近代諸国家における憲法には、大体こうした趣旨の前文が付けられていることが多く、人々はその て、この日本国憲法の立法趣旨とでもいうべき基本的な立場が、その「前文」の中に示されている。 べきものに過ぎない。だが、とにかくその条章の本文の前に、「前文」という一文が付けられてい 「前文」を精読してその憲法の性格を知るのが、通例である。いまここに引用する「大日本帝国憲 到底憲法の名に値するものではなく、いわば占領下に強要された「占領行政基本法」ともいう まわれわれが、憲法として扱っている「日本国憲法」は、それが制定された経過だけからして いかない。

従っていやしくも、「大日本帝国憲法」について語ろうとする場合には、学者であれ、一般国民

帝国憲法」

の本質を知らずにいて、

これを旧時代の遺物のように見向きもせず、

独断的

に価値批判

それを正しく理解するよう努力し、 であれ、 少なくとも、この「前文」に該当する「三つの文」について、よくこれを精読し、かつ、 またそれを踏まえた上で、「大日本帝国憲法」の「立法の精神」

その制定の背景にあった物の考え方に及ぶべきであろう。 まことに残念なことに、 今日の日本の憲法学者の大多数は、 故意か否かは知らぬが、

P 23 こうした傾向を反映してか、一般国民で「日本国憲法」を讃美する人々も、 この重大な三つの文章を取り上げて憲法の意義を説くことが、 か この二つの憲法についてその「前文」 憲法を学ぶ学生たちが、稀れに「大日本帝国憲法」と「日本国憲法」 の比較をするまでには至らないことが多い。 殆んどなくなってしまった。そのた その多くが、 の比較研究を手がけて 学者たちの 「大日本

してしまうことが少なくない。 のことは同時に、 4 まの時代の学者たちが、天皇についてまともにこれを学問の対象として考 日本

人として学んでい いかないものであろうか。 えてみようとしない風潮と表裏一体をなす事柄であるが、 る学者であり学徒である以上は、 口を開けば、 「真理の探求こそ学徒の目指すところ」という人々が、 もう少し歴史的事実に謙虚に取り組 かりそめにも日本人として生まれ、 むわけには

は、

先入史観を先立てて歴史的真実に目を閉じ、

実

傲然として過去を否定して真理の探求者然として

法制定についての天皇の御所懐を率直に述べられたもので、特に、明治十四年に御発議されて以後、 国憲法発布の上論」と題された「上論―天皇のおさとし―」である。これも前の二文と同じく、憲 正しく把えたものであることに言及され、決して新奇を求めたものでないことが述べられている。 て篤い信頼関係に心を致され、いま発布されようとする憲法の内容が、 の趣旨が、ここに同じく展開され、さらに天皇の御祖先と国民の祖先とのあいだの、古く長くそし 制定について国民に対して御所信を表明せられたものである。そして、第一の前文たる「御告文」 もん、とも読む)が、すなわち「大日本帝国憲法」の第一の「前文」とも称すべきものである。 霊の御前に、 られるに当って、御自身の御心懐を、 皇室典範制定の御告文」と題せられた一文である。明治天皇は、 第三の「前文」に当たるものは、右の第二の 第二の「前文」に当たるものは、 それはさておき、「大日本帝国憲法」における「三つの前文」の第一は、 「謹み畏」まれながら、 「大日本帝国憲法発布の勅語」と題せられる「勅語」で、 天皇の遠い御祖先や近い御祖先、 率直に「御告げ」遊ばされたのである。 「勅語」を補足するものといってよく、 この憲法 ならびに亡き御父君の御神 日本の歴史の悠久な歩みを (及び皇室典範) 「大日本帝国憲法及び その御告文(ごこう 「大日本帝 を制定せ

して明らかである。

現時、

人々

はともす

およびその心構えについて、 を明 示 されたば かりか、 きびしい御所信が表明せられているものである。 将来万一にも、 この憲法を改定する必要が生じた場合の、

った経過および、この憲法が何時から效力を発生するか、その時期(一年後の議会開会の時

その扱い方

制定に至

憲法という意」と称せられた意味も、 ともに発せられたものであり、 この三つの文は、すべて同日 「大日本帝国憲法」が「欽定憲法 (明治 この三つの文によって、動かすことのできない歴史的 一十二年—一八八九—二月十一日、 紀元節の 天皇御親ら御制定に (佳節) K 事実と 6 れた

れば、 民を抑圧するためのもの、 は、 もあられたかのごとく非難する。 実をもって、 を見落しての見解である。 かい 諸外国 この憲法が しながら、それとともにここに一言しておかなければならないことは、 の君主の作成した憲法と同 上からの押しつけ憲法であったといい、 「欽定憲法」なること、 と独断的な判断を先立ててしまい、 これらは、 しかしそれは、 この憲法の三つの前文を読まざる者か、 一視し得ても、 すなわち、 上から下へという、 それ故に、 中味においては、 天皇が御親ら御制定になられたというその事 V. 天皇の私利私慾の かにも天皇が専 憲法制定の形 全く異質のもの または本書の第 制 ため 式だけ 暴逆 のも な君主でで について K

らここに引用する三つの「憲法前文」と相互に密接に関連し合っており、そこに一貫して拝察され 基本方針に目をふさぐ人々の言である。「維新の御宸翰」と「五箇条の御誓文」の二つは、 に掲げた こに内包せられる国民統治に対する天皇のお心は、君主制一般とは同日に論ぜらるべきものでない る天皇の統治の御精神こそ、実は世界に類を見ない崇高な治政の本旨でなくてなんであろうか。そ 「明治初期の詔勅」の中の「維新の御宸翰」をはじめとする、一連の明治天皇の御治政の これか

旧仮名遣いによって適宜に添えることにしたことをご了承いただきたい。 点がなかったが、読み易くするためにこれを付したこと、また振仮名は、本書掲載の詔勅と同じく、 者の恣意によるものではなく、真実を辿るべき学徒の使命だと痛感したからに外ならない。 本書が、明治天皇のいくつかの「詔勅」を、 こと、すでに明治以来多くの諸外国の識者たちによってさえ指摘せられ来たった所ではなかったか。 なお本書への引用は、昭和十六年、河出書房刊の「歴代詔勅全集」第六巻に拠った。原文には濁 「日本思想の系譜」の中に正式に取り入れたのも、

= 1

举

行

スニ

ル

コシ

卜 夕

ヲ マ

得"

ルル

洵き

胎?

統治

1

洪

範

ヲ

紹述

スつ

n

=

ナ

ラ

ズ

0

而是

シ

皇が皇がれ 州に 皇宗 保持 宗さ 1 2 1 V 神 遺 テ 1 敢る 霊 = 1 訓 畏むと ヲ

(1)

日

本

玉

憲法

及び

皇室

典

範

制

定

0

御告

(明治

-二年二

八十八一

九旦

1 慶福 以テ 今大学 誥っ 臣 明 ヲ 增 民 徵 3 翼 ス 白紫 進 = 賛 ル # ス 7 ノ道 ~ 7 皇皇 典な 1 2 0 無シ ヲ 憲法 效 広 朕ゎ ヲ 0 成 = x V 顧からり 天龙 皇 立 永遠 室 無窮 典 12 ニュル条章 節波 13 及去 世にきょ 宏的 憲法 行 ヲ 昭 七 示 13 ヲ 2 --進 循片 制 x 定 運 上, 益業 内容 = ス 膺き 惟む 0 3 # 1 リ人とだ 以 惟為 \mp 家 ノ宝祚 テ フ 子 = 1 不整 介発達 此 1 ヲ 率さ 承 ヲ 由中 継 -随是 固? ス ル = 宜ま 1 為在

皇祖

皇考ノ威霊皇宗及我ガ

ニ倚藉スルニ由ラザルハ無シ。皇朕レ仰デ

皇祖

皇考ノ神佑ヲ禱リ、皇宗及

ザラムコトヲ誓フ。庶幾ク

神霊此レヲ監ミタマへ。

併セテ朕ガ現在及将来ニ、臣民ニ宰先シ、此ノ憲章ヲ履行シテ愆ラ

(前掲書第六巻、一一一一二ページ)

午前八時、文武百官、賢所(宮中で、天照大神の御神霊として八咫鏡を祭ってある所)の御前に著床、 八時三十分、天皇お出ましになられ、御簾の中に入らせられて、御親ら玉串を捧げたまい、 (編者、注)「御告文」とは天地の神々に対して天皇が告げ、奉 られる文をいう。二月十一日

さて、この「御告文」に拝察せられる明治天皇の、憲法制定についてのお考えは、

の御告文を奏せられた。

204

たと同じ政治の大方針を、そのままうけついで、ここに憲法という名目の下に、成文にして述 ておられる所に明らかであるように、御歴代の天皇がたが、その時代時代の国民に相対せられ 言せられていること。 一、「皇祖 たものであって、ご自分が勝手な構想で作ったものではない、という御信念がはっきりと宜 皇宗ノ後裔ニ胎シタマヘル統治ノ洪範ヲ紹述スルニ外ナラズ」とお述べになっ

二、そしていま、ご自身が、時勢に応じて御歴代の天皇の政治上の御志を、憲法という形にし 組みは、実は、日本の二千六百有余年にわたる歴史的実体を集約して、これを憲法の中味とし こと、と明言なさる。 スルニ由ラザルハ無シ」と述べられて、御祖先や御父君の尊いみたまのおかげをこうむっての て発布することができるのは、「洵ニ この二つのことから、明治天皇がこの憲法を制定せられるに当たっての、最も基本的なお心 皇祖 皇宗及我が皇考(御父君のこと)ノ威霊ニ倚藉

近代化を真似て、憲法の最大の内容である政治の基本方針についてまで、西欧諸国を手本にし あろう。ついうっかりして、日本のこの憲法制定の外形をとらえて、日本はやっと西洋諸国の また明治という時代における日本の文明開花を語る場合にも、決して忘れてはならないことで て表現なさろうとされたことが、はっきりとうかがわれる。このことは、憲法を語る場合にも、

て憲法を制定したように解釈するなどは、大いに慎しむべき所と思う。日本の国柄を、成文法

の歴史と政体とを、自信をもって文中に盛り込んだものに外ならなかったからである。

として整えた点においては、たしかに西欧に学んだのであるが、中味は、あくまでも日本独自

「仰ぎ

べられて、御祖先の神霊とともに、新生日本を発展させよう、との謙虚な御心境を表明せられ 皇祖 皇宗及 皇考ノ神祐(神のおたすけ)ヲ禱りへおねがい申し上げ)」と述

で、これを国民にお示しになったことも明らかである。こうした所を正しく把握すれば、この 先してこれを履行なさることを、御祖先のみたまの御前で、固く固くお誓い遊ばされ、その上 **您ラザラムコトヲ誓フ」と仰せられて、「五箇条の御誓文」におけると同じく、 天皇御親ら率。。。** 四、「併セテ(それとともに)」今後永遠にご自分は「臣民ニ率先シ」て「此ノ憲章ヲ履行 憲法を指して、上からの強圧、というような浅薄な判断で片づけてしまうことが、果たして当 を得ているか否か、それも自ら明らかになることと思う。

五月八日から、皇室典範ならびに帝国憲法および附属法典が、枢密院において天皇の御親臨を 憲法が発布されたのは、明治二十二年二月十一日であるが、これより先明治二十 お考え)がある時には、

仰ぎ、 く審議が終了した。 勅命によって各親王殿下も御列席の上で逐次審議がなされ、十二月十七日に至って、悉 この時の模様を、 列席者の一人、金子堅太郎氏述「帝国憲法制定の由来」

という冊子の一節に見ると、

書込んで、其の夜の中に出せといふことであるから、吾々は居残りをして決議になった 箇条を 朱 れること)になると、侍従を以て吾々書記官に命じ、 K は、 明治天皇陛下の御精励遊ばされたことは、実に恐懼に堪へぬ次第で、五月から十二月迄の会議 毎 回臨御になって一回たりとも御欠席はない。而して会議が済んで入御(注、 其の日の会議の修正は、悉く御手許の草案に おかえりになら

書して陛下の御手許に差出すと、陛下はそれを御研究になって、若し其の箇条につき御思召

往

翌朝伊藤議長(注、伊藤博文)を召されて一々御下問がある。或る時には、

汰が伊藤議長にあったこともある。陛下が各項について熱心に御研究遊ばされたことは、吾々目撃 何々顧問官があゝいふ議論を唱へたが、あの論はもう少し研究したら宜しからうといふやうな御沙 して実に恐懼に堪へなかった。……」

(前掲書、第六巻、一一六ページ)

(2)「大日本帝国憲法発布の勅語」(明治二十二年二月十一日)(一八八九)

依より、 現在及将来ノ臣民ニ対シ、此ノ不磨ノ大典ヲ宣布ス。 かノ隆昌 ・ ト臣民ノ慶福トヲ以テ、中心ノ欣栄トシ、朕ガ祖宗ニ承クルノ大権

望ヲ同クシ、 協 忠良 ガフニ、 ニ垂レ 同 ナル臣民 殉ヒ、以テ此 益べ我が帝国 タリ。 我が祖我が宗ハ、我が臣民祖 此ノ負担ヲ分ツニ堪フルコトヲ疑ハザルナリの(前掲書、 ノ子孫 此レ我ガ神聖ナル祖宗 ノ光輝アル国史ノ成跡ヲ胎シタルナリ。 ナルヲ回 ノ光栄ヲ中外 想シ、 其ノ朕ガ意ヲ奉体シ、朕ガ事 ニ宣揚シ、 先ノ協力輔翼 ノ威徳ト、 祖宗ノ遺業ヲ永久ニ鞏固 並ニ臣民 兵ニ倚り、 朕な ノ忠実勇武 我が帝国ヲ肇造シ、 我が臣民ハ、 ずヲ奨順シ、 第六巻、一一ハベージ) ニシテ、 ナラシ 相なら 即チ祖宗ノ ムルノ希 玉 7 以テ無

(編者、 明治二十二年二月十一日朝、 前項に記したように、 賢所大前における「御告文」

奏上の儀式が終了して後、 (明治六年五月皇居炎上、久しく赤坂離宮においでになられた天皇は、この年一月、新たに造営なれる 「帝国憲法発布」の大典が、おごそかに挙行された。午前十時、

院議長伊藤博文が捧呈した帝国憲法を、御手みづから内閣総理大臣黒田清隆に授けたまうた。 両陛下お出ましになり、天皇には、玉音朗々、この「勅語」を読ませたまうた。終わって枢密 また、この大典の挙行と同時に、 伊勢の神宮および畝傍山・後月輪の両山陵には、特に勅使を

皇居に御還幸になった)

の正殿に、文武百官整列、十時三十分、「君が代」奏楽裡に、天皇、

皇后

御発遣なされ、このことを御奉告あらせられた。

i 明らかに示されたが、この「勅語」においては、さらに具体的に国民に相対せられる天皇の御 事 さきの「御告文」において、すでに天皇政治の本旨が、 が明瞭にらかがわれることになる。 すなわち、 祭政一 致を指向せられていることが

民を手なづけたというような把え方は、そこには寸分も立ち入る余地がない。そのことは、さ 協力と輔翼によって相続してきたことを確認せられてのことであって、権力的圧政によって国 ら把え方をなされる。 そのことは、 天皇の御祖先が国を肇められたのは、 、「我ガ祖我ガ宗ハ、我ガ臣民祖先ノ協力輔翼 遠い昔に日本という国が成立して以来、 いまの国民たちの祖先の協力によるものであった、とい 兵二倚リ、 我が帝国ヲ肇造シ」と述べられて、 天皇は常 に国 民の

我ガ臣民ハ、即チ祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ」という、何とも批評し

自分は、 に忠節を尽してくれた人々の子孫がいまの国民なのだ、 かねる広大な御思考を生んでいく。すなわち、いま自分が、いまの国民に相対するに当たって、 いまの国民をこういう人だと考えていく、 すなわち、自分の祖先である昔の天皇たち とそう思うのだ、という御意向である。

治の赤裸々な御心情の吐露であったことを、 とにかく「大日本帝国憲法」の「前文」なるもの、およびその内容は、かくのごとく天皇統 国民たるもの深く銘記しなければなるまい。

取り去っていく御努力がなければ、

ことではなかろうか。

そこにらかがわれるのは、

何と豊かな御心情であろうことか、私心というものを、

こうした思考が文中に横溢するということは、

あり得ない

(3)「大日本帝国憲法発布の上論」(明治二十二年二月十一日)(一八八九)

朕た セ 宗ノ恵撫慈養シタマヒシ所ノ臣民ナルヲ念ヒ、其ノ康福ヲ増進シ、其ノ懿徳良能ヲ発達 シメムコトヲ願ヒ、又其ノ翼贊ニ依リ、与ニ俱ニ国家ノ進運ヲ扶持セムコトヲ望ミ、 ノ遺烈ヲ承ケ、万世一系ノ帝位ヲ践ミ、朕ガ親愛スル所ノ臣民ハ、即チ朕ガ祖いたの 孫

1

発

識

1

権

ヲ

執と

IJ, 条章

之前

ヲ

識 定

付多

1

ヲ

ル

外、外、

朕

孫

及臣

民 会 ス

1 = ル

民

此 廷に 決

憲 大

法 臣

永遠

=

従

順

ノ義

御誓

名的

御誓

朕

ガ

在意 識

1 ス

-対

朕

ガ ガ

=

此

1

憲

法

ヲ

朕

ガ

現 ザ ル

在

来

1

為ため 子 将 效 帝 於於

来

此 1 会

憲法

1 或為

ル ス

ヲ

改

1

若 ラ 議

ナ \mathbf{k}

4

ル

1

期

1

~

シ

0

明治

=

+

Ξ

年

E 朕 家 ガ 後 統 治 嗣 及臣 1 権 民 及對臣 民 朕 ガ 1 ヒが 之前 子 ヲ 孫 祖も 及 宗 ル 者 = 承5 ヲ 2 4 テ テ 之前 永 遠 ヲ 子 = : 循光 孫 行言 -伝? ス 7 ル 所 ル 所 ヲ ナ 知 IJ ラ 0 3 朕 4 及* 朕び ガ 子 孫

乃芸

チは

明

治

+

74

年

+

月

+

日

1

韶さ

命

ラ履

践

数き

大た

憲は

ヲ

制

定

2

朕

ガ

率さ

由。

ス

ル

所

ヲ

=

朕 将 来 1 我 此 ガ 1 憲法 臣 享幸 民 1 1 条章 権 利。 及表 = 循だ 財 産 1 安全 之前 ラテ行 ヲ 貴 フ 重 7 2 1 , 7 及之ヲ保 愆ゃ ラキ ザ ル 護 ~ 1 0 此 1 憲法 及表 法 律

1

範

内

ヲ 1 以 山 テ ~ 丰 コ 1 ヲ 宣 言 ス 0

其

1

有

ラ完全

ナ

ラ

之ヲ 招き 集 1

議 会 開 会 1 時 ヲ 以 此 1 憲法 ラ

1

テ

有

施し 必 敢へ 務 行か テ 要 7 之前が 負* 議 ナ ス 7 会 ル ル ~ 紛え 時亡 1 1 シ。 責が 更か 宜 7 此 -ヲ 任 試言 見 1 3 3 憲 ズ ル 法 ~ 12 = ク、 至 コ = 定 1 ラ 1

7 x

ル 及智

~

3 = ガ

得之

及

要 及品

件 朕

依よ

y,

朕*

継

統

(編者、注)この「上諭」にも、その冒頭に

れ、御祖先の天皇がたが、国民を恵みいつくしみ養われたそのお心を継承しようと、そのお心 に期しておられるさまが、よくあらわされている。 こでは「上論」という表題にふさわしく、一層親愛の情をこめて、恵撫慈養という言葉を使わ あって、「御告文」「勅語」に示された同じお心構えで国民に相対しようとせられる。とくにこ 一、「朕ガ親愛スル所ノ臣民ハ、即チ朕ガ祖宗ノ恵撫慈養シタマヒシ所ノ臣民ナルヲ念ヒ」と

定であって、憲法全体の改正を意味するものでは断じてない、ということである。 時宜ヲ見ルニ至ラバ」という一文は、よく精読しなければなるまい。ここに記されている明治によ 天皇の憲法改定に関する御意向は、あくまでも「憲法ノ或ル条章」(圏点、編者)についての改 を含んでいることに気付く。すなわち、「将来若シ此ノ憲法ノ或ル条章ヲ改定スルノ必要ナル 二、次にこの「上論」の末尾に述べられてある憲法改定に関する一節は、きわめて重要な問題

明徴にするために、この憲法が制定されることを明示せられており、また制定される憲法は、 さきに引用した「御告文」と「勅語」に記述せられた内容からしても、皇祖皇宗の御遺訓を

ければなるまい。もし、この「三つの前文」が否定し得ないものとするならば、そこに籠めら 離のものであることに想い到れば、これらを含めての改正などは、全く言語道断の措置と見な とになる。ことにここに引用した「御告文」「勅語」「上論」が、「大日本帝国憲法」と不即不 明治天皇が憲法改定のことに言及せられたのは、時勢の推移によって、憲法の条文中の「或ル せられて、この憲法が永遠のものたるべきことをくりかえしくりかえし強調せられた。従って、 皇祖皇宗がその御子孫にのこされた統治の大方針を述べたものに外ならぬ、とも仰せられたも 剣を突きつけながら原案を提示してきたという事実などを加えれば、「日本国憲法」の成立が n の「日本国憲法」が制定された際の手続きは、その合法性について重大な疑問を生じてくるこ までも含むなどとは、とうてい考えられる所ではない。そこの所がはっきりしてくれば、いま 条章」が、不釣合になった場合を想定されてのことで、根本的改定さらには、この憲法の廃棄 のとなろう。さすれば、この「三つの前文」に深い関連を持つ「国体に関する憲法の条項」も まの憲法の合法性を説き明かすことは、果たして可能なことであろうか。その上、占領軍が た日本の憲法そのものについての基本的思考もまた、断じて否定し去るわけにはいかないも おのずから当初から改定の対象外であったはずである。こうした疑問点の続出に対して、 しかも、 勅語には、「現在及将来ノ臣民ニ対シ、此ノ不磨ノ大典ヲ宣布ス」と宣言

の適切な行動が一日千秋の思いで望まれるところである。 合法的であったとする主張は、 根柢からくつがえされていくのではなかろうか。良識ある人々

(附)、「大日本帝国憲法」(全七十六条)の条文抜粋 (明治二十二年二月十一日)

第 一条 大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治 ス

第二条 皇位 ハ皇室典範 ノ定 ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ継承ス

第三条 天皇ハ神聖ニシテ侵スベカラズ

第四条 第五条 天皇 天皇ハ国 ハ帝国議会ノ協賛ヲ以テ立法権ヲ行フ ノ元首ニシテ統治権ヲ総攬シ此ノ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フ

第八条 天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避クル為緊急ノ必要ニ由リ帝国議会

閉会 ノ場合ニ於テ法律ニ代ルベキ勅令ヲ発 ス シ若議会ニ於テ承諾

此

ノカ勅

令

八次

ノ会期ニ

於テ帝国議

会 -提 出 スベ

セザ

ルトキ

ハ政府

1

将来ニ向テ其ノ效力ヲ失フコトヲ公布スベシ

214

ル 為 = 必 要 ナ 12 命 令 ヲ 発 1 又 1 発 七 1 4 但如 共 1 安 命 令 寧 ヲ 秩 以 序 テ 法律 保 持 ヲ変更 及是 臣 ス 民 ル 幸 7 1 福 7 ヲ 得 增 ズ 進

第

九

条

天

皇

1

法

律

ヲ

執

行

ス

ル

為

=

又

1

公

1

ヲ

1

1

ス

第 + 条 天 皇 1 陸 海 軍 ヲ 統 帥な ス

第十 天 皇 1 陸 海 軍 1 編 制 及指 常的 備 兵 額 ヲ 定 A

第二十条 第十三条 天皇 日 本 臣 1 戦 民 ヲ 1 法 宜 2 和 ヲ 講 3 及諸 般 1 条約 ヲ 締 結

律 ノ定 4 ル 所 = 從 及*** Ł 兵 役 1 義 務 タ 有 ス 背边

自 由 7 有 ス

第二

+

九

第二十

八条

H

本

臣

民

ハ安寧

秩序

ヲ

妨

4

ズ

民

及

ル

1

義

務

-

力

#

ル

限等

=

テ

信

教

条 条 本 H 章 本 臣 = 掲☆ 民 ガ 1 A 法 律 ル 条 1 規 節 M 1 戦 内 時 = 於 又 テ 1 国家 言 論 事変 著 作 ノ場 印 行 合 集 会及** = 於 テ 結び 天 社 八皇大権 1 自 由 ヲ 1 施 有 行 ス ヲ

妨

及 N. 条規 1 陸海 軍 ノ法令又 1 紀律 = 牴 触 セ ザ ル £ ノニ 限 IJ 軍人

本

章

=

揭

ゲ ナ

=

行

ス

グ

ル

7

1

第三十三条 帝 K 議 会 八貴族院衆議院 1 両 院 ヲ 以テ 成 立 ス

第 五 + 五条 国務各大臣 ハ天皇ヲ輔弼シ其 ノ貴が = 任 ズ

凡テ法律勅令其ノ他国 三関ル 詔勅 1 国務大臣 ノ副署 ヲ 要 ス

十六条 枢密 顧問 ハ枢密院官制ノ定ムル 務 所ニ依リ天皇ノ諮詢 ニ応へ重要ノ国務ヲ審

第五

議

ス

五十七条 司法 権 ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ 依リ裁判所之ヲ行フ ハ勅命

会 ノ議 = 付スベ 2

第七十

三条

将来此

ノ憲法

ノ条項ヲ

改正

ス

ル

ノ必要アルトキ

ヲ

以テ議案ヲ帝

 $\overline{\mathbf{K}}$ 議 第

此 事 ラ ノ場 開 7 合 I = 於テ 1 7 得 両議院 ズ 出席議員三分ノ二以上ノ多数 ハ各を其ノ総員三分ノ二以 (前掲書、 上出 ヲ得 第六卷、 ル 席 | 二六一||| 一ページ ス = 非 ル 步 = 非 V 1 +1 改正 V バ議

議 決ヲ為スコ 1 ヲ得ズ

216

明治

していったのである。

者は、

さかんに欧米の思想および学術を飜訳輸入し、海外の事情を日本に紹介するなど、 五年には、早くも「学制」が立てられ、教育の普及が軌道に乗せられた。一方、

国情を異にする異国の文化に、何の批判も加えず、その

水準の向上に多大の貢献をした。しかし、

育 勅 語 (明治二十三年十月三十日)(一八九〇)

――「教育に関する勅語」と題す ――

れた人間に仕立てあげたい、 メ大ニ皇基ヲ振起スベシ」と仰せ出された。この御方針に基づいて、新政府は、 日本人共通の素質ともいうべき、すなわち、すべて人の親たる者は、わが子を自分らより一層すぐ 収に努め、教育に関する政策も、 明治維新の際に、 明治天皇は「五箇条の御誓文」をお出しになり、その一つに「智識ヲ世界ニ求 という祈りにも似た願いも手伝って、 動乱の世相の中で逐次充実さを加えていった。 わが国の教育は、 それに、 世界の新 目覚しく進展 古くから 智識 の吸

当時の先覚

く傾向も生まれてきた。 たためか、やがて外来文化のために、日本国民固有の精神がゆらぎ、伝統的な美風が破壊されてい ままに移入したために、というよりも、異国文化を日本文化と対比して取捨選択する余裕がなかっ

明治天皇は、ここに深く憂慮せられ、明治十二年には、「教学大旨」を、明治十五年一月四日に

な浮薄な風潮は、常に驕奢や私慾、私利をむさぼることを伴なうが、当時もまたその例外ではなか 徳、風習をも、ことごとく旧弊としてしりぞけ、新奇を追うをもって文明開化と称した。このよう 十年ごろに至ってその極点に達する。すなわち西洋思想に心酔するにとどまらず、伝統的な良き道 学科の首位に置き、専ら徳育の徹底に力を注ぐことになった。 学の根本とすべき旨を聖訓あらせられた。政府も、明治十三年の改正教育令によって、修身科を諸 しかし欧化主義の流行は、なおとどまるところを知らず、明治十七、八年ごろから明治十九、二 「軍人勅論」を渙発せられ、同年一月四日には、「幼学綱要」の頒賜を命ぜられ、忠孝仁義を就 同時に、一方国粋主義の抬頭も加わり、国民の思想は、混乱の一途を辿っていくことになる。

皇は、

教育の淵源」であると聖断せられることによって、当時の国民に、教育の大本を明示せられたので

このような時代背景をもって渙発せられたのが、ここに引用する「教育勅語」であって、

国民精神の帰趨する所を明らかにせられるために、殊に、「わが国体の精華」を、

「日本の 明治天 218

見られた意義は、決して過少評価せらるべきではない。 ある。この「教育勅語」によって、以後の学校教育が中核を得たこと、ならびに国民精神の安定が

実人生とは別の理想像のように扱われていったので、そのことは、ひいて学校教育における じみと体験的に味わっていくという、教育の本旨に立って学ばれることが少なくなったことである。 だ惜しいことには、勅語奉読の行事が、年月の経過とともに次第に形式に流れ、 常に正しい道と信ずる、 ヲ中外ニ施シテ悖ラズ」と仰せられて、 しても日本の敗戦後、国民の多くが往時の修身科授業に暗い思い出を残し、ひいては「教育勅 よりも、これを扱う者の扱い方、味わい方の問題に起因したと見るのが正しいと思われる。 科」の授業をも、 すなわち、 の評価までも誤ってしまったことについては、全国民あげて深く再思三省すべき問題があると思う。 その後この「教育勅語」は、 日本国民はこれを、そらんじて学び、国民生活の指標としてもこれを尊崇するに至った。た 形式的概念的な道徳律のごとくに教えられるにとどまり、喜怒哀楽の波瀾を越えて進む 無味乾燥なものに堕せしめてしまった。これは、「教育勅語」そのものの責という と強い御信念を表明せられておることに注目したい。 わが国学校教育の指針となり、 昔から今の時代まで、 昭和二十年の敗戦に至るまで五十余 また世界中どこの国で行なっても、 また勅語の末尾に、 勅語の内容をしみ それに 「修身

述べた「人たるべき道」を、 「朕爾臣民ト俱ニ、拳々服膺シテ、 天皇御自身が、 成其徳ラーニセンコトヲ庶幾フ」と仰せられ、この勅語 国民といっしょにこれを身につけて守っていこう、と の中 ic

結んでおられる所は、 してくるであろうと思う。 「上からの押しつけ道徳だ」などという批評が、 よくよく心に留めて見るべきではなかろうか。このあたりをよく味わえば、 なんの根拠もない虚言であることが、自ら判然と

という御言葉の意味と、 なお 「歴代詔勅全集、第六巻」記載の「辞解」ー一五八ページーによると、この勅語の中

ので、参考のため附記引用しておくことにした。 日本国の国 ふ。されば文部省の英訳勅語にも 数にして、天皇御自身儼然として宣ふ朕の単数なるに反して、 「杉浦重剛 体の特色を説き示し給ふと云ふも可なり。 『倫理御進講草案』には、 「我ガ……」という用語の意味の違いについて、次のような記載がある ourと複数に訳す。先の朕と今この我がとの二字によりて、 この『朕』 を単数、 其の故は、 『我ガ』 温情溢るム御心より我等が 先の朕の一字、 を複数とし、 『我ガとは複

らざる絶大の威力を示し、今この我がにて民を赤子とする温情を示し給ふ』と述べてある。」

吾等日本臣民の祖先なり。

天照大神は皇室の御祖先なると同時に、

君主が万世

一系の天皇より他にあらざる事を示し、

今この我が

は日本の一大家族制なるを示す。

能く日

本国

先の朕にて皇位の犯す可か

七

1

7

1

ヲ庶幾フ。

通ジテ謬ラズ、

道

実ニ我ガ皇祖皇宗

ナラズ、

又表以

テ爾祖

先

ノ遺風

ヲ顕彰ス

ル

ニ足ラン。

語 0 (明治二十三年十月三十日)(一八九〇)

ヲ成就シ、ま 朕な 7 勇公ニ奉ジ、 忠 フニ、 ニ克ク孝ニ、 恭倹己レヲ持シ、 ノ淵源亦実ニ此ニ 進デ公益ヲ広 我が皇祖皇宗国 以テ天壤無窮 億兆心ヲ一ニシテ、 メ世務ヲ開キ、 存ス。 アラはな ノ皇 博愛衆ニ及ボシ、 三運ヲ扶翼 4 爾臣民、 ルコト宏遠 世世厥ノ美ヲ済セルハ、 常 スペ 父母ニ孝の = 学ヲ修さ シ。是か 国憲ヲ重ジ 徳ヲ樹た 1 ニ、兄弟ニ友 メ業ヲ習ヒ、 如 牛 国法 ツル 1 ニニ遊と、 コト深厚ナリ。 独とり 此 イニ、 V 以テ智能 我 朕 一旦緩 夫婦 ガ ガ忠良 K 相為 ヲ 体 、啓発シ 急 和为 我が臣民克 ジ精華 ノ臣 7 V 民 バ義 徳器 朋友 及 N

之ヲ中外ニ施シテ悖ラズ、朕爾臣民ト俱ニ、拳拳服膺シテ、 いたからない。 いんけんさいち ノ遺訓 = シテ、 原文には、 子孫臣民ノ俱ニ遵守 句読・濁点、 ふりがながつけられておらず スペ キ所、 一五七一八ページ) 成其徳ヲ一 之ヲ古今ニ

二十一、伊い 文 (一八四一—一九〇九)



伊

文

で、その保管に係る米租を費消し、その弁済に窮した末、郷里に住み 十蔵、庄屋の下役で畔頭という役であったが、天資豪放、交際も派手 村に生まれた。幼名は十吉、のち利輔、俊輔。春畝と号した。父は林 伊藤博文は、天保十二年(一八四一)周防国(今の山口県)熊毛郡東荷

名乗るとともに生活も楽になった。安政三年、十六歳のとき、藩の抜擢をうけ相州(神奈川)へ出 けを受けた。安政元年、十四歳のときにやがて伊藤家に父母とともに一家丸養子となり、伊藤姓を れより転々として諸家の従僕に雇われ苦難の生涯をはじめる。しかしその間も両親のきびしいしつ 蔵元附仲間、伊藤武兵衛に見込まれて代役をつとめるようになり、妻子を萩に呼び寄せた。 萩に移った俊輔は、はじめ母の伯父にあたる法光院住職、恵運について読書習字を学んだが、そ

に託し、飄然として萩に出て、米搗き、薪採り、若党奉公などの賤業を厭わずに勤めたが、ついに

兼ねて、弘化三年、俊輔(後の博文)六歳の折、妻と子を里方秋山家

とに入門、高杉晋作、久阪玄瑞らの後輩となった。 吉田松陰に対する添書を渡し、俊輔が松下村塾で学ぶことをすすめた。かくて俊輔は吉田松陰のも 役は一年交代であったので、安政四年(一八五七) 萩に帰ったが、その折、来原良蔵は、 両道の達人であり、俊輔を毎朝四時に起こし、ローソクの光で詩経や書経を教えたという。相州出 安政五年(一八五八)十八歳の時、山県有朋ら五名とともに藩命をうけて京都に赴き、梁川星巌、 松下村塾の

文久二年―一八六二一割腹自殺)が支頭をつとめ、俊輔はその手附き、となったが、この来原は文武 て、遠く相州の警備を命じ、相州三浦郡に総奉行を、宮田に本営を置かせた。そこには来原良蔵 役を命ぜられ、これが俊輔の公生活の第一歩となった。幕府はベリー来航に狼狽し、長州藩に対し

れからわずか十七日目の十月二十七日のことであった。門生の在京者飯田正伯、尾寺新之丞が幕吏 原は桂小五郎(木戸孝允)に俊輔の材能を説き、桂の江戸行の従者にすすめ、十月十一日、彼は桂 に手を廻してその遺骸をもらい受けることに成功し、桂にその旨を告げたので、桂は、右両名と伊 に従って江戸桜田の藩邸にはいった。吉田松陰が安政の大獄で小塚原の刑場の露と消えたのは、そ オランダ人から洋式兵法を学び、また雷信管の製造方法などを覚えた。翌安政六年(一八五九)、来 梅田雲浜、頼三樹三郎などの勤皇志士と交わり、同年秋には帰藩、来原良蔵に従って長崎に行き、

藤俊輔をつれて小塚原の回向院に馳けつけ、四斗樽に詰められた松陰の死骸を受け取った。

本を代表するものとなっていっただけに、博文にその師、吉田松陰の思想、精神が正しく把握され あることは間違いなかったが、何分にも松陰から学んだ期間が短く、後年の博文が語った松陰観に 伊藤博文は、その少年時代にこのように松陰の遺骸埋葬まで手伝った関係があり、松下村塾生で 四三ページその他参照)。伊藤博文の明治時代における大活躍が、次に記すようにあらゆる面 残念ながら松陰の思想を正しく理解していないふしぶしもあった。(伊藤公全集、第三巻、

なかったうらみのあることは、かえすがえすも残念に思われるところである。

明治日本における殆どすべて重要制度の創始者であった。明治維新に先立ってヨーロ 閣総理大臣、 者であったほ に彼が主要な役割を演じ続け、 入において、抜群の功績を残した一人であった。彼は、 憲法調査のため勅命をうけて海外諸国に学び、日清・日露両戦役その他多端な国事には、 維新の元勲といわれる伊藤博文は、たしかに開国進取の気象において、また西欧文化の移 最初の枢密院議長、最初の貴族院議長、最初の政友会総裁、 か、わが国最初の法制局長官、最初の地方官会議議長、最初の参事院議長、 明治天皇の御信任もまた厚い 大日本帝国憲法の起案者であり、その中心 ものがあった。 最初 の韓国統監として、 " 13 最初の内 に出かけ、

明治四十二年(一九〇九)六十九歳の折、満洲視察の途次、

ハルビン駅頭において、

韓国の民族

家として、なお華々しい最後であったといえようか。

主義者、安重根の弾丸をうけて歿した。それは顕官栄位をきわめて終生を国事に捧げた一人の政治

は昭和十年、丸善刊、第十六版、国家学会蔵版に拠り、その他の引用は昭和三年、昭和出版社刊の 日本憲政史上、没すべからざる価値をたたえられる「憲法義解」からの引用を試みた。「憲法義解」 「伊藤公全集」に拠った。 博文の遺文については尨大なものが残されているが、ここには、「政友会創始の宣言」のほか、

(1) 「憲法義解」から

に諮問されたとき、井上毅によって執筆された(両法案についての) 原案理由書ともいうべきものに、 に出されたもので、「大日本帝国憲法」ならびに「皇室典範」の逐条説明書である。両法案が枢密院 「憲法義解」は、「けんぼうぎげ」とも呼び、明治二十二年(一八八九)に、帝国憲法発布と同年

伊藤博文がまとめたものということができる。なお、句読点、濁点は原文にはないが、ふりがなと 博文が修正を加えたもので、形式的には博文の個人的著作であるが、実質的には多くの人の所見を ともに読みやすくするために、編者において加えたことを了承願いたい――。

日 本 帝 K 憲 法 義

全体の首文)

上元首 綱其ノ統一ヲ弛ベシニ、 ノ所ヲ得テ、 恭デ按ズルニ、我ガ国君民ノ分義ハ、既ニ肇造ノ時ニ定マル。中世屢を変乱ヲ経、 一人大権ヲ統ベ下股肱ノ力ヲ展ベ、 而シテ 臣 民ノ権 大命維新皇運隆 利及義務ヲ明ニ 大臣 興シ、 戸輔弼 シ、 聖詔ヲ渙発シテ立憲 益 →其 ト議会ノ翼賛トニ 1 幸福 ヲ進ム ノ洪猷ヲ宣ベタマヒ、 依 ル リ、 7 ŀ 機関各~其 ヲ期セ 4 F

第一章、

此レ皆祖宗ノ遺業ニ

依リ其

ノ源ヲ疏

シテ其

ノ流ヲ通ズ

ル ナリ。

表 所ナリ。 スルニ非ズシテ、 恭デ按ズルニ、天皇ノ宝祚ハ之ヲ祖宗ニ承ケ、之ヲ子孫ニ 而シテ憲法ニ殊ニ大権ヲ掲ゲテ之ヲ条章ニ明記 固有ノ国体ハ憲法ニ由テ益、鞏固ナルコト スルハ、 伝 ヲ示スナリ。 フ。 憲法 玉 家統 ニ依テ新設 治 権 ノ存 ス ル

第

条

~

カ

ラ

+)=

ル

1

111

ナラズ、

併セテ指斥言

議

ノ外ニ

在

ル

者

1

民 隆ハ、天地 ト相依 ノ関係 テ終始 ヲ万世 ト与な = 昭き = 古今永遠 一窮ナシ。 カ = ス。 = 本条首 可なリー (後略) アリ メニ テニ 立 K ナ 1 7 大義 常ア ヲ 揭 IJ ゲ、 テ変ナ 我 ガ 丰 日 本帝 I 1 ヲ示シ、 K 1 系 以テ君 ノ皇統

デ

按ズルニ、

神祖

開

国以来時ニ盛衰アリト

雖、

世二

治乱アリト雖、

皇統

系宝祚

第三 条 天皇 1 神聖ニシテ侵スベ カ ラ ズ

カラズ。 類 恭 デ ノ表ニ在リ。 按ズ 耐 12 = 1 テ 法律 欽え 仰 天地 スベ 剖 1 君 判 主ヲ責問 クシテ干犯スペ 1 テ 神聖位 ス ラ正 ル ノカヲ有 ス神代o カラズ。 セ 蓋天皇 故二君 べつ 独不敬 ス。 1 主 天縱惟神至 1 固 ヲ 以テ其 H リ法律 聖 ノ身体ヨ干瀆 ニシ ラ敬 テ、 重 七 ザ 臣 民 ル

第 四 条 天皇ハ 国 ノ元首ニシテ統治権ヲ総攬シ此 ノ憲法 ノ条規ニ 依 リ之ヲ行

恭デ按 凡ソ以テ国家ニ臨御シ臣民ヲ綏撫ス ズ ル =, 統治 1 大権 ハ天皇之ヲ祖宗 ル所ノ者、一ニ皆之ヲ至尊ニ総ベテ其 = 承 ケ、 之ヲ 子 孫 = 伝 フ。 立 法 行 政 1 綱領 百揆

源 攬と ヲ ラ 首 ザ 脳 ル = 7 取 1 ル ナ ガ 丰 如 牛 譬 ナ IJ ~ 1 0 人身 故 = 大政 ノ四 |支百 ノ統 骸 ナ 7 IJ ラ テ、 # ル ~ 而 カ 1 ラ テ 中 精 ル 神 ノ経 宛たか 絡 1 人心 総 テ 皆其 頂 本

永遠 リ之ヲ行フ ~ テをき カ 規模 ラ + ヲ ズ ル 1 遺神 大 ガ 主 成 如 V 権 ス ++ シ フ。 ル ル 1 用 者 1 但 盛 ナ ナ 1 憲法 IJ IJ 意 0 0 ヲ 蓋統 体有 明 ヲ 親裁 カ 治権 IJ = テ 2 2 用 ヲ 及 テ 総 以 無 7 4 攬 7 テ 君 V ス 1 1 民俱 ル 即チ 1 之ヲ専 主 自 守 権 ラ ル 制 ノ大 天 1 = 体 職 失 典 ナ ヲ y フ。 重ン 1 シ、 用有 憲法 ジ テ 其 世 IJ 1 テ 条 運 条 体 規 規 1 無 俱 ニュウル = 依 5 =

V

之ヲ

散慢

=

失

第 + 条 天皇 / 陸 海 軍 7 統 ス

軍令 リ行 代 恭デ ラ修 カ 1 天子 按 2 メ、 メ ズ 内外 ル 三軍 = m 事 2 テ臣連っ - ヲ総 アレ 太祖 べ、 ブ 実 ル = 造 ゴ 自 神 ラ元 武 1 其 ヲ 大将軍 戎 以 1 編 テ 7 帥な 帝 裨 井、 B -15 IJ ラ肇 0 征 y 天 討 造 武 1 労 天 物部 皇 ヲ 兵政 親 教負部 ラ 官 シ、 長 来目 ヲ 或 置 必節 15 牛 皇 部~ 子 ヲ 文武 皇孫 統 天 ヲ 皇大 1 テ 嗣 代 後 =

1

=

一人ア

大将

ノ出

征

=

~

刀ヲ

授

か。

兵

以テ

幸

福

ス

V

我

玉

1

典

俗

=

存ス

ル

者

=

シテ、

本

7

所

1

臣

0

民

利

義

亦

此 民

ノ義 1

-

ス

=

ナ

0

抑え中

武門

士: 章

人 =

1 掲

平

民 ル

F

ノ間

=

等 ノ権

族

ヲ分

チ、 務 ノ臣

甲者

公権

ヲ専 源流 是

有

シテ N ガ

乙者 外

預 ラ 故

ラザ ズ 旧

ル

1

111

ナ 古、

ラ

ズ、

其 ノ政、

ノ私権

アチャ

セテ乙者

其

幕 馬 ル 今上中 ノ本 7 権 1 部 ヲ 1 得 與 仍靠 ヲ ノはなめ 設 朝 及 IJ ケ、 廷 0 親 = 在 本条ハ 自 征 ラ 1 IJ 詔 0 陸 兵馬 其 ヲ発 海 軍 1 後 ノ統 ヲ総 兵 --大 ~ 柄 権 及 -至尊 7 A 7 フ。 総攬 E ノ大権 孟 而 シ、 2 = = テ 爾 帰 シテ、 祖 来 1 テ 宗 兵 制 政 1 専ラ帷幄 耿 綱 ヲ 盤 從 光 遺 テ 革 衰 烈 1 ノ大令 再 積 及 F. 弊 其 ヲ = 属 洗 1 旧 除 ス ル シ、 = 復 I

1)

帷

1 ス

注 第二章、 臣 民 権 利 務 0 章 の首文) ヲ示

ス

ナ

テ名等 カ = ラ 在 1) テ 1 ル 章 ニ大会なたか 名 1 1 第 愛重 称 7 章 15 ノ意 訳 称 = 次ギ ラ 1 ヲ 致シ、 A 以 ル テ 臣 ナ 1 待ツ IJ 及 民 0 1) 1 0 権 其 = 邦 利 1 争 臣 及 玉 略 ノ宝 民 義 務 史臣 = ヲ掲な ヲ 在 以テ テ 用 自 かつ 牛 ラ ル 蓋だ祖 称 所 下的 ~ ノ公 テ御る 宗 = ハノ 政ハ 在 民 民族 テ 1 1 1 大 字 云 専っぱ 君 1 フ。 即 = 臣 服 チ (中略 民 従 _ 1 * ヲ 愛重 自 木 一蓋になる ラ視 111

展は 享有 大 令 ヲ 全 ヲ 発 7 ス ル 1: 7 族 h 能 1 殊 1 権 ズ 0 ヲ 公民 廃 シ、 ノ義、 日 本 臣 是 民 = 於 及 テ 12 者 滅 始 絶 x 3 テ テ 平 伸 等 E" 45 = 其 ル 1 = 権 近 利 2 0 7 有 維 1 新 其 1 後 1

義

尽

7

七

シ

x

及

IJ

本章

ノ載。

ス

ル所

実ニ中

與

1

美果

、ヲ培

殖

3

之ヲ永

0

-

保 務

明 7

ス

ル ス

者

+ F

IJ 7

0 得

第二 + 八条 日 本臣 民 1 安寧秩序 ヲ妨 4 ズ 及臣 民 及 12 1 義 務 == 背站 カ # ルが限 = 於 テ 信 教 1 自 由

方諸 陋 於 是 x 習 テ 12 中 萠 1 古 ス 7 仍 ル 芽 既二 5 所 7 西 _ 又厳法 ズ 発 欧 派 1 0 史乘過去 宗 1 ナ 而 宗 教 1) ' 教 以テ 2 峻 有 1 テ 現 盛 刑 -フ事 在 異 偏 仏 ヲ ナ 宗 衵 各 国 以テ、之ヲ ル、之ヲ内外 1 1 ス 1 革命、 シテ 人 政 ル ヺ 府 = 戮 拘 仍猶太教徒ニ向テ政権ヲ予ヘザリシ独逸各邦ニ於テハ千八百四十八年マデ、 1 . 唇 ラ 北 防 ズ、 或 米 禁 1 政 1 1 1 或 法 其 独 事 4 律 立 1 1 1 = 公権 上 試 混 = 教 至 _ 111 用 リ、 般 私 7 及 シ、 権 存 = IJ 公然 各 1 以テ シ、 ノ享受ニ 人 = 或 = 流 1 対 宣 74 1 血 向 シ、 社 告 百 1 復其 テ 会 禍 ヲ 年 信 得、 1 来 ヲ 組 致 差 教 信 1 跡 別 織 教 1 漸 自 ヲ ヲ 又 次 自 留 設 由 1 而 = 由 教 x ヲ 7 各 1 1 -H° ル 子 育 説 テ 東 1 始 ル

+1+

渦 以 知 2 -テ、 自 至 来 テ 1 1 テ テ 教 然 取 V 縋 人類 1) ル 1 発達 所 無 = = 形 光 ノ北至 此 1) 1 針 展 輝 1 1 路 信 学 法 ヲ 乃第 術 ノ干 発 貴 = 依 揚 信 従 競 至 7 制 涉 ス 重 教 E, 1 ス ル ナ 1 運 自 各 1 ル 七 ル 9 本 悲 X 曲 1 4 H 無 1 7 域 心 1 形 障 ス 1 1 外 害 達 自 之 ル 1 ヲ 権 1 1 ス = 曲 権 在 近 利 12 及 1 利 者 1) IE. # IJ --0 0 理 文 向 F = 蓋が テ 機 2 1 明 本记 濶 能 テ 伸 1 1 大 テ D 長 b 大美 何 E 7 1 1 自 進 有 教 V 路 数 果 七 1 ヲ 曲 + 以 百 1 ヲ 1 子 テ ル E 年 1 人 ~ 政 偏 間 テ ~ 看 1 治 信 1 沈 及 0 Ŀ 内 淪 ル 7 ル 本 強 部 茫 ナ 1 7 威 1) 条 7 -昧 1 権 ル 存 7 1 実 境 得 7 1 ス 用 = ル 維 牛 尤 者 ヲ 人 経 新

0

裁 要 限 説 -家 定 + 及 3 = テ 遊片 結 1 ス ル -ハが 制 放 社 信 ル +100 仰 所 限 集 ス 7 1 ル ル 会 帰 = 平 臣 制 ヲ 依 1 コ 為 限 民 1 1 4 410 ノ義 ス ヲ タ 受 得 専 政 = ル 教 務 至 ラ ~ 4 ズ 0 ズ テ 内 耳. 力 ヲ 0 逃 部 相 ラ 1 関 ズ 而 1 ル 1 0 テ 古 心 係 2 1 及 テ 1 何 識 ス Ħ 外 権 等 1) 12 -所 部 利 法 属 民 1 宗教 7 律 ス 1 = 界 般 於 有 又 1 雖、 域 ケ 七 モ、 ハ警察 1 義 ズ ナ ル 0 神 其 礼 1) 務 故 明 上安 拝 -1 更二 服 布 = = 盛 内 泰 從 教 部 事 秩 外 七 1 部 +15 Ĥ 序 -ス 於 ル 曲 ル ヲ = 為 維 ~ 向 4 1 持 カ ル = E 法 信 法 テ ラ ス 礼 ズ 律 憲 教 ル 0 為 規 拝 1 1 自 外 俊 此 則 1 ______ 式 V 曲 = 憲法 対 立 般 布 1 完全 教 3 チ、 1 制 必

演

注、 第三章、 帝 国 議 会 の章 0 首 文

分ツ ノ正条ニ 者 章 = 非ズ 於テ附与ス 1 帝 0 国 法 議 ヲ 会 ル 議 1 成立 所 ス ル ノ範囲ニ止マリ、 ノ権ア 及 権利 リテ法ヲ定 ノ大綱 ヲ 無限 举 4 かつ ノ権ア ル 1 蓋 権 議 in ナ 会 = 2 1 非 0 立 ザ 而 法 ル 2 = ナリ。 参ズ テ 議会ノ参賛 ル 者 (後略 ニーシ テ主権 ヲ

諮詢 注、 玉 務 一点を 大臣 「第四 八輔的 章、 玉 ノ任 一務大臣 上ニ 居リ、 及枢密顧 詔命 問 の章の首文) ヲ宣奉シ、

政務

ヲ施

行

ス。

而シ

テ

枢密顧問ハ、

第 Ŧi. 十五条 ~ 枢密 凡其国 務大臣 「ノ謀議 ハ天皇ヲ ヲ展ブ。 ノ他国務ニ関ル詔勅ハラ輔弼シ其ノ貴ニ任ズ 皆天皇最高 ノ輔 翼 3 ル 者 ナ IJ,

テ法律勅令其

国務大臣

ノ副署ヲ要ス

凡 " 大政 務 各大臣 ノ施行 1 入テ 内閣 必内 閣 = 及 参賛シ、 各部 = 出やテ 由 1) 其 各部 ノ門 ノ事 ヲ 務 = = 当り、 七 べつ 蓋立 大政 憲 ノノせめ ノ月 任 的 ズ 1 ル 主権 ナ IJ, 1 使

ヲ謂 用ヲ

フ 2

ナ

IJ

故 ナ

=

大臣

ノ君ニ =

於ケル

1

務

メテ奨順

医救 即

ノカヲ

致シ、 機関

若其 宰

ノ道

ヲ徳ル

1

テ

正当

in

軌

道

由

ラ

1

x

A

1 ス

ル

= 在

り。

チ

公議

1

1

柏

1

輔

丽

=

依

N

=

=

文 牛 省 任 及伝 官 臣 民 ヲ = 左右 受ケ 文 後 我 以 年 内 1 ス 0 書 重 中 其 テ 閣 ガ 不 玉 君 重 其 月 識 ヲ 務 大 ノ下 内 総 左右 上古 命 青 閣 理 奏 以 専 可 1 . 後 ヲ テ ラ 式 一独 ヲ ヲ 大 1 1 藉や 部 政 大臣 太政 任 分 組 臣 又更革 廃 大 制 務 大数 口言 ズ 司 織 及 シ、 事 • 治 臣為 外 参 ヲ 要 1 ヲ ル ヲ 及 2 統 須言 大* テ 又特 下行 者 務 議 関 部 1) 及 ヲ 連輔 0 白 理 以 IJ 経 及 = . . 民部 0 テ 諸 内 六省 非 = ス シ、 翼 其 べつ 省 蓋 務 + 宮 ル 弱 大納言 大 宫 中 1 卿 八 = 1 1 ヲ . . 任 責 年 禁 兵 云 維 宝 大 置 至 1 = 部 職 蔵 新 + か。 令 = ヲ ル 1 1 制 0 中 IJ 居 兆 _ 1 1 ٠ 1 . 1 参議 0 後 刑部 陸 月 74 内 而 蔵 12 ル = 人ノ小 0 歴 拠 年 天 太政官符 軍 議 1 -= 智 次浬 テ 老 ル 至 太 請 . 1 7 . 大蔵 旨 テ 政 朝 天 徳 1 海 謁 1 臣、 ヲ宜 皇 ヲ 色 牛 軍 太 大 綱 天 1 臣 禁 皇 得 ヲ ラ施 政 全 1 • 1 . 宮内 • 亦 ~ 経、 時 1 2 ザ 大 7 ヲ 7 記さ 置 廃さ 太 厳 Ŧ 始 行 法 税 12 りつ 十八 中游 ナ 政 参 命 = ス = V 1 x . 文部 議 1 八 粉点 テ 官 及 ヲ ル 夫共 省 年 六 尋心 IJ Ш 卿言 太政 = 1 ロヲ統ベ、 0 君 シ部 諸 各省 年 デ 納 過 . 太政 + 於 省 農 維 シ、 官 ギ 17 詔 月 新 命 商 卿 7 ズ 1 天 院宣 置 妙 官 勅 = Ŀ 務 1 1 地 官 至 而 職 議 制 初 7 牛 = . 之間 リ、 審 内旨 制 制 7 首 冠 遞 1

諸 復

卿

= 明 兼

廃 省 ス 1)

署 而

太政

来

太

政

而

粗

ルか

其

X

= 或 備な

摂

関

1 女官

大

= ヲ

内

閣

テ 首 信 7

事

天皇

h

諸 臣 更

1 +

大

ノ組織ヲ改メ、諸省大臣ヲシテ天皇ニ奉対シ、各〻其ノ責ニ当ラシメ、統ブルニ内閣総

理大臣ヲ以テシ、一ハ以テ各大臣ノ職権ヲ重クシ、担任スル所ヲ知ラシメ、二ハ以テ内

閣ノ統一ヲ保チ多岐分裂ノ弊無ラシメタリ。

七百九十一年千八百十四年ノ憲法。○白耳義ノ国会ハ、大臣責任ノ刑名ヲ指定スルノ非ヲ論ジタリ。或ハ、 法。或ハ、謀反贓賄濫費及違犯憲法ノ類ヲ指定シ、特ニ大臣ノ責トスルアリ米普葡及仏干 以テ刑事ト分離シ、裁決ノ結果ハ罷免剝職ニ止マルトスルアリ米国及巴威里千八百四十八年 君ニ対スルノ責任トシ和蘭ノ一宰相ハ、予ハ君主ニ対シ責任アリト雖、人民ニ、対シ責任ナシト主張シタ ス。普国ハ憲法ニ正条アリテ、 ニス。或ハ、政事ノ責ノ為ニ特ニ糾弾ノ法ヲ設ケ、下院告訴シテ上院之ヲ裁断スルアリ。 ハ下院告訴シ、大審院裁断ス。 欧州 或ハ人民即チ議院ニ対スルノ責任トス独白葡等ノ国ノ憲法ハ、 ノ学者、 大審院又ハ特ニ設ケタル 大臣ノ責任ヲ論ズル者、其ノ説一ナラズシテ、 而シテ紀弾断罪ノ別法未ダ設ケザルヲ以テ、之ヲ実行セズ。或ハ政事ノ責ヲ 澳国ハ両院告訴シ、特置政事法院主トシテ政事罪ヲ裁断シ、 政事法院ニ委ヌルニ、裁断 国王ノ命令ハ大臣ノ責任糾治ヲ解 各国ノ制度亦各 ノ権ヲ以テ 併セテ刑事罪ヲ裁断 スル 1~趣 アリ白国 ヲ異

クベカラザルコトヲ掲ゲタリ。

総テ之ヲ論ズルニ、憲法上ノ疑義ニシテ未ダ一定ノ論決ヲ経ザ

ヲ

7

1

7

1

文 唯之 臣 襄 大 以 ル ル L 疏 問 大 ズ ヲ 得 1 臣 ナ = 1 コ 問 -1 ス 1 職 1 責 テ ヲ 其 1) 由 ル 0 テ 大 未 法 孰 任 = 者 任 1 7 7 1) 臣 臘 律 青* 在 ダ 公 ズ 旧 所 1 カ 1 大 裁 2 衆 敢 11 = ル 1 謂 ヲ ル ヲ 1 徒なる 憲法 任 者 您幸 大 1 得 制 テ 1 111 責 前 此 能 ズ 亦其 ル 7 ~ ヲ 空文 任 以テ、 之ヲ ク、 = = 1 1 ル ナ -責 依 大臣 預 1 ラ 1 丰 ヲ 1 點ク 義 ズ 条 得べ 及 1) 採 而 ラ 1 1 之ヲ 其 輔 E 酌 4 ル ナ 1 ノ答辯 IJ 乎。 其 カ 又 弼 シ。 ~ テ 1 = 1 甚 議院 執と 帰 ラ E 1 _ 君 1 1 憲法 0 青 救 重 1 2 主 ヲ ル 七 故 = 牛 大臣 所 メバ、 矯 局 求 = 洩 1 = 7 4 材 属 既 裁 1 = 1 我 1 IE. 4 V 当 7 ノ任 政 7 ス ガ +11: 能 N 七 = 0 ラ 行 務 IJ, 憲法 -110 大 任 7 7 ス ル ザ 器 臣 3 故 政 = 1 ル 12 = 7 行 居 又之 者 ル 属 ノ任 = 1 1 用 7 1 大臣 権 政 得 ス ル ナ 知 ス 宜り躬 0 1) ヲ 力 Ŀ 固 免 専 左 ル ~ ル 黜 1 ~ 7 ヲ ラ m 1 1 E 1 責 強大 結 1) 以 ケ、 1 丰 _ 任 容易 ヲ以 之 憲法 議 当 テ テ K 論 1 又之 7 院 刑 ナ 牛 然 君 1 1 ヲ 主 テ ル TE. 事 取 上 ノ結 主 -1 1 法律 憲法 責 権 理 其 君 権 1 7 1 ル 懲 者 責 = 柄 -果 大 者 此 主 1 任 ノ外 ヲ掌 酌 任 権 罰 及 ナ = F = = V ŋ 法 意 奏 属 非 ズ 111 亦 ス = ス 之ヲ 有 律 ~ 上少 0 属 +100 = 間 = ル 七 踰 属 但 者 ++ 丰 第 接 1 12 1 支 事 越 ナ テ ル ナ ス 1 及 = 独立 情 大臣 意見 柱 議 人主 ~ ス 1) 1) 1 1) 0 0 0 = 大臣 雖 員 カ 及 ル ラ 若さ 順 考 其 故 N ヲ I = 1 1 替 大 青 質 非 ズ 所 陳 1 1

大臣 ル 其 有 臣 7 1 1 ス 固 1 貴 君 V ナ 有 ク、 1 7 主 裁 ナ 務 = IJ, 又相 判 対 ナ ス シ、 ル 牴 第 ル 輔 者 触 四、 直 弼 2 接 ハ 1 大臣 及 = 責 乗 君 責 = 除 主 任 任 1 貴 ス = ヲ ス。 負 ル 任 シテ人民 而シ 7 1 E, ŀ 政 又 ナ テ 人民 カ 務 = 君 非 ル 上 主 ~ 1 步 = = 責 対 代 牛 ル リカ責 ナ ナ = 1 IJ 間 IJ シ テ 0 0 接 = 任 而 何 -2 刑 責 ズ 1 テ 事 任 ル ナ 刑 及 V ヲ = 事 民 1 負フ 非 民 事 ++ 事 君 者 1 ル 責 主 ナ ナ 1 訴 1 1) 1 り。 K 相 関 第 第 1 之ヲ 主 涉 ス 権

通

常

所

=

付シ、

行政

職

務

之ヲ

行

政

裁

判

所

=

付

ス

~

牛

ノ外、

政

務

責

任

君

=

由 裁

IJ 判

懲罰

1

処分

=

付

七

ラ

ル 1

~ 訴

牛 1

ナ

1)

0

責 事 ナ 左右 任 務 内 0 1 ヲ = 閣 以 就 職 ス 総 均なし 点二偏傾 テ ル 掌 牛、 理 団 7 既 大 天皇 各別 結 臣 1 = 能 広 1 ~ ス 7 1 = 1 選任 体 ズ 其 ル 機 責任 0 ガ 1 務 1 如 各相 責 ナ ス ヲ奏宣 牛 シ、 ル = 從 亦首 所 任 1 テ 大臣 重 = ズ シ、 其ノ弊 相 2 ル カ テ、 者 ラ 旨 1 = 各 繫 +110 ラ承 = 1 個 属 各相 2 ル テ、 ス 1 7 ケ 或八、 資 ル 1 1 テ 格 進 大政 連 ヲ得 I 退 1 带 ヲ 当接聯結 以 ヲ べつ ノ方向 1 1 責任 得 テ 参 各省 ザ 政 = 7 ヲ指 V 1 叡 ル 大臣 ノ力遂ニ ス ル + 旨 = 示 = IJ 非 -シ、 = 0 至テ 非 由 べつ 以テ天皇ノ大権 +150 彼 IJ, 各部 蓋総 1 ル 1 者 首 統 或 民 相 理 其 督 1 大臣 シ、 既 セ 1 於 主 # = 連 各相 各省 任 ル ヲ 所

末梢:

的部分の変更を許されて、

左右 至テハ、 = 依 スルニ至ラムトス。此レ我ガ憲法ノ取ル所ニ非ザルナリ。 リ、 政府ノ 互続におい 全局 推 二関係 該 ス ル シ、 7 1 各部 ヲ得ズ。 ノ専任 此 ノ時 スル所ニ ニ当テ、 非ズ。 各大臣ヲ挙ゲテ全体責任 而シテ謀猷措画必各大臣 若夫レ国 ノ内外ノ大 ラ位置 一ノ協 事

7 取 ラザ ルベ カ ラ 中 ル 1 固 3 IJ 其 ノ本文 ナ 1)

0

第七十三条 憲法改正についての条文―― 将来此ノ憲法ノ条項ヲ改正スルノ必要アルトキハ勅命ヲ以テ議案ヲ帝国議

此 7 コトヲ得ズ出席議員三分ノ二以上ノ多数ヲ得ルニ非 場合ニ於テ両議院ハ各を其ノ総員三分ノ二以上出席スル 付スペシ + V

1

ノ議決ヲ為

ニ非ザレバ議事 改正

7

会ノ

=

ス コトヲ得ズ

国軍 編者注、 一隊から の細目の条件を附せられたままで、 第二次大戦で敗北 したわが国は、 現在の 日本国憲法が生まれるに至った。 占領軍の占領下において憲法の改正を強要され、 敵国占領軍が作成した原案を、 帝国憲法の前文ならびに 数日の間 に多少の 敵

ごとき憲法改正が、 憲法発布の勅語 の内容に照らしても、 帝国憲法記載の「条項改正の趣旨」に適合したものということは、全く不可 また伊藤博文のこの憲法義解の記述に照らしても、 前記

能である。 その意味も含めて、とくに、この最後の文を注目する必要きわめて大なるものがある

と思う。)

ノ臣民及臣民ノ子孫タル者 恭デ按ズルニ、憲法 八我ガ天皇ノ親ク之ヲ制定シ、 ラシテ其ノ条則ニ遵由セシメ、以テ不磨ノ大典トナス所 上祖宗二継ギ下後世ニ遺シ、全国

改定スルノ事 永遠恒久二 但シ 三憲法ハ紛更ヲ容サズ。 亦已 法 ハ社会ノ必要ニ調熟シテ其ノ効用ヲ為ス者 4 シテ移動 ~ アルヲ禁ゼズ。 カラザ スペ ル カラズ ノ必要タラズムバアラズ。本条ハ将来ニ向テ此 而シテ憲法ヲ改定スル為ニ更ニ特別 ト難、 政制 ノ節 目 ハ、 ナリ。 世運 とト俱 故ニ国体ノ大綱 ニ事宜ヲ酌量シテ ノ要件ヲ定メタ ノ憲法 ハ万世ニ亙リ ノ条項 変通 ス

IE ス ス ハ、必勅命ヲ以テ之ヲ下付スルハ何 一ノ権 ル ル ハ何 7 1 トヲ欲セザ ノ法律案ハ政府ヨリ之ヲ議会ニ付シ或ハ議会之ヲ提出 1 亦天皇ニ す。 及 属 ルナリ。 ビ定マ スベ ケ 議院ニ於テ之ヲ議決スルニ、通常過半数ノ議事法ニ依ラシメ ル V 1 1 大典 ナリ。 ゾヤ。 1 臣民 改正 憲法 ト俱 ノ権 既 ニ之ヲ守リ、 ハ天皇 二天皇 ノ独リ親 = 属 王室 スつ ス。 ラ 定 而 而 ノ専意ヲ以テ之ヲ変更 シ ムル シテ憲法改正 ンテ仍之ヲ 所 タリ。 議 会 故 ノ識 二付 = 改

ナリ。

文が以下のものである。

ヲ扶持 ズ シテ、必三分二ノ出席ト及多 本 条 ノ明文ニ拠ルニ、 ス ル ナリ。 憲法 ノ改正条項ヲ議 数ヲ望ムハ何ゾヤ。 会ノ議ニ付 将来ニ向テ憲法ニ対スル慎守ノ方響 セラル、ニ 当リ、 議会ハ議案

義 ラ変更スルノ法律 ラ議決 2 テ以テ本条 ハノ制限 ヲ逃ル ルコト ラ得ザ ル ~ 丰 ナ り。

外ノ条項ニ連及シテ議決スル

7

h

・ヲ得ザ

ルベ

牛

ナリ。

又議会

ハ直

一接又ハ

間

接ニ憲法

ジ主

(2) 帝国憲法起草の苦心についての述懐

たり、 二十二年 伊 井上毅、伊東巳代治、 藤 博文は、 (一八八九) 二月十一日、 明治十六年 (二八八三) 金子堅太郎諸氏と共に、 欽定憲法が渙発せられた時に、 八月各国憲法調査の使命を終えて帰国以来、 自ら帝国憲法の起草に従事 起 草 0 苦 i につい L い 数 よい て述懐した 年 よ明治 間 K b

H 一本社会の特質には善悪両方面あり。 是に於いて吾人は其の善方面は、 勉めて之を維

寧親切なるを要す。 悪方面は、 、き憲法を採定せんと欲せば前述の如き我が社会上の特質を酙 勉めて之を防禦するに力を致さいる可からず。 此外更に我憲法制定に関 而して我国 酌する事最 実際 の事情

して重大なる困難の存せしを見る

学説、 時代 府 多岐 玉 は は の学 其罪 前代 だ実際政治 の官僚が彼の反動時代に於ける独逸学者 顧 ic 複 n 於いて教育を受け、 ば当 界は之を珍重する 叛逆に等しと信ずる者 の遺 雜 総て の言論 甚 時 老にして、 我国 0 の責任を解せずして、徒に しきは 政体を以て文明の進歩 は K 心 是非の意見全く相反するものさ 方に旧を送り、 酔 尚天皇神権の 事甚 して揚 極端なる自由 あり、 だしく、 々たるも 他方に於ては彼のマン 思想を懐き荷も天皇 新を迎ふ 大学 上無用有害 のあ 思想を懐抱せる有力なる多数の少壮 モンテス を首 の学説 り、 る過渡 め各高等学校 丰 且つバ の長物と罵 に耳を傾 ウ、 ~ の時代にあり、 往 ックル 一々これ ル の大権を制限 1 くるに反し、 チエスター派 の学生 倒 ソー等 無きに せる の著 相競 仏蘭 従つ \$ 文明 0 非 せんとす なる 史緒 民間 の論議 する T らて之を 西 学 玉 から 論 者 者 内 0 と題 政治 るが 方に 0 あ から 0 誦 全 当 痛 議 読 時我 する 快の 家は 盛の 加き 於て 論 政 寸

る

K

至れり。

然ども是等学生は学校に於て之を誦読すと雖も家に帰りて守旧家たる父兄

乞うた。

寛容するの精神の如きは更に幾多の経験を積み然る後始めて之を得べき也。 自ら截然たる区別ある事を知了するの程度に達せざりしなり。 智識未だ以て政府当局の政策に反対する事と国家既定の秩序を紊乱する反逆との間には、 に必要なる識量、 例へば言論の自由を愛し議事の公開を愛し若くは自家に反対の意見を (昭和三年、 昭和出版社刊、伊藤公全集第一巻、文集之部、一八二一三ページ) 故に憲法の円滑なる運用

の前にバックルの学説を喋々する勇気とては之れ無かりき、蓋し当時に於ては我国民の

(3)「立憲政友会の創立宣言」の全文

げ、同年八月、立憲政友会を組織し、次の宣言を発表した。また九月には、 「政友会創立に際し要職を辞するの奏上文」を奉呈し、在野の立場になることについてのお許しを -明治三十三年(一九〇〇)四月、伊藤博文は、長野において政党政治の構想について第一声を挙 明治天 皇に対し 率り

善く国政の進行に貢献せしむる所以に至りては其の道未だ全く備はらざるものあ ち各政党の言動或は憲法の既に定めたる原則と相扞格するの病に陥り、 帝 K |憲法の施行既に十年を経て、その効果見るべきものありと雖も、 或は国務を以て 輿論を指導して bo

たる所なり。 党派の私に殉ずるの弊を致し、 外帝国 今や同志を集合し、 「の倚信を繋ぐに於て多く遺憾あるを免れざるは、博文の久しく以て憂とし 或は宇内の大勢に対する維新の宏謨と相容れざるの陋を 其遵行する所の趣意を以て世に質すに方り、聊か党派

士を以てす。 も閣臣 の任免は憲法上の大権に属し、 皆元首の自由意志に存す。 而して其の已に挙げられて輔弼 其簡抜擇用、 或は政党員よりし、 の職 に就き、 或は党外の

の行動

に対して予が希望を披陳すべ

\$ のあらんとす。 の政事を行ふや、 凡そ政党の国家に対するや、 にせざるか、 予は同志を集むるに於て全く比弊竇(書)の外に超立せんことを期す。 或は政機の運用を誤り、 党員政友と雖も決して外より之に容喙するを許さず。苟も此本義を 其の全力を挙げて、一意公に報ずるを以て任とせざるべ 或は権力の争奪に流れ、 其の害言ふ可らざる

からず。凡そ行政を制限して以て国運の隆興に伴はしめんとせば、一定の資格を設け、

242

(趣意書、九ヶ条、一省略一)

\$ 以てするが如きは亦断じて不可なり。予は同志と共に此の如き陋套を一洗せんことを希 若くは団 党 を決せざるべからず。 たるの故 の内外を問ふことなく、博く適当の学識経験を備ふる人才を収めざるべからず。 体利害の問題に至りては、亦一に公益を以て準となし、緩急を案じて之が施設 を以て地位を与ふるに能否を論ぜざるが如きは断じて戒めざるべからず。 或は郷党の情実に泥み或は商業者の請託を受け、与ふるに党援を 地方

将来に裨補して、 秩序を整へ、専ら奉公の誠を以て事に従はざるべからず。博文窃に自ら揣 立憲政友会を設け、 政党にして国民の指導者たらんと欲せば、先づ自ら戒飭して、其の規律を明か 報効を万一に希図せんとするに外ならず。弦に会の趣意とする要領を 以て党派の宿弊を革めんことを企るもの、 区々の心聊 らず、 か帝国 憲政 にし其 同志と

具し以て天下同感の士に問 明治三十三年八月二十五日 S

伊藤博文

二十二、児 島ま 惟い 謙ん (一八三七一一九〇八)



児島惟謙は、

大塩平八郎の乱のあった天保八年に、四国宇和島に生

後を廻って志士と交わりを結ぶ。翌慶応二年、 には長州の三田尻、 下関にゆき、 児 年(一八六四)には松山、 から剣道師範の免許を受け、諸所に招かれ剣道教授を続けた。元治元 から文武の修業をはじめ、安政六年(一八五九)、二十三歳のとき、 まれ、間もなく里子に出されたが五歳の時、 また長崎では坂本竜馬、五代友厚を知り、さらに佐賀、 藩の許可を得て京都、 今治、高松藩を廻り、 大阪に赴き王事に尽し、 実家に戻った。 翌慶応元年 (一八六五) 八歳の頃 熊本、豊

京裁判所民事課詰となる。以後司法畑を歩き、 (一八九一) 五月、大審院長となったが、就任早々、 明治二年(一八六九)、新潟県御用掛を拝命、明治四年(一八七一)、司法省裁判所民事課、ついで東 明治十九年(一八八六)、 大津事件に遭遇、 ここに児島惟謙の大活躍が 大阪控訴院長、 二十四年

に翌年脱藩して勤皇討幕の運動に従事した。

大津事件とは

見られることになった。その後、貴族院議員、衆議院議員を歴任、明治四十一年(一九〇八) において逝去した。歿年七十二歳であった。

秋社刊)、児島惟謙「大津事件手記」(昭和十九年、築地書房刊)などがあるが、ここでは、 じめての大事件に対処した彼の言行を紹介することにした。児島惟謙についての著述には、沼波瓊は 説についても、 年、吉川弘文館刊、田畑忍著「児島惟謙」(人物叢書一〇七)から引用した。また、以下に述べる解 音の「護法の神、児島惟謙」(大正十五年、修文館刊)、児島惟謙述「大津事件顚末録」(昭和六年、春 ここには、大津事件の解説からはじめ、この間、行政権の司法権への介入という、憲政史上、は 同書に負う所が多大であったので、あわせて謝意を表したいと思う。 昭和三十八

大津事件と児島惟謙

終え、いよいよ対外的国難到来の時期を迎えようとする時に、この大津事件が突如として発生した。 明治の日本が、憲法を制定し、教育勅語の渙発を見て、ようやく内政の基調を整えてその 前半 期

すなわち明治二十四年(一八九一)五月十一日、ロシア帝国皇太子ニコラス・アレ キ サ

ンドロヴ

ッチ親王(二十五歳)は、当時シベリア鉄道起工式に出席するため、ロシア 艦隊を率 いてウラジ

光からの帰途、滋賀県大津市を通行中、警護中の巡査津田三蔵が、突如抜剣して皇太子に二度斬り よって竹鞭で乱打され、つづいて二名の車夫に取り押えられ、やっと警官に捕縛された、という事 としたが、後続の人力車から飛び降りたギリシャ国ジョージ皇子(ロジア皇太子の従弟、二十三歳)に つけて頭部に負傷をさせ、皇太子が車から飛び降りて難を避けようとする所を、更に追って斬ろう ストック軍港に赴かれる途中、日本を訪問旅行中であった。ニコラス皇太子はこの日、琵琶湖観

青森の観光)を全部打ち切り、日本遊覧は、長崎・鹿児島・神戸・京都・大津だ けに とどまったま 予定のスケジュール(大阪・奈良・横浜・東京での諸行事、江の島・箱根・熱海・日光・仙台・松島・盛岡・ 深さ骨膜に達するものであったが、不幸中の幸いにも頭蓋骨には達せず、負傷後の経過も良好であ 絶し、京都の常磐ホテルに帰室、ロシア医官の治療を受けた。その傷は、後頭部右側に長さ九センチ、 った。しかし、ロシア本国の皇后の命令によって、神戸港に碇泊中の軍艦に引き上げ、同月十九日、 急ぎ帰国することになった。 シア皇太子は、附近の民家で応急手当を受け滋賀県庁に引き上げたが、日本人医師の治療を拒

わが国朝野をあげての狼狽ぶり――

浅はかな愛国心が、この犯行の動機になっていた。 帝 ことと怒っており、これを斬って国難を未然に防ぎ、 を辿ったことと、必らずしも無縁でなかったことは、歴史の示すところであった。)津田三蔵は、その外、 を射たものかどうかは、明らかではないが、その後の日本の歩みが、日清戦役・三国干渉・日露戦役という国難 シア皇太子が日本の天皇に訪問の挨拶もせずに西日本の遊覧旅行を進めていることを、けしからぬ の前提としての日本視察と、日本の調査のためであろうと妄想した。(この彼の臆測が、果たして的 国がわが国に対して侵略の意図を有することをかねてから臆測し、ロシア皇太子の来遊は、その侵 加害者津田三蔵は、三重県の土族、剣道の心得もある陸軍軍曹の出身で巡査を拝命、彼はロシア ロシア帝国の心胆を寒からしめようという、

なくなっては、それこそ重大事態に直面するおそれがあった。わが朝野挙げての深憂も、 恐れられていた時期でもあり、日本は朝鮮半島において、しばしば清国と摩擦をかさねていた時期 内に充満した。当時はまだ日清戦役勃発の三年前であり、清国が「眠れる獅子」として西欧諸国に でもあったことを考えれば、今新たにロシア帝国とのあいだに不測の事態の発生を憂慮せざるを得 つロシア大帝国が、これによって激怒し、侵略を仕掛けてきたらそれこそ大変だ、という恐怖が国 かし日本朝野にとってこの事件の発生は、まさに青天のへきれきの如く、強大な陸・海軍を持

また筆舌

につくし難いものであったのも、けだし当然のことであろう。

代治の発言は、 出され、 明治天皇はこの事件をいたく憂慮せられ、直ちに北白川宮能久親王を御見舞に派遣せられ、 り、 各大臣鳩首協議の席に列して首相から意見を求められたのに対し、「此の前後措置は、到底諸公の力 陸奥宗光農商務相ら。 体 子が軍艦 の及ぶ所にあらず。畏れ多きことなれども、 また国民 つくされようとも計画せられた。 当時 から民間団体に至るまで恐縮の意を表し、遊里における歌舞を自粛することまでなされた。また 且速に京都に行幸仰出され、 0 さらに枢密顧問官榎本武揚を遺露使節としてロシャに派遣し、 事件の翌日には、 わが政府筋は、 からの見舞電報も一万通にのぼったといわれ、 へ引き上げられるに際しては、 政府筋の狼狽に対して、 枢密院議長に伊藤博文、 組閣早々の松方正義首相、西郷従道内相、 天皇御親ら京都にお出かけになられて、行きとどいた御見舞の言葉を述 これは先方の強い辞退によって実行されなかったが、 親しく御見舞遊ばされることを奏請すべし」と所見を述べている。 適切な助言の功、多大なるものがあったようで、首相以下 P シア公使の懇請もあって、神戸港の桟橋まで見送られた。 至尊の御力に縋り奉るの外に途なし。先づ詔勅を賜は 同書記官長は伊東巳代治であった。 政府筋の勧請もあって、 山田顕義法相、後藤象次郎逓相、 ロシア皇帝にお詫びの礼を 朝野各団体、 この時の伊東巳 ロシア皇太 詔勅を 自治

皇太子帰国の日には、

天皇はロシア軍艦アリゾヴァ号に赴かれたほどであった。

なった。以下、折々の彼の文を引用することにする。 心に深く決する所あり、死しても司法権の独立に殉ずべく、これに一身を賭して立ち向かうことに 用して津田を死刑にすべきことを評決した。時に大審院長は、ここに掲げる児島惟謙であり、 未遂罪によるべきで、それによると終身懲役が最高処罰となる。 考えた。しかしロシア皇太子は、わが皇太子ではないから、旧刑法二九二条・一一二条の普通謀殺 六条(「天皇三后皇太子ニ対シ危害ヲ加ヘントシタル者ハ死刑ニ処ス」)を適用するほかに 重大問題が発生したのである。すなわち、政府と元老は、津田を死刑にするためには、旧刑法一一 年前に出来上った帝国憲法に明示せられている「司法権の独立」に対し、「行政権の介入」という なるのは当然のことで、ここに政府筋は、 津田三蔵に対する処罰の仕方如何が、ロシア帝国に対するわが国の誠意の示し方の尺度と 政府としての討議を開始した。そこに、はからずも、二 かくて閣議は、刑法一一六条を適 方法が ない、と

「児島 惟 謙」から

1

ノ思

上下一般斯クシテ津田三蔵ノ白刃ニ神経系ヲ刺戟セラルルヤ、其狂症ハ益々前後

内閣 慮分別ヲモ惑乱シ来レリ。津田三蔵ハ斬ルベシ、津田三蔵ノ一生命 時ノ安ヲ得セ フベカラズ。 ト元老ハ相携へテ司法ノ当局ニ法律ノ曲解ヲ迫リヌ。又暗裏ノ大波瀾ハ遂ニ滔天ノ シムペシト、 彼ノ生命 ヲ奪ヒテ露ノ上下ニ他意ナキョ示シ、以テ三千年ノ帝国 内閣ハ然リトナシヌ。又元老ハ至当ノ措置ナリト為シヌ。 ハ国家億万ノ生命 一〇六一七ページ) ヲシテ

(2) 山田顕義法相が戒厳令を発布してでも津田を極刑に処すべし、とするに対し、

児島大審院長は

勢ヲ以テ奔騰シ来レ

1)

栄アル憲法発布ノ詔勅ニ副署セシニアラズヤ。而シテ日本臣民ハ不可侵 法官ハ完全ナ ノ自由ト安寧トヲ斬ルモノニシテ、一ノ法条ヲ曲解スルハ帝国 憲法ハ明治二十二年ヲ以テ発布 元老ト内閣 七給ヒ、下臣民ハ格守スベキ義務ヲ負ヒ、以テ国家 ル独立 ノ圧 一ノ保障ヲ得タルニアラズヤ。而シテ此憲法 迫ハ憲法 ムノ蹂躙 セラレ ナリ、 シニア 国家死命 ラズヤ。当時ノ元老ト閣員 ノ侵奪ナリ。一ノ三蔵 ノ生命トスル所ノモノニアラズ 上紫 ノ生命タル憲法ヲ無視ス 天皇陛下ハ列祖 ノ権利 ラ斬 ノ或者 ヲ得、 ル 八此 億万

=

出張シテ為ス所アラント決意シタリ。

(前掲書、一二二ページ)

蔵 憲法 意中二 生命 1 大精神 存ス ヲ奪 ルモ 而シテ司法官ノ行動ニシテ行政官 7 7 破 七 1 国 壞 難来 シテ古ノ専制政 ナルニ ルベ 於 テヲヤ。 クンバ来り、 治 = 還ラシ 国難来ラズンバ来ラザ 4 ノ可否ニ因リテ動揺 ル モ 1 1 云 1 ザ ルベ ル、唯一ニ露 セ カラズ。 一一五一六ペー 況シャ三 至テハ、 E 14 局者

ル

E

ノナリ。

ラル

`=

胸 ニ迫リテ 3 ハー刻 大審院判事個々に対する政府の圧迫急をつげ、 モ晏如 タル能 ハズ。予ハ 断乎 1 1 テ 彼は不当違憲と対決を決意した。 行 政 官 ノ内情及ビ区 A 1

7 ヲ得ザ 誼 感慨 ノ安ヲ貪ランカ、 ヲ排 ルニ至ラン。是ニ於テ予ハ、大阪控訴院事務引継ノ名義ヲ以テ七判事ト共ニ大 斥 挺身以テ 之レ 国家二 此難 局 不忠不信 = 当ラ ン事 ナルノミナラズ、 ・ヲ決心 セ り。 若シ 憲法 此 史上ノ汚名ハ千載遂ニ拭 際姑息ノ所為 二因 IJ テ

4 しか 十九日午前二時 た決定報告 し七判 事のうち四判 一本件 八本院 ノ公判ニ付スベキモノト決定ス」を受けとって 事が内閣の威迫に屈した。 彼は堤裁判長から届けられ (五月

私情 此 決定書 1 彼等 = ヲ得テ予 1 K 家 八始 ノ生命 メテ四 A ル 法律 判 事 ガ内閣な 日 リモ 重 各大臣ト面晤シ カ リキ。 而 2 ・テ内閣 及 ル 結 ハ其 果 ノ大 成 ナリシ 功 アテ干渉 ヲ 蜂 知 起き 0

子 尖頭 因 利 法 1 シ。 IJ 職権 テ 義 律 = 然レ 飾 破 務 1 壊 ト神聖 正 上 V y 七 1. 義 ラ モ 4 1 切言 法 ナ V 独 = ク之レ 1 立. 律 帰 1 スレバ ナ 1 七 ス ル TE. 2 ヲ司 ルナリ。 司 義 4 私情 ~ 法 1 法 権 丰 1 ト陰険 益 力 大 1 安問 司 7 3 法権 焦心 迫 = 一通告シ 害 1 トハ公明 苦 ノ危機 八将書 1 深 慮 淵 A = ス 内閣 リト ト正 ル ハ一髪ノ細糸ヲ以テ = 沈 = 一義トニ 至 雖 ノ干 7 モ、 1 V 1) 涉 1 第 卜圧迫、 0 如何 ス 嗚ぁ 一着 ル ナ = 内閣 ノ勝利 IJ 1 千釣 法官 0 テ 此邪 は稍* 日本 ノ巨鼎 ヲ占 1 相☆安心、 、蒋志 国 僻 ヲ 民 x ヲ繋ゲル 排 及 1 1 弱行 得 2 シ ル 勝 ナリ。 及 B 12 ル 利

(5) 都 Ŧi. 島 ス 御所 月十 は ル 事 に参内 件 九日、 0 勅 1 国家 語 児島 0 中 1 性謙 ic 天機を伺い拝謁 大事 「注意シテ」 は判事中四名とともに御 ナリ、 注 0 意シテ処分スペシ」 の栄に浴し、 語 に深く感得、 天皇か 西下中 これ との勅語を賜 6 0 明治天皇の 「今般露国 に百 万の わ 皇太子 お られ った。 る京 二関 児

思い

直ちに担当裁判官の説得にとりかかった。そして帝国憲法第五十七条

似タリ。

1110-1:0-1:0

E ガ 法官 権 門 1 要路 憲法 又 -1 保障 朋友 政 セ 府権 裁判 ノ干渉 ラ V 力 官 タル から たる者は 甘言 独 独立して裁判 = 立不 迷ッテ 「天皇 職會 1 敢 ノ名 玉 0 テ 家 事 -卑 機 於テ に当 屈 ノ挙動 一たるべ 法律 B 1) 0 = 依リ」 ヲ きこと 而 為シ E 此 を停 裁判 職 不 権 题 なん なけ 神 ヲ 辱等 聖 n ナ 説 ル

5

法官 其 臣 神 此 顧 明 ヲ シ 重 テ 濟が 又 処 111 = 7 1 速 +15 カ 1 = ヌ = テ帯モ 選バ 朋友 大 カ 7 奉 ナ ル ル ル = = ル ル ガ 反対 処 モ、 # ヲ ナ 加 七 看過 欺 益 分 IJ 1 牛 ル 0 而 ヲ ノ態度 K + = 7 I 内閣 得 公等 1 モ公等 力 ス 2 E が特 ~ + F テ アラバ、 不 カ 7 記 ル = 1 ノ選ン 立 亦 出 主 ラ IJ 憶 忠 脚 天下 デ 義 ザ 及 七 1 是レ # 地 ル = ル ル + 賛 ٢ ル 七 = ~ = 云 国 ス 在 家 7 同 1 7 シ。 1 得 家 ル ラ 1) ヲ ス = 1 ハ敦学 0 欺 ザ ル 7 ズ 過 百 示 ラ 能 世 子 かっ 牛 日 ル ズ 信 テ V 3 ナ 1 1 1 1 IJ # すっ 此 勅 歷 IJ F _ 途 之 身 0 史 ル 注 語 t ヲ 敢 公等 意 ナ 1 1 云 -= ル 安 111 見 汚 テ ノニ ハカ 1 世 多 多 ヤ 丰 問 ナラズ、 以テ ン。 辱 V 0 1: ラかきば 字 ヲ フ。公等 洵き 胎 其軽 如 子 7 7 何 ガ ラ 7 モ、 国家 公等 玉 1 1 実 重 家 本 1 為 玉 1 = 十八日 家 ノ栄辱 勅 末 ス 1 ス 1 0 大事 為 天皇陛 ル 語 1 1 火ヲ す。 J. 大 1 = 主 恐 事 ハ公等 = 1 1 面% 晤 憲法 睹" 注意 眼 ナ ル 下 -ノ御稜威 IJ, + ル ル 及 公等 ル 1 日 七 = 権 ~ IJ 1 注 大 注意 x 威 丰 精 E

ルの 同僚中ニ於テ予ト最モ長キ交情アリシハ実ニ君ナリキ。……而シテ今此ニ告別スル 動ニ繋リテ存スルナリ。 ……君 ニシテ幸ニ予ノ言ヲ是認スルアラバ、直チニ通信セラレヨ。 請フ熟慮セヨ。」また「仍ホ別離ニ臨ミテ一言スペキ事ア 予ハ喜ンデ当地 IJ o 二至

来リ君等ノ協議ニ応ズベシ」

(6) 判事 児島の熱誠あふれる忠言は、 児島の熱誠はここにようやくにして局面の転換に成功したのである。 に対し、 加担していた三好検事総長をも説得し、児島 為め国家に一身を捧げん」と誓わしむるに至った。 への説得を続け、遂に「七名中既に五名の同意を得、 「一一六条を以て処断する見込なし」と打電する所にまで到達した。 遂に堤判事を飜意せしめ、 ・三好両名の連名で山田法務大臣 ついで児島 「情誼を顧みず職務の さらに当初政府側に ・堤両者は他の この時の

内 ノ存在、 閣 ハ定 メテ驚愕措 国家威信ノ存在ヲ顧慮セザル彼等ナレバナリ。 ク所ヲ知ラザ リシ ナラン。 眼中露国ナル強力者ノ存在 况ンヤ眇タル司法官ノ存在 ヲ知リテ、

感想を、

彼は

(前掲書、一三四一六ページ)

シテ正 ヲ失セ シナルベ シ。

セシニ ハ彼等ニ採リテハ何等ノ意味ヲモ為サザリシ 一於テ 理 1 アヲヤ。 上 立テ顕レ来リタ 然ル = 此 眇 3 ルナリ。 ル司 法官ハ今ヤ奮然トシテ憲法 之レヲ見タル内閣 於テヲヤ。 唯一喝シテ左右シ得ベシト為 八震駭シテ事ノ意外ナルニ度 ノ擁護者ト為り、 堂堂ト

(前掲書、一三七ページ)

=

二十三、内含 村ち ||| (二八六1-1九三〇)

(附)•新渡 造る



内村鑑三は明治維新に先立つこと七年、文久元年に、上州高崎藩の

村

中で、父方の祖父は全身これ武士、母方の祖父は、本質的に正直者で 幼年時代には、武士道的儒教主義とでも言うべき教育を受け、彼自身 下級武士の江戸の藩邸に生まれ、 はこれを回想して、その著「余は如何にして基督信徒となりし乎」の 昭和五年、数え年七十歳で歿した。

あったといっている。彼が生涯をかけて説いた 「日本的 キリスト 教」――「二つの亅」(日本とイ を無視するわけにはいかない。 エス)に仕えること――を理解するためには、 彼がこうした父母の血統を内心の誇りとしていた事

彼は、十四年に同校を卒業し、同時に開拓使御用係となって水産調査に従事。しかし三年後の十七 洗礼を受け、その信者名簿に名をつらねた。この入信の動機は、半ば上級生の強制によったという。 彼は、明治十年、十七歳で札幌農学校に官費生として入学、翌十一年(一八七八)、キリスト教の 二十三、内 村 鑑 で、 至って 「如何に

い

た。

ts ET.

な

この

は

の示すように、

F

教信

岩

K

故

K

2

た

か

で

は 艺

教

育勅

に対する拝礼を拒

否し

た

た

23

K 丰

「不敬事 ij

件

0

十三年

として

退任

0

中

体で綴

2

たものである。

岡倉天心の「茶の本」、

新渡戸

和造の

「武士道」

と並 成

んで、

明治

K b

して

ts

った

か 書

の経

過を、 題名

右の回心体験をピ

1 ス

クとして自

我

0 何

長

K

焦点を合 ts

せて

日

=

月に、 自費で渡米し、 白痴院の看護夫などになって苦学しながら、 7 17 スト大学 1

年十 オ 1 神学 校に学び、 四年後 K 帰 国 た

7

×

.

精神的 場に 校在任中 では大変に相反していることを見聞する。 に示 った。 のア 「余は i 追 × この て 如 風 1) IJ 何に カで + カ に英文で 込まれ ると思う。 は は、 憧 して 0 n 実は 単 生活 る。 の聖地 出版され 基督信徒 K しか 西 西 は この 欧で 洋文明の国としてよりも、 に初めて歩を印した後に、 彼の Ļ 書は、 たものであるが、 となりし乎」 はなくして日 この棄教 思想 彼が 信仰形 7 の一 から 本で x IJ そのため彼の 歩手前で彼が気付いたことは、 成 カから ある、 彼はその前 の上で 本書に引用 むしろ 彼は、 との 0 画 期的 帰 に、 国 丰 心境は、 した数個所 牛 後 ij な土壌となる リス 講師として在任 七年を経 心 ス ト教国とし を味わ キリ 1 教 は K た明治 ス 彼の 0 2 1 のだが、 現 丰 たことで 教を棄てようとする土壇 てのあこが 実 してい リスト教が との回心 二十八年 の内容 当初、 ある。 た第 体験 心 n 真に の対 彼に 彼 高等学校 熊本英学 名と実と を赤裸 根付く 象であ とって 0 著

書

おける日

ら言いきるまでに、 徒であるべきはずの日蓮を指して、「争闘性を差引きし日蓮は、我等の理想的宗教家である」とす sentative Men of Japan,, と改題) が刊行された。 彼にとって代表的日本人とは、西郷隆盛、上杉鷹山、 各国語にも訳された。その前年には、「代表的日本人」(初め"Japan and Japanese"後に"Repre-れた点が共通しているのも、注目すべきところであろう。フランス、ドイツ、デンマーク語等広く 本人の精神を高らかに訟いあげた三大名著の一つに数えることが出来、何れも格調高い英文で書か 二宮尊徳、中江藤樹、日蓮の五人であった。中でも一神教崇拝のキリスト信者でありながら、異教 日蓮を讃仰してやまなかった。こうしたところに、内村の面目躍如たるものを

論を唱え、 者時代には足尾鉱毒事件の事業主・古河市兵衛を攻撃し、 日露開戦後は、「聖書之研究」――三十三年、 「日清戦争義戦論」のような愛国的所論を示した一方、明治二十四年、 また日露戦争前には、 独力で創刊—— 誌上で平和を説いた。 圧迫に抗して非戦 「万朝報」記

会での『サ礼拝のためではなしに聖書研究のために、日曜毎に東京市内で集会を開き、 晩年は、 「聖書之研究誌」を中心にして、無教会主義に立つキリスト教信仰の普及に尽力し、教 毎回六百人

を超える聴衆を集めたと言われ、後の日本の文壇人・学者たちに多大の感化を与えている。

彼の無

キリスト再臨が日本において行なわれるであろう、と信じたことによっており、彼の

教会主義は、

に揚言せり、

嗚多呼、

何たる無恥ぞ。若しも其が今日の所謂基督教国を作りし基督教

欧米を作りし宗教は

必ず

至高処より来

りし

宗教ならざるべからずと彼等

は

我

=:

て仏教 信 仰が、 日 日 本化 本的、 をみた彼は、 武士道 前 丰 その IJ スト教と言われる所以も、 思想、 行為を異にするとは言え、 本化に挺身したのであった。 そのあたりに由来があろう。 日蓮を範としつつ、 (戸田) キリス

日

道連に

お

ト再

臨

の確

信

0

上に立って、

牛

ij

スト教の日

(1)「余は如何にして基督信徒となりし乎」から

(1) ふ可 和 単 一な道 働 汇 国 者 比を見ざるラム酒貿易、 基督 の人民より寧ろ 徳 暴慢、百 を 教 此が 無視して幾百 国の他の非 宣教 万長者 師 木 ッテン 基督教的特徴に就ては語るに時がない。 によりて基 の愚行、 万の 金銀 政治 トット人に相応しき私刑、 夫の妻に対する 界 の上に其の安定の基礎を置く合法的なる拳闘、 督教 の煽動 の他宗教 政治、 に勝さ 偽善的愛情、 宗教 る証拠なりとし 界 の教派 規模の大なること全世 等 小児にさへ明瞭 的嫉妬、 な、 って教へ 等 A 資本 に就きて られ 家 K 0 し文明 解 何 Æ 自 0 貿易 を言 制と 由 る 簡 共

なら

る 後 天 0 0 \$ 永遠 ので の記をし ある。 喧噪 7 其 よ の上 癲č 狂 定止を 院 まらし よ 8 t 監 ! よ 21/2 貧 和 民 は 我 救 護院 々が基督教国 ょ ! にて見 出 得

呼、 H る K の平 安、 蓮岩 0 池 0 静 寂 0 熟た i きか ts ! 眠 6 n 2 睡也 眠" t h 我等 を驚 か

る。 す汽 あ 日ご 笛 る 月星辰 なく、 n 0 1 あるなく、 大 理 4 は 金 石 は 銭 鳴き 0 大邸 極楽鳥 中 名誉や 0 宅 5 駕籠 K 0 歌 虚 非 声がさ ずし 栄 を t 運ぶ、 快き h て、 \$ t. 自 熟 ウ より純粋 然 * 腄 1 t 0 賜 n ル 我 K 物 街 L 投 K K を醒さ てより美し 快 機 き満 市 ます、 場 足 K を T き礼 感ず 得 高 た 架 3 拝 る 鉄 藁葺き 0 IÍIL 道 対 0 0 象 代 喧 0 屋 噪 K 価 非ず を以 と騒 根 6 p あ

る、 なる 鳴 新 呼、 \$ き信 のを捨 天よ、 仰 余は に黙従 てたるな 誤 けるは 7 9! 9! 不 可 旧岩 余 『き信 能 は 数か C ある 仰 n K 女 たり! 嗚呼、 ち帰 る 余 福品 には今や余は余 なる は 平 無 和 智よ、 ならざるも 其 りに は 生 余 0 長 0 0 為 祖 L 過ぎて K 母 を満 真 K 平 足

と呼

び、 彼 な

彼女の迷信を憐れみ、

彼女の霊魂の為に祈り、

然も己は無間地獄に陥り、

恐怖 拝 実

らし

た

_

点 和

0

悔

0)

を蔽

最

心を引 偶

き取 忍耐、

女

0

信 8 外

仰

は

平

6

あ 後

り、

余 璺 L

0 \$ 23

信

仰 女 か

は 0 5

疑 顔 た

惑

0

あ はずし あらう。

る

福 て、

ない

る 彼女

かい は な

彼 後

女 0

を 息 勤

像

崇

者

3

以

0

信

仰

を

余

K

知

5

な 彼

ので

其

は

彼

女をし

7

勉

を支持 Ŀ は、 に立たなければ と疑惑を以て飜弄されたる余は。一事を余は将来必ず為さざる可し、 に薄弱 を欧米の宗教なるの故を以て決して弁護せざる可し。斯くの如き『外部的証 し得る宗教 鈴木俊郎訳、 なる 岩波書店、 ならぬ。 は、 のみならず、 斯か 而も余 昭和二十八年刊 る 『見世 実際 は嘗て信仰を斯くの 物 には一般に悪影響を与ふるのみである。 「内村鑑三著作集」 的証拠よりより確実なる、 如き藁 第一巻、一〇九一一一ページ)(別に同 の上に より深遠 一築い た ので 不 なる ある。

死

基 の霊魂 即ち余は

拠

者による岩波文庫版がある)

穀豊穣に 異 2 は三日月形だ である。 教徒 余 た の母国に就ての考は、余が其処に留まつてゐた間は、極度に一面的であつた。 りし して、 余が未だ異教徒なりし時は、 なす 時、 風土 彼女の 余は我国 の平穏世界無比なり、 眉 ts り、 は宇宙の中心にして世界羨望の的なりと考へた。 国土 は 余の国は実に斯くの如きものであると考へてゐた。 精 気満 風光秀で、 ち、 神霊 湖水 の複 いみ給 は処女の眼 ふ処、 光明 0 如く、 0 源 『地には五 翠松の丘 泉 15 り

併し余は 『回心』して、 如何に正反対となりしよ! 余は『遥か遥か彼方の幸福の国

の話 の祖国なる独逸、 を聞 いた、 四百のカレッヂと大学を有する米国、 ツウィングリの誇とする瑞西、 ノックスの蘇格蘭、 清教徒の故郷なる英国 アド ルフ n ^ スの瑞 1 ・テル

典に就て聞 であると。 いた。 (中略) 間もなくして一つの考が余の心を捉へた、余の国は実に『無用 の長物」

目的 個性を以て宇宙に一定の空間を占むる、真の均斉のとれし調和的美である。一国民とし 限りなく美しく見え始めた、 ての其の存在は天其自身によりて命ぜられしものである、世界と人類に対する其 したら、 示され と高貴なる野心を有する聖なる実在であり、 既に明白に宣言せられしことであり、又現にせられつつあることである。 たのである。 遥か流鼠の地より眺めて、 我国に就ての斯かる輝しき見方が余の視界に与へられしことを 異教徒時代の怪奇な美に非ずして、自己自身の歴史的 余の国は 世界と人類の為に存在するものなるこ 『無用の長物』ではなくなつた。 其は の使命 高き 其は

限りなく感謝した。

(前掲書、一一二一三ページ)

4 余 S 今日迄余の心を苦しめし凡ての難問の解決が存するなり。 瞭に余に啓示せられしこと嘗てあらざりし。神の子が十字架に釘けられ給ひし事 3 給 し の義 ひて、 三月八日 余の生涯 五月廿六日 彼は彼の栄光 務は耶蘇を信ずる 余を堕 落 此の世には悪よりも遥かに多く善が存在するとの思想によりて、 のために余を用ひ給ふ可 以前の最初 一に於て極めて重大なる日なりき。基督の贖罪の力は今日 に在り。彼のために、神は余の の人の清浄と潔白 L m とに返し L 欲する凡て て遂には余を天国 得給 基督は余の凡 \$ のも 今や余は神の子 (前掲書、 0 を ての K 救 余 負債 ひ給 K 四八八 5 の如く の中 を支払 \$ ts 1 ~ 給 2 し \$

よ K 0 唯一 感銘 香気 事を要す、 を与へ よ! られ 然る たり。 是れ即ち耶蘇基督の宗教なり。 に人は、 鳥なり、 四六 花なり、 時 中、 悪を呟きつつあるなり。 太陽なり、 空気なり、 何たる 世界は其 (前掲書、 を 楽園と 美よ、 五〇ページ) なす

(2) 「代表的日本人」から

1 なる牧師 多くの石が更に此の方面 本に於ける られた者はない。 彼 一勝を担ふ贖罪の羊とされた。 (日蓮) の一人が、 基督信徒にとりては、 は、 彼自身の宗派〔日蓮宗〕 その全注意を斯 そして基督教が此 からもまた彼に 此 かる方向に向けてゐたことを余は 如何 の人 の国 向つて投ぜられ に称讃 に現れ なる人も日本に於てこれ以上 以外の同じ仏教徒により、仏教 た時、 の弁を呈することは、 基督教 たのである。 も亦この問 嘗て基督教 知 イスカ の讒謗を積み重 つてゐる。 題 の受くる一 K IJ 参加 0 オテの 有名

概ね今日の批評学の試験に堪へ得ないことは余も認める。彼の論争は上品でない。**** の調子 尖鋭であつた。併し乍ら彼よりその知識上の誤謬、遺伝されし気質、 は 余としては、 狂気の如くである。 もし必要とあらば、 彼は確かに不均衡の性格であつた。 此 の人のために我が名誉を賭する。 ただ一 方向 時代と環境が彼 彼の教 K 0 余り 義

ダ

K

好意ある言葉を語るだけ不敬虔に響く

のであ

る。

2

Ξ 偽善 する n 師し 礼拝しつつある百五十万乃至二百万の信徒を見る。而かも余は此等は凡て恥 四 教を発見したとい の仕事 千 人間 生命 信 者 に印したる多くのものを剥ぎ取れば、 聖書がルーテルに貴かりしだけ、 の僧侶と八千の教師を擁する五千の寺院と、 こともできな 他 仰 は を投出さんとする幾千の随身者を有つこともできない。 二十五年以上もその偽善を保つことはできない。 0 と考ふべしと聞かされるのである! として最も正直なる人間、 は余りに強くある。 如何 (鈴木俊郎訳、 なる手段によりて我 ふから いではないか」。 前揭書、 Ł カー もしも虚偽が 第十六卷、 ラ 余は余の周 イル 九 日本人として最も勇敢なる日本人 法華経は此の人に貴くあつた。 は は 正直を虚偽と区 三八一九ペー 然らば諸君はその骨髄まで真実なる一個 叫-此 5 の地上にて斯 囲 斯かる を眺め、 此の人の定めた方式に則り其の中 『不信実なる人間 2 事を信ずるには、 別すべ (別に同 此の人の くも また偽善者 永続的 きであらう 一訳者による岩波文庫本あり 『不信実な 死 K 後七 は、 は を有する なるも 『我不愛身命、 余の 彼 煉丸 百年 0 人間 知らずの山 る た のなりとす 0 人間 の家 3 のであ 性に 4 K 心 を建 が宗 何

対

時

彼は 葉であつた。ルーテルが或る意味にて然りし如く、彼は経典崇拝者 情無上 道』(我は身命を愛しまず、ただ無上道を惜しむ)は、 高貴なる 知れ 己の遺はされ そして一書のために死に得たる人は、 英雄である。現代基督信徒の日蓮誹謗者をして、自分の書は塵 或はも ない。 併し書物はあらゆる種類の偶像の権力よりより高貴なる崇拝の対象であ し其が日 たる国民に其れの受けられ 4 口 にのぼり、 その霊感は熱烈に擁護せ 英雄の名を以てよばるる大概 んがために、 幾多の危機に臨んで彼の用ひ 十五年 られ 間、 (bibliolator) であ 屋に蔽はれ. 剱難と謫流に堪へ、 つつありとならば の人々よりより をらざる った

打たるべき最後の人であらねばならぬ。 にまさりて人類の諸問題を善き方に導きたるかの書 [聖書] の所持者によりて、 (前掲書、一四一ページ)

と霊魂をそのために賭し得るや否や、

顧みる所あらしめよ。

日蓮こそは、

他の凡て

3 愍と柔和との豊かさは、一に於けること他に於けるが如くである。 同じ強烈さ、 実際、 日蓮 同じ病的な熱狂、 の生涯は何時も余をして多妻主義を除いたマ しかしそれ にも拘らず目的に対する 木 x " ただ余は日本人は、 1 同じ誠実、 を想起 中 衷 むる。 な

る燐ル

らしめたのである。

けなくして十分に一つの勢力である、その価値を確立するために、 力 さつてゐた点に於て、より偉大なりしと信ずる。 で アラビア人より、前者が彼の経典に信頼したるは後者がそのコーランに信頼し より多くを為すべきであった。 は はない。 日 .蓮にとり必要欠くべからざるものではなかつた。 其の書は独りにて何ら人間 7 木 X ットより偽善の非難を取去つた歴史は、 斯かる頼るべき書 日蓮の正当なる評価のために、 ありて、形而下 如何なる勢力も たる 的勢 必 0 要 助

考へることはできない。実際、彼は、彼の独創と独立とによつて、仏教を日 者の一人が、 其 か も知れ それ 処には一 ゆゑに、 ぬ僅 個の注目すべき人物、全世界に於ける彼の如き人物のうちにて最も偉 我々の前に立つのである。 かな精神異状の気味 彼の第十三 世紀の衣裳、 (凡ての偉人に宿ってゐる如く、 これ以上に独立なる人を、 彼の批評学上の知識の誤謬、 と余は想像する)を剥ぎ取れば、 余は 彼のうちに宿つた 我 かい K 本の宗教た 人 大なる 0 間

(前掲書、一四一一二ページ)

(3) 「後世への最大遺物」から

魔が、 本当 ひま いいのい (1) こと 遺、 出、 牛、 失望 す。 涯, 悲、 支、 諸 物がが 0 来、 遺 0 配、 君 ある。 而し 出 世、の、 0 すい \$ 物 サ・ウ・し・ 来 世、 るい 我 で 6 て高 る 中・の・ 世、 は ば 0 4 遺 0) 10 中、 中 0. \$ ts 夫れ 最 物 尚 て、是、 で、 VC 中、 前 はつ い 物とし なくし C あらずし に、 カン なる かと 何。 谱 は あ、 5 Too は、 物 勇ま 15 6 承 思 あ。 誰、 2 て、此、 て、 ずい い 知 \$ る。 は に、 かい L L かいの \$. 何 て、 と思 世、歓、 T い 他 150 遗、 C 喜、 希望 を、 居 生 60 すい あ 0 神、
が、 ば。事、の、 去、の、 \$ る 涯 遺 る 世, 0 生 2 物 0 カン 支配、 勇。 111: 0 0 涯 は は、 出, と、中、 0 で 来、私、 何 べるとなが考 Lin To 中 すい あ 0 誰 し。 あい りま \$ 6 あ 110 るい K ことであ る、 あ 世、 3 \$ 高。 こいへい る す。 ろ、て、 力 尚。 0 0 2. ことを信 中、 2 ح 750 0. 見、 いいいかい Co 即、 す 潰、 30 い りま あ、ち、 5 事 生。物、 すい 考を我 る、此、 2 0 涯。で、 と、世、云、の、 す。 ずる 出 で。利、 あ。益、 私 来 其 \$ ない 事 中、 から る る。ば、間、 ·遺 0. 6 事、 は、 ح 遺 20 カン カッ 牛、 ムで 物 あ をい 物 思。 り、後、 は、 涯、 3 信、 是、 ひ。あ、世、 6 は、 ず、 申 ます。 に、 は 2 実、 此 るい 誰 决、 す ts て、の、 世, 事、 L 范 害、 \$ て、 0, To \$ 2 0 が 中 あ、 悪、 思 事、 ts

ない

け、

no

ば、

が、年、いいと、世、私、② を、ま、墨、の、は、 出、 と、中、ま、そ、 薫んすい 来、 0 を、 に、だ、れ、 るい 陶さ 0 し、即、以、於、 --て、ち、て、 ていつい 即 私、私、紙、私、遺、 之を短く云ひますれ が、の、が、す、私、 0, 思、此、 上、私、も、 世、に、の、の、 想、 を、の、遺、考、を、 へ、持、 若、中、す、 をいつい いいに、事い 8 実、て、 人、生、が、 るい 行、居、 き、出、 に、 注章 て、来、 すい ま、 居、 るい るいすい HI. Lin で、 事、 来、 る、 或、が、何、 間、 著述をすると云 さい、事い に、は、 出, ん さうでなっ 来、で、 ts. あ、 業、 て、 け、る、 其、 を、 れいかい は、 ば、 2. 人 <. なして私 ずことが とも、 云、 ふ事 0, るい、 私は之れ、 私は之れ、 私は之れ、 事、 と学 かい 生 す、 出、 0 上を教ゆ 事、 来、似、 をいの。 るい 業、 実、思。 なったい 事、 行、 を、け、様、 想。 ない する 許、 る ts. n ない 6 す。 ば、 3. 3. 事、

(前掲書、三四七ページ)

S

事 C し、

め、私、

が、神、

る、は、ご、を、し、事、青、ざ、筆、此、

(附)新渡戸稲造 (一八六二一一九三三)



注

明治大正昭和にわたって活躍した教育家、農学者。文久二年

新渡戸稲造 昭和八年(一九三三)生涯をとじた。明治三十二年、彼が三十八歳の時、 東京帝大教授などを歴任、キリスト教的人格主義に立つ教育者として とで洗礼を受けた。アメリカ、ドイツに留学し、後に第一高等学校長、 (一八六二)盛岡に生れ、のち札幌農学校に学び、クラーク博士のも

英文で著わした「武士道」は、はじめニューヨークとロンドンで出版、その後マーラッチ語、ドイ 語に翻訳刊行された。 ボヘミア語、ポーランド語、ノールウェー語、フランス語、シナ語、ハンガリー語、 ロシア

は、この書を読んで痛く感激し、アメリカ陸軍士官学校に寄贈して長く教科書として使用させたと ら探求するに至った。 露戦役において、 アメリカもその例にもれず、当時のアメリカ大統領セオドア・ルーズベルト 日本が大勝利をおさめてから、世界各国は盛んに日本戦勝の真因を各分野か

・エマスンと並んで理想主義哲学者のジョサイア・ロイス(J. Royce)である。そのロイスは彼の著 又、米国、ハーパート大学哲学科出身の三羽鳥と世に喧伝せられたの、W・ジェームス、R・W・

奨したのは、 でいる、あの古来の武士道の幾分かを知るに至った云々」と云ってる。ロイスのこの本を紹介し推 「忠義の哲学」(The Philosophy of Loyalty)の中で「ニトベがその小さな本の中で日本の魂と呼ん 九州大学、地質学教授の河村幹雄博士であった。(博士は「日米不戦論」昭和五年刊の著

者で、遺稿に、 これら一、二を省みただけでも、「武士道」の国際的感化力がいかに大であったかがわかる。 岩波書店刊の「名も無き民のこゝろ」があり、惜しくも四十六歳にして昭和六年に歿した)。

(戸田・名越)

(1)「武士道の渕源」から

仏教の与へ得ざりしものを、 神道が豊かに供給した。神道の教義によりて刻み込まれ

によつても教へられなかつた程のものであつて、之によつて武士の傲慢なる性格に服従 たる主君に対する忠誠、祖先に対する尊敬、 並に親に対する孝行は、他の如何なる宗教

貴ぶ。 性が 掲げられたる素鏡が、 できる。それ 賦与せられた。 にして神のごとく清浄なることを信じ、 神社に詣づる者は誰でも観る如く、 は人の心を表はすものであつて、心が完全に平静且 神道の神学 その備 へ付の主要部分を成すのである。 には 「原罪」の教義がない。 その札拝の対象及び道具は甚だ少く、 神託の宣べらるべき至聖所として之を崇め 却つて反対に、人の心の本 鏡の存在は容易 つ明澄 なる 時 に説

御像を映す。この故に人若し神前に立ちて礼拝する時は、

るを見るであらう。かくてその礼拝の行為は、

汝自身を知れといふ旧きデルフィ

の神話 映れ 神の

鏡の

輝 く面

に自己

0

像

0

と同一に帰するのである。

神道 の自然崇拝は、 国土をば我々の奥深きたましひに親しきものたらし め、 その祖先

崇拝 は 金鉱 系図 を採 カン ら系図 堀し たり、 へと辿つて、 穀物 を収穫したりする土地以上の意味を有する 皇室をば全国民共通 の遠祖と為した。 我 A K それ とりて国 は神

察の長ではなく、

文化国家の保護者でもなく、

地上に於て肉身をもち給ふ天の代表者で

即

我

々の祖先

の霊の神聖なる棲所である。

又我

々にとりて天皇は、

法

律

玉

家

の警

奥殿

りである。

同様

の混同

は我が民族的信仰

(神道)

の語彙の中にも見られ

る。

然り、

その用

あり、 言ひしことが真であるとすれば、 V 天の力と仁愛とを御一身に兼 は 権 威 の像たるのみでなく、 このことは日本の皇室については二倍にも三倍 備し給ふのである。 国民的統 0 プートミー 創造者で あり、 氏が英国 象徵 で の王室に る」と

調 シアのことか国民そのもののことか、之を見分けることは屢々困難である」と。 とを言つてゐるのか、国のことを言つてゐるのか、天のことかエルサレ 義が含まれてゐる。 せられるべ 道 0 教義 には、 き事 柄である。 我が アーサー・メイ・クナップ氏曰く、「ヘブル文学に於ては、 民族 の感情生活の二つの支配的特色と呼ばるべき愛国心及び忠 ムのことか、 真に然 神のこ

た方が 装 民的 語 之等は教義としてよりも刺激として作用した。蓋し神道は中世のキリスト教会と異り、 は 0 ない 本能 曖昧 更に正 ので 15 民族 る 確ではあるまいか?—— あ により、 る。 的感情を入れ この宗教 論理 的 た粋であるから、 ts る頭脳 或はこの宗教によって表現せられたる民族 は武 の人からは 土道 敢て体系的哲学若くは合理 の中に忠君愛国を十二分に吹き込んだ。 混 同 と思はれるであらうが、 的 的神学 感情 それ たるを と言っ は国

その信者に対し、殆んど何等の信仰箇条をも規定せず、却って直截簡単なる形式の行為 の規準を供給したのである。 (矢内原忠雄、昭和十三年訳、岩波文庫版)

(2)「武士道は尚生くる乎」から

H

新日本の最も輝かしき先駆者の一人たる吉田松陰が刑につくの前夜詠じたる次の歌は、

武士道は一つの無意識的なる且つ抵抗し難き力として国民及び個人を動かしてきた。

本民族の偽らざる告白であった。

形式をこそ備へざれ、武士道は我国の活動精神、運動力であったし、又現にさらであ かくすればかくなるものと知りながらやむにやまれぬ大和魂

る。

存せる人物の回顧談を繙いて見よ――然らば彼らの思索及び行動は、武士道の刺激の下 現代日本の建設者たる佐久間、西郷、大久保、木戸の伝記、又伊藤、 大隈、 坂垣等現

に行はれし事を知るであらう。極東を研究し観察したるヘンリ・ノルマン氏は、日本が

若く

は

煽

者

から

何

処に

あるか」

及

ウン

ゼ動

ンド

氏が、

日本の変化を造り出し

たる原

動力は、

全然我が国民自

身

0

中

K

最も れた言である。 L たが、 之は新日本の現在を建設し、 般 も正 確なるも のが、 その 国 且つその将来の運命を達成せしむべ 民の 間 に支配的勢力を有 する事」 き原動力 K あると言 K

他

0)

東洋

専制

国と異る唯

一の点は、

從

来人類

の案出

した名誉

の掟の中、

最も厳格なる、

触 明

であ 1 K 東洋 ル Ħ P " 1 は 7 0 影響 から 13 たことを忘れる。 20 の制度並 " 欧 か ら文武 氏 桃 13 To は かい は の大砲 な 一に人民を精しく観察したるタウンゼンド氏 日 又問うて言 の組織 本に影響した を輸入した如 英国 欧洲 の方法を学び、 \$ が支那 人が日本を教へたのではなく、 かを日常聞かされて、この島 「日本を改造したる 1 から茶を買 日 それが今日迄の成功を来したのである。 本 は 欧洲 ふことによ の機械 = 1 科学 P りて影響を受けたと言 は記して曰く、 " 1 を輸入した。 国 日本は自己の発意を以て 0 の変化の全然自己発生的 使徒、 哲学者、 正確 「我 に言 へな 々は如 数年前 政治家 一へば、 何 日

し事を認識したのは、誠に卓見である。而して若し氏にして更に日本人の心理を精察

したらば、氏の鋭き観察力は、必ずやこの源泉の武士道に他ならぬことを容易に確認し

動機であつた。殖産興業の考慮は、改革の過程に於て後より目覚めて来たのである。

得たであろう。劣等国と見下されることを忍び得ずとする名誉の感覚——之が最も強き

(前掲書)

両

一十四、福島中佐(1分三-1九1九)

福島中佐と郡司大尉とは、共に日本歴史上、未曽有というべき冒険旅行を敢行した二人の軍人で 司 大 尉 (一八六〇—一九二四)

漸く近代国家としての実質的な歩みを進めており、そういう時期に、相前後して敢行されたもので あった。当時我が国は、憲法制定(明三二)・教育勅語(明三三)・第一回議会(明三三)などを経て、 冒険の双壁」と称せられ、長く人々の心に印象づけられてきた。 て行なわれたものではない。それは当時の日本の広義国防の面からの深刻な使命感に発したもので ある。その旅行即ち、福島中佐の欧亜大陸単騎横断と郡司大尉一行の千島短艇行とは、世上「陸海 両者のこの二つの冒険旅行は、もともと単なる興味本位の探険や二人のあいだの競争意識によっ

表わされていることであって、両者は、天皇のお心を敏感かつ具体的に感覚しながら、国のために、

者の旅行事蹟を調べてみて特に見逃し得ない点の一つは、天皇の大御心に対する常時的配慮が

あった(明治二十六年三月二十日から六月十二日までの期間は、両者重復している)。

ちの振舞い」ともいうべきものがうかがわれ、日本歴史の伝説に見られる日本武尊の御活動の精神 とを、同日に論評することは、慎しむべきことと思うし、そこには近代日本の建設への「みことも ものと思う。私見にはなるが、個人の名誉欲に出発する冒険と、こうした心の姿勢でなされた冒険 けとれる事実である。こうした点に、当時の人々が天皇に対していだいていた心の一端を偲びたい らず両者は、終始、大御心を内心の支えとしながらこの旅行を続けていたことが、その記録から受 旅行を命令されたり、あるいは示唆なされたというような事実は、全くなかった。それにもかかわ という心の姿勢を貫いていたのであった。しかし、内実は、天皇が、両者の何れに対しても、その

を全らするが、本書には、その冒険旅行に関するもののみを掲げることにした。 見落してはならない内容・時代相を見ることが出来るのではないであろうか。両者はともに、天寿 中佐に対してはその旅行中に、夫々御内帑金を下賜せられた。没我無慾の両者とそれをお心に深く とめられた天皇、 さて、この旅行が敢行された明治二十六年という年は、明治天皇は御齢四十一であられ、 ということになるが、そうしたところに、明治時代の日本の興隆ということの、 郡司大尉は三十三歳であった。天皇は、郡司大尉に対してはその出発前に、福島 福島中

にも、深く内的なつながりが見られるような気がしてならない。

(1)福 島 島 安 Œ 安学 正義 (一八五二—一九一九)

一十五年まで駐ドイツ公使館付武官。後、 福 十一年、 から貧に苦しみ、十二歳の時、藩茶部屋屋となり、 治六年、 本藩士(長野県)安広の長子として生まれ、 後に陸軍大将、従二位勲一等功二級男爵。嘉永五年九月十九日、松 司法省十三等出仕。 臨時士官登用試験に合格して陸軍歩兵中尉。 参謀次長・関東都督などを歴任。 翌年、陸軍省に転じて十一等出仕。明治 三歳の時母に死別。 家計を助ける。明 明治 二十年 幼時 から

としたのは、当時のことを中心に扱うためである。 行中に進級したので、世上「福島中佐の欧亜大陸単騎横断」などという。本書の見出しを「中佐」 ٢ イッから帰国するのに、ベルリン――ウラジボストック間の欧亜大陸を単騎横断した。 この旅

この 日程 「欧亜大陸単騎横断」の概要は、次の通りである。 (算用数字は、地名の上のものは到着月日を示し、下のものは出発月日を示す)

279

明治二十五年二月十一日ベルリン出発 ーヴォルガ渡河 ーーエカテリンブルグ7.15 4.24 モスクワ5.7 ボ ワルシャワ2.28 ロジノ5.18 チューメン7.25 3.24 レニングラード ノブゴロド5.29 オムスク8.12 8.30セミバ 6.28

庫倫 スク9.6 ーキャクタ 12.8 ・亜爾泰山脈に入り、科布多――鳥里雅蘇台――鳥蘭不少―― ----イルクーツク-----12.31 12.31 チタ1.20 一亜爾泰山 ネ 脈を出て、 ルチン

ウラル山脈越え

スク――ブラゴエシチェンスク――黒河 明治二十六年六月十二日ウラジボストック到着 斉々哈爾 ——伯都訥

吉林

寧古塔

邱春

口旅行日数その他

旋」「ウラル」「アルタイ」「ウスリー」「興安」などの乗馬を含む数頭で、このうち斃れた と綽名されたとい この行程は、約一万五千キロ、所要日数は十七ヵ月(四八八日)であった。使役した馬は、「凱 もの三頭、廃馬となったもの数頭に及んだことをもってしても、旅行が如何に苛烈なものであ ったかがらかがわれる。 なお、出発時の乗馬「凱旋」は、「アルハンブラー」(「空中楼閣」の意)

さの中を数日間にわたってコレラ地帯を通過し、ネルチンスクを過ぎては「ウスリー」が暴走 中 佐自身、 ヴォルガ渡河では流氷衝突の危険を置し、チューメン付近では三十度を越える暑 元社刊)(桑原)

騎

して氷上に落馬し脳底に指が入る程の重傷を負うなど幾多の辛酸を嘗めた。 本 への引用 は、 康徳七年七月十五日、 満洲日日新聞社発行 「大陸開拓精神叢 書」

第

29

輯

福島中佐の単騎遠征」によった。 (関)

正岡子規の明治二十七年の句

秋高く魯西亜の馬の寒げなり

れてあるのを、私も見たことがある」。と注している。 記念に、その馬を動物園に提供した。それが、福島中佐の斯く斯くの馬であるとして、檻に入 ったその時、かつて乗つてをつた馬が倒れた為に、 というのがある。この句について、 高浜虚子は、 途中からロシャの馬に乗つて帰つた。その 「これは福島中佐がシベリヤを横断 (虚子「子規句解」(昭和二十一年・創 して帰

1 遠征に際して語つた言葉

駅に於いては住民の懇情に飾り気なく、よくその国民性を露はしてゐるので、 過ぎなどしてゐる間に、 の旅 行 は 一日僅か 四十キロ程度しか進まな 地勢地理を観察することも出来る。 いが、 山に 殊に、 登り、河をわたり、 山間 僻地の 寒村、 平野 荒 を

これらの

処三至 紀 踏 紀 幾 ためのみ。予は徒らに奇を好み険を冒さんとするものではない。 旅行を選んだのは、途中艱難に遭はんがためである。目的はたゞ観察の好材料を得んが 事をよく調査観察しなければ、 旅行が不便なれば不便なるほど閲歴は多い。艱難はこれ即ち観察の好材料。 元 歳 令 誠, 嘉 研 存,無,生 辰 節. 千八百程。 鑽 初期,新、 発,欧 3 2 十一月三日の作 出発時 死、 の作 幾歳 誠の存する処生死無く、 その国の真の姿は解らない。(中略) の研鑚機漸く熟し、 (この日は明治天皇天長節、 ウランプセウでこの日を迎えた) 踏破す三千八百程。(同書、五ベージ) 紀元の嘉節に初めて行を開く。

単

騎

悠

K

+

閱

月。

紀元の令辰欧洲を発し、

単騎悠々十関月。義江清き辺鴻恩

282

予の騎馬

(同書、

ニページ)

馬

を進むる竜江氷上の途、

忽ち見る後方鉄蹄

の至るを。

豊料が

5

N

p

警官

の家書を伝

\$

(5)

金 義 Щ 江 高* 清* 辺 処 想, 思。 三鳳 鴻 闕 を思 奉祝す天長の大賀節 V. 金元 高き処鳳闕 を 想 \$ 0 微 臣 今朔漠 同 の中で

に坐

奉祝天長大賀節。微臣今坐前漢中。

4 明治二十 六年元旦 の作 (ウェ 12 フネウヂンスクを過ぎて元旦を迎える)

除 積 夜 雪 亜 一益深 漸 九 極月 露 3 領 ルフネウデン 蹄 枢要 旬 九 鉄氷り、 T H 0 地、 に達す。 残夜鶏 義府 湖 水 を開 客 は 已に閉ぢて 軍政 舎 に睡覚め い て早 総 督 寒凛 の庁。 朝 て新歳 K 起き、 例。 馬を を迎 眼 界 留 再び湖南 23 様 7 東方 観光二 天地清 を指 遥 1 一週日 かい L K 7 吾が 拝 連 す帝 晚餐 日 飛禽 馬を進 Ξ 夜 宴 0 の影を見ず、 城 む 温 n 情 集る ば、

一月二十二日の作 、帑金弐千円を下賜あらせ給うた旨を報じていた。家庭からの手紙を伝達する。この手紙には去年十一、チタを過ぎて二日目、チタの警部長の使者が追掛け 月御内

一五べ

1

2

283

封を聞けば字々数行の涙。大陸横断功未だ全からず、天皇嘉賞恩賜有り。

6 二月十一日の作 (節は旅行中第二回目のものであった)

去年の今日伯林を発し、単騎三千里外に別る。義水高原月花を賦し、金山朔漠風雪を

詠ず。黒竜氷上佳辰を迎へ、馬を下つて跪拝す紀元節。

(同書、一二四ページ)

(2)郡总 司口 成為 忠恕 (一八六〇—一九二四)



司

郡 思 同期。 件)・成友(文学博士)、妹は延子・幸子 生まれ、父は幸田成延。 明治五年、 海軍大尉從六位勲五等。万延元年十一月十七日、 明治二十一年、海軍大学校に入り、 東京築地の海軍兵学寮に入り、後の首相・斎藤実大将と 幼い時、 親戚 ・郡司家を継ぐ。 (安藤姓) (共に音楽家)。 後の首相・加藤友三郎大将 東京神田末広 弟は成行 町に (露

L

て

いるうちに、

を興 K 移住し、 同年、 本籍を北 千島短艇行を敢行する。後、 海道千島国占守郡占守島に設定し、 家族と共にこの占守島(しゅむしゅ島・千島列島の最北端) 千島の保全にその一生を捧げた。大正十三

期であった。明治二十六年一月、予備役仰付けられ(軍人として現役でなくなること)、報效義会

と同

当時 船の か のこ 力 カン 年八月十五日死去。 きまわり、 明治天皇は、 2 たに るた 2 ってい の日 た。 のようなご心配は、 い ちがい 3 ず n た。 K 本 彼の十六歳のとき明治八年に、 遂にそれは、 か 先づ軍艦に依る移住民輸送を計画 0 ない。 国力をもってしては、千島の保全を全うすることができず、 わが国の北辺の事情についてお心にかけられ、片岡侍従に御沙汰あらせられた。 こうした屈辱的な事態を知って、 北海道に最も近い色丹島に移住させるなどの策をとって、日本政府は当面 による移住を計画したが、これもまた誰一人として協力してくれなかった。そうこう 漸く募金も集まり、御内帑金(天皇のお手許のお金)をさえ賜わるに至ったが、彼 墓は東京池上の本門寺内にある。 海軍大学校在学時代に、彼はそのことにふれている。たまたま、 容れられるところとならず、それでは、 彼の決意を一層具体的な方向に向けたもののごとく、 わが 国 した。 海軍軍人たる郡司大尉は、深く心に期するものがあ は、 しか P シャとの間に、千島樺太交換条約を結んだが、 しこれは容易に実現するわけのものではな ということで、 占守島の住民の安全をは 次に汽船、 彼は朝野の人々を説 明治二十三年、 0 糊塗をは ついで和

は今更船を雇うことを恥じ、ついに短艇行すなわち、ボートに乗ってこの計画を決行するに至った

千島短艇行の概要は次の如くである。

距離 東京から千島最北端占守島まで一、九二七カイリ。

明治四十三年から四十五年にかけて二度南極探険をこゝろみている。その記録が彼の著「南 隻。なお、 出発時 の編成 この九十九名の内には、白瀬矗陸軍中尉・横川省三が加わっていた。白瀬中尉は、 九十九名と、海軍の横須賀鎮守府から払い下げられたボート三隻を含む五

年(一九四六)九月四日、八十四歳で亡くなつた。彼の「南極探険」は「世界ノンフィクシ 道破壊の任務を帯びて行動中、明治三十七年四月十一日、沖禎介と共に捕えられハルピン原 "ン全集36」(筑摩書房刊)に収められている。又、横川省三は、 極探険」である(大正二年一月刊)彼は元治元年(一八六四)秋田県に生まれ、昭和二十一 朝日新聞記者で、後に鉄

ばされぬ」という毅然かつ堂々たるものであった。銃殺の刹那、天に向って物言う様に何事 る必要はない。 赤十字に寄付したが司法官が「妻子に送っては如何」といったのに対する回答は「国元に送 日本国皇帝陛下は国家の為に斃れた者の遺族を見すてらるるようなことは遊

頭で四月二十日銃殺された人である。彼は、銃殺直前一千ルーブル相当の清国紙幣をロシヤ

田

かを大声に日本語で語ったと伝えられるが、その一言が何であったか分らない。

日程 そのものに情熱を注いでいた会員は之に反対する。又、一部の会員は前途を悲観して解散論を述べる者も 签石12宮古13小本川14久慈15 5.15 壮行会に出席 明治二十六年三月二十日午前九時四十分、東京隅田川言間 渡 出る) 6.5 丸と九人を失う) 珂湊4.8請戸川20原釜4.荒浜86貞山堀88、195年4.2塩釜5.1石巻上 四名と別れる。 ついで、吾妻橋下で一旦停止し、根室で合流すべく陸路北上する陸軍下士官の報効義会会員 (算用数字は、 居住させる。他の会員は軍艦「磐城」に便乗)占守島到着八月三十一日十一時。 函館 (この時の見送人は三万と称せられ、参加した帝国大学生の一団は壮行の辞を読んだ)。 地名の上は到着月日、下は出発月日を示す) (錦旗丸による)17 (禁止)18 (泰洋丸による) 31 捨子古丹島(この島に会員九人 白糠 (白糠沖の遭難の報を聞いて、曳船を提供しようとする者があった。 5.18 鮫 5.20 (この間、 白糠沖で暴風雨に遭難して三番艇と十人・鼎浦 鹿又— 付近から出発。出発に先立ち 追波5.5気仙沼5.7 短艇行 5.9

占守島における生活状況

であった。到着した年の十一月三日、千島は既に雪が降っていたが、占守島においてはこの七 占守島に居住 した者は、郡司大尉・白瀬中尉・坂本・森・加戸・小野・上田各会員の計七名

失調のため脚部が膨脹してしまっていた九人の会員が、牡丹餅を拵えて遙かに天長節を奉祝し 名が、アルコール数滴ずつの盃を手にして、遙かに東都を拝し、捨子古丹島においては、

山頂の測候所を開設した人)を激励している)。 月一日一旦占守島を離れて東京に赴く(二十九年に復帰するが、この間、富士山頂の野中夫妻(富士

た。翌二十七年六月二十七日になると、幸田成延が、息子と交代のため来島し、郡司大尉は七

占守島においては、密猟米国人を駆逐するなどの活劇もあったが、婦人部・少年部を設ける 生活体制を逐次整備し、やがて結婚式が行なわれるほど安定し、報效小学校という小学

校も、まもなく建設されるに至った。

明治三十七年二月、 開戦を知るや、一同はそれぞれ覚悟を固めるが、郡司大尉はカムチャッカに渡って行動、 日露開戦となるが、一同が之を知ったのは、 四ヵ月後の六月一日であっ

ついにベトロパウロフスクで捕えられてしまった。

昭和十四年十月十五日鱒書房発行

「郡司大尉」によった。(関)

本書への引用は、

①「千島移住趣意書」の全文

当時の宮内大臣土方久元の命名により、報效義会が組職され、この会の設立趣意書即も移住趣意書が出

るや必せり。

版図 挙な K 0 たずして明かなり。 挙なし。 千島 至りては、 かりしは、 巨多の利益を収め去る亡状之より甚しきなし。我が邦人之を知つて未だ之を斥くる に帰したる 群島 此の如くにして、若し荏苒歳月を経過し、彼をして密猟の習慣をなさしむる は我が国北門の鎖鑰にして、 其 豊冱寒僻遠を恐るゝの故に の習慣は彼の辞柄となり、他日之を斥けんとするに当つて、紛議を生ず は、 各国 然る 共に明かに認識する処なるに、 に義に勇むを以て誇れる皇国 此の警戒寸時も忽にすべからざるは、 由るに非ずや。 人に 外人此処に来て海獣鯨族を密猟 千島 して、 の樺太と交換して 従来千島を拓 識者を俟 殖 本邦 す る

郡司大尉の筆になるものである。

知る。 奮進 あらん 天皇陛下曩に畏くも特旨を以て、 其の帝国版図たるの実を挙げん事を企画して、其の方針を定むる事、 の勇気ありて、 中。 今や成忠之を他人に待たんより、 海軍退職下士卒一百余名と共に志を同じうして、千島極 既に業 に千島に拓きたらん 侍従を派遣し給へ 自ら奮つて之に当るの愈れるに如か には、 るは、 何ぞ斯の大御心 抑も何の故ぞや、 を煩 北占守に移住 左の如し。 は 1 玉 奉ること ざるを

一、国防上に必要なるが為めに、新知島北端プロトン湾口の岩礁破砕実地試験をなし、 其の結果を内地に報道すること

一、将来の移住者の為めに、千島全島の天候、気候、 地質、 及び鉱物、 植物を調査し、

、将来内地より被服、 是を内地に報道すること

を内地に報道すること 糧食の供給を仰ぐ事なく、 自活の方法を研究して、 其の結果

予備海軍大尉 郡司成忠

(同書、一三ページ)

2 白糠沖遭難事件の所感(前途を悲観して解散を唱える会員が出た折のもの)

是れ会員の卑怯なるに非ずして、成忠の不徳に基づくことなれば、上 是等の徒続々として輩出し、 進まんと欲するも誰一人も之に応ずるもの無きに至らば、

天皇陛下をはじ

ひ彼を思へば、禍福吉凶の大波瀾は我が五尺の体軀を動揺し来る。忽然として静かに之 め奉り、下国民に対し、成忠が罪を謝せん為め、自ら決する所あるべし。なれど之を思 たしめ賜へ

はくは我れに慈悲の心をもたしめ

当つて処するに間髪を容れざるを石火の機といふ。人生の事、 を思へば、 是皆取り越し苦労のみ。 取り越し苦労は人間の最愚劣の妄想に過ぎず。事に 何ぞ是と異ならんと、 即

ち大声放吟して日

ともすれば眠る此の身を驚かせ岸辺に高く打つ浪の音

(同書、

(3) 黙祷の辞(大尉の修養訓ともいうべきもの)

願

L め賜

はくは我れに慈愛深き父母の命に従ひて学問に励み得るよふ強固なる意志の力をもた

願 願はくは我れ 願はくは我れ はく 、は我れ に無益の弁を弄する悪癖をすてゝ寡言実行の美風をさずけ賜 に謙遜の徳をさずけ賜ひて に正直の心をもたしめ 再びらそいつはりを言はざらしめ賜 見栄高慢の風なからし め賜

我れに劣れるものに対して 常に憐れみの心をも

(同書、二)二ページ)

片岡利和侍従に 賜はつた御沙汰書 (明治二十三年)

千島探討ノ事 ザ ル ヲ憂フ 之ヲ能 朕頗ル其ノ必要ヲ認ム クセ 1 ト思フモ ノハ唯利和ノミ 而シテ侍臣多クハ蒲柳ノ質ニシテ 風雪 プノ裡は 朕実ニ汝ヲ遣ルニ堪 之ガ任 三堪

ズト雖モ汝能ク赴クヤ

否

(附、二)郡司大尉ノ千島ニ之クヲ送ルノ序

(この時の総代は後の国際法学者・法学博士高橋作衞であった。) で、原文は漢文。 (で、原文は漢文。) (隅田川畔における壮行会において帝大生有志総代が読んだもの)

テ網や 女 険 IJ ノル地 ١ カニ 雖 = 趣だ 旧里 モ、 以テ 然 ヲ出ヅレ モ亦理有リテ存ス。 国 三利 1 ス 即 ル チ 離別 1 則 チ 可 其 憐 蓋シ邦人、 ノ能 ノ色アリ。 クス 慕国 ル所 若シ ノ弊ハ = 非ザ 夫レ郷 其 ル 也 ヲ ノ由リテ来ル所久シ。 去 10 ル 7 其 ト万里、 1 言甚ダ酷 奮 ツテ 徳川 = 危 似

或

٤

ト日

7

「我

ガ邦ノ人ハ

能ク国ヲ愛ス

ル者ニ非

ズシテ徒ラニ

K

ヲ慕フ

者也。

是ヲ以

ル

真

=

Т.

ヲ

ス

ル

=

ゾ

則

チ

能

7

1

如

牛

コ

1

ヲ

得

1

ヤ

大尉

ノ風

ヲ

牛

7 ス

二十四、福島中佐・郡司大尉 余業 害 遇 ± 衝。 東 氏 3 者、 111 気 7 七 せ 7 西 1 ~ ラ 有 漸 皆 鎖 4 1 7 1 1 = ~ 志土 所 シ 者 概:" 奔 V 其 ス IJ 7 0 衰 丰 ~ テ 1 モ 7 馳 政 顧 之ヲ 境 夫も 百 亦 ヲ ク、 ナ IJ 策 1 ラ 変 テ 家 E 余 111 知 V ヲ 奢侈 愛 継 ラ 与 人 X ズ 1 3 郷 Ш = 誰 0 ++ 1 テ 慕 其 = n 1 ヲ デ 与. 举 能 柔 ラ 孤 カ ス 思 難 1 1 0 端 群 佩は 世 情 風 1 -1 1 フ ク、 非 ズ 是 弊 死 滔 t ヲ 玉 1 = ヲ 0 ズ 0 率等 街ば ヲ 為 宴安 追と 慕 Po K = E 決 ンバ 美 北 於 亦さ 中 F リ、 \mathbb{R} Щ 牛 門 テ ラ 1 テ . 1 1 1 頼い 1 焉先 絶 揚 テ テ 慕 干沈 習 = " ズ 弊 テ 1 各 鎖 莫ば 以 大 域 千 唯 漸 1 藩 4 尉 鞭心 島 鑰 人 テ 士 安 1 = 7 1 食 弊復* 入 驟 逸 久シ 心 矯た 対 能 気 堅 -赴 ヲ ヲ 振 2 時じ 77 IJ 1 Ŧ 4 快 是 陳び 0 彼 ル . 7 及 将 起 ス 此常 其 風 起 乱 維 ヲ V ヲ 2 ル b 雪 将着 捨 ス 求 ノ守 得 人 新 ル ス = 宛。 0 0 心 ~ 方き テ ヲ 4 及 = 1 大 0 遺 此 凌ら 7 7 共 登り 而 IJ IJ , K 是 失 0 テ + 1 利 ヲ 1 中 取 天下 吟 テ 爾が + . = 1 フ 有 = 瘴れれ 0 花 為 時 響き = 2 リ、 IJ, 古 三十 千 代 テ 多 法 ス = = ٠ 0 方為 ヲい 有 島 戦 利 流 諷 I 事 重 名剣 冒地 月 乱 年、 对 俗 ラ 1) 1 V 7 -テ 甲 1 如 7 1 ス • 1 = 1 1 其 置 収 際 ヲ テ、 テ 7 1 7 酒 郡 他 鋭 会 運 脱 1 1 ス 4 0 選 1 司 人 ル 1 漸 1 愛 厳 モ . 畏* 歓 壮 大 紫気 能 将 時 ヲ 1 ナ 7 鼾ない ナ 異 呼 尉 難 泰华 ル 1 -V ~ 1 IJ ズ 烈 = =

遭

火

楽

1 ヲ 7

ク

某等竊カニ国家ノ為ニ此ノ行ノ成ル有ルヲ望ムナリ。大尉ソレ勉旃。 ヲ矯ムルヲ得ンコトヲ。 遺利収ムベク、 余業継グベク、北門ノ鎖鑰当ニ其ノ守ヲ得ベシ。

者、懦夫モ亦志ヲ立ツル有リ。庶幾クハ、我ガ邦ノ士気是レヨリ振起シ、以テ慕国ノ弊

明治二十六年三月二十日

帝国大学有志者 拝具

(同書、七八ページ)

(附、三)野中至夫妻と郡司大尉

彼は廿八歳であった。やがて妻の千代子も山頂に来た。彼女は当時のことを回想して次のように述 明治廿八年の秋から冬にかけて、野中至は富士山頂に気象観測所を設けてこれにたてこもった。

1

を送りたまへる義弟清殿にことづて参らせしに、 「十月十三日、東京にまします父母の御許につゝが無ら山頂に着きし由を認めて、吾 清殿も、 いつ果つべき名残ならねばと

れ』と、互に思ひ慰めてしことの、心に泌みて、今も富士を見るたびにわが物 と二人のほ て姿は厳の陰に隠れて見えずなりぬ。それよりは、さしも広き富士の頂に、良人とわれ て、何くれと御心を尽し『さらば滯り無う事を遂げさせ給へ、いざ』と出で給ふ。やが せらるる」。 かは、 禽獣すらあらずなりぬるにつけて、 『両人こそ今より富士 のあるじな の心 地ぞ

紙を託された使者が、氷雪を冒して彼等夫妻をおどろかし、よろこばせたことを伝えている。 千代子はこの回想記の十月廿八日の条に、千島探険でその名を知られた郡司大尉から、 激励 の手

二十五、樋の 葉(一八七二一一八九六)



生まれた。

樋 П 葉 小説家。本名奈津、別名夏子。明治五年東京府庁の官吏の娘として 十五歳の時、中島歌子の門に入り和歌を学び、才媛の名が

やが上にも高まったが、その年十一月、肺結核に倒れて薄命の生涯を終った。年僅かに二十五歳。 れた「闍桜」である。その後小説の師・半井桃水との浮評が伝わるに至り、桃水と別雄、二十六年 たけくらべ」を一括発表するに及び、幸田露伴、 夏から下谷竜泉寺町に荒物屋を開業したが、翌二十七年には本郷に移り、 と妹の生活を支えながら小説を書きはじめた。その第一作は一葉二十一才、明治二十五年に発表さ 「にごりえ」「十三夜」などの名作を続々と発表、二十九年には、かつて「文学界」に連載した「 年兄が病歿、その後を追って父も二十一年死去するに及び、一家は支 柱を失って困窮した。その間にあって、一葉は一家の中心となって母 高かった。当時一葉の家計はそれほど苦しくはなかったが、明治十九 森鴎外らの絶賛するところとなり、その声価はい 創作活動 も活発となり

ことよ。

当時吉原の遊里のかたわらで、一家を支えて荒物屋を営む名もない女性が、 隅 せて綴った国民的な痛感の記録として、印象づけられるものである。 「千島艦の沈没」とは、軍艦「千島」がフランスより回航の途中、 々 から、 なみに冒頭の 明治の時代を生きた切実な女性の心情が犇々と伝わってくる。 「議会紛々擾々」とは、 当時の衆議院議長星亨の不信任案をめぐる紛糾であり、 四国沖でイギリスの船と衝突沈 特にここに掲げた一文は、 日本の将来に思い

葉には、

これらすぐれた小説とともに、丹念な日記が残されており、

その飾り気のない行文の

没、

浜のイギリス領事裁判所で敗訴になった事件をさすものである。本書への引用は

「新世社」

発行の横

乗組員七十余名が溺死したが、そのため日本から出された損害賠償の要求がこの年十一

「樋口一葉全集」から採った。

(小柳)

(1) 「塵中日記」(明治二十六年)から

十二月二日 晴れ。議会紛々擾々。私行のあばき合ひ、隠事の摘発、さも大人げなき

さまんへに憂ひ多か ふり、 を隔てゝ火をみる様にあるべきかは。安きになれてはおごりくる人心の、 の花やか もにて、我れをしらざるの甚だしと人しらばいはんなれど、さてもおなじ天をいたゞけ に成らんとすらん。かひなき女子の何事をおもひたりとも、 には対韓事件の処理むづかしく、千島艦の沈没も、我れに理ありて彼れに勝ちがたきな のみ恵に浴するは、彼の将相にも露おとらざるを、日々せまり来る我国 半夜眼をとぢて静かに当世の有さまをおもへば、あはれいかさまに成りて、いかさま あなどらるる処あればぞかし。猶、条約の改正せざるべからざるなど、 風雨雷電いづれか身の上にかゝらざらんや。国の一隅にうまれ、 は 住居の末なるより、 自利をはかりて公益をわする」のともがら、 なるをしたひ、我が国振のふるきを厭ひて、 しるが如く何処をばとゞまる処としらず。かくてあらはれ来ぬるものは何ぞ。 るを、内は兄弟かきにせめぎて、 詩歌、政体のまことしきにまで移りて、流れゆく水の塵芥を 党派 うかれらかるゝ仇ごゝろは、 かぞふれば猶指 のあらそひに議場 猶蟻みゝずの天を論ずるに 一隅 もたるまじくなん。 あはれ外つ国 の有さま、 に育ちて我大 0 カン 神聖 く外には Ш

にごれる水は一朝にして清め難し。かくて流れゆく我が国の末いかなるべきぞ。外には

するどきわしの爪あり、獅子の牙あり。印度、埃及の前例をきょても、身うちふるひ、 ねて、なすべき道を行はんのみ。さても恥かしきは女子の身なれど、 くるとも、かゝる世にうまれ合せたる身の、する事なしに終らむやは。なすべき道を尋 たましひわなゝかるゝを、いで、よしや物好きの名にたちて、のちの人のあざけりをう

吹きかへす秋のの風にをみなへし

ひとりはもれぬものにぞ有ける

(前掲書、巻四、五七ページ)

おもひたつことあり。うたふらく (2)「塵 中 K 2 記」(明治二十七年四月)から

うたのあらす田あれにあれしをすきかへす人こそなけれ敷島の

の人士、私利をこれ事として国是の道を講ずるものなく、世はいかさまにならんとすら いでや、あれにあれしは敷島のうた斗か。道徳すたれて人情かみの如くうすく、朝野

期す。 るべからず。去就は風の前の塵にひとし。心をいたむる事かは、と、此あきなひのみせ 前後せばまらず、左右ひろかるべし。いでさらば、分厘のあらそひに此一身をつながる しは、国家の大本にあり。わがかばねは野外にすてられて、やせ犬のゑじきに成らんを ものは笑へ、そしるものはそしれ、わが心はすでに天地とひとつに成ぬ。 したがひて働かんとする時、大丈夫も愚人も、男も女も、何のけぢめか有るべき。 たるものが、我身一代の諸欲を残りなくこれになげ入れて、死生いとはず、天地の法に むさぼりて、百世の憂を念とせざるものならず。かすか也といへども、人の一心を備 かひなき女子の、何事を思ひ立たりとも及ぶまじきをしれど、われは一日の安きを われつとむるといへども、賞をまたず、労するといへども、むくひを望まねば、 わがころろざ

(3) 郡司大尉と福島中佐とについての記述

(前掲書、巻四、九八ページ)

ここには、樋口一葉の日記の中から、郡司大尉一行の動静を記録した個所、および福島中佐に

感激に包まれていた時であった。この間にあって、一葉は、

して受けとることなく、同胞的共感の中で、

っている。その言葉のはしばしに見えるのは、国民がまさに一体となって生き続けた明治という

わがことのように胸を痛めつつ、その行く末を見守

郡司大尉の雄図を単なるトピックと

国民すべてが

あって、国際情勢は緊迫し、一方、単騎シベリアを横断した福島中佐が帰国して、

時代の、比類稀な心の拡がりであった。

重複するが郡司大尉は幸田露伴の兄、海軍に入って大尉まで昇進したが、北方警備の重要性を痛 ついて記した個所を抜萃した。 その劇的な第一回の壮図についたときの前後であった。丁度その頃、隣国朝鮮には東学党の乱が 戦争、第一次世界大戦にかけて波瀾に富む活躍をつづけたが、樋口一葉が記録したのは、 て遂に失敗、翌二十七年帰国。越えて二十九年、第二回の北上を決行した。大尉はその後、 われたが、辛うじて十月、目的地たる占守島に移住。結局この回は最後に六名を残すだけとなっ 大尉は予備役水兵ら九十数名をひきい、五隻の短艇に分乗、満都の送別をらけて墨田川を下 千島拓殖の壮図をいだき予備役に入り、同志を集めて報効義会を結成した。明治二十六年三 北海に向かった。しかしその途上、青森沖において暴風雨にあい、その安否がいたく気づか 一両者 については、 本書でもこの前の章(二十四章)でくわしく紹介した通りである。やや

① 明治二十六年の日記から

と多けれどさのみはとてからず。 通あたりより人々絶えず、吾妻橋上などは往来ふつに絶えたるよし、さまざま聞けると 三菱社、郵船会社、学習院、其他の諸学校数十校残らず送る、下谷広徳寺辺、 (三月) 廿日 北航端艇墨田川に発程す。帝国大学、高等中学、高等商業、 (前掲書、 巻三、二九八ページ) 浅草並木 商船学校、

(

行方しれずとあり、又一報に大尉の行方はしれたり、委細はあとよりとありけり。 廿四日 五月)廿三日 雨。此夕べ号外来る、 も雨也、十一時過る頃新聞号外来る。郡司大尉の一行暴風雨にあひ 北航端艇の中三番艇の行衛しれざりしもの青森県上北北航端艇の中三番艇の行衛しれざりしもの青森県上北

郡字砂ケ森にたゞよひつきけるが、其乗組員一人もみえざるよし。

廿七日 れがたし。 六日 起出でみるに又雨也。 雨。い 今日も何事もなく一 と早く起出 ぬ。漂流端艇乗組人行衛しれけるよし、 しばしにて晴れにけれど夕立などの様に時々降りくる、 日をお くる。 夜ははやくねたり。 電文簡単にて事実

きず又少なしと報ず。

H か の報に寄れば死骸いまだ分らずとあり、何れが是なるべきにや。 みさへおどろくへしくなり渡る。北航端艇三番艇乗組人行衛しれける様に聞しが、今

朝鮮 東学党ます~、勢力を加へけるよし、 露国人の加はり居るやに風説すれば、 同

廿八日 号外にて報を得たり、 北航艇隊鼎浦丸又々難破、八の戸鮫浦字大久喜に漂着、

国政府の恐こう少なからぬよしに聞く。

のりくみ人一人もみえざるよし、 恐らくは三番艇と其終りを同じらせしものならむとあ

り、

かなしむべき哉。

なり、現場に判検事出張すとあり。 # 九日 曇天。此夜凶報又到る、郡司大尉さめ浦に於自殺をなすと、又一報には変死

されど我国会新聞 の報 に寄れば、 大尉は自さつせしに非ず、過失にて負傷したる也、

船体焼却の際右眼をやけどなしたる也とい 卅日 雨。大尉の事をおもふに早朝心なやまし、 50 我が新聞の報ずる処に寄れば破そん

卅一日 めづらしく空晴れたり。郡司大尉変死一条の誠に針小棒大の偽りにて、小負

るにも一読三歎などか」るをいふにや、 (六月)三日 めづらしく晴れたり。北航遠征記を見る、さう難てん末の委しきを見 大尉が心中おもひやるだにいたまし。

るよし 七日 あはれなるものは郡司大尉の一行、それも軍艦磐城に曳かれて五日には箱館に入りぬ 晴れ。いさましきものは福島中佐遠征終りて近々に帰朝さる」と聞く。

隣りづから騒がしきは 朝鮮東学党、しづまりては又もえあがるよ

雨也。 郡司大尉の一行ボート行を中止して汽船にのりゆくよし。

廿四日晴れ

しかるべき事にていと嬉しきものから、何事も名のみ尊とぶ頃にて。 さかりなるものは 福島中佐歓迎沙汰、三浦西山が遺族扶助の義捐、 いづれもく、

がら、 あはれなるもの 此後の事如何になさんとすらむ、先に移りたる人々の食にともしくて死したるも 郡司大尉一行のゑとろふにつきたりと聞くにむねしづまる心地しな 郡司君、

をはなつ人あれかし、北海道は紳士の遊び処にあらず、此人々ぞまこと身をすて、邦に ありとか聞くを、其たくはへなども多からずして出立ちにし人々よ、あはれこゝにも眼

尽さんとする人々ぞかし。

母君にも見せ参らせ度くもろ共に正午より上野に行く。(前掲書、巻三、三四八-五八ページ) 廿九日 晴れ、 薄曇也。福島中佐帰京に付歓迎もやうしのおびたゞしからむをおもひ、

② 明治二十七年の日記から

朝鮮開戦の期漸く近づきぬ。(七月) 二十二日 晴れ。

十九日入京、こぞの墨田川にくらぶれば、心ある人の涙、衣をうるほすべし。

(前掲書、巻四、一一九ページ)

305

日清戦役に関する詔勅(明治二十七一八年)にっしんせんえき

(当時の清国をめぐる諸情勢)

という考え方)によって、尊大に構え、あるいは鷹揚な外交振りで諸外国に応待していたので、西 ぬ、と内心怖れをなして見守っていた一面もあった。 洋諸国は、 その主要な港湾ならびにその周辺の要地を占拠され、西洋諸国によって次第に植民地化される形勢 にあった。しかしそれでも清国は、支那人特有の伝統的な中華思想(自国こそ世界の中心の国である の間、欧米列強諸国は東洋に続々進出し、清国 徳川幕府の鎖国政策は、三百年の長きにわたって、わが日本人の海外発展を阻止していたが、こ 清国を指して「眠れる獅子」と評し、これを怒らせたらどんな恐ろしさを示すかわから (支那)は、イギリス、ロシア、フランスなどに、

明治十五年には、 いずれも日清両国の衝突となった。清国は、 こうした清国と日本とのあいだには、 朝鮮国内の政権争奪に原因して壬午の乱、 明治初年から、 朝鮮を属邦として見てきたので、内乱が起こるたびに 朝鮮半島においてしばしば衝突があった。 明治十七年には京城の変が起きたが、

清国

は直

ちに軍隊を海上輸送し、

わが国に対しては、さきの天津条約を履行せず、一方的に「属

出兵して暴力沙汰に及び、その都度、わが公使館や居留民が被害を受けた。 かくて明治十八年、伊藤博文はわが特命全権大使となって清国に赴き、李鴻章と天津に会して、

「天津条約」を締結した。その条約の一項には、 朝鮮国、若し変乱重大の事件ありて、 日・中両国或は一国、兵を派するを要するときは、

応に先づ互に行文知照す可し。其の事定まるに及びては、即ち撤回し再び留防せず」

た。 朝鮮政府を操縦し、 だが、 清国は、 関妃を籠絡して親日派を圧迫、ために日本の勢威は全く地に墜ちるに至っ この約束を守る意志なく、ことに袁世凱が朝鮮の清国公使として赴任する

明治二十七年(一八九四)東学党と称する一派が蹶起、 機として、東学党鎮圧のために、朝鮮政府にすすめ、清国に援兵の派遣方を要請せしめるに至った。 力は次第に盛大になった。政府がこれを鎮圧できぬのを見るや、彼の清国公使袁世凱は、これを好 これと同時に、朝鮮政府の政治そのものが乱れ、王妃・閔氏一族の専横を恨む声も高まっていった。 これに各地の民衆が加わり、その反政府勢

(清国に対する宣戦布告)邦を保護する慣例により朝鮮に出兵する」と通知してきた。

野ともに固まっていった。もともと朝鮮半島とわが国との交流の歴史は古く、朝鮮の事態は、その しかし、 に力を注ぐ余力が見られなかった。清国はこのことを見越して朝鮮出兵の挙に出たものであった。 わが国では、政府と衆議院の対立が激しく、議会の解散が相次いで行なわれて、国外の問題 わが国論は、清国のこの暴挙に対して、たちまち国論一致、挙国外敵に当たる決意が、朝

のお心に把握されたものと拝察せられる。 た様相が、行文のあちこちにあふれでている。正に、義憤に燃える国民感情を、明治天皇はよくそ た清という大国に対し、微小にして維新後なお日の浅い日本が、祖国の存亡を睹して宣戦を布告し ここに引用する「清国に対する宣戦の詔勅」には、当時全世界が「眠れる獅子」として怖れてい

路者の作為的なものではなく、国民感情の帰趨する所に外ならなかった。

ままわが国の存亡にかかわるようになっていたから、清国の横暴に対する国論の統一は、決して要

されるという、御心痛の絶えぬ日々を過ごされた。この天皇の大御心に感動した国民は、次々に各 軍服を脱がせられず、炭火も遠ざけられ、寒冷の戦野に苦闘する将兵の苦痛を、御一身の上に及ぼ 大本営に移され、翌二十八年四月二十八日までの御滞在期間を通じ、御起居は一室のみ、昼夜とも 争が開始せられるや、畏くも明治天皇は、明治二十七年九月十三日に、御座所を、広島の戦時

地で義勇兵の志願に及んだが、天皇は、ここに第二に引用する「義勇兵に関する詔勅」で、遂にこ

戦後 の経 営にまで深 きわめて意義深いこととい 御配慮が 及んでいた明治天皇 うほ 汇 よって、 か はない。 この 「義勇兵に 関 す

れ

をお

K

なられ

なかったのである。

国家存亡の危機に当たっても、

なお、

戦勝

0

3

詔

が出され 戦

たということは、

況

二日の後 日清戦役 にこれを攻略。 実況は、 宣戦布告後一ヵ月半の九月十五日、 また十一月二十一日から翌日未明 わが軍 K かけて、 が陸 遼東半 路 朝鮮 島 0 0 要衝 要塞 ・旅順を ・平壌を囲み、

日清戦役に関する詔勅 北京に向け進 は 民の生命 雄を誇った北洋 李鴻章は列国に哀訴して日本との講和の仲介を依頼した。 敵から受領した軍艦一隻を丁汝昌 の救助を請願した。 が軍 の第 艦隊は全滅 また台湾攻略を期 期作 戦 L わが軍はこれを承諾し、交渉終了とともに丁汝昌 は圧勝 制海権は、 して澎湖で に帰し、 の柩を廻送せしめるために与えた。ここに、 完全 ついで第二 列島を占領。 にわが海 期作戦として、 軍の手中に帰するに至った。 5 しかし列国はついにこれ 61 に清国政 府 制海権掌 は全く勝算 は服 握 多年東洋近海 に応じなかった。 の上で、 害 自 なきを悟 陸 わが

日敵 三日わが水 翌二十八年

丁汝昌は、

投降の書面をよせ、

軍艦・兵器・砲台

の引渡しを申し出

で、

同時

に将兵お

よび人

軍

雷

戦隊 月、

は危険を冒してしばしば夜襲をかけ、

当時の大軍艦

定遠

などを撃沈。

二月十二

海路、

威海衛

を包囲、

当時

世界に勇名を馳せて

いた清国

の北

洋艦隊

に対し、

攻略。

軍

は

かくて二十八年三月、 李鴻章が全権大臣として下関に来たり、 春帆楼における会見となり、 講 和

ついての

「談判」が始め

られたのである。

ts 35 第三に引用してある 「清国と講和後国民に賜はりたる勅語」 は、 下関における清国との 講和

条約締結 の数日後に出されたも 明治天皇が、 戦勝 K 陶酔し ので、 勝ち 戦勝 に酔 な国民 う国民を深くいましめたまうた聖訓、 の動向を、 どんなにか憂えたまうた か とい 2 うべ 0 詔

をよく拝読 本項の解説も、 なお 本書 して、 の引用 心を馳 同書 は の記述に負うところ多大であることを附記 昭和十七年河出 せたいところである。 書房から出 版された 「歴代詔勅全集、 L 謝意を表 第六巻」 により、 カン

(1)清国に対する宣戦の詔勅」(明治二十七年八月一日)(一八九四)

天佑ヲ保全シ、 兹ニ清国 ニ対シテ戦ヲ宣 万世一系ノ皇祚ヲ践メル大日本帝国皇帝ハ、忠実勇武 ス。 朕 ガ 百僚有司ハ、宜の朕ガ意ヲ体シ、 ヘシ。荷モ ナル汝有衆ニ示ス。 陸上ニ 国際法ニ戻 海 面 =

清

=

対シテ交戦

ノ事ニ従

E,

以テ国家

ノ目的ヲ達スルニ

努力スペ

極 x テ 朕 不 ガ 即 位 ナ 以 ル 来 7 信 有 + ヲ 有 2 余 文明 = 友 邦 1 化 1 誼も ヲ アル 亚 篤あっ 和 ノ治を 7 ス ル = 求 -努 1 力 事 七 3 ヲ 外 x 玉 幸は =

年記

逐*

ラ

7

テ

親

密

7 ス

加

フ。

何先

y 出

料品

ラ

4

清ん

国を

1

朝

鮮

事

件

-

於

4

ル

我

=

対

2

列

国

而於

テ

7

-

1) ル 1 義

ラ

ル

1

=

デ

4

0

学さ

ラ

++

ル

権能

=

応

3

切

1

手

段

ヲ尽

ス

=

ズら

遺漏

ナ

カ

ラ

4

I

F

ヲ

期

構な

7

ル

清 朝 玉 鮮 著《鄰沒 , 交 毎% 帝 = 戻b 自なか ガ グリ、 11 其 拯 ノはじめ 朝 信 難だ 7 -啓読 藉し 以 失 テ 属だり 2 テ 1 称 列 シ、 玉 1 出兴 陰い 伍三 伴先 = 陽か -就っ -0 其 カ 1 1 内 x 政 及 = ル Ŧ 独 涉 立 1 1 其 玉 1 久 内 1) 0 乱

兵 ヲ テ、 出等 1 口 テ 7 属 邦 = 備 ^ 2 メ、 = 更 十、 = 兵ヲ 朝 鮮 朝 7 1 鮮 = 禍 3 乱 及 ヲ 1) 永 遠 朕 = 免が 明 治 治安 + Ŧi. 7 年 将 1 来 条 約 = 保証 -依 及 3 以 X

テシ テシ テ 東洋 其 A 及 ル 1 ル 秕の 全 = 政は 局 朝 ヲ釐 清 1 鮮 平 玉 革か 和 1 1 既 シ、 ヲ テつ 維 = 之ヲ 内容 種は 持 1 種は + 肯諾 治 1 4 辞也 安 1 欲 2 柄心 1 基 シ、 及 ヲ 設势 ル ヲる 先ぎ モ、 堅 ケ之ヲ クシ、 清 清 拒讀 K 外を 111 1 -終始陰 告 及 1 独 1) ガ 0 立 ル 玉 帝 = = 居 1 協同 権 テ 1 百 是 義 方 事 7 = 其 於 全意 = 7 to テ 従 1 目 朝 セ 1 的 鮮 4 4 ヲ I -7 妨碍が 勧节 1 1 ヲ ラ 4

以

ル

勇武 ヤ、直ニ 7 中 E ラザ 1 ス へ辞ヲ左右ニ托シ、 二份 謀計 外 1 ル 1 1 ラシ 殆ド亡状 = 「頼シ、 永ク担保 宣揚 条約 其 謂 ノ存 メ、 ラカ 1 步 ス ス F 速 共 ル 帝 ヲ ル ル 7 極註 以 ~ 所 =, = ナ 国 専っぱ 平和 カラ ヲ揣が カ ガ率先シテ之ヲ諸独立 メタ テ 之ヲ蒙晦ニ付シ、 ラ 其 時機ヲ緩 y ナリ べ。 ヲ 2 ノ欲 ル 永遠 = 4 かいっとも 事既ニ玆ニ至 ル 則 望 二克復 ニ存え 実 チ ヲ 清 達 ニシ、 = 亦なおはやけ 始 ス 玉 七 x ル ノ計 A 以テ帝 t 以テ其 3 1 ニたたか 以テ帝国 リ平 疑 ル 玉 図 シ、 ノ列ニ伍 タル、 7 朕 ララなが ~ 和 国 更 1 カラ ヲ犠牲 = 水 ノ権利 明ニ 平和 1 大兵 七 陸 光栄ヲ全ク べつっ + ノ兵備 セ 朝鮮 ル 1 1 利 1 ヲ 熟《其 ヲ得た 相為 2 益 韓 x ラ整へ、 終始 テ、 ヲ 3 国 王 損 治安 三派シ、 ザ ル ノノ為 七 其 傷 朝 ル 1 4 鮮 ナ 1 シ、 ノ責ヲシテ IJ ブル地 非 7 ス 旦 二三四一七べ 0 以テ 以 1 望 所 我 ラジン ヲ期 汝有 グテ東洋 位ハ、之ヲ 艦 成な = 帝 就に 7 ル 帰ス 衆 ス。 ゲ 韓 ヲ \pm 海 4 ノ平 1 忠実 光栄 深 ル 1 グ = ス 和 所 要 7

其

示

ル

(2)「義勇兵に関する詔勅」 (明治二十七年八月八日) (一八九四)

1

朕え

惟業

7

玉

運

1

進張

1

治

朕た 地 1 1 ・ヲ全ク 臣民、 祖宗 威 義 セ 霊 勇 4 兵 1 コ ヲ 臣 F 団 ヲ 民 結 期 1 協同 ス ス ル 1 1 学 = 7 倚· リ、 ル 八、 我 其 ガ 忠武 1 忠良 ナ 愛 ル 国 陸 海 1 至 軍 情 シカ -アヨー 出る ル 牛、

玉

1

稜式の

1

義 勤 勇兵 4 ル ノ如キ 玉 7 往、 1 = 一常制 7 「生殖」 怠ラ アリ、 現今其 は「生産」に同じ) ズ、 内台 民 ノ必要ナ = = 常業が 八益 3 75 牛 生殖ヲ進メ、 IJ 0 ヲ認 非 常徴発 40 各地方官、 以テ富強 1 場合ヲ 一ノ源ヲ培フ 除 朕が旨ヲ体シ、 7 外が外が 臣 ハ 前掲書、 民 示論。 朕 各 7 1 3 1 望 ス 其 ヲ 四四ペー ル 知 4 1 所 常 所 ル 0 7 ナ in IJ 0

(3) 「清国と講和後国民に賜はりたる詔討

(明治二十八年四%)はりたる詔勅」

月二

2/2 = 由土 IJ テ 求 4 ~ ク、 治 平 ヲ保持 テ 克士 7 終始 7 ラ 1 4 ル

朕 朕 ハルムヲ得ず ガ 祖 宗 承" ズシ 7 ル テ之ト干戈ヲ交へ、十余月ノ久シキ、 1 天 職 = 1 テ、 亦 即言 位る 以来 八志業 及 IJ 結ビテ解 0 不 幸 子客歳清国 7 ル能 ト製造 1 べ。 而此 ヲ シテされ 啓

師し 参 臣と 画 係か 経 陸海 2 声誉 百 貨用が 両 軍 ヲ 播き 一及議 ヲ給 冒地 シ、 会 両 万だれ 院 うちのこと 1 ヲ ヲ豊ニ 共 顧いい ズ、 捷敏 快報 シ、 成2 能上 旭旗 防 7 朕 ノ指ス所、 暢 ガ ノ能事 カメ、外ニ在 旨な ラーなた ラスで 1 風力 テ 靡び 朕 七 テ ガ ザ 以テ能 事 1 ル 櫛ら 9 ナ 風力 奨; 1 沐 0 雨, 出资 内台 征共 那

1

愛節

制

1

ヲ

外交

7

帝

1

威

勇

誠 武 重 切き 1 倚 光栄 誠、 ナ 信 天だら 0 F ヲ 中 汝 ヲ 貫り 有 外 衆 -宣 1 = 協翼 非常 揚 + 2 = ル 及 頼 1) Ħ イリハ、だ リ、 0 是 治 V 安ゾ 平 朕 1 ガ 能 祖 ク此と 復 宗 ラ図はか 1 威 = IJ, 至は 霊 ラ = 国運 1 頼 + ル 0 進 1 張 朕 雖に 生され 1 1 志業 深 百僚 7 グラ成な 汝 有 + 衆 庶 4 1 1 ŀ 忠 忠実 近勇精 ス

ル

IJ

治 ラ海 平 朕、 -光栄、 清 7 ル 玉 併き 1 1 誠き 七 和 テ ヲ講ジ、 之ヲ 己を 獲, 明言 ル、 = 1 既 シテ = 休 亦 文武臣 、帝 戦 ヲ 約 一全権 シ、干戈 僚 ノ互な 辨理 = 0 大臣 相談待 ヲ戦き フ按定 ムル、 全地 セル 将書 ヲ収を 三近か 条件 = 8 克 メタ 在為 ル 7 ラ 朕 = 4 外点 ガ 1 ナラ ス -べつ

固り 朕 4 1 更 ノ戦捷ニ因 = 朕 志ヲ汝有 IJ 帝 国 衆 ノ光輝 = 告っ ゲ、 7 聞だる 以テ 将 シ 及 来 ノ繒が ル ヲ喜 7 ブト 所 7 a 共 明 - 1 七 大だいち +++ ル 本帝 カ ラ 玉 ノがだれる ズ

宗

大

業

1

恢宏、

今

ヤ

ジ共

ハノ基ヲ強

1

朕

ガ

祖

宗

=

対

ス

ル

ノ天

職

1

斯記

其*

重き

ヲ

加益

1

=

方言

防 ル チ 清 7 期 計 ラ _ 致、各公 [語言 以 ス = 画 ~ 至だっ テ 国を シ。 財 1 本法 其 汝有 = 9 ラ ノ事 培った、 他 整理 講 和 ヲ i 条約 侮な 1 勉記 其* 1) メ共 批º 主 朕 V 善* 准品 有 h ノ業 交換 クドル ヲ 2 司 テ 友 = ヲ ノ後も 邦 億 信 ガ 意い 兆 任 1111 失フ 忠良 シ ヲ 1 体に 永遠 テ、専ラ質さん 其 ガ セ 1 臣 ノ友 如 富 Ħ 0 丰 庶 強 = 響う 頼 基 ヲ ノ貴も 復さ 朕 ラ ザ ガ ヲ ニ当ラシ 断 ル 成な 以テ ~ ++ ジ テ (前掲書、 カ 4 ラズ 善 取 7 ムベ 鄰 ラ 1 0 ザ 1 ヲ 二七七一 若夫勝 シト 誼な 望 ル 所 愈は 雖んど ナ 九八 敦厚 1) 戦 -

狃在

乃淮 V

1

2

朕

ガ

来 1 シュナオ

1

、志業

1

7

おおない

知

。朕

1

騎経

ヲヹ

謙は

抑 即

旨故 LI

34 武

備

ヲ

収ぎ

メテ

武

ヲ 悠遠 酒が

ス ナル

7

1 ヲ

ナ

7 ル

益

> 1

文 汝

教 有

ヲ 衆

振さ

テっ 共

文章

泥等 努っため

=

4

7

1

後 ナ

軍 7

ヲ 位

二十七、三元 国だ 干が (明治二十八年五月) (一八九六)

から成る講和条約が、下関の春帆楼において締結せられた。清国の全権は李鴻章、 日清戦役は、前章で解説したように、わが国の圧勝に終わり、明治二十八年四月十七日、十一ケ条 わが国の全権は

この条約の中の主要な事項は

伊藤博文と陸奥宗光とであつた。

清国は、朝鮮国の完全無欠なる独立自主の国たることを確認す。

二、清国は、 割与す。 日左の経界内に在る奉天省南部の地。 左記の土地の主権並に該地方に在る城塁・兵器製造所及び官有物を、

永遠に日本国に

線以南の地、併せて前記の各城市を包含す。而して遼河を以て界とする所は、該河の中央を以て 鴨緑江より該江を溯り安平河口に至り、該河口より鳳凰城・海城・営口に亘り、遼河口に至る折ぎられてい

経界とすることと知るべし。

遼東湾東岸及び黄海北岸に在りて、奉天省に属する諸島嶼。

国澎湖列島即ち英領グリーンウヰッチ東経百十九度乃至百二十度及び北緯二十三度乃至二十四度 口台湾全島及び其の附属諸島嶼。

の間に在る諸島嶼 清国は、軍費賠償金として庫平銀二億両を日本国に支払うべきことを約す(八回分割支払)。

日本国へ割与せられたる地方の住民にして、右割与せられたる地方の外に住居せんと欲する者

現に清国版図内に在る日本軍隊の撤回は、本約批准交換後三箇月以内に於てすべし。 自由に其の不動産を売却して退去することを得べし。

八、清国は、本約の規定を誠実に施行すべき担保として、日本国軍隊の一時山東省威海衛を占領す

ることを承認す。

などであつた。

(ちなみに附言しておきたいのは、この戦役その他明治・大正時代における諸戦争の結果、戦

国呼ばわりをするのをよく見うけるが、これくらい独善的な所論はあるまい。 勝国としての日本が、敗戦国側から、領土その他の利権ならびに多額の賠償金を取つたことにつ いて、いまの一部の、歴史学者や小・中・高校の社会科の教師たちが、当時の日本を指して侵略 なぜならば、

がなかつたからである。即ち、それは、当時の全人類の戦争処理方法であつて、今日の時点で物 の人々の所業を非難するなどのことは、歴史を学ぶ者としてあるまじき姿勢といわねばなるまい。 を判断する人々が、既往の事蹟について自分たちのいまの価値判断の基準を溯及させ、以て当時 していたのであり、文明国でも非文明国でも、そのことについては何一つの疑義をさしはさむ者 いては、全世界どこでも戦争が結着した場合には、そのような共通した方法で勝敗の結末に

尺度をあてはめようとするこの弊風は、いつの日にか、必らず徹底的再批判を受くべき運命にあ ことこそ歴史を学ぶ者の、第一の心構えでなくてはならない。勝手な主観を先立てて歴史にその ると見てよかろうと思う。ねがわくは、若い人々が、このような誤つた非学問的なドグマに禍い

されぬよう、心から祈つてやまない次第である。)

過去のことは、過去の時代における人々の行為であり、それをその時点に立つて正しく把握する

惜しまなかつたものである。ところが、今まで眼中になどおかなかつた小国日本が、大国清国に対 し圧勝したことをもつて、西欧列国の東亜侵略はここに一つの大きな暗礁にぶつかつた、という感 東洋に日本あり、との確認を得たも同然、事実、諸列強はわが軍の勇猛な働きぶりに、称賛と驚嘆を この日清両国の間に成立した講和条約によつて、当時の日本国民は、世界列強に対して、

て東漸南下を策し、満洲に着目していた帝政ロシアは、 を与えたことも事実であつた。日本の抬頭を 快 からず思う国々が出てきたわけである。 日本の遼東半島領有(この時締結された) 殊にかね

喜ばず、露仏同盟を利用してフランスを説き、更にドイツを誘い込み、ここに露・仏・独三国によ つて日本に「干渉」を開始するに至つた。

下関条約調印後、 わずかに一週間目の四月二十三日、三国の東京駐在公使は、 突如わが外務省を

を領有するのは、 訪れ、本国政府の訓令であるといつて、「日本は清国に対し遼東半島を返えしなさい。 東洋永久の平和のために害がある」と申し出てきた。 日本がそれ

するであろうことを明言し、ロシアの如きは、直ちにウラジオストックに予備兵および義勇兵を召 三国の態度は、 はなはだ傲慢をきわめ、この勧告に応じなければ、直ちに日本に対して開戦を宣

「三国干渉」の報が一たび伝わるや、我が国の朝野は、愕然として驚き、 かつ、極度に憤慨した。

集し、太平洋艦隊に戦闘の準備を命じたほどであつた。

国 干 広島大本営においては、直ちに明治天皇のもとで御前会議を開かせられて、政府の対策を議 せしめ

たまうた。首相伊藤・陸相山県・海相西郷等が列席した。外相陸奥は、舞子に転地静養中であり、

松方・野村の両相は、京都にいたので、会議に加わらなかつた。対策としては(一)三国の提案を 拒絶するか、(二)勧告を容れて遼東半島を還附するか、(三)列国会議の決議を請うか、という

大の犠牲を払い、出征軍隊もまだ帰還していない。いま引き続いて列強国であるこの三国を敵とし て戦うほどの実力をもたないことは、何人も自覚していた。列国会議の開催は、甚だ困難であり、

三策があるのみであつた。当時の我が国は、まだ国力が不十分であり、かつ、日清戦役のために多

それがために、批准交換が延引すれば、不測の禍を招く恐れもあつた。結局、三国の勧告に従うよ

り外はなかつた。そこで政府は、やむをえず、五月五日に、三国に次のように回答した。

抛棄することを約す。」 日本帝国政府は、露独仏三国政府の友誼上の忠告に基づき、奉天半島を永久に占領することを

わたつて深く憶念すべきところであろう。この時から全国民の臥薪嘗胆の生活がはじまつた。 動」の換発を見るに至つたものである。当時の国民の悲痛深刻なる思いや、蓋し日本国民が将来に かくて遂にわが国は三国の干渉を甘受する以外に方法のなきことを知り、ここに「遼東還付の詔

ついての詔勅」の章の解説欄に記載するので、ぜひあわせてご一読を願いたいと思う。 するのである。その間のあくなき暴状は、本書の次巻(下巻その二)に、第四十四章「日露戦役に して、一方ロシアは、日本から清国に還附せしめた満洲および遼東半島に、直ちに勢力扶植を開始

文についても、同書に負うところが大であつたことを附記して謝意を表したい。 本書への引用は、昭和十七年河出書房刊の「歴代詔勅全集・第六巻」によつたが、本解説 ラ

++

ル

1 111

ナ

べ、

民

1

疾苦

玉

運 5

伸

張

ヲ

4

= 時

朕

ガ意

三非

且為

1

講 滞た

和

条 2

局

治平 べ。

1

復

七

×.

以

沮譯

=

依リ、 生

既

ニ倫盟 ラ酸シ

ヲ悔

2 1

ル

ノ誠

ヲ致シ、

我 真

ガ

交戦

1

理

由

岌目

的

ヲ 清

1 K

炳なた 約

及

附公 0 詔 勅 (明治二 干 八年 Ħ. 月十日)

朕 両 講か 和か = 清は国 条約 皇 ヲ訂結 帝 請さ セ = 依よ 1 x 1) , 3 全権 IJ 0 弁だり 大 臣 ヲ命 其 つの館 派 ス ル 所 ノ使臣 上ト 会商

所 然よ 地 領 ル 域 -1 露。 ス 1 保 ル 有 ヲ 亚, 独 ラ永 以 逸 久 両 東洋 = 帝 ス 国及法切り ル 永遠 勿如 ラ 朗, 1 平 4 西ス 共 和 7 1 -和 7 利 国 アラ ノ政府 以テシ ズ 1 B 1 為古 IJ 0 日本 交外联 帝 国 ガ が遊東半島 ガ 政 府 二、悠思 壌地 ス n ヲ 永 = 久 其

ニ東洋 願だ 7 ´=, ヲ 1 平 以 朕 テ 和 ガ 切場 ラ 恒品 3 = 平和 テ ス ル 所 永遠 = 者はんけん 更ニ事 其 = 電話 固さ 1 及 意亦兹 ル 端流 ヲ ナ ヲ滋シ 以 ラ 1 テ = 存 シテ、 x 4 ス 0 1 ヲゖ 竟 朕、 ス 製シ、 ル = 清に STZ. 1 H 和 ノ為 的 1 兵公 = 外加 = ラ 計が 交記 ナ ラ 7 ル ラ遅っ べ。 ル 素色 = 而是 至 = IJ IJ 2 シファマ テ 2 三 モ 玉 1 ル 政 洵を

321

シ ムの今二於テ大局二顧き、寛洪以テ事ヲ処 ロヲ容レ、 スルモ、帝国 ノ光栄ト威厳トニ於テ、毀損

ス ル所アルヲ見

政府ヲシテ、

心ヲ体シ、 両国

ガ意い

セ

30

ルニ、其ノ意ヲ以テセシメタリ。若シ夫レ半島壌地ノ還附ニ関スル一切ノ措置ハ、 ノ和親旧ニ復シ、局外ノ列国 深ク時勢ノ大局ニ視、微ヲ慎ミ漸ヲ戒メ、邦家ノ大計ヲ誤ルコト勿キヲ期 清国政府ト商定スル所アラシメムトス。今ヤ講和条約既ニ推准交換ヲ了 ズ。朕、乃チ友邦ノ忠言

亦斯二交誼ノ厚ヲ加

パフ。

、前掲書、二八二ページ)

百僚臣庶、 其レ能 クドえ

朕特

朕ガ政府

=

命ジテ、三国

一政府ニ

円覧な

頭したりした。

てその文名を知られるようになった。

二十八、國木田獨歩 (1八七1-1九0八)



日清戦争の時は、 Н 父の家に帰 門学校英語科中退。 また大分県の中学の教頭となって英語を教えたり、 富蘇峰の民友社に出入、 小説家、 国民新聞社の従軍記者として千代田艦に乗船、 詩人、 り、 吉田松陰に熱中、 明治四年、千葉県銚子に生まる。本名哲夫。 この頃植村正久を崇拝し洗礼を受けた。 「青年文学」に投稿し、その編輯にも当たり、 自ら塾を開いたりした。 ワーズワースに没 「愛弟通信」 上京して徳 Щ П 県の

詩集 二年、 「置土産」等発表。 「青葉集」発表。 生計のため報知新聞に入社、 三十一年、 三十四年、 榎本治子と結婚、 代議士になろうとして運動中、 政治 外交面担当。三十三年、星亨の民声社の編集長になり、「郊 「武蔵野」「忘れ得ぬ人々」「河霧」 星亨が暗殺され坐折、 等発表。 窮乏のど

その頃から詩人として自覚するようになり、短篇小説にも手を染め出し、明治三十

帰って佐々木信子と恋愛し結婚する。

半年で

一 離 婚。

「源叔父」、

難」等を得た。 川の岸辺」 ん底に落ち妻子を実家に帰えす。「牛肉と馬鈴薯」「帰去来」を書く。三十五年、「富岡先生」「空知 「運命論者」等を発表。三十六年、近事画 三十八年、 独歩集を出し、三十九年、近事画報を受継いで独歩社を起こす。 「報社に勤務しつつ「馬上の友」「悪魔」 四 十年、

戸」「二老人」を書き、茅ヶ崎の病院で病のため斃れた。

独步社破産、

病が重くなり、

湊町に療養、

彼唯一の長篇

「暴風」

を書くが未完。

四十一年「竹の木

いう発想法こそ、人生を充実せしめようとする彼の考えが良く表わされた実用の文と言えよう。 なる思いを以てそれらが意識される、というのが、 を劃する近代芸術の知的態度ともいえるもので、 は、それを理想や神の心や美にまで高めようとしたのではないか。これは、 品との関係を知らしめるもので、 出したり、就職したり、恋愛に熱中したりしている。彼の日記 彼は、 以上の如く作家として製作にのみ専念するだけではなく、一般の人々と同じく事業に 「愛弟通信」は、さきにも記したように、 彼は、その生涯の実人生においては、 日常茶飯事も、一歩離れて眺められてこそ、無限 彼の作品に於ける態度であり、 「歎かざるの記」は、その体験と作 充実や情熱を求め、 人生と芸術の間 「愛弟通信」 作品 K 線

独歩全集」第五巻から取ったものである。

の従軍記者として出向

1,

た折の見聞報告の

(葛西)

なお、

学習研究社発行

[国木田

明治二十七年、

324

喜ぶ、

後世

の少年吾等を羨むこと幾許ぞと。余、

大いに為すあらんことを誓ひき。

爱 弟 通 信 から

1 涛

如何

に通信すべき」是れ海軍通信者なる余が最初の自問なりき。

通信するは容易

読者

諸君に申す

せざりし 聞 り。 其 社 波 の法を撰ぶは難し。 涛 余 K な一 出 を蹴て遠征にのぼる、 を恨 勤 世 個の弟あり。 り。 みしは一、二年前の事なりしも、 弟余を顧みて曰く、 今亦国民新聞社に勤む。 第一に感ずるは「吾が国民」の思ひなり、 秀吉 の時代、 今にしては実に当代現今に生れ さんぬる十三日、 義経 の時、 或は又明治 相携 へて京橋なる新 同 の初年に逢遇 胞の念」な た りしを

弟と L

其の日電報広島より来り、其夜急に東京を発し、

甚だ然りと答へ、とも

K

共に奮励

に、 懐 仮根拠地 新橋停車場に別れたり。爾来日をふる七日。夜深けて玄海の月に対するの時、 ふは唯だ吾が 詩 西に○州を煙のうちに望みて心を躍らす時、或は○○○○沖を経 情 に、 0 風景の奇異なるに驚き、 慷慨 弟なりき。山を賞し、 に、 懐旧談 に、 将来談に、 鉛筆を採て実写を試み、終に能はずし 海を語り、軍艦の壮を羨み、 笑に涙に、 田舎の山路に、 月の夜に、星の夜 都会の客舎に、 過 て止む 或 さきの は朝 の際、

かい 光を滅して、 板 外千里の波涛に転じて、 し見んことを願 凡てを共にしたるは実に吾が一弟にして、 同 0 ○○日、○○丸の吹煙室に某少佐と語り、東方の形勢を論ずるの際、 Ŀ 胞 に 四千万よと叫ぶ、 俯仰 登りぬ、 寂として令厳に、 ふ事は彼れに於て亦実に然りし也。 に堪な ○○江口の空晴れて満天の星影きらめき渡り、 天外遊子の懐郷の涙なりき。 水天一髪の光に注ぎたる刹那、 北風右舷の方より吹き来りて堅氷の時節愈き近づきぬる 彼れの趣味は吾が趣味、吾が聞かんことを欲 〇〇日の夜や、 こみあげ来るは ○○の大艦大船悉く燈 や」更け 慷慨の 吾が眼端なく窓 て独 涙と、 り甲

を覚え、

感懷

へざりし時、

本艦の水雷長も亦登り来りぬ。共に左舷の鉄欄

旅順口占領の期も遠きに非ざるべきを談じ、談じては黙し、

黙しては談じ、

に依

又堪

ふる能はざる処。

愉快に語りてこそ、始めて余が意に適するの通信をなし得ることを信ず。

余は自由に語らんことを欲す。愉快に談ぜんことを欲す。

自由

する に諸君 吾が感情次第に昂揚して、偏に吾が国民を思ふの念に堪へずなりぬ。 ても る に読者なりき。○○江口、若しくは○○島辺に在りては、諸君はわが思ふて措く能はざ 郷 読者諸君。 亦実に か 国 長官にか、 の如く、 に対する吾が感懐とは決して同一のものに非ず、 0 同 諸君を思ふの吾に外ならず。 胞なり。 有りのまゝに言へば、 通信すべきか。 所謂「読者」なるものに 見るにつけ聞くにつけても一弟を思ふ吾は、 通信する対手 編輯樓上、 通信とは何ぞ。 か。凡て此の如きは、 は誰れぞ。 諸君に対する吾が感情と、 吾れ何の心を以て、 しかつめらしく 編輯樓上に在りては、 余の 聞くにつけ見るにつけ 断じて能せざる処、 取調 遠征 誰

委員が報告

n

K に語る 諸君 の波

は単 の上

自答を得たり。 しむることなく、 に読者 は之を欲す。 諸君、 今後余の通信は凡て、 諸君も亦之を許すに於ては余已に 余をして全く自由 余に冷静なる看察者を以て望むなく、 に、 「余が一弟に与ふるの書状」なるべし。 愉快 に友愛の自然の情を以て語らし -如何に 余をして報告者として筆を採ら 通信 すべき」の自問 8 よ。 に就

読者諸君、諸君も亦諸君の弟若しくは兄よりの書状を読むの心を以て読まれんことを

希が ふ。文に拙なるも一家内の者に示すに何かあらん。 これ余が憐れむべき勇気 なり。

明治廿七年〇月〇〇日、日曜午後三時於〇〇艦

牛を生捕んためなり。旅順の戦地、清人殆んど遁げ尽し、平野丘陵、たゞ見る牛と 同 昨日 行者は下士水兵十数名と、田中小主計、 (十一月廿五日)一寸上陸したり。 2 「旅順陥落後の我艦隊」から 藤木少尉及び小貫候補生なりしが、 勿論旅順港内に非ず。 饅頭山砲台の海岸なり。 目的 豚と は食

すべくもあらず。小銃を肩にし長剱を腰にして、各艦より上陸するもの三々五々。 愛弟、吾れ始めて「戦に死したる人」を見たり、剱に仆れ、銃に死したる人を見たり。

驢の逍遥長鳴するのみなり。鑵詰に閉口仕りたる軍艦の人々、之を見て決して徒手見遁

を蓄へ、年齢三十四五、 無論そは清 兵なりき。見たるうち一人は海岸近き荒野に倒れ居たり。鼻下に恰好なる髭 鼻高く眉濃く、 体躯長大、一見人をして偉丈夫なる哉と言はし

玉 木

田哲

夫

はし、 野茫べ、 な。 天を仰いで仆る、 眼半開く。 天も地も陸も海も、 吾之を正視し、 両足を突き伸ばし、 俯仰する処として惨憺の色ならざるなし。 熟視し、 一手直 而して憐然として四顧したり。 角に曲 げ一手を躰側に置 き、 凍雲漠≧、 腹部 を露

如

歴史、 活ける想像を吾に与へ、更に真実なる消息を吾に伝へ、更に真面目なる謎を吾に 此 今の今まで吾に在りて只一個聞きなれ、 き秘密を吾に の死体を見るに及んで、 千歳 といふ文字、此の怪しげなる、 私語 詩歌さ 万国 3 の歴史を蛇の如く横断し、 はじめ も かっ 此の惨たる荒野に 忽然として生ける、 然り、 吾実に 言ひ慢れ、 恐ろしげる、生臭き文字、人間 蛇の如く動く文字、此の不思議なる文字 仆るム戦死者を見る 此 意味ある文字となり、 の如く感じたり。 読み慣れたる死文字に過ぎざりしが、 に及びて、 従来素読し 種 を詛ふ魔物 П 始 to K めて も言 る 軍 ひ難 0

り。 実なりしを感じぬ、斯くの如く申せば、 るやの感あり。 饅頭 山砲台の一営を仮りの居となす。営門に番卒立つを見る、 詩の如く読み、絵の如く想ひたる源氏平氏の戦も、 余り仰山の様なれども、 就て之と小話す。 吾れ実 人間 の真面 にし かい 目なる 解きた 感じた

ればなり。まだ知れざるべしと答へぬ。番卒頚に襟巻を加へ、水ばなをすゝり、鼻の下

なりしとか、其時の戦死者の姓名はまだ知れざるかと。蓋し吾が友の一人此の隊に属す に問ふて曰く、背面攻撃の際、尤も苦戦したるは某砲台を乗り取りたる、麻布の隊の者

を赤くし居たり。寒かるべしと言へば只笑ふのみ。 (前掲書、七九一八一ページ)

. . .

二十九、 陸む 奥っ 宗な 光き (一八四四一一八九七)



與 宗 光 陸 塾に入り海軍技術を学ぶ。また竜馬の海援隊に加わり陸奥陽之助と称 年少の日に坂本竜馬を知り、その疑めで、勝麟太郎(海舟)の神戸の していた。岩倉具視に認められ外国事務を手がけることになった。 弘化元年(一八四四)七月七日和歌山城下に生まる。父は伊達宗広。

(明治元―二年) 地租改正局長として、あるいは大蔵少輔心得として、

憤り、 代議士となって、 獄五年の刑に処せられた。 地租改正その他大蔵事務について、大蔵省事務総裁大隈重信をよく補佐した。しかし薩長の専横を 切りぬけた。 権公使として米国に赴き、 七年一月辞任した。 (中江兆民の項参照) 二十五年八月、 伊藤内閣成るや、その外務大臣となって、対等条 山県首相を援けて政党操縦に当り、自由党土佐派を妥協せしめて第一国会を無事 十五年二月特赦出獄。欧米に遊ぶ。十九年一月帰朝。廿一年二月特命全 日墨条約を締結。二十二年五月山県内閣の農商務大臣。また和歌山選出 西南の役の際に、 大江卓等と通謀して挙兵の密計ありとして除族の上禁

戦争の適時収拾に成功し、下関講和談判には博文とともに全権として奮闘した。 約の実現に尽くし、二十七年七月英国との間に調印を了した。日清の役には英露の介入を抑制して しかし三国干渉に

屈したとて騒然たる非難を浴びねばならなかった。功に依て伯爵を授けられる。三十年八月二十四

ける、外交政略の概要を叙するを目的とす」とことわっている。書名は緒言の中の「蹇蹇匪躬」の 語によるものであろう。ここでは岩波文庫本によってその「結論」の部分を掲載した。 の事ありしも、遂に翌二十八年五月八日を以て日清講和条約批准交換を行ふに至りしまでの間に於 は明治二十七年五月の交、朝鮮東学党の乱起りし以来、 「蹇蹇録」は本書の末尾に「明治二十八年除夜脱稿」と記されており、「緒言」に彼自ら 征清の挙其功を奏し、中間露、 仏干渉

録」から

前会議を開かれ、廟議は第三国との和親は到底破るべからず、新に敵国を作るは断じて 明治二十八年四月二十三日、 露独仏三国干渉の突来するや、 其翌廿四日広島行宮に御

6 n

たる度合に従ひ非常の不快を覚え、

彼

0

不満

と此

の不快とは早

晚何

n

の所に

向

5 折 0

励 奥 宗 と高 三国 対 卓 伊 り、 14 速 何 等 説 藤 を聞 的 抱 世 時 0 て、 総 談 0 K 恐慌 打算 砲 非 寸 人 艱 理 K 3 彼等 彼等 盟 3 る 擊 た は VE 0 者 を受 ٤ 去る る 玆 約 あ I 面 K 晤 なく、 製 確 b に から K 世 りとも は くる* を黙祷 定 於 5 平 は は 反 胸 L ī 寧也 n 日 L 裡 T n 真社 た ろ 談 現 た て、 事 言 0 VC り。 「ふ能 多 あ る 鬱っ 変 す 軍 次 K 日 から 弁 其 る 3 艦 今 積 0 清 猝: はざ \$ 如 而 に 大 玉 頃 H 0 1 発 類 他 Ŧ 対 0 1 L み。 は た 終 せず 7 る すべ b を 涉 外 1 0 し 驚愕 硬 如 当 講 斯 相 天 不 0 1 き真 時 唯 派 平 3 手 事 和 0 極為 此 と称 国 屈 不 条 7 4 2 K りて 中 张 諾 ī 誰 約 + 及 満 15 辱 を蒙 3 H. 4 7 び す _. 0 は 有 _ 沈鬱 芝罘 敢き 人と 般 然 熟議 る 念 を 1 余 b, 0 n to は 知 日 7 時、 -状況 派 L K K を _ た り、 七 _ ざる 況だ 言 伊 K T る 舑 経 於て首 り、 自下 やー 藤 属す 如 漸 過し の以 K 0 何 3 感 勃 ~ は -の大難を 憂 と云 般人民 3 発 尾能 7 力 彼 を 積 遼東半 らず、 心 生じ、 之に抗す 等 重" L 日 中やから 7. 5 3 K 0 愁眉 昨 批 龙 面 5 今に 医教す た と云 中 各 H 准 島 ひ 社会 る る X 芝 を開 交換 の還附 今 物 なく、 輩 \$ 其 分 には合か ~ は から 我 < る 騎 K を了す き大 慢 過 物力 好 諸 京 K は 都 0 君 かと 4 至 遂 亦 謔 A 要所 其 策 挫 る ると る VC 冷 0 K

露

独

只管の 胸

中

名 於 あ

T

語

種

0

は

n

世

から 三国 たり。 於け く内外 に 政府 持する道此 策 志 備 は K Ŧ の失錯 る に反対する党派は、 之を洩らして自ら慰めざるを得ざるに至りしは亦人情の自然なるべし。 非ず。 むと欲 の形勢に斟酌し、 渉 抑 勝 一として之を試みざるはなく、 > 利 事 余が は外交に於て失敗せりと云 を以て、 に存すと自 然れども政府が斯る非常の時に際会して、 する あ る 本篇を起草す のみ。 K 至るの に政 信 遠く将来の利害を較量 滔々たる世上の徒と共に其是非得失を弁論争議するは素より余 是の如き社会の趨勢を視て乍ち之を利用 i 間紛糾複雑を極めたる外交の顛末を概叙し、 府 る目 0 以て之を断行するに至りたる事由は余亦之を堕晦 措置 的 は、 に基くものとし、 遂に ~ 、る攻撃 昨年 危機一髪の間 朝鮮 Ļ の喊声 の内乱以 審議精 は四 大に 非常 に処し時 慮苟も施為を試 来延て征清 方 政府 K の事を断行する 起 0 り、 艱 外交を非 世 ※を 国 む 其 とし、 の役に 枚し 影 以て他年 み得ら 響 難 及び、 国安民 L 総なて は今尚 而して平素 3 戦 の屈 の遺忘 利を べき 争

なるものも終局の決心は単に砲火剣戟のみに由らず、 如今列 国 割 拠 0 形態は此 の翼が ふ所、 彼の嫌ふ所たり。 外交の掛引敏活ならざれば、 利害互に相出 其所

る

を得ざるなり。

から

戦

局

は

如何の変態を生じたりとする乎。

宗 とす 黄海に 愛親 あ る 里 論ず 一の外 進 K 往 言を要 り 覚羅 行 る比我外交の背後に 根拠するも其終極 戦 × は動れば 意外の危険に瀕することありと雖 争 K 此 る 共 已に半途を過ぎ、 K して、 の後、 H 気燄 の限 氏 K 征 0 殆ど全国 陸軍 地 i b は 今日 居 或 恐 K 日清戦局 往 は 既 在 たるを以て、 6 旅順口、 らず、 K K 3 の精鋭 満洲) 然り、 に至つて失敗を免れざることあ 於て何人に は当 講和 如何なる強援 に干 を踏 時 唯灬当時 を尽して旅 条約 加 K 威流 渉し来らむとし む 四月廿四 ふる 在 K も之が過失を帰 つて の調 衛 非 に我優勢 軍人社会 陥 れば、 何 順 印 の恃むべきも 落 も既 b 日の 人 П の前、 幸に昨年七月牙山、 \$ K 要す の気欲 進軍 に重 の艦隊 之を 殆んど たるは啻に一 御前会議 欧 成 3 すべからず。 抑 世 松 は射が のあ 其 の期 制す 6 K は りつ 発ど沿 強 n 兵力の後援なき外交は 同 は実に此形勢の下 1 たり。 る 列 に及び、小松大総督宮は帷幕 りしかを思へ。 _ 抑ふ今 の干 [1] 能 K 回黄 はさ 歯はない 0 而是 軍機 の守 沙 海 みならず、若 も昨 b 5 回 K 0 護 れざ 波を Ξ 戦 L L の海陸戦以後数 K T 年 を 事 略 現に 突来 虚 情 渡 の得 干 秋冬の交より欧 K る 涉 決定せ ts から 6 i 3 如 失固 下 0 如 b 世 夫れ 突起 何 む乎、 i き 之関談判 L られ 脚や 7 0 より数 は 15 平坡、 る正 数百 妓に 有樣 난 П

我

関月

豊島

其 余 中 る n 0 力 略 間 平 間 との は此点 は 棄せざる 意専 きは 外既 b 欧 澎湖 身 州 湖 特 割 に其猜疑する所を避け、 功 心 に清 疏 諸 K 推 VC 強 地 熔せい 島 賠 於て我 ~ 測 其 をなさ ども する 意を の子 より何 を占 北 益 からざるに 償 国 か は 0 有し は 期 戦 奉 以 連點 間 どるべ K 洩 等 子かじ 天、 7 b K 足 せざりし 局 て台湾 4 る を収 和 K 0 障 欧 め外国 至る 特に Ш 議 し。 \$ \$ むむる を乞 洲 碍 東 K 0 於て飛 大陸 全島 強 何 中 あ 所 を蒙らざりし 0 の際に \$ K Щ 5 Ŧċ となれば、 0 n Lo 鼻 計 非 K 河 K の居中干 0 見を 通り、 を蹂躙 耳長目 6 割 す。 至 らし は竟に n 而 地 窺が ざる に関す 本年 \$ は豊か 其住 む 渉を誘招 耳. 鼻息を窺 2 既 L て、 徒なっち 欧洲 K 割地 K る _ 月廿 赤偶 之を 他 民 3 今に を故ら 0 K 露 強 をして負担し 七日 我征 L ふの K 世 自 推 K 然の好運なりし \$ しにも拘らず、 の意向 中 ムの地を為すは亦外交上重要 術 6 測 がを忖度し、 戦 K 御 より多少の干渉を来す 直 清 L 語 隷な 軍 後 要 得 前 会議 求 は昨 地 を は 0 た て奔間 語 権利 方 L 世 る て毫 Ŀ K 弊 L 年 K と謂 を屈す 子 あ 中 以 於て伊 る 直 は、 と云 23 来 K 進 \$ 竟に敵 n とも、 4 彼我 至 他 何 綶 ふを得 3 ふ者 藤 6 3 に 故 × 国を 0 総 Ĺ 0 K の交渉 途 要 あ 将 間 理 0 8 4 む 免れざ た L らむ。 を 3 H ts 来 K 0 奏聞 を悉 所 7

7

互

以て他日の紛議を免る

の権

列国 かい h

激動

は其危害却りて他日或は外来すべしと推度する事変よりも更に重大なるを

主張せ て之を 事 割 K らず。 出 当時 宜 世 実 地 達 望 L 世 也 す る 欲 を施 0 K n 調 施 る たるに於て、 L 況 と演 講 ばなり。 一条を脱漏 為 和 0 者さへありたる p 和 為し得 すること す 4 大 ~ 条 般 帝 なら 約 る 震 K は たる人 を許 を 案を視 0 論 しめたる乎とい 然れども当時 to した 金州 光 なく、 甚 若 あ L や 輝 だ難 たる 6 i * b て、 は 乃ち政府部 気勢の 講 む 島 L 多 に於てをや。 く 中 K 程 其 和条約中、 K A 否や 進 遊 益 は 75 我国内の大勢は果して吾儕をして毫も顧 若 馴じ 東半 如 湯が Š 25 n を疑 致す L 何 皇 ば、 に、 強 師 内 K 5 岛 る所、 特に軍 戦勝 ふべ ひて 北华 むこ に在 余が 其 割 般 他 京城を陥る 地 きも 之を 前章 国 0 VE とを欲 0 つてすら清 是常 外、 民 X 狂 割 調 老 の鮮 0 0 熱 地 (日清講和の発端) 如き 失望 あ 和 は 尚 0 Ļ り。 」と近は 世 IfIL 社会に 広 ほ 条約 to 現に 난 を 大 K Ш 斯く なら 2 L 戦さ 東 0 充 世 は 23 7 決 省 広 譲 満し、 ば、 内 当 たる 略 L む 島 与 0 外 時 取 て和議を許 ح 大 御 に は 当 ~ 部 於て L 2 0 0 前 唯 時 きぞ。 を望 会 形 事 たりと云 浮望空想殆ど其絶頂 分を 其 情 必 勢 述べ 慮する所なく斯る 議 0 然内 Ti. 大 K む 添 K 於 豊 たる すべからずと 者 於て、 なら K 加 相容 だ商業 K て殆ど之を ふ遼東半島 世 発し から よ む む n に失望 り少 余が 如 ことを す

提

く且 は 1 せられたるが、 百七十七、 蓋し是の如き内外形勢 か し 正当の条約と認むるを得ずと宣言したりければ、 居たるなるべ 気を以て、若し露土条約にして巴里条約及び倫敦条約の精神に牴触す 国 は からず。 つ急なるもの 其激動に反抗することは尚ほ更に惮りたりといへるを視るも当 政 めむことを努め 成丈之を制 のゴ 府 八年露 当 政府は実に此内外形勢の難きに処し、時局の緩急軽重を較量し、 ル チ し 英墺両 時 + 内外 限 土戦争の結果とし ム為に、 (中略) 左れば今回下之関条約の変改の如きも事後の今日に於てこそ L コフ公爵が此際の苦心を写し、 然るに尚ほ 国は之に先ち、 0 0 たるは、 全く之を制限 形 困 物勢に 軽く且つ緩なるものを後にし、 難に処した 外交の能事亦尽さどる所ありし 制せられ、 同 条約を批准する て七十八年三 露国 る し能はざりしも尚ほ は世 政府に向つて、 亦之を如何 界各国が其先例に乏し 露国 K 月三日に 公は 至 は無論夙に英墺の意向 ともする能 りたるは何 国民一般の激動 其 他日の干渉の先触 + 而も内難は成丈之を緩和 · の禍機の発するを一 と謂 ステ はざる の為め か 5 らず。 フ 可 時 に出 7 力 世 なるや。 る廉あらば之を 0 , らざる 事情は之を察 むことを之れ 条約 でし と云 例 如何 常に其重 を推知 ふべき ば から 日 なるべ 恐らく

するに余りあり。

千八 如

調 印 する所あるを見ずとの聖意を奉体したるに外ならず、

涉 政 結 のに 2 断 \pm K ち大 K むと欲す。 h 同 Ĺ 至 府 及び清 の突来するや、 収 たるもの 了し危機 して、 りた は外に 時 8 詔 彼此各な錯乱 たる に、 K るなな 所謂今に於て大局 畢竟我 露独 屈 K 余が 15 は、一 bo 対する りと云 したる 髪 嘗 14 0 方き に廟 厄 て三 余は当 VC. \$ の姿あれども、 運 K せしめざるの方策を取り、 の問題を一 在りては其 を将 日清講 を以て 議其機に \mathbb{R} の干渉をし 干涉 時 に願 何 に発せむとする 寧 概 人 和 介を以 条約 進む 時 ろ 投じ事 要 み寛洪以て事を処する て再 K 事 K 実の 事前 於て、 を得 処理せ て此 批 准 の宜な び東洋大局 交換期 真 べき地 の大勢に於ては其実、 局 相 此 む為め、 VC に当らし 紛糾 防ぎ、 を きを得 其清 得 日已に K 錯 進 の治平を撹擾するに至らし た 百方計 りとすべ 百 雜 むるも亦決して他策 み、 玉 た 迫る に対しては る 戦 も帝国 なる外交事 其止まらざるを得ざる に職 百 勝 画 0 時 し の光栄 を尽したる 曲 0 内に K せず 結果を将 戦 在 局 要する り。 顧慮する所ありて此 むば を僅 勝 と威 の結果を全収 後遂に に、 而 15 厳とに あ K 々一 らず。 失 か L 今回 めざりしも 7 は 週 りしを信 所に 於て 乱 政 む H 是 0 麻 府 とする する \pm れ 間 II: を は

ぜ ま

と言ひしも亦此れが為めなり。

志し 賀が 重げ 昻なか (一八六三—一九二七)



月に三宅雪嶺・棚橋一郎等と雑誌「日本人」を創めた。昭和二年四月六日、六十四歳で病没。 ィジー・サモア・ハワイなどを巡察。その見聞をまとめたものが「南洋時事」である。二十一年四 賀 入る。十三年四月札幌農学校に入り十七年七月卒業。同級に内村鑑三・ 因んで矧川と号した。明治七年東京攻玉社に学び、東京大学予備門に を印した。十九年二月軍艦筑波に便乗、 宮部金吾などがいた。その間アイヌ人に案内させて北海道全土に足跡 志賀重昻は文久三年十一月十五日、三河の岡崎に生れた。矢矧川に 濠洲・ニュージーランド・フ

役小記」がよく知られている。)ここには岩波文庫本によって、そのはじめの部分を載せた。 「日本風景論」は明治二十七年刊行。日本の国土の特色と風景の美を説き、登山の気風を促した 明治の著作中屈指の 名著と云われた。 (彼の著述としてはこのほかに日露戦役従軍記である「大

季候風、

恒風

加ふるに日本の地勢たる、

幅狭きが上に、

高崇た

日 本 風 景 論 から

日 本 K は 気 候・海 流 0 多 変 多 様 15 る 事

り、 くこと嫋々。 上 候に 方北 北 一季候風 * 日 到 寒帯 K 熱帯 極 圏を距るム纔に十度半、 は りては、 変化 寒帯 海 細長き島 を包羅せ 流 既に 0 (リマ 海流 冬春 余 り。 然 派 国、蜿蜒として北より南に ン海流の余派) (親潮) り、 の三風域に跨り、 の間 到 り、 海流 は亜 駛走し、 日本や、 九月、 中 細 其間 亜 太平洋沿岸の南半 南の方熱帯圏に入る一度半強、 十月、 寒温熱三帯 大陸より 日本海沿岸にも亦た赤道海流 に錯流 復た Ļ 西 の間に 到 北風蓬 延び、其間亙ること実に三十度たり。 日本、 り、 は赤道海流 拠在 而して沖縄 々として到り、 実に寒熱二海流の会所に当 Ļ 寒熱二 (黒潮) 台湾 気候宛として半寒 の一派 五月、 海 の洗 の辺は 流 (対馬海流) 0 ふ所 会所 東北 六月、 2 貿易 K る。 なり、 当 印 注ぎ来 度洋 北 り、 風 風 温

る Ш 脈 0 聳 寒 帯 立するを以て、 を併 有 す。宜 ~ 海岸 なり、 より 造化 Щå 質な 0 K 万 到るまで気 象、 其 の開闔変化 候の偏差多様 の状、 K 昇降 熱帯、 奇 正 の形、 温带、

養の 功を 日 本の内に 鍾 8 たることや。

北 海 H. 道 一つ夫を 島 列 t り樺 島 れ よ h 太 日 忽 島 本 5 一種が 0 地 カ いれた (形、 4 + を " 経 葦 力 て、 水 K 連 0 髪 海 り、 0 峡 如 を m き峡 L 隔 T 7 南 水、 7 朝鮮 の方沖縄列島 直 半 3 K 島 より 西 比 より台湾を経 利 満 亜 洲 寒 0 帯 寒 平 帯 原 平 原 K 入り、 K 印 通 又

☆ 南洋諸島と応接す。是を以て其

0

海 如き、 な 拖映 L T 地 平線 帯 0 外遥 相 錯互し、 K 紅を 百尋ん 抹 す る 0 雪 処、一 塊、 群 上に北極、極、極、 の海豹 声 を和 して長へに啸き 光高く半空を統 り、 其影氷

尾松、 を掠す らしむる処 めて 翠色 ľ 相 7 新 滴た 躍 乳 る n (榕樹は土佐の嵯蛇岬、 枝復 2 の辺 とし、 た新幹 (千島列島) 榕が と成 盖が より、 の如 り、 1 宛 白 同岬上の諸島、 然 乳枝 珊 人をし 瑚 礁上、 地 T K 印 垂 椰樹 度、 n 紀伊、 て根を 影婆娑、洋梨、 亚 弗 日から 生じ 利 加 忽 0 内 5 幹 地 と成 朱欒、 薩摩、 携 膃肭獣 、去る 芭蕉 沖縄 更に

忽

5

K

i

て爛漫、

忽ち

に

L

て乱落

L

風に抗する能はず、

雨に

耐

え得ず、

化 く豊茂 も累雪 6 澎 れ、 描 や夏間 湖 は 帝声 く能 此 折 台 0 処 はざい 湾等 下 を放 は n K 諸 降 汇 7 雨連 る所 竹蔭 憂かっ 幅 般 K 3 繁殖 植 て、 K 0 響を 物 りに 妙 猿 寒帯、 声 声 も亦た蒼翠 圃 す。 到 A なすや、 譜 (共に熱帯生物) 相 り、 を 珊 熱帯 和 開 瑚 其量多大、 1 礁は沖 展 秀潤、 を聞 猿 す。 の風物を兼 0 稟性 冬中 縄 3 を観聞すとは、 到る 1.列島 **吐素と怯懦・** 加ふる 富 日 壬川 0 処 併する、 本 2熱帯 X 成は 部、 K 0 其間 地方に在るの観あらしむと想へば、 谿 なる 宇内寧ろ日 視片関 小笠原列島 間 到 の温 を以て、 K 底、 L 入ら 度甚 て以 印 N 度、 7 為め だ高きを以 本 か に見る) 尋 0 如き処 常 K 谿 亜 恐惶 弗 の事 0 乱 に到るまで、 利 し、 T あ 加 となす、 熱帯 6 0

凄れ

哀

絶 世

K

圧

人 2

0

脳

而

かい

植

物

能 且 裡

(=) 松柏 科植 物

た温

半寒

帯

K

生育

する

民 よ は h 0 K 美 気 中 到 を る L T 涵 処に之を看る、 佳、 養するに足 且 5 其 の早 るも ・く散 000 L 松柏 いる所 日本人間々桜花を以て其の性情を代表せ 科 転 植 物 た多情、 の日 本国 是れ 中 人に憐まし 一到る 処に 存在 れ 惜 する、 しまる 是れ、 7 L 所 な なる 桜花固 日 も 本

成育 られ 望 ひ媚を呈せる る 葉を負担 本人の 世 んや、 高 冬を経て凋落せざるのみならず、 に委する所、 る 一壌や 雅 E 性 に、 なるを嘆ぜざらんや。 しながら、 些の未練を遺すなくして、 2 酷 情 四時能く、 K 少 一愛す 一軟弱の植物は枯死し尽くすも、 屈 ウ 中 量 其 中 0 せず、 に、 の態度を一看せば、 " る 民 標準となすに足れ 孤高烈風を凌ぎて扶持自ら守り、 ツ、 四 寧ろ日本人が性情の標準となすべけんや。 風、 断岸 人 囲 ウリ、 0 の境遇 歴史な 絶壁、 雨、霜、 ウン 想ふ、 も亦逆ならんか。仮令其幹をして天を衝かしむ能はざる り 石面稜層の上と雖も、 テ 氷、雪に禦敵し、 幾何学 昂然斃る ル 而 り。 松柏 盛々たる幹は天を衝き、 L . 瑞元 て瑞 サ の路 的 独り堅執 7 に加ふる ム所、 ル 西 の歴史を立 々天 デン三州 史の精粋 を衝く 他の花木の企 他の生平 して生存 に、 節操馬邁、 猶ほ且つ根を硬着し、 の民 は、 論 美術的 は本性たり。 する 人に 松柏 蒼健高聳 Ľ 上に数千釣 (注・平生と同じか) 艶を競 者日 を調 庸々 存す。 会な斧を以て 一つ所に 科植物は然らず。 1 和す たる なる 而 松以 瑞 あらず、 の重 る所、 他植 かる 松林 西 \$ て三 幹や、 0 物 量 根を托す 斬伐 歷 誰 K ある枝 一州民 中 史は 真に か品 超絶

世

人の

性情を感化し、

所謂テ

ル

(仮成人物なりと雖も、

当時の情勢、

所謂テル一流の人物を輩出せしや必

即 X 5 0 松林 黒松、 性 羅 情 西 馬 0 を 亚7 法 中 赤松、 感化 阜 より身を挺で」、墺太 \$ 支び する 亦、 五鬚松、 僧 松林 侶 の偉大なる。 0 非 0 1) 下 行 ウキ を倡語 に豪 ウマ 特 健 利 た K 硬 ツッチウナ の苛 日本 劲 りと。 な 政に 海松、桧、 上は松柏 る 性情 猶 抗 b Ļ 科 を 瑞 植 涵 西 杜*松、 物 近古 養さ X VC 0 富むこと、 み n \equiv 州 ハヒネズ、 きと。 な はらず、 0 民 松や、 人松林 実に 古 シマ 0 世 の中 1 ムロ、 界 ル 中 j 7

1 り首と

民 属

55 何ぞ漫 イチ 1 ヌ 1 力 t ス 1 英吉利 书 , 寧 牛 ろ + = ラ 列 水 へをし 学 E ボ 1 ク、 E バ 7 る 落葉松、 , 其 K のかべ 追な E Ħ かい 7 蘇格蘭人 らん 羅 E べ、 灣茶 とす 職人 ゴ 竹* 0 ラ を 是れ ī ウ 7 Ł 其 1 公孫 日 , 本 0 樹, Ш7 才 人の性 毛, = 羅漢 欅、 ヒバ、 情 柏。 仏" を 闡" 感化 ス 1 西本 Ł する 1 IJ 牛、 ウ を ī K E 足 7 + 其 る ^ 0 \$ カ

オ

ボ

ウ

E

"

1

1,

7

ツ、

2

ラ

E

7

IJ

モミ、

F

ゥ

と、

エゾ

7

"

7

ウ

ヤ

サ

ン、

金松、

杉、樅、 第 何ぞ民

落 葉 松、 伊太利人、 立 尺 西流班 西北 好人を 風 ī × とし て其 て黄 0 橄欖 海 よ を誇 h 吹 揚 3 世 到 L り、 3 2 怒潮 中 对记 砕、 馬 0 崖 海 に激 岸 を過 L 7

三十、志 或 其 は H 0 懸崖 欲斜して水を探らん 雪 噴 直 3 一数百 処、 岩 石 0 罅か とするの状を看 隙 蓬 t b 松樹 0 る者、 此 \$ 屈 誰が 挽 世 夫* す の元は 7 寇 生 の際、 長 Ļ 州 或 は 0 目代右馬允七 從 直 風 でを凌ぎ

郎

宗助国(文永十一年十月六日)が、慨然八十余騎を拉して胡元の戦艦九百余艘三万余人を反きです。

撃し、三子親姻と共に身を国に殉じたる偉蹟に酷似するを想起せざらんや。日本は 「松国」なるべし、「桜花国」と相待たざるべからず。(以下 曰禽鳥類、四昆虫類、 田蝴蝶、

(5日本の花、省略)

二十六年、東京帝大哲学科に入学、この間、近松門左衛門を研究して論文を発表し、

児となる。彼は、美文家として青年の間に多くの褐仰者を得た。

田寺 樗さ (一八七一一一九〇二)



25 Ш

が、その評論活動は多岐にわたり、多くの人々に感銘を与えた。 伯父高山久平の養子となる。明治三十五年、三十二歳の若さで歿する 明治二十一年、仙台の第二高等学校入学後、文学会を組織し、 本名は林次郎。明治四年、庄内藩士・斎藤親信の子として生まれ、

川臨風が共に日蓮に心をよせて著述するようになるのも、樗牛の日蓮研究の影響であった。 なり、肝胆相照し、相推許する」(笹川臨風の言葉)程に終生の交わりの端緒をひらいた。嘲風と笹 後に日本における宗教学の開創者となる)と相識り、「親友と云はんよりは寧ろ無二の信友と 学会雑誌」を刊行。この期に京都の第三高等学校在学 中の 姉崎 喇

賞募集に応じて歴史小説『滝口入道』を投稿して二等に入選、読売新聞に掲載され、一躍文壇の寵 347

日就社の懸

領を批評家とみるのは間違いではないが、どういう意味での批評家であったかは、一言説明が必要 一人は明治創作界の雄、夏目漱石、今一人は明治批評界の覇者、高山樗牛であるとする。樗牛の本 笹川臨風のみるところでは、東大赤門出で文壇に大波瀾を捲き起した天才は二人であった。その

『文明批評家としての文学者』(明治三十四年一月発表)の中で、ニイチェを 筆頭に ホイッ

歿。遺志により興津の竜華寺境内に、かつ相模湾に面して葬られた。全集には 改訂註釈 樗牛全集七 が可能であったから、ニイチェは彼にとって文明批評家の鑑となり得たのである。三十五年十二月 ず、興津、鎌倉と居を移して静養、この間、日蓮に深く傾尽し、思想性を深めていった。三十年、 思想文化の系列」を探索し続けた。彼においては、ニイチェ等も又、この系列の上に置かれること 井上哲次郎等と共に標榜した「日本主義」から、歿前の日蓮主義に至るまで、一貫して「勇気ある 語を会得して、我国文学の一新を希う批評家の本務を、自己にきびしく課するに至ったようである。 めた偉大な先蹤とみている。この認識から必然的に『詩は人生の批評なり』と云ったアーノルドの トマン、イブセン、ゾラを賞揚しつつ、彼等をば「文芸の勢力によって一国文明の大動力」たらし 三十三年六月、彼は、専門の美学研究のため文部省から西欧留学の命を受けたが、病のため果せ

巻(大正十四年、博文館刊)がある。以下の引用は、改造社昭和三年刊 「現代日本文学全集」 第十三

(1) 「日本主義」の全立

理 神 ٤ 徴き 41 本 玉 邦 文 民 \mathbb{R} 家 化 的 性 0 0 情 進 性 歩と世界の発達とに於け 質 0 特 を考へ、 質 とに 照 宗教及道 我が 徳 0 る殊 歷史 国 家 的 遍心 0 相関 将 関 係 来 0 00% 理法 為 に、 を認 吾等 汎掌 は 更に くした K 文開 日 本 本 邦 主 建 展 義 国 0 を 原 0

\$

その揮。 H 所。精。特。 あのせの 木 謂。覈。件。 日·大· 000 とを 本。る。 客。国。 主。歷。観。家。 は 目。 史。的。の。 何 義。 認。真。的。 は。的。 决。 識。正。 しのはのをのなのすの る。 て。た。得。 30 国。 て。発。所。民。 夫。比· 較。初。達。の。的。 偏なた 的。め。は。道。特。 考。て。国。徳。性。 己。察。生。民。的。 150 起。の。原。 本。 す。自。 依。 理。 けの 樹。 30 る。覚。 30 70 に。 こ。心。即 白。 とのた。 \$ 非。 主。 ざ。を。基。是 他。 独。 を。れ。得。か。 70 n ば、べ。ざ。し。る。 to 00 精。 40 h tro 0 ~0 神。 識。而。か。 20 120 すのかのらの 拠o る。も。ず。 00 こ。是。 TO 狭。 とのの。国。 建。 得。如。民。 际。 展。 当。 tro べ。き。の。 か。国。自。 初。 主。 ら。民。賞。 00 我。ず。的。心。 抱。 特。は。 的。 負。 をつ 反。吾。性。国。

邦。を。に。ご。動。 分。て。同。 展。の。 見。化。ず。 750 る。 るのかのべの 能。渦。 李。 は。重。者。 20 10 no 非。 民。 日。世。蔑。邦。 人。 し。史。 文。た。あ。 る。 no 高。 よって。 道。潮。 00 10 なの にの no 見。 駕。建。こ。 30 しの風。 70 に。 当。 至。明。初。 り。治。の。 T-0 た。聖。精。六。 30 代。神。 百。 は。の。は。年。 余。不。 我。沢。幸。中。

寸 宗。 る \$ のとな て。我。史。 我。が。 す が。日。 6 玉。 本。 於。中。 0 民。 な 義。 000 り。 性。に。一。 情。 10 新。国。 吾等 に。 00 紀。民。 反。 ての 元。的。 は 。校 現。 を。意。 素より し、今。 しのの。 我。邦。 # がった。 る。に。や。性。 界 建。於。 も。我。十。情。 -国。け。 切 0.30 20 0 精。一。 民 神。切。 ふの主の べ。義。 族 にののの K 背。宗 きののののの 向 戻。教。 な。唱。 つて、 し、を・排・ 00 排。 我。擊。 彼等 がっす。 国。る。 0 家のもの 宗 0000 教 発。な。 なを放 達。り。 なの 00

よと勧け に、夫、徒、於 教。吾。文。享,し。ろ。 盲、 50 3 を。等。化。け。て。誤。 むるも 教、 信、 0 るい 道 以。は。の。て。十。つ。 に、的、 すい 徳 科学との 民、 るい 上。兹。の。外。 0 如、 意 0 実、族、 に。に。発。来。 <. K 践、 2. 義 非ず。 道、称、 な 衝 主。て。正。を。文。論。 突 帝な 解 徳、す、 を捉 00 るい に、 世 欧羅巴(ござる 原、者、 决、 \$, して 理、 ~ 7 0 を、 以、知、て、識、 人 以て の文明史上に 類、 劃。識。き。国。 宗教 0 せいのい 0 先、 tri 進、 み。 たの中の今ののったの 2. 排、 天、 0 性、 有 すい 2. 害を説 於ける宗教 共、 to. n の。が。九。を。我。 ども るかを に、 漸、 謂。本。紀。視。歷。 くも 今、 <, 心。 吾 其、 1. 日, 世、の、 すい 11 0 0 職 界、迷、 るい 思 0 文、 信、 \$. 如 能 5 化 ない 0 3 は寧ろ 宗、 擺、 に、 は 大、脱、 非、 教、 太だななだ 勢、 し、ざい は、 to る、 今、 文 超、 0, 日、 発 炳心 n. 多、 焉之 自、 み、 達 沉、然、 ts. 数、の た 5 る し、的、 0, _ に過 て、信、 ず、 宗、面 棄 沮。即。 教、に 世 害。ち。

美術

より社会的、

はた国

家的生活

の上

K

及ば

L

たる勢力の至大至深なる

特。 額? 77 質 な からの に。 其 玉。 随。 民。 0 50 結 夫 110 0 曲。 外数がいけっ た 来。 其。 宗。 生 た 小教的 を拉り 000 発。 主 達。 取品 民。 族。 000 家 L 制。 に。 T 0 非。 発 偏 約。 ざる。 なの 達 K 一之を強 殊。 進 にす。 步 150 を ~0 沮 5 きも 三千 害 る す \$ 000 3 0 年 の文物 あ。 K 0 30 終 如 をのら 3 確。む は、 歷 史は、 信。 0 徒ないたから す。 吾。 K 明に 等。 性 はつ 之を証 K 各。 戻。 展。 h 展。 て殆ど余 民。 民 は。 情

共。

所のかの

K

違なが 000

らざる。 吾等 000 る 種の信念 玆 古神話 0 国、 点 K あ 之を K 8 0, b 於て、 精、 種。 は、 さい 宗 神、 中 説 に。 超。 教 見に 将さ 非。 加、 要、 か 白。 2 す、 ずや。 世 然的。 素是 Co は 何、 ない t 何 又一 察せ、 多 無、謀、 b 理。 7 に来らむとする後代文物 やつ 3 疑 是 セず、 想を思慕し、 其 \$. を容 0 0 之を 亦、 社 の比 如 甚、彼、 一会的 き信 n ず。 要する を見ざる所、 カント に、 現象 念 或超。 施、 然れ、 0 哲学 そしし ず、 やっ たる ども 理。 Ŀ 的。現。 て、 人種、 方。実。 0 形 印 認 生活。 或 性 而 度 容 質を預 直、に、 0. 民 E 欧 L に。 一学と 羅 同、 族 得 巴民 異、 間 我れに擬し、 ~ 告せ 超 を分たず、 き者 K 族 於 自 り。 け 然的 ts は 由中 る b 到。 過。 岩。 達。 宗 来 P に。 特、性、 よ。り。 i 宗 以、 否 し。 教とを抱合 夫れ 得。 教 て、 0 p の差、 的 彼、 進 ~:0 To K しとす。 就 熱 れい 步 ٤: -: 别、 情 K き 神 世 K 7 る。 る 豊 10

通、教、 K 宗、 は 世 族 記、 観、の、 大 是 る 教、 種 T 0 勢力、 冷淡、 は 7 陸 等 的、 是れ \$ な 為 識、 能 祈 りとす 幾 同、 " 0 K 的、 6 ts. 祷 ラ 多 無 化 吾等 駆 to し、 る、 反、 修し 0 幾 1 か 力、 L 逐 抗、 て、 形 法是 0 迷 何等 b 0. る ろ 世 0 強大 \$ を、必い 式、 何、 0 間 信 L 5 歴 殆 0 すい 到、 如, 丰, 現げ 根 を n K 史 K E な を証い るい p, K. 義、 111-4 拠 其 吸 非 章陀的、 た 想 是、 カン 2. 収 的 な す、 0 る り ひ あい に、 行 我 0 殊 L 明、 K" 及ばざる りと 加、 依、 事 然れ すい 神話 性 神、 ラ から りて うるものに に、 去、 話、 玉 F. 玉 を 非、 すい 発、 外点 家 ども ダ人、 + 失 ٤, K 我が、 古事 見、 H. るい VE 5 0 0 あらざる 所 ٢ すい 本、 中。 中 権 L to 文化 的、 も宗 非、 bo T 2 力 記、 K ない 文、 との比 何 有 勘は 0 すい --L カッな 我。 6. 化 隻、 0 事 す 下 教 や、 < 15 発、 らざ はド り。 ののの * る に殆 からの to 的 発達 強、 活、 達、 我热 較、 素より 玉。 固、 眼、 を、邦を b ど強 ラビ よし は、 民。 妨、 ts. を、 人 を L を に。 ダ人 るい 遂げ 破、 害、 得 印 制 多 K Lin p あ。 奎、 し、 し、 訓 た 度 的 少 よく、明に我が 所 no て、 制、 たい と交 h 亚? 得 1 K 0 謂 ての に、 るい 得太 里, 伝 迷 日 た は。 対、 E, 安的 る 沙 向が 0 L 中 播 信 則。 すい 事、や 下, 世 \$ 0 L 人 50 <u>-</u>, 0 顕沈 実、 超 6 0 我 た 種 然。 を、浅、 密 F. あ 世 九 から 3 VE 50 民、 外、 玉、 E. 薄、 虚 た らざり K 或 L 0 民、 に、 ない 無 百、 h 俗 族、 T 年、 せい るい 2 0 0 的、 派 印 0 意、 幽 宗 性情、 厭、 雖 0, 間 度 篇 0 識、 # , 歷、 教 K " 亚" 0 的、 史、 14. 思、 観 14 存 ラ 古 0 里

を、陀、想、

るは

ン安す

在非、

0

的

無

差

别

思

想

は

IE

K

性情 無

2

相 魂

反

世 滅

我が

民

0 \pm

思 2

想 云

は S

由

如。

べきも

亦。

然り。宿悪と云

贖罪

ひ

霊

不

と云 bo

ひ、

神

0

た 現

る 111 超 督。

的 自 教。

K 然 000

L

T

超 は

世 た

的

K

あらず。

小

网 我

界 から

0 K

観 民 2

念 0

き

K

あら

ず

٤

現世的思想に較

ぶれば、

の。式、 と、を称、唱 社 神 て、 浄 る 一会的 は、 唱品 8 を 西北人 財 するも 非。能、 真 奉 を 0 八動もすれ さる。 2. と雖 形 木で Ü VE 無: 11 手 式 偶 て人生 を化しい のは、 売ぎ 150 教 K \$ K 仏典 の信 no o 束 果して 縛 K 0 ば て有となす。 を 理想 我が 仰 殆ど空虚なる 進む 世 ico 持ち 5 れ、 憑拠 是の信 す る ととな 国 るも を事 民を以て仏教徒となす。 する L 祖 業 念を有 て、 0 とする 所詮仏教の思 形、 を継ば は、 o, 式、 未だ 果し 主、 紹出 \$ するも 義、 L 0 なは決し に非、 想 以 て其 は、 7 幾何 行為を規 T 0 ざるい 仏 未だ ありや。 の頂 て是。 教 あ を円 るべ 然れども カン 徒 以 公仏 と云 000 定 て きや。 国民的性情 仏教 す 一種当眼 K る ふべ 教徒 L 吾等 \$ 信 其の衣い と称 からず。 者 彼 0 と云 の迷妄 は疑 0 の。果 緇し 世 衣 らる で経 10 ï S \$ に根拠。 あはれ今日 T ~ K K 幾 馭" 真 7 K か L 我 て経り 何 5 K 5 なっ から ず。 あ n 14 有。 を手 陀 n 玉 て、 口 せる。 中 民 0 教 仏教、 所謂 K 仏 種 K 0 形、 L す 0

素より言ふに足らざるのみ。是を以て我邦固有の神道 雖 P 其 0 活

現、 世, 教、 たい n . 夫* への主ば 5 未 来 死 後 な 説 P L 3 は 超 絶 0 世 界 を愉悦 1 る 印 度 欧

的 人 宗 は 教 現 0 111: 比 K VC 生 あ 息す。 らざる 百 tc 般 り 0 改 善 准 歩 はた 悉く 皆 現だせ K 就 い 7

思 そ、 0 神。と 根 3 30 長 想 近2 所 孫。雖 所 現、 る は 本 実、 山。 的 無 独 降のも にののい 逸 臨。 思 世、 かい 道、 非。 想 界、 的 の。面 6 無 のい自い 徳、 也 ず。 純 事。 カン VC \$ を維、 2 非 Po 理 暗。 かい 然的、 ろ に。彼 7 現 哲 各 持、 学 中 世 照。れ を外に す、若、 切 0 径行によりて到 LOD て、如く 我 るい し、 高 玉 0 は、夫、れ、 民 遠 3 から 事 保 は K 百。 \pm 物 L て人 其、 乏し 各 現。 世。守 民 は の。的 世。のい 吾 は A 其 社、 2 生 的。 臣。は 是 人 国。会、民。的、 雖 民。た 其 達、 0 0 あ 実 せらるべきのみ。荷も 到 が。回 0 る \$ と。生、 こと無 達 其。顧 際 貴 すべ 活、 む の。的 的 ~ ての ない 造。 to 傾 き理 き所 皇。尚、 グ 業。 6 向 を。ず 祖。び、建。 を P 0 若い 想を 有 以 建。 ++ 奉。 体。其。 を 国。国、 す 7 世に理 異 しのの。 る 知 の。民、 7 K 鴻。的、 1 て。国。 0 6 \$ ず。 す。 的 民。 点 図。 団、 吾 生想なるものである。 人が 息。的。 結、 常 K 是 大。 ない 識 ら。抱。 於 是 ざ。負。 0 成。重、 て、 0 現 0 如 すっじい 発 るののの 如 世 ものありとせず 支那 老 達 所。偉。 3 み。 0 は 大。 は 幸 き。君、 150 なる、 実 民、 我 福 世 運。 民 尤も 族 K 办 を K 貢 我 其 玉 を。 か 我 類 献 0 民

民

0

建

国

0

当

時

に於

け

る一

大抱

負

にあらずや。

る。 h

をの

如。

何。

に。

世。

tro

中。 を

玉 to

家 る

は 現世。

K

立

ち、

宗教 ず。

は

未。

来。

小を尚と

5

家

は

差。 家。

别。 000

を

立 益。

て、

宗

教

は

から

扶植

務是

亦非

田市

ならずとせ

然れ。

到。

底。

展。

利。

と相。

戻す。

K L

K

二。 千。今。 其 3 れ 憫な 0 信 其 年。 Ho ずる 0 0.000 歷。宗。 勝た 故 所 IH 史。教。 ざらむとす はっはっ K を 忠なる、 辞 遂。是。 にののの L 宗。如。 教。民。民 万 素より深く多とすべしと雖も、 0 里 抱合。 族。 0 と毫。 波 涛 す。 も為すない いを凌ぎて る。 こと能 きない 平 はつ ざりき。 等 博 no. 愛 是を以。 0 教 彼 其 理 0 基 To 0 を 無謀 我 督 我。 n 教 展。 固。 無識 徒 K と一の宗が 伝 から 遥 K ~ むと擬 い K たりて 其 教。 0 を有。 す 5 る 玉 \$ を

離

民 0 玉、 福 民、 殺 的、 K 祉 性情、 を 增 に一致せざるものは、 進 す る上 K 於 て、 多少 の神 遂に其 益 の完全の発達を望 あ りと れども宗教は別とせむか、吾と かい 人 は べい 吾 カン 人が っず。 自 而し 由 力 0 意志 も若

三十一、高 糊 Ш 光明大悟 平。 脱ぎ して、 を説 は た 1 是 と云 n 不 を排 生 其 何学 処 \$ 不 な から 滅 0 VC あ 如 無為寂 づ h 社、 3 か Po 積 5 会、 国、 柄だ 極 滅 整相容 家、 的 0 ---切造、 を以て事とせ 意 妙 境 義 化、 な n 0 存す ざる を以て平等無差別なりとし、 りと云ふ るあ \$ さざる、 のあ りとす 0 よし りて 素より明ら 存す。 る 是 b 0 如 仏陀 でき消 けいい 、生の成立 極 教 国、 0 的 0 立、 を以て民を分 涅。 基 観 督 に、 念 槃。 須、 教 K は 11-8 要、 0 -所 ts. 6 切 ずし 煩 謂 るい 神。 実、 悩 0 を

之、と、れ、共、 3 須は T K 徒。妄、均、 K 要 統 N が。笑、 K. 15 ず家 般 対 家 治 自。 Si 2. Lo き道、 3 ら、初、 る 0 L は 0 教。べい 玉。 0 3, 800 交通 自己 主権 条 7 族 20 しつのい 家。 念は、 主 るい 件 て、 围。 は を と、子、 は。 権 其、 を確定 ない 聯 15 \pm 0 成 家。ない 15 りつ 0 する りと り。 民 権 す、 人。 合 主。 国、家、 き 萠、 K 0 能 類。 義。 夫 を 夫の 芽、 t 秩 K して、 家 発。 20 のは、 0, を発 の完全なる統率 以 0 h 序 す、 族 よりて、 達。 000 人道、 X て、 て、 を K 調。 \$ 000 類的 維持 之を し、 L 心。 和。如、 所詮 やム発 たるもの、 7 伙。 000 何、 若 外 情 L 制 生活 為。ぞ、将中 なの 各 に対 誼 御 L て、 る。 に。国、 たい 達 玉 3 0 す。 するこ 形。 家、 V. の下 民 最 L は 其 L 式。喋。の、 0 高 玉、 来 1 7 要 0 tro 40 目、国、 に於 標章 家、 高 りた 類 利 は は と能 弁·的· n o 01 尚 的、 的 福 民 _ 明。 と、差、 んてすい とし 一衆最 道、 りと はず、 to 情 を 16 人 す。相、別、 る 徳、 增 0 は る。 両、 K. るい 道 T を、 雖 15 進 独 大 _ 所。 立、執、 に非 認 外、 人 念 姓に P る 世 立 0 000 す、着、 也 に、 \$ 也 幸 K 玄 K \$0 る、 3, して別、 訴 ~ 之れ、 0 ことを 全
う
し 福 必ず社会を成す、 L 000 ない n き国 5 は は。 を T 望、忠、 ば、 る は、 企 生 さい 際公 に、 たい 画 0 今 務 T 息すること能 べ、 愛、 ---外無 决、 人、 国、 H 其 寸 む 切。け、 国、 いて 類的、 法 家、 0 る を説、 人 さい の完全 是れ 勢威 去 0 文 K 強。 やい 其、 ts 如 情、 0 あ 附。 4. の発 きも、 誼、 進 人類 を皇 り。 社 会。今。を、 ない ない 步 会 はず、 0000 以、 達、 るい るい 而、 張 是 0 説。 基。 成、 \$. J: K の。督。 て、 立、 01 於 更 玆 み。 数。

6

ば

如

是 15

n

我

から

H

本

主

義

0

H

的

綱

領

75

家。 即

は 8

我

办

 \mathbb{R} 何

体 ts

0 る

精 者

華 カン

りつ

之れ

実に

我が

皇祖

皇宗の宏遠なる丕図

K

基くも

とす。 るい 教。吾。 しつの は。等。 て、成 T カン は、国。生。 玉、 6. は、 0 人、家。活。 る、 望 す 1. は人生 る、 文、の。に。 無 る だきこ の、為。於。の、 にのけの 日、 寄、 現。 0 あい 託、実の、界。 擊。道。 6 確、せ。徳。 実、ざ。原。そ、 必、に。 猶 13 然、於。 る、べ。準。は、 形、け。 civitas 式、る。 道、か。た。 万、 有、 らざる。 に、一。 し、切。 発、 Dei て、活の話。 達、 べ。 活。 0 素。か。原、 又、動。 0 より。ず。 現 其、は。 111: の、其。 る、 VC 主、の。 見 上、国。 是。 権、家。 し。の。差、 る 如。别、 力、的。 ~ き。の、国。中、 か ts. 100 6 50 る。 3 ことに 家。に、 的。於 る 4 主。て、 日 办 於。 義。せ、 如 K に。む。 於 To 背。 T 最。 戾。所。 111 \$0 す。詮。 界 有。 的 效。 る。国。 000 家。等、 150 宗。は。に、

唯 吾等 3 是 0 手 0 等。にが。一 念す 如 き 主。任 事 る 所 唱。す 実 を 発、 る あ す。 確 る 達、 る。の 所。甚 認 かい 0 だ み。 す 000 日。 危 る 若 为 本。険 し今 主。な義。る 故 に、 こと 義的 即。 日 其 及 50 を 将 信、 是。 0 念に、 認 K no 来 せ 民 0 とすれ 我邦 性情 負、 ふ所、 2 0 道 K 徳 家 甚、 吾等 を以 たきい 主 少ない 義 とに て、 は カット た 仏陀 らざるを確 対 何を以て之に代 する 教、 利 若 害適 認、 L 3 否 すい 5 は 就 基 7 督

排。

50

ざる。

0

無。

大のめの共の然の以のを 7 は 2000 L _ 抱。 に。れ。て。拡 姓 か 祟。て なの も。負◎進。永。ど。 日。 張 K 夫 其 敬。 粉。 0, 10をのみの遠のもの 本。 L 出 0 0 tro を。万 実◎て。の。妄為 創、 0 主。 で、 退 性き 0 源。世 造、信。現◎人。平。にり 譲 K 我 すの日 上步 を重 非 べの子 から はのむの的のをのれの 3 K きのの 之。との情。享。を。平。 其 Ľ る 民 所。 永 も、を。すの語。受。樹。時。 ts は 0 0 禁欲 内。るのの。せ。て。に。 iL 公明 り。 日。景 に。にの発。む。」。あ。て を 本。仰 あ、啓。 あの達。こ。他。 n o 外 是。 _ を 快 主。 寸 祭。 侮 6 りのない とのをのての K 訓 濶 に。 義。 ~ ず、す。 0 期。 を。容。武。 な L 於。 き ~ 0 は。 しいべつ する希な れ。備。 妥 て。 人 所 0 < 0 厭え ふっさっをのけ 内 か。民 是。 な 0 る。解がた MO Lo 3 11.4 K 日·大 故。 b 压。 To しの是のもの 臨 0 無為 本。り に。 民。 てのにのののずの みて 0 是 1:0 国。故。 からの 要の於。に。 n を 義。有 祖。に。 三。を。 はのて。非。愈。 鼓 我 は は。為 を。国。 干。外。 我のかのずの々の 様で 崇。祖。 から 吹 進 10 年。 邦の 展。 鄂信 子 R 光。 取 拝。及。 000 1) 0 建◎日。国。民。民 相常 る 明。の 阜。 し。 歷。襲。 言とし、 を旨。人民 国◎本。内。的。 親た 0 もろく て。宗。 のの主。を。団。 史。用。 万 L 常。は。 み、 的。す。 精◎義。修。結。 邦 に。日。 検。べ。 神のはのめのなのに 建。本。 証のかの ての登録 冠 外 をの 0 玉。玉。 100 Bo 発®世。海。固5 紬 K 教 生。 退 の。民。 本はず。 揮◎界。外。に。 対 世 義 40 嬰於 抱。の。 しの平のたのせの る L を尚。 保 を 負。宗。 和。臨。む。 る。日、 所 T 排 守 を・家・ 500 確。本、 我のののみのこの 斥 75 は 2 奉。と。 実。主、 がの維。 20 每沿 す。 憂 ŋ 体。し。 な。義、 国の持。与。を。 是 一糖 K せっての る。は、 悲哀 民◎を。国。務。是。 国 億 K すりの無の 自。今、 の◎務。 とったった。 威 於 兆

10

表。 釘い 台。 補 心。 にあらず、 せるものなり。 綴い 20 世 る 建。 玉。 \$ 000 瞭。 のと、 哲。 精。 tso る。 神。 にあ 発。 日。 素 に。 本。 渕。表。 1 らず、 主。 b 源。に。 し、外。 義。 同 らざるなり。 は。 H 国。日。の 民。本。 論 的。国。 K 実行道の安 非 ざる く。べ。 徳。心。 其。 ts り。 100 Do 000 立。 原。理。 H. 命。 50 地を指定 日° する 来。 する。 0 750 太。 00 主。 夫 義。 0 湯 世。 はつ 0 るも 然外 ろ。 大。 深。 和。 000 民。 教 < 0 750 族。 * E o 借 000 民。 100 抱。 b 000 特。 伯° 来 日· 性。 本。 及 h 主。 理。 にの 想を 義。 はつ

及び 立 を望 吾等 人道 む 11 の最 \$ 以 Ŀ 0 \$ 0 忠誠 建 確 信 K ts 0 る伴侶 精神を発揮 よ りて 日 とならむと欲するも 本 L 主 て大和 義 K 賛 同 民 族 す。 の偉大なる抱負 希くば最 のは、 吾等 と共に も健全なる国民的 を実現せむと欲するもの、 来 n つて而 道 徳 0 7 確

教。

(現代日本文学全集、第十三巻 一樗牛 . 嘲風 ・臨風集二二〇二一五ページ) 吾等と共に日本主義

を賛

唱

せよ。

(明治三十年五月稿)

(2)関 連資料) 三井甲之「樗牛全集 かい 5

三井甲之の 「樗牛全集か 5 は 大正三年執筆、 型四 年 ш. 路、 愛山の「三宅 雪 嶺 氏 0 世 0

中山、 岩野泡鳴の「寛(克彦)博士の『古神道大義』」などとともに、名著評論の一冊として刊行

準備 潜めて開発進展 干渉によつての日本の悲痛なる臥薪嘗胆の緊張とを以て、来るべき世界的戦争に対して されたものである。これまた名著というべきで、その「序」をぬき出しておく。 のである。 明治三十五年に歿したのである。さうして明治三十七八年の戦後をば彼は知らな 高 L Ш つゝあつた時代に現はれたのである。 . 樗牛は明治二十七八年戦役によつて世界の舞台に現はれたる日本の自覚と、 しかし彼の国民的自覚を説いた評論は此の戦役に於て実現せられた。彼は (しつゝあつた国民的生活の表現者の偉大なる一人は高山樗牛である。彼 当時の動揺し混乱しつ」、しかも内に力を

学せむとする際に病 はもう唇の色が悪くなつて、如何にも弱つて居つたといふことだ。又彼の最も親しかつ 雑誌記者としての活動を中心として、まさに教授としての生活に入らむとして欧洲に遊 成してしまつた。 彼は明治二十五六年より三十五年の終焉に至るまでの約十年間に於て一生の事業を完 故に十分に研究してその思想を開展せしむる時間がなかつた。又彼が に犯されてしまった。彼が東京帝国大学で日本美術史を講じた時に

予言者としての評論家である。

の苦心 から 人間的の一切を経験せむとする勇気を示した人だと言つた。此の二つの事実から僕 K た、さうしてニイチェ主義を盛んに鼓吹した某氏 要求 勉強しすぎて死んだ人であるといふことを考へしめらる」のである。それ した苦痛の具現者 のあとを見ても想像せらるゝのである。彼は明治時代が祖国の世界的誕生の為め 一戦死者の一人であつたのだ。正岡子規も国木田独歩もその一 は樗牛を評 は彼の文章

(注・登張竹風のことか)

は彼彼 して、

して戦死者の功によつて得たる新しき地位より享受すべき幸福を味はむとする生き残り て居つた。しかし明治三十七八年戦役後は国民的生活は一種の弛緩情態 の活動した時代は来らむとする不安をひかへて居つたからして国民的生活 に陥 つた。

は緊

張し

人であつた。

彼

本主 思附きで これら享楽者を駆遂すべき事実が今示されつゝある。それは世界的動乱である。 ものゝ享楽主義が全盛となって来た。しかし日本民族は将来の生命を期待する。とゝに かれの評論の全体を悉く紹介批評することは出来ぬけれども、二十の項目を分つて の唱道者、 はな 宗教的自覚の先駆者として高山樗牛の評価を紹介批評するのは単 今日日 一なる

代 の動乱に出没しつゝ意気と情熱とを以て筆をとる時評家であつた。彼の哲学は一 価 值 批判に就ては最後に稍詳しき研究を附加した。彼は冷静なる科学者ではなく、 その多方向なる要素を分析し説明しようとするのである。 彼の評論 種 0

彼

の思想の開展と、

長所と特色が 教的感情に帰着したのである。 にその天禀の客観性を開展せしむるに及ばずして、情趣と傾向と意向とを以て現代に接 やうに、文学者も亦人生の一切を包括するの客観性を有さねばならぬ。 誠 実を認め得る。 趣哲学である。 之を覚醒せむとし誘導せむとして、直観的気分を以て出発し直観的気分を以て宗 ある。 そこに彼の文学者としての客観性を認め得る。 彼の思想は殆んど相反する如き要素を含んで居る。しかしこゝに彼 L かし彼の態度はそれが評論家として唯一無二のそれでは 彼は戦備よりも接戦に忙しかつたのである。 自然は一切を包括する しかし彼は こム K 彼

故 に彼の誤謬を指摘したのは主として此の方面に於いてゞあつた。 的宗教ではなく実に科学であった。 現代 は科学と民族的宗教との対照強化的 精神科学の中心となるべき心理学的研究であつた。 運融の時代である。 彼に欠けた所のも

(昭和十年、第一高等学校昭信会複刻、「樗牛全集から」、一一二ページ)

三十二、正** 岡おか 子規(二八六七一一九〇三)



れた。 明治二十五年、東京大学の前身、文科大学を中途退学して、「日本

正岡子規 (本名常規)は慶応三年(一八六七)四国の松山市に生ま

新聞」(一八八九~一九一四)の記者となり、まず俳句革新にかかり、芭 蕉・葉村の真価を明らかにして写生説を唱え、俳句を江戸時代の因習

から解放して、近代俳句の基礎を確立した。「芭蕉雑談」(明治二十六年)「俳諧大要」(明治二十八年)

な月並 で体得した写生主義をもとにして、実地体験にもとづく作風を確立し、万葉復古を唱えて古今集的 て病み、 「俳句分類」(明治三十年)「俳人蕪村」(明治三十年)等。 明治二十八年日清戦争 に 従軍記者となっ ・理屈の批判に没頭した。さらに新様式として連作短歌を創立して、写実主義的近代短歌の 船中にて喀血、爾来不治の病床に呻吟した。明治三十年代から、短歌革新にかかり、俳句

基礎を確立したのである。これは万葉集以来の短歌創業であり、古今集序文以来の歌論であり、正

に千年に一人の事業であった。彼の著作「歌よみに与ふる書」(明治三十一年)「曙覧の歌」「歌話」 (明治三十二年)などは、内側からいうと、短歌という伝統的の文学様式に、近代生活と近代思想と

を表現する力を与えた、ということになる。子規を境にして、それまでの俳句観、短歌観というも のは、一変してしまったといえよう。

さめられている。 く見ている。野球の説明をした文章などは、説明文の典型である。作品は、主として随筆の中にお しらる文体を、創始したわけである。子規自身は、この写生文の創始を、新様式という点で一番重 数の読者を持っている。というのは、科学的思考を受け入れた近代人の客観主義的思想生活を表現 つづいて写生文に手をつけ、言文一致の口語体の文章の確立に努力した。その随筆は今日でも多 「墨汁一滴」(明治三十四年)「病床六尺」「仰臥漫録」(明治三十五年)など。

日の俳句三句が辞世となった。 明治三十五年九月十九日(一九〇二)東京根岸の自宅で死んだ。享年三十六才。死の前日、十八

終瓜咲いて痰のつまりし仏かな

終一斗絲瓜の水も間にあばず を 1000であり、まりし化か

をととひの絲瓜の水もとらざりき

彼の家は、子規庵として保存され、寒川鼠骨が管理した。遺稿は、国会図書館に寄贈されたとのこ

附記する。

子規以前の千年におよぶ古今集崇拝の迷信を打破したという点では雄大、 も色あせぬ文体であるという点では大文章家、 心理的分析を加えるという点では周到、 とである。 岡倉天心や、そういった近代日本思想の創造者たち明治の巨人たちの一人であった、ということが 二葉亭四迷や、 たかの観がある。 あげたという点では英雄的、 子規の歌論を全体としてみると、いくつもの点で卓抜していることに気付く。すなわち子規は、 法治国家の基礎となった明治憲法の制定者たちや、 その点で、 子規は近代思想の基礎を築いた福沢諭吉や、近代小説の先駆となった である。正に、 その生々とした表現が、六七十年後の今日になっても少し 明治時代の強烈な創造的精神が、子規の文章に結晶 こうした偉大な仕事をいわば重患の苦痛の中でやり 東洋の美術と思想とを発見した 一首一首に緻密な論理的

小説、 子規集」 困難で、 本書への引用は、 論等、 本編は、 (寒川鼠骨編) 引用個所の選定については主として三井甲之氏の研究に拠つた。 文学全般から書画に及ぶ多彩な子規の活動を、 歌論に力点をおいて編集したものであって、 主として改造社版 を参照にしてふり仮名をつけた。 「子規全集」に拠り、同社版「現代日本文学全集」の 漢詩、 俳論、 俳句、 限られた紙面で暗示するのは、実に 短歌、 漢詩その他を割愛したことを 長歌、新体詩、 一正岡

学 (明治二十 九年) から

詩として上乗なる者なれども詩人の詩として余り範囲の狭隘を感ぜざるを得ず。 ては 的 1 K 雖も六 就 に の殺 ば其詩料を取る区域甚だ狭きに過ぎたり。 異 きて カン 又残 況 主観的なるが多し) \$ ts んや りつ 風景 気韻 朝以上 直 る ちに自己の胸臆を攄く。 副島蒼海伯文辞に達し詩を作る。 詩 其 K 殊に 生 料 、主観的 似ず。 動し の古語錯落として出 其 の過半 て学者理を説く的の没趣味に堕ちず、 時 なる者多くは康 この点に於ては実に千古独歩 事を詠ず を失ひたる者 毫も客観的 る者の如きは大観の中に で来り自ら 而して其 とい 慨と の者を作 ふべ 諷刺とに 其詩必ずしも法度に拘 用ふる所 伯の詩尽く し らず。 文を為す。 されば其作 11: の技価 まり 是れ既に詩 の辞 細心を寄せ壮 、主観的 悲哀と和楽とを認 あり。 故に其詩古 調意婉切に は必ずし る所、 然れ 料 K して の過半 も彫琢 らず、 英雄 奥雄 ども詩人として論ず 語 して壮 の裏 Œ. ーを失 の詩、 を経 得る 大尋常詩人 はざる 古 士: に諷刺を寓 ひたる者な の詩 剱 るに 所の 政治 を舞 非 K は 題 至り 家 各国 は の作 ずと 目に

す

蒼海伯

0

(「子規全集」第十七巻、一四ハベージ)

(2)歌よ み K 与. ふる (明治三十一年) から

1

遂げられ誠 ひ日月と光を競ぶ処実に畏るべく尊むべく覚えず膝を屈するの思ひ有之候。 Щ ひ不申候。 仰の如く近来和歌は一向に振ひ不申候。 固より貫之定家の糟粕をしやぶるでも無く自己の本領屹然として山嶽と高きを争し、このできていた。 たかも知れ不申候。更に角に第 実朝といふ人は三十にも足らで、いざ是れからといふ処にてあへなき最期を に残念 政 候。 あの人をして今十年も活かして置いたならどんなに名歌を沢 流の歌人と存候。強ち人丸赤人の余唾を舐るで 正直に申し候へば万葉以来実朝以来一向に振 古来凡庸の

の人な

人と評し来りしは必ず誤なるべく北条氏を惟りて韜晦せし人かさらずば大器晩成

人の上に立つ人にて文学技芸に達したらん者は人間としては下等の地

かと覚え候。

人なれども真渕のほめ方はまだ足らぬやうに存候。 ならでは実朝の如き力ある歌は詠みいでられまじく候。 寄連中や死に歌よみの公卿達と迚も同日には論じ難く人間として立派な見識* 用 に居るが通例なれども実朝は全く例外の人に相違無之候。何故と申すに実朝の歌は とい 5 のでは無く力量あり見識あり威勢あり時流に染まず世間に媚びざる処例の物数 真渕 真渕は力を極めて は実朝 の歌の妙味 実朝 0 反面 のある を を知り ほ めた 人間

② 再び歌よみに与ふる書

て他の反面を知らざりし故に可有之候。

(後略)

(明治三十一年二月十二日

(「子規全集」第六巻、一〇ページ)

て候 にさめて見ればあんな意気地の無い女に今迄ばかされて居つた事かとくやしくも腹立た K 貫之は ひし 気の知れぬことなどゝ申すものゝ実は斯く申す生も数年前迄は古今集崇拝のまたの知れぬことなどゝ申すものゝ実は斯く申す生も数年前迄は古今集崇拝の S ものは優美にて古今集は殊に其粋を抜きたる者との かば今日世人が古今集を崇拝する気味合は能く存申候。 下手な歌よみにて古今集はくだらぬ集に有之候。其貫之や古今集を崇拝 み存 候 崇拝して居る ひしも 三年 の恋 間 は誠に するは 人に 一ちよう

かい い

列ね申候。

先づ金槐和歌集などより始め申さんか。

\$

\$

111 得社 8 ても皆古今の糟粕の糟粕の糟粕ばかりに御座候。 ても三百年たつても其糟粕を甞めて居る不見識に驚き入候。 れでも強ひて古今集をほめて言は 人との合の子を日 なら の奴こそ気の知 7 如 D は ん 何 歌 に候。 15 とい る者 此外 九 一本人とや申さん外国人とや申さんとしやれたると同じ事 ふ歌が出て来る、実に呆れ返つた無趣味の歌に有之候。日本人と外国 にても始めての者は珍しく覚え申 X 奴 の歌とても大同小異にて駄洒落か理窟 K は候なれ。 いつまらぬ歌ながら万葉以外に一風を成 それ も十年 か二十年の (後略) (同十四日) 候。 只之を真似るをの 何代集の彼ン代集のと申し 事 ッぽい者 なら兎も角 (同前書、一三ページ) のみ K \$ み芸とする後 したる処は取 にてしやれに 二百 有之候。そ 年

た

相成候。先づ古今集といふ書を取りて第一枚を開くと直ちに

「去年とやいは

ん今年

四 歌 つや 0 例 を前 Ŧi. 5 ば に挙げたれば善き歌 カン り挙げたりとて愚意を尽すべくも候はねど無きには勝りてんと聊 の例をこゝに挙げ可申候。

悪き歌とい

ひ善き歌と

3

八たび歌よみに与ふる書

武士の矢並つくろふ小手の上に霰たばしる那 須 0

の字三、 料極 材料 る ぞ多く候べ 又 る」にて名詞 を為す。 稍 此 気 めて少く 分り居 K を以て充実したる歌は実に少く候。 0 0 S 此歌 如き つかれざる事もやと存候まく一応申 歌は万口一 にの字一、二個の動詞も 其 K り候 趣 似た 力量 簡単を以て勝る者、 の少きが常なる 向が 普通 美に る者 ども、 和歌には極 斉に歎賞するやうに聞き候 K 測 あれど、 歌はなり、 るべ 此種の句法が殆ど此歌に限 からざる者有之候。 に、 めて珍し 猶此 実朝 此歌 けり、 現在になり(動詞の最短き形)居候。此の如く 歌 0 に限りては名詞極めて多く「てにをは」は「の」 き事も知らぬ _ 如くは 方には此 らん、 新古今の中には Ŀ 候。 へば今更取 語 かな、 又晴 万葉 々 此 者は 活 る程 歌 を祈る を擬し一方には此 動 けれ抔の如き助辞を以て斡旋せら 0 趣味は 材料の充実 篠原 せざるを覚 の特色を為し居ると あるまじく又此 り出でムい 誰しも え候。 したる句法 はでもの事 面白し の如く破天荒 歌が 万葉の歌 強き は 2 思 なが

知 5 歌 \$

X なる べく

の緊密 必要なる

は材

ふがあり恐らくは世人の好まざる所と存候へどもこは生の好きでくくたまらぬ歌に

時

K

よりすぐれば民のなげきなり八大竜

Ī

雨

中

3

たま

ら猶

K

有之候。

又

伏ぎ 御二 直 調を用ゐたる処、 三句 たら のあやつ 座候。 致すべ 線 下二句 の論にて論ずるに足らず候 実朝 んが に言ひ下して拙き処、 切に け 0 なかか は固と き勢相 此 三句 りに 歌 の内を字余りにする事屢々 した 0 も此 如 切の歌 のみ拘る歌よみどもの思ひ至らぬ所に候。三句切 く善き歌とは相成り候ひしやらん。こゝらは手のさきの器用を弄し より善き歌作らんとて之を作りしにもあらざるべく只々真心より詠 る方却りて勢強く相成申候。 現 く勢強き恐ろしき歌はまたと有之間敷、八大竜王を叱咤する処竜王も母 例尚其外にも数へ尽すべからず) 皆此歌 れ にいい 申 候。 0 0 却て其真率偽りなきを示して祈晴の歌 勢を強めたる所にて候。 八大竜王と八字の漢語を用ゐたる処、 7 力 へ共三 り候 有之。 句 故一言致置候。 切の 此歌も 取りも直さず此歌は三句切の必要を示したる 歌は 尻軽 候。 其 三句 初三 一にて くなる 此歌 句 切の歌詠むべからずとい は の如く下を字余りに 0 (前に挙げたる大江 極 弊有之候。 23 の事は猶他日 などに て拙き句 雨やめたまへと四三 は最 此 なれども 弊を救 も適当 する ふは守い 里 み S 0 可申 致 其 時 た 月 8

物 い は ぬよものけだものすらだにもあはれなるかなや親の子を思ふ

思ふ は必ず八字に読むべきにて候。又此歌の最後の句にのみ力を入れて「親の子を思ふ」と 候。若し「思ふ」といふをつめて「もふ」など吟じ候はんには興味索然と致し候、こゝ 候。序に字余りの事一寸申 たるが 余儀なくする者と心得候 の如き何も別にめづらしき趣向もなく候へども一気呵成の処却て真心を現して余りあ めし て弱き詩を作ると一 か 従つて平凡 な は情 ため 可なる者と相分れ申候。 「子や思ふらん」など致し候は の切なるを現す者にて、若し に面白き者、 なる歌と相成可 般 K 第二、字余りにしたるがため悪き者、第三、 へどもさにあらず、 御 候。 函 中候。 此歌は第五句字余り故に面白く候。 其中にも此歌は字余りにしたるがため面白き者に有之 歌よみは古来助辞を濫用致し候様宋人の虚字を用 親の」 ゞ例のやさしき調となりて切なる情 字余りには凡三種あり、第一、字余りにし の語を第四句に入れ最後の句 或る人は字余りとは 字余りにするとも は現れ不

共に愛誦する所に有之候。併し此の三首ばかりにては強き方に偏し居候へば或は又強き

実朝

の如きは実に千古の一人と存候。

其の然らざるは右の例にて相分り可

中、

那須

の歌は純客観、

後の二首は

純主

観 致

前日来生は客観詩をのみ取る者と誤解

歌などやうく一世に現はる」に至りぬ。

歌をのみ好むかと被考候はん。尚多少の例歌を挙ぐるを御待可被下候。 ****(*** (同前書、 三二一四ページ)

(3)き 和 文」の全文 (明治三十二年十二月三十日)

従来の如くやさしくやはらかなる一方にかたよらず、強き歌しまりたる歌、いさましき 遊ばしめんとはするなり。さるによりて和歌は昔のきづなを離れて自由なる者となり、 見てはかへりてかた言のやうに思ひなす者多し。是に於て和歌革新の声次第 て、今迄狭き艦の中に捕はれ窮屈に育てられたるを放ち遣りおのがまに了く広き野山に るが如き強くをゝしき歌を取らず。たまく、実朝の如く宗武の如く調子のしまりたるを 和 歌といへば古今以後のやさしきやはらかなる歌をのみそれと心得て、 紀記万葉にあ に高 くなり

くしき者とのみ思はれ、 然るに和文といふものは今猶やさしく、やはらかに、女の如く力無き、柳の如くよわ 和文家といへば藤原時代の女の文を学び、世人も亦それらの

錯綜し抑揚あり波瀾あり可なりに変化して人を倦ましめざるやうに出来居るなり。彼等 の文は彼等の擬古文の如き饂飩ののびたやうなる者にあらず。源語枕草子には長句 したる、 のみにして到底強く作るに適せざること彼和文家のい 弱き文を和文として承認し毫も他をかへり見ざるは何故ぞや。我邦の文は果して弱き者 の和文といへば源語枕草子の文を摸すべき者と自ら定めて、ぞるこそけれ 鰓純 ののびたやうなる冗長の文を作りて独り喜ぶといへども、 ふ所の如くなるべきか。 実際源語枕草子 所謂。 にて点綴

は自己の崇拝し居る源枕二書の趣味だに知る能はざる者とせば其紀記万葉の趣味を全く

せざるは

怪むに足らざる可し。

る所謂和文のなよくくと骨無きに比すれば強弱剛柔に天地の差あるを見るべし。 文に非ずとして之を排斥するなるべし。平家物語などに比して太平記の文が幾分か強く しまりたるはい これありといはゞ世人は太平記の如きをいふなるべく、 我邦 の性質上、他国の語より強くしまりたる方に得る所多し。況して女流の手に成りた 強くしまりたる文無しとは所謂和文学者も ふ迄も無し。されどそは漢語を多く用ゐたるがためなり。漢語は其文字 いひ一般の世人も思へるなり。若 和文学者は大平記 は純粋の和 然れど

短句

我 邦 を借りてやゝ文勢を強くしたる者 の文は 源枕二 書 の如くやさしくおとなしき者 0 みに あらず。 のみにあらず、 試え 古 事記· を開 はた太平 いて見 記等 よ。 0 如く

を借らずして雄壮蒼健の文をなしたる者其例に乏し 須佐之男命よさしたまへる国をしらさずて八つか鬚胸さきに至るまで、 カン らず。 例

その泣きたまふさまは青山を枯山なす泣き枯らし川海はことが一に泣きほし

1

き。

といひ

かれ 右北 から 照大 まひて乃ち天にまる 弓腹振り立て 巻き持 玉 0 八御神 御 を奪は こム たし 美 聞き驚 K 豆羅に !速須: て背には千人の靭を負 むとお ム堅庭は向股に蹈みなづみ沫雪なす蹶はらムかして伊都の男たけび蹈 かし 佐之男申したまはく然らば天照大御神に も御鬘にも左右 もほすにこそとのり給 てあが のぼります 那勢の命の 時 の御手にも皆八尺の勾璁の五百津の美須 の五百入の靭を附け亦伊都の高鞆を取 K 山川ことへ のぼりきます故 ひて即ち御髪を解き にとよみ国 は 申してまかりなむと申 必ずらるは 工告ゆ 御 美 りき。 豆羅 L き心 麻流" り佩ば K 經カ ならじあ 1 の珠を してたが した

みたけびて待ち問ひたまはくなどのぼりきませると問ひ給ひき。

こそけれの徒宜しく此等の名詞多く助辞少き文を味はゞ以て和文の変化を知るに足らん 無き者のみに非るなり。只々彼等がやさしく骨無き文をのみ作りてそれに和文といふ名 如何の称を以て此文に与へんとはするか。我邦固有の文は彼等の思ふが如くやさしく骨 漢語すら交へずして作りし者とすれば、所謂和文家は果して如何の眼を以て此文を見、 つ心地もするなり。此の如く強きをゝしき文は漢文にも其比少きに況してこれは一字の へし事の僭越なるのみ。祝詞宣命の如きも亦簡老雅健にして優柔織弱ならず。ぞる ふが如き、 文の勢の強き事、善く其事情に副ひて恐ろしくいさましく身の毛のよだ (改造社「子規全集」第十七巻、二四一一三ページ)

(4) 「墨汁一滴」(明治三十四年)から

其内の一人、人の耳許り見て居るとよつぼど変だよ、など話して笑ふ。我は健かなる人 病床苦痛に堪へずあがきつうめきつ身も世もあらぬ心地なり。傍らに二三の人あり。 限りに於て

時

K

批評を試みるの機を得んか猶幸なり。(一月二十五日)

加

は り殊

に筆を執るに悩む。

終に前約を果す能はざるを憾む。

若し墨汁一滴

の許

す

新年

以後病苦

(同前書、一〇一ページ)

甲論

乙駁喧擾を極めたるは世人をして稍々歌界に注目せしめたる者あり。

は人の耳など見るものなること始めて知りぬ。 (明治三十四年一月二十三日) 「子規全集」 第八巻、一〇〇ページ

是ならば鉄幹非なり、 味の如く思へる者の為に妄を弁ぜんとなり。 互に歌壇 いへり。吾れ以為へらく両者の短歌全く標準を異にす、鉄幹是ならば子規非なり、 に因ると為すに至る。 未だ前約を果さざるに、 去年 の夏頃ある雑誌に短歌の事を論じて鉄幹子規と併記し両者同一趣味なるか の敵となり吾れは明 鉄幹と子規とは並称すべき者にあらずと。乃ち書を鉄幹に贈つて 然れども此等の事件は他の事件と連絡して一時歌界の問題 、此の事 星所 世に誤り伝 載の短歌を評せん事を約す。蓋し両者を混じて同 られ鉄幹子規不可並称の説を以て尊 爾後 病床寧日少く自ら筆を執らざる事 卑軽重 0 となり、

一趣

数月

子規

如

先日短歌会にて、 最も善き歌は誰にも解せらるべき平易なる者なりと、ある人は主張

したりとて何の用にか立つべき。蛙は赤きものか青きものかを論ずる前に先づ蛙とはど よ。其歌の選択恐らくは両者一致せざるべきなり。歌の選択既に異にして枝葉の論を為 用の事なるべし。何とて実地に就きて論ぜざるぞ。先づ最も善きといふ実地の歌を挙げ し遂に一場の議論となりたりと。愚かなる人々の議論かな。文学上の空論は又しても無 歌は善き歌になるに従ひいよくく之を解する人少き者なりと他の人は之に反対

試みんと思ふに数多くしていづれより手を著けんかと惑はるゝに先づ有名なる落合氏の に出でたり。相変らず勿体なき程の善き紙を用ゐたり。かねての約に従ひ短歌の批評を 廃刊せられたりといひ伝へたる明星は廃刊せられしにあらで此度第十一号は恙なく世

わづらへる鶴の鳥屋みてわれ立てば小雨ふりきぬ梅かをる朝

にも善き歌ありと思ふは如何に。(三月二十七日)ものならば赤き蛙も青き蛙も両方共にあるべし。

。或は解し易きにも善き歌あり解し難き田の蛙も木の蛙も共に蛙の部に属すべき

5 熊 378

規 Œ 他 善 調 を見ずして鳥屋ば 2 即 趣 体 る 5 か 煩 をる 5 向 の調 K カン 和 て詠みたるものとすればそれでも善けれど、 0 5 善 う句 動 K 加山 病 る。 る 渉って論 子 けれどそこへ小雨 朝 物 鶴 ん カン の上 鶴 若し 若 似 園 ず。 0 且. の鳥屋」 2 梅 あ カン L はた個 つ小 より此 次 P 又 い 動 は ぜざるべからず。 K 0 動 3 物 しからず、 かり見るか 静 梅 FF 物 個 園 とあるは 句 か カン K 園 人の庭かとい 人 を詠みし者とすれば をる朝 しても なる景色に とか の庭 を加へたる甚だ不調和なり。 の続き工 「見て 個 0 とい の嫌ひあり。 75 「煩 静 人 0 カン そは 合も ふ結句 配合して調和 りきぬ」とい ~ 庭と ふ事なり。 なる景色ら われ立てば」といふはどうしても動物園 る鳥屋 此 面 か 歌は 白 に関 「梅 は一句として 次 の鶴」とせざるべからず。 カン 若し個人の庭とすれば らず。 K 係 かをる朝」とい 如 しくして動物園などの騒が ふ急劇なる景色の変化を現はし 病 せず、 併しそれならば「見てわれ立てば」とい 何 なく只々漠然とこれだけ 鶴と梅との ts 此事 る場 寧ろ小 寧ろ初 の言ひ現は を論 所 0 雨 配 ふ句似あは 餇 ぜ めより降 合は支那 の代りに 鶴 んとする を詠 し方も 「見て 原作の伝 み つて居 には 面 春 伝 L L の景色を摘 しき趣に受け取 雪を 来 白 からず。 の見物ら b か とい 0 n 此 る カコ たる らず、 の穏かな 配合せば 趣 にては鶴 立 歌 向 全体の 7 5 にて み出

子となりたり。簡様に結句を独立せしむるには結一句にて上四句に匹敵する程 如き信屈 明瞭 ふが 南 にならしむべ 如き作者の位置 ふりきぬ」といふ切れたる句の下に置きて独立句となしたる処に非難 なる調子も詠みやうにて面白くならぬにあらねど此の歌にては徒に不快な かい らず。 若し此 し を明瞭に現はす句は成るべく之を避けて只々漠然と其景色のみを叙 是れ全体の趣向の上より結句に対する非難なりき。 の趣向 の中に作者をも入れんとならば動物園か個人の庭 次に あ bo 此結句 カン 此の る調

なかるべからず。 師 らが髯の剃り杭に馬つなぎいたくな引きそ「法師 なからかむ」(注・万葉十六)

の強き力

ふ歌

の結句

カン 病鶴は一首 る かぬるやう思はる。 ばこそ結に置きたるなれ。 ぬなり。 向 なる せめて病態を三四の句に置かば此の尻軽を免れたらん。一番旨い皿を初めに の初め一寸置かれて客たるべき梅 が其景色の内にて最も目立つ者は梅が に力あるを見よ。新古今に「ただ松の風」といへるも此句一首の魂なれ 先づ此歌の全体を考へ見よ。こは病鶴と小雨と梅が香と取り合 然るに「梅かをる朝」にては一句軽くして全首の押 0 香が結句 香にあらずして病態なるべ に置 か れし 故 尻軽くして へとなり 落 然るに ちつ せた

カコ

て居る 朝」とば

0

K

カ

をる」といひたりとすればそは昔より歌

K

居る者なり。

元来人の五官の中にて視官と嗅官とを比較すれば視官の刺激せらる

出 物足らぬ に、 趣 らねどこれ 法に鋭くし心を此 うなりし 病 ありて之を聞くには特に鼻の神経を鋭くせずば聞えず。 向にて 鶴が 7 はそつちのけとなりて互に関係無き二ヶ条の趣向となり了らん。 は後々に出る物のまづく感ぜらるる故に肉汁を初に、 故更に附物として趣味の変りたるサラダ テ 処で 主なればとて必ず結句の最後に病鶴を置くべしとには 他と調 「梅 牛 K りにてはさるむづかしき鼻の所作を現はし居らぬなり。 を 7 此 かをる朝」といふ如きサラダ的一句を添ふるは悪き事もなかるべ 最後に出すなり。 和 は梅の樹見えずして薫のみする者の如し。さすれば極めてことさらなる 「梅かをる朝」 せず。 の一点に集めて見えぬ梅を嗅ぎ出したりとすれば外 何故とい といふ句にては面白からず。 されど濃厚なるビフテキにて ふに梅が香は人糞の如き高き香に か珈琲菓物の類を出 若し 此結一句の意味は フライ又は ひたと打ち切りては却て スコ あらず。 あらねば稍 1 す。 の者 且つ 病 ・と鼻の オムレツ 歌 鶴 「梅 (病 を三 にても

けれ

四

の句 いか を次

判然と分

人の陥り居りし穴を未だ得出ず

若し又梅の花が見え

神

々遠き処

鶴

か P 経

をる 小雨 を無

此朝の字をこゝに置きたるが気にくはず。元来此歌に朝といふ字がどれ程必要……図に 意せざる罪なり。此の歌の作者は果して孰れの意味にて作りたるか。次に最後の「朝」、 る場合なるべし。然るに古より之を混同したる歌多きは歌人が感情の言ひ現はし方に注 が常なり。故に「梅白し」といへばそれより香の聯想多少起れども只々「梅かをる」と 多きは論を竢たず。梅を見たる時に色と香と孰れが強く刺激するかといへば色の方強き かりにては今梅を見て居る処と受け取れずして却て梅の花は見えて居らで薫のみ聞ゆ

かゝる微細なる処に妙味の存在無くば短歌や俳句やは長 い 詩 の一句に過ぎざるべし。 こんな些細な事を論ずる歌よみの気が知れず、などいふ大文学者もあるべし。されど

(同前書、一五八一六一ページ)

乗つて余り書きし故筋痛み出し、止め。

ひて筆を執りて

佐保神の別れ

いちはつの花咲きいでゝ我目には今年ばかりの春行かんとす

かなしも来ん春にふた」び逢はんわれならなくに

心弱くとこそ人の見るらめ。 世の中は常なきものと我愛づる山吹の花散りにける 若松の芽だちの緑長き日を夕かたまけて熱いでにけ 別れ行く春のかたみと藤波の花の長ふさ絵に 薩摩下駄足にとりはき杖つきて萩の芽摘みし昔おも くれなめの薔薇ふゝみぬ我病いやまさるべき時のしるしに 夕顔の棚つくらんと思へども秋待ちがてぬ我い い たつきの癒ゆる日知ら にさ庭べに秋草花の種 (五月四日) かける のち を蒔かしむ かも 力 か ほ n

ゆ

病

む我をなぐさめが

ほに開きたる牡丹の花を見れば悲しも

(同前書、一九四一五ページ)

せけるとなん。事新聞に出でゝ今の美談となす。 草枕旅行くきはみさへの神のいそひ守らさん孝子の車 たらちね の母の車をとりひかひ千里も行かん岩手の子あはれ

岩手の孝子何がし母を車に載せ自ら引きて二百里の道を東京迄上り東京見物を母

われひとり見てもたぬしき都べの桜の花を親と二人見つ(五月五日) うちひさす都の花をたらちねと二人し見ればたぬしきろかも 世の中は悔いてかへらずたらちねのいのちの内に花も見るべく みちのくの岩手の孝子文に書き歌にもよみてよろづ代までに 春雨はいたくなふりそみちのくの孝子の車引きがてぬかも 世の中のきたなき道はみちのくの岩手の関を越えずありきや 下り行く末の世にしてみちのくに孝の子ありと聞けばともしも みちのくの岩手の孝子名もなけど名のある人に豊劣らめや

(5) 「病 床 六 尺」(明治三十五年)から

(同前書、一九五一六ページ)

1

384

も出 雜誌 る。 か る果敢なさ、 K 病 苦痛、 3 来 床 K 六尺、 は 限つて居れど、 15 を延ば る事、 煩 甚だ 其れでも生きて 悶 これが我世界である。 L たまに T 号泣、 畳 L い K 其れさへ読めないで苦し 時 触 は何となく嬉しくて為に病苦を忘る、様なことが無 麻 は n る 痺 極 居れ 剤、 端 事 0 は 苦痛 僅 ば あるが、 しかも此六尺の病床が余には広過ぎるのである。 いい か ic_ D K 苦し た 蒲* 団た 条 い 事 0 められて 一の外へ 活 んで居る時 は 路 U 2 を 五分も まで足 た 死 路 い 6 \$ 0 内に を延ばして体をくつろぐ事 多い ので、 一寸も かい 求 毎 めて 体の 読 日 少し 動け 23 見 ば る い でも 腹 \$ ts の安楽 0 0 立 は 事 15 一つ事、 新 から

聞

僅

年が 前置 きし 年 中 L か \$ 六年の間 世間も知らずに寝て居た病人の感じはまづこんなものですと

教室が 佐き L 0 十二 原料で二十銭の確詰が出来る。 か 0 \$ 西 備品 坪、 0 四 端 年 間 事 費が二十二 K 柏島と 務 昇給なしの二十円ぢやさう 所とも とい 門、 校長 ふ小さな島が 消 0 寝室とも 耗 品 生徒が網を結ぶと八十銭位の賃銀を得る。 豊が十 あつて二百 兼帯で 七円、 なっ 其 Ξ 生 畳 声 ほ 徒が 敷、 の漁 カン K 実習 は 六 村 実習 + に水産講習学校が 五 所 か 人 から 6 五 得る 校長 坪、 利 0 月給 益 経 から 其等は 費 あ から 办

は此話を聞いて涙が出る程嬉しかつた。我々に大きな国家の料理が出来んとならば、 学校が其道の人には此頃有名になつたさうぢやが、世の中の人は勿論知りはすまい。 皆郵便貯金にして置いて修学旅行でなけりや引出させないといふ事である。此小規模の に教育せられたら楽しい事であらう。(三十五年五月五日)(「子規全集」第八巻、二四九一五〇ページ) 水産学校へ這入つて松魚を切つたり、鳥賊を乾したり網を結んだりして斯様な校長の下れ

② 九 十 九

一、史料大観(台記、槐記)

一、史料大観(台記、槐記、扶桑名画伝)

みれば、もじのへに、なみだしながる、 このふみを、あましょ人、このふみを、 よめとたばりぬ、そをよむと、ふみあけ なさけしぬびて

やまめ(川魚) なまよみの、 三尾は甲州の一五坊より かひのやまめは、 ぬばたまの、夜ぶりのあみに、三つ入りぬ、その

三つみなを、

わにおくりこし

一、仮面二つ某より わざをぎの、にぬりのおもて、ひよとこの、まがぐちおもて、世の中の、おもな

き人に、かさんこのおもて

草花の盆栽一つはふもと(岡麓)より 秋くさの、七くさ八くさ、一はちに、あつめてうゑぬ、きちかうは、まづさきい

でつ、をみなへしいまだ

松島のつとくさべくは左千夫蕨真より

まつしまの、をしまのうらに、うちよする、波のしらたま、そのたまを、ふくろ にいれて、かへりこし、うたのきみふたり(八月十九日)(同前書、三七六一七、一シ) 3 百二十四

○人間の苦痛は余程極度へまで想像せられるが、しかしそんなに極度に迄想像した様な 苦痛が自分の此身の上に来るとは一寸想像せられぬ事である。(十三日)

(同前書、四〇三ページ)

④ 百二十七

○芳菲山人より来書

り引籠り縄鉢巻にて筧の滝に荒行中御無音致候 拝啓昨今御病床六尺の記二三寸に過ず頻る不穏に存候間御見舞申上候達磨儀も盆頃よ

編者註・この月の十九日に子規死去、この「来書」の記載が最終の文章となった。(同前書、四○五ページ) 俳病の夢みるならんほとゝぎす拷問などに誰がかけたか (十七日)

(6) 俳 句 抄

あたゝかに白壁並ぶ入江かな (以下明治二十六年)

寺見えて小道の曲る野菊かな月の出や皆首立てム小田の雁

下町は雨になりけり春の雪

感あり

匹夫にして神と祭られ雲の峰

戦死者を弔ふ

朝嵐隣の幟立てにけり 大国の山皆低き霞かな

行教

の我に神なし仏なし

のぼりつめし山平かに花野かな

工山に沿うて夕日のとんば哉 株風や雲吹わたる出羽の海 見えすくや秋の夕日のくぬ木原 つ家に日の落ちか」る枯野かな (以下明治二十七年)

大寺の静まりかへる師走かな

穴にのぞく余寒の蟹の爪赤し

(以下明治二十八年)

389

法隆寺の茶店に憩ひて

柿くへば鐘が鳴るなり法隆寺 箱根路の石落ちかくる芒かな

病

庭の雪見るや厠の行きもどり

病 起

行年を母健かに我病めり のどかさや杖ついて庭を徘徊す

(以下明治二十九年)

釣上げし魚の光や暖き (以下明治三十五年) 我行けば畑打ちやめて我を見る (以下明治三十四年)

臥病十年

首あげて折々見るや庭の秋

絶筆三句

終瓜咲て痰のつまりし仏かな なき*

をととひの絲瓜の水も取らざりき 痰一斗絲瓜の水も間に合はず

(寒川鼠骨編「正岡子規集」五五五ページ、俳句篇から。ただし二十

八年「戦死者を弔ふ」一句は、「子規全集」第二巻、九一ページから)



名は林太郎、石見国(島

軍医。この間、漢詩・和歌を修めた。一八八四一八八年(明治十七一 久二年に生まれた。幼時から論語等漢籍の素読に励み、東京へ転居後 の十歳からドイツ語を学んだ。十九歳、東京大学医学部卒、同年陸軍 本名は林太郎、石見国(島根県)津和野藩の典医の長男として、文

づいた短編「舞姫」=文壇処女作=を公にした。

二十一年)ドイツに留学。明治二十三年、二十八歳のおり、

留学に基

彼は深く追悼の意を込めて「興津弥五右衛門の遺書」を発表し、淡々とした筆致の中で、殉死の心 瀬舟」等の作品をあらわした。乃木大将夫妻が明治天皇御逝去のあとを追って殉死を遂げたおり、 評論に旺盛な執筆活動を続け、五十歳前後の期間に、「青年」「雁」「阿部一族」「山椒大夫」「高 日 清日露両戦争に出征・明治四十年に軍医総監 -という軍医としての服務と並行して、翻訳、

情を書きとどめている。

いていて、そんな人のいうことは、 ると信じます。 んでいるのです。…こういう心持は、愚痴とか厭味とかいうことばの概念とはたい 鴎外は、 私の考えでは私は私で、 当時 流行の …批評壇が、 "自然主義"には与しなかった。 自分の気に入ったことを自分の勝手にしているのです。それで気がす 時を得ていない人は、 厭味、 愚痴のほ 時を得ている人に対して、 かにないように思うのは、 「予が立場」の中で、 きっと不平をいだ 批評家の思想の貧

へん違って

とも語っている。 彼は、またその遺言の中で

弱ではあるまいかと思うのです」

ものが、 文学・森鴎外」並びに筑摩書房の と記し、 「余ハ石見人森林太郎トシテ死セント欲ス…墓ハ森林太郎墓 その墓は東京都三鷹市禅林寺に残されている。 「うた日記」を除いては現代仮名遣いに直されている点をご了承願いたい。 「森鴎外全集」によったので、作者の原文は旧仮名遣いであった 本書へ の引用文は、 ノ外一字モホル可ラズ」 中央公論社の (浜田) 「日本の

(1)5 た 日 記 (日露戦争従軍中の詩歌集) から

明治三十七年於遼陽

草まくら旅に病みつつさき立ちし友を思へばいや痩せに痩す ひとりゐて見れば寂しき月の夜に蘆のまき葉の笛のねもがな あたすみしかりやの跡の秋なれど花の色香はかはらざりけり

明治三十八年六月二十日於奉天

畑くろく家むらくろく木木くろき上に棚引くあかき夕雲 わが胸のそれにも似たりいなづまの光をつつむくろき雨ぐも 風なき日かはるともなくかはりゆく夏のしら雲見れどあかぬかな ほのじろき空のひむがしみるがうちに映えに映えゆく柑子いろぐも 平和あらん平和あらじのあらそひに耳をそむけてただ雲をみる

川隈によどみてかわく泥のみちふめば蹄のしたにゆらめくなど。 隠沼にあみこみし足えもぬかで草はむ駒をにくみけるかな にそよめきわたる高黍の穂波のうへをゆくしら帆 かな

明治三十八年九月七日古城子を発して六家子の軍橋に至る

相模の浜辺にある友に

君がゆく真砂白浜はま松の下ゆくみちはたれとゆく道

陸奥に一年をすぐさんといふ友に

陸奥のあだたらまゆみ(注・安達太郎檀弓)ひきしぼりしばし放たぬきみをしぞおもふ

清き上にきよき求めてかみつ瀬の水汲みぬてふひとぞゆかしき 或ひとの茶によき水汲むと興津川に 溯 りしを聞きて

教員をやめし友に

国民は皆をしへ子とかがふりを掛けて去にけんきみをしぞおもふ

(「森鷗外全集」第7巻、二一五ページ)

「牛タ・セクスアリス」 (明治四十二年「スバル」に発表)から

(2)

学が職業であるくせに、なんにも書物を書いていない。文科大学を卒業するときには、 金井湛君は哲学が職業である。 哲学者という概念には、なにか書物を書いているということがともなう。金井君は哲

外道哲学とSokrates(ソクラテス)前のギリシャ哲学との比較的研究とかいう題で、 どへんなものを書いたそうだ。それからというものは、 なんにも書かな

の読んでいる小説なんぞを引いて説明するので、学生がびっくりすることがある。 -)は新聞の雑報のような世間話を材料帳に留めておいて、 自己の 哲学の材料にしたそ く人がはつと思つて会得するというようなことが多 い。 Schopenhauer (ショーベンハウァ る。ことに縁の遠 線を投げることがある。そういうときに、学生はいつまでも消えない印象を得るのであ 先生の講義の方がおもしろいということである。講義は直観的で、ある物の上に強い光 義をしている。学生の評判では、本をたくさん書いている先生がたの講義よりは、 し職業であるから講義はする。講座は哲学史を受け持つていて、近世哲学史の講 金井君はなにをでも哲学史の材料にする。 真面目な講義の中で、そのころ青年 い物、 なんの関係もないような物を藉りて来てある物を説明して、聴

芸術品として見るのではない。

金井君は芸術品には非常に高い要求をしているから、そ

作者は憤慨するだろう。

かしもしなんと思つて読むかということを作者が知つたら、

小説はたくさん読む。新聞や雑誌を見るときは、議論なんぞ見ないで、小説を読む。

的状態 作者が悲しいとか悲壮なとかいうつもりで書いているものが、きわめて滑稽に感ぜられ こいら中にある小説はこの要求を充たすに足りない。金井君には、作者がどういう心理 作者が滑稽のつもりで書いているものが、かえつて悲しかつたりする。 で書いているかということがおもしろいのである。それだから金井君のため には、

か脚本かを書いてみたいと思う。しかし例の芸術品に対する要求が高いために、 自己の哲学を建設しようなどとは思わないから、哲学は書く気はない。 金井君もなにか書いてみたいという考えがおりおりおこる。哲学は職業ではあるが、 それよりは小説 容易に

ある」というようなものが出る。 そして技癢を感じた。そうすると夏目君の「我輩は猫である」に対して、「我輩も猫で そのうちに夏目金之助君が小説を書きだした。金井君は非常な興味をもつて読 金井君はそれを見て、ついつい嫌になつてなんにも書

取

りつけないのである。

格別技癢をば感じなかつた。そのくせおもしろがることは非常におもしろがつた。おも そのうち自然主義ということがはじまつた。 金井君はこの流義の作品を見たときは、

しろがると同時に、金井君は妙なことを考えた。

ぎない。小説家とか詩人とかいう人間には、性欲の上には異常があるかもしれない。こ だろうと疑うにすぎない。すなわち作者一人の性欲的写象が異常ではないかと思うにす でないことと思つたのではない。そんなこともあるだろう、それをなぜ作者が書いたの そういうところを、 のを覗きに行く段など見て、そう思つたのであるが、そのときの疑いは、 人間が、 つた。しかしそれは Germinal (ジェルミナール=小説の題名) やなんぞで、 と思つた。そりいう想像は Zola (ソラ) の小説なぞを読んだと きにもおこらぬではなか 分が人間一般の心理的状態をはずれて性欲に冷澹であるので はないか、特に frigiditas 認めているのを見て、人生は果してそんなものであろうかと思うと同時に、あるい つけても性欲的写象を伴うのを見て、そして批評が、それを人生を写し得たものとして (フリジディタス=不感症)とでも名づくべき異常な性癖を持つて生まれたのではあるまい 金井君は自然派の小説を読むたびに、その作中の人物が、行住坐臥造次顕沛、 困厄の極度にたつしたところを書いてあるとき、 わざとらしく書いているだろうというのであつて、それがありそう ある男女の逢引きをしている 労働者 なんで作者が の部 なにに 落 は自

る。しかし近ごろ日本でおこつた自然派というものはそれとは違う。大勢の作者が や哲学者を片端からつかまえて、精神病者として論じているも、そこに根柢を有してい ものが、精神病学者にいわせると、一々の写象に性欲的色調を帯びているとでもいいそ におこつて同じようなことを書く。批評がそれを人生だと認めている。その人生という うなふうだから、 金井君の疑惑は前よりよほど深くなつて来たのである。 時

も関係を有している。Möbius(メビウス=ドイツの精神病理学者)一派の人が、名のある詩人

の問題は Lombroso (ロンプロゾー=イタリアの精神病理学者) なん ぞ の説いている天才問題と

(「日本の文学②・森鷗外円」、ハハベージ)



から

3

この第四冊目も、第三冊目と同じように、予定紙数をかなりオーバーして四〇〇ページ以上のも

思っていたが、次のような理由で、致し方のないことになった。

のとなってしまった。新書版としては、大体三○○ページくらいの厚さにとどめるのが理想的だと

国ならびに国民の嚮う所が明示されたために、長い日本の歴史中のその後半史の中では、とりわけ と「大日本帝国憲法ならびにその前文三つ」と「教育勅語」の三本の柱が立てられ、これによって の大躍進をした期間でもあった。同時に、国内においては、明治天皇の御志によって、「軍人勅論」 の一小国から、英・米・仏・独・伊・露の六ヵ国とともに、世界七大強国の一つに数えられるほど 明治時代」という時期は、名実ともに明治天皇による御親政の時代であり、しかも日本が東海

あわせて、それに奉答呼応した国民の思想・心情を十分に取り上げなければ、決して明治時代の解 らびに政事・軍事両面にわたる施政の御方針を明らかに把らえることが不可欠のことであったし、 従って、この時期における「日本思想」を学ぶに当たっては、何よりも、明治天皇の文武両面な

「天皇政治の本義」が発揮された時代、といえる時期であった。

明はできるものではない、というのが、 私たち編集委員の一致した見解であった。

It 御人柄を、 た御詔勅および、(第五冊目) た当時の、 ともにこの見地に立っての一連の編集方針に依って配置されたものである。それは、 多大のベージをさいて、各時点における主要な御詔勅を掲載し、かつ、その御詔勅が 明治天皇の御施政の御心組みを、 はしがきでも触れたように、 できるだけ理解し易くしようと努力した。 時代的背景ならびに、客観的情勢の解説を添えて、若い世代の読者各位に、 次巻の末尾に、二十二ページにわたって謹載した できるだけ誤りなく、できるだけ正確にご紹介すべきだと 本巻および次巻(本書第四、 本巻に掲載した御詔勅のほか、 第五冊)の両巻の編集に当たっ 「明治天皇の御歌 次卷 明治 御詔 に掲載し 天皇の

ったかは、 紹介の労をとった。 についても説明を加えた。 日清・日露両戦役に際しての御詔勅を掲載するに当たって、 あえて贅言を必要としないが、とにかく今日の若い世代の人々が、 貴重なページを使って、私たちが、なぜそこまでの努力をしなければならなか また、 国運を

婚して

戦ったこの

両戦役の

戦況の
一部についても、 なぜ両戦役が発生したのか、 両戦役につい あえて ての真

添えた解説とともに、

ぜひともご精読を煩わしたいところである。

勅に

たからに外ならない。両戦役については、その原因についても、その内容についても、

相を余りにも教えられずにいることに、歴史の真実を重んずる立場から、

耐え切れぬ悲しさを覚え

ひどい誤解

の先人たちに、なんとも申しわけが立たない、そうした思いが、本巻のページを次々に増していっ が流布してしまっている現代である。これでは、祖国の今日の発展の基礎を築いてくれた明治時代 てしまったのである。 編者の衷情をお汲みとりいただければ、 これに越した喜びはありません。

編集委員の関正臣氏、ならびに初校の校正に当たってくださった各編集委員各位、それに人物写真 を惜しまれなかった国文研同人の方々、それに、奥村印刷の担当者、 巻(第三冊目)の写真蒐集に大変なご苦労をおかけした大鹿久義君、 びに、運行推進の役を果たされた石井恭子さん、また前回のあとがきで謝意を表すべきであっ の蒐集、 いて心からの謝意を捧げたいと思う。 わりに、この巻の校正全般ならびに資料の確認について、終始ご多忙中を協力してくださった 図書館での調べに当たられた山内健生君、全作業における細心の運行計画とチェックなら (編者) その他、 篠原勝美氏にも、 終始側面 前巻につづ からご鞭撻 た前



大正三年(一九一四) 編 (旧四谷区)に生まれる、正三年(一九一四)東京都 略 歴

家新

系宿

、現職、亜細亜大学教授、社団大学法学部政治学科を中退大学法学部政治学科を中退大学法学部政治学科を中退大学法学部政治学科を中退大学法学部政治学科を経て、東京帝は山口県萩市 東京帝国 団

日本思想の系譜-文献資料集(下-その1-)

国 文 研 叢 書 No. 7

編

者

小

田

村

発行所

社団法人

事長

79 五十三年四月 + 四 年 三月

昭和 昭和

> 一十日 日

資料二、 第六刷発行

七八〇円

国民文化研究 寅 会 郎

東京都中央区銀座七一一〇一 替東京 (五七二) 六一 へ ○ 五 ○ 七 香 一 五 二 六 - 七 村 寅 二郎

奥 東京都千代田区西神田 村 印 刷 株 式 1-1 会 社

py

印刷所

落丁乱丁のものは、お取り替えいたします

人国民文化研究会理事長

法







